第五條　本會ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一、本會ノ主義精神ヲ鼓吹スヘキ雜誌ヲ刊行シ且ツ斯道ニ關スル圖書ヲ編纂刊行スル事
一、本會ノ主義精神ヲ鼓吹スル爲メ各地ニ講演會ヲ開キ又ハ依賴ニヨリ講師ヲ派遣シ之カ趣旨ヲ宣傳スル事
一、本會ノ目的ニ合致スル奬學勸業慈善等ノ事業ニ對シ時宜ニ應シ金品ノ寄贈ヲ爲ス事
一、本會ノ趣旨ニ合致スル特殊ノ功績アル者ヲ表彰スル事
一、前各號ノ外評議員會ノ決議ヲ經テ本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナリト認メタル事項

第十一條　本會ノ豫算ハ理事會之ヲ編成シ總會ノ承諾ヲ受クルヲ要ス

第十二條　決算ニ於テ剩餘ヲ生シタルトキハ三分ノ一ヲ基本金ニ編入シ殘餘ヲ翌年度ニ繰越ス

第十三條　本會ノ資產ハ一定ノ銀行ニ預入シ會長之カ保管ノ責ニ任ス

第十七條　會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

第三十條　本會ノ會員ヲ分チテ左ノ五種トス
一、名譽會員　德行高キモノ又ハ本會ニ顯著ナル功績アルモノヲ本會評議員會之ヲ推薦ス
一、維持會員　金五百圓以上納入スルモノ
一、特別會員　一時金百圓以上又ハ每年五十圓宛ヲ三ケ年間納入スルモノ
一、正會員　一時金百圓以上又ハ每年十圓宛ヲ三ケ年間納入スルモノ
一、準會員　一時金五圓以上ヲ納入シタルモノ

第三十一條　本會員ハ別ニ定ムルトコロノ待遇ヲ受ク

第三十二條　本會員ニハ會員章ヲ交付ス

第三十三條　本會員タラントスルモノハ其種別ヲ記載シ會費ヲ添ヘ會長宛申込ムモノトス

第三十四條　本會ヲ退會セントスルモノハ會員章ヲ添ヘ其旨會長ニ屆出ツヘシ
前項ノ場合ニ於テハ既ニ拂込ミタル會費ハ之ヲ返還セサルモノトス

第三十五條　本會員ニシテ其義務ヲ怠リ又ハ本會ノ主義目的ニ背反シ若クハ本會ノ名譽ヲ汚損スヘキ言動ヲ爲シタルトキハ會長ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第三十六條　會議ヲ分テ總會評議員會及理事會ノ三種トス

第四十條　左ノ事項ハ總會ニ附議スルコトヲ要ス
一、定款ノ變更ニ關スル件
一、豫算決算ニ關スル件
一、其他會長ニ於テ必要アリト認メタル事項

第四十六條　本定款ヲ變更セントスルトキハ評議員會ノ同意ヲ經總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ贊成ヲ得主務官廳ノ許可ヲ受クルヲ要ス

4　役　員

會長　子爵　清岡長言　　常務理事　伊藤末尾
囑託　坂本辰之助　　主事　飯塚曉

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算總額　一四、七〇〇圓

（內譯）歲入——會費四、五〇〇圓、寄附金三、五〇〇圓、補助金三、五〇〇圓、圖書賣上代一、七〇〇圓、新聞賣上代三〇〇圓、利子二〇〇圓、雜收入一、〇〇〇圓。
歲出——事業費七、七〇〇圓、事務所費九五〇圓、俸給及諸給三、六五〇圓、備品費一〇〇圓、消耗費三〇〇圓、印刷費一〇〇圓、旅費三〇〇圓、交際費三〇〇圓、賞與費二〇〇圓、會議費三〇〇圓、通信費三五〇圓、營繕費一〇〇圓、雜費二五〇圓、豫備費一〇〇圓。

2　事業計劃

（イ）講演會懇談會、（ロ）新聞聖訓主義發行、（ハ）大阪市內に人事相談部の新設、（ニ）敎化團體融和團體其他諸團體との聯絡、（ホ）國民融和日參加

三、昭和五年度施行事業

四、講演會

會名	回數	備考
講演會映滿會	一六〇	講師、清岡會長其他二十餘名

五、文書其他の宣傳

種目	對象	數量	備考
新聞聖訓主義	會員	三二、〇〇〇部	前年ト同樣

第四章　融和團體の組織と個別的活動

一、要　覽

1　創立趣意書

人類平等の精神は天地の公道にして國民諧和の實は一國文化の源泉なり然るに古來の因襲は一部同胞に對する差別偏見の餘弊を釀成し同胞侮蔑の陋習漸く拔き難きものあり　明治天皇　親政の初、先此弊を認め給ひ四民平等の布達を發せしめ給ひてより玆に五十餘年時代の推移に伴ひ表面平等を叫び親善を唱ふる漸く其數を加へ來りしも內心に於ける障壁は容易に除去されず諧和の實亦

至らざるの憾あり乃ち宗祖親鸞聖人の高唱せられたる御同朋御同行の教旨に基き一如會の名に於て其實動を進め宗教的信念に依り深く人心の奥底に加充して差別的偏見の絶滅を計り共存共榮國民融和の實を擧げんことを期す。

2　會　則

第一條　本會ヲ一如會ト稱シ事務所ヲ本派本願寺社會課内ニ置ク

第二條　本會ハ親鸞聖人ノ教義ニ基キ專ラ人類相愛ノ精神ヲ普及シ社會ノ安寧ト文化ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、文書、圖書、講演、映畫等ニ依ル宣傳
一、文化ニ關スル講習會
一、人物養成機關ノ設置
一、事業施設ニ關スル研究會
一、其他ノ必要ト認メタル施設

第四條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長一名、顧問若干名、理事七名、錄事二名

第五條　會長ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

理事錄事ハ會長之ヲ任命ス

第六條　會長ハ事務ヲ處理シ本會ヲ代表ス

理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス

錄事ハ理事ノ指揮ニ依リ庶務ニ從事ス

第七條　本會ニ參與員若干名ヲ置ク

參與員ハ會ノ諮問ニ對シ意見ヲ陳フルモノトス

第八條　本會ニ囑託講師若干名ヲ置ク

第九條　本會ノ經費ハ各種補助金及寄附金等ニ依ル

第十條　本會役員ノ任期ハ二ケ年トシ再任ヲ妨ケス

第十一條　本會ノ會計ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

補　則

本會設立當時ノ會長ハ發起人會ニ於テ之ヲ定ム

3　役　員

會長　後藤環爾　理事　花田凌雲
理事　長尾雲龍　同　斯波隨性
同　千葉康之　常務理事　山崎精華
錄事　若林諦演　錄事　原田慶範
同　小島茂政　囑託講師　山田清井
囑託講師　古川ムツ　同　眞田俊子
地方委員　長島義賢　外二一名

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算總額　一三、六〇〇圓

（内譯）歲入——補助金九、〇〇〇圓（本願寺五、〇〇〇圓、内務省一、〇〇〇圓、慈善會財團三、〇〇〇圓）繰越金四、五〇〇圓、雜收入一〇〇圓

歲出——事務費二、七八〇圓、事業費一〇、六二〇圓（講演會費一、二〇〇圓、文書宣傳費六五〇圓、婦人講習會費一、九六〇圓、會合費二、八〇〇圓、育英費一、八〇〇圓、補助費一、九四〇圓、調査費七〇圓　諸費二〇〇圓）

2　事業計劃

（イ）集會　評議員會三回以上、其他參與員會、地方委員會、研究會、（ロ）講演會　三十數區及大都市、（ハ）文書宣傳　パンフレット四回、（ニ）講習會　夏季講習會一回、學校に於ける講習會　本願寺立中等學校及本山寺立佛教學院、社會事業講習會、（ホ）婦人文化講習會、（ヘ）懇談會、（ト）育英事業　特に地方に永住する者、（チ）補助事業　支部補助、其他、（ト）調査

三、昭和五年度施行事業

二、講演會

會名	回數	參會者	備考
研究會	一	一〇	於本山内、役職員
地方委員會	一	二三	於本山内、地方委員支部代表
懇談會	一六	五二二	派内僧侶布敎師、講習生學生等
計	一八回	五五五名	

三、講習會

會名	回數	參會者	備考
婦人文化講習會	五七	五、七一八	講師　山田、原田、古川、眞田
青年講習會	一		京都府天田郡下豐富村
指導者講習會	一		福岡縣京都郡行橋町
佛敎講習會（併置）	一〇		高知、兵庫、大阪、和歌山、奈良、愛知、滋賀、三重

四、講演會

會名	回數	參會者	備考
融和問題講演會	二六	三、五三〇餘	京都、奈良、滋賀、愛媛、和歌山
講演と映畫會	六	四、五〇〇	三重縣下
計	三二	八、〇三〇餘	

五、文書宣傳

種目	數量	對象	備考
パンフレット	二、〇〇〇部	關係方面、大會懇談會出席者	
一如會要覽	三〇〇部	同	

八、裝飾助成

種別	施行事業	施行市事業費補助	備考
螢雪會	育英事業	京都市三條町（八五）圓	外に人事相談
		大橋敎榮町 四二〇圓	夏季修養會外に座談會等
ルンピニ學園	同	同東七條 九八一圓	
和歌山支部	地方融和事業	和歌山縣下 三〇〇圓	一〇〇
奈良縣昭和會	同	奈良縣下 四〇〇圓	一〇〇
計		二、四八八圓	一、〇四〇

一四、其他　育英事業

人員概要

一〇名　中學七名、專門學校二名、大學一名、派内末寺子弟學資支給

四、大谷派本願寺眞身會

大谷派本願寺は、從來同派社會課に於て融和親善のため盡力するところがあつたが、大正十五年三月二十五日本會を設立し、爰に設立されてゐる本派本願寺一如會と相並んで眞宗教團に於ける融和運動に從事してゐる。

一、要　覽

1　趣意書

我國内に於ける少數同胞と多數同胞間の問題は現代に於ける最も重要なる社會問題として、政府に於ても民間に於ても、諸種の事業運動の施設せられつゝある現狀にあり。

而して我派に於ては、既に大正十年社會課の設立以來、相當の實績を計上して諸種の事務を起し、或は總長の訓示、社會課の指示等奬勵せられ來りしも、寺内諸種の事情は、これが遂行を期すること困難にして現在及び將來に於て、甚だ寒心すべきものある感みとするところなり。

然るに該問題たるや、これを一日も等閑に附すべからずとして全國的に各自各々の立場より貢獻せられつゝあるも、實にこれ宗教信念に生きむとする團體の率先して、銳意專心これに當るべきものにして、殊に我が派の教義並に歷史的關係を顧る時、益々その責任の重且大なるを知り、同時に如何なる困難を排しても徹底的運動の必要を認むべきなり。

こゝに從來の事情と列下の現狀に鑑み、新たに眞身會なる融和運動を目的とする團體を創立し教團としての眞實報謝の途を開き會則による諸種の事業を進め、以て宗意に反かざらむことを期してやまず。

庶幾くば等しく一宗に流れを汲み、同一信仰に生きむとする諸賢の衷心の熱誠と贊助とにより、本會所期の目的を達成し一日も早く聖代の不祥事を根絶したきものなり。

大正十五年三月二十五日

2　會　則

第一條　本會ハ大谷派本願寺眞身會ト稱シ事務所ヲ大谷派本願寺内ニ置ク

第二條　本會ハ親鸞聖人ノ信念ニ依リ御同朋ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、講演文書其他ニ依ル宣傳
二、協議會並研究會
三、人物養成
四、植民事業
五、其他必要ト認メタル事項

第四條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名　副會長　一名
理事　七名　協議員　若干名

第五條　會長副會長ハ理事會ニ於テ理事ハ協議員會ニ於テ選擧シ協議員ハ會長之ヲ依囑ス役員ノ任期ハ二ケ年トス

第六條　會長ハ事務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
理事ハ會務ヲ處理ス
協議員ハ會長ノ諮問ニ應シ意見ヲ陳フルモノトス

第七條　本會ニ囑託若干名ヲ置ク

第八條　本會ノ經費ハ補助金並ニ寄附金ニ依ル
本會ノ會計年度ハ七月一日ニ始マリ翌年六月三十日ニ終ルモノトス

第九條　本會ハ必要ニ應シ各地ニ支部ヲ設置スルコトヲ得但シ支部規則ハ支部ニ於テ作製シ會長ノ承認ヲ得ルモノトス

3　役　員

會長	武内了温	理事	井上智月
理事	河邊賢雄	同	細川憲壽
同	竹中慧照	同	高濱善雄
同	野間修	同	武田祐言
同	久米天海	同	奥田靈靜
同	本多學	囑託	朝倉一道
囑託	譽田與吉	同	蒲池一義
同	平林光親	同	杉本昌夫

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算　總額　三、四五〇圓

（内譯）歳入――國庫補助一、〇〇〇圓、本山補助二、四五〇圓
歳出――隣保事業費五八〇圓（山陰、滋賀、京都駐在手囑託會協議會）
第四章　融和團體の組織と個別的活動

當補助其他、、協議會費　三七〇圓理事會費一〇〇圓、囑託會費五〇圓、關西融和聯盟負擔金七〇圓、京都府聯合會費五〇圓、講習生派遣費一〇〇圓）、宣傳懇談會費一、二七〇圓（内懇談會費一五〇圓、映畫宣傳費三〇〇圓、記念宣傳費一〇〇圓其他）、文書費一八〇圓（パンフレット費一五〇圓、ポスター作製費三〇圓、專任講師費六〇〇圓其他）

2　事業計劃

（一）隣保事業　各寺院の隣保館的施設、關係府縣從事者依囑、（二）宣傳　（イ）講習講演布教其他の會合、（ロ）老人會合、（ハ）持に山陰と滋賀縣に努力、（三）支部設置囑託整理、（四）映畫其他

二、昭和五年度施行事業

一、諸會議

會名	開催回數	概況
協議會	四回	教務所長會議融和問題協議、關西融和聯盟各宗本山重役協議、京都府融和團體聯合幹事語奥發記念事業協議、融和施行事業
委員會	三	關西融和聯盟委員會
協議懇談會	一	京都府融和團體聯合會市内小學校教員協議懇談會
懇談會	二	中央融和事業協會講習會派關係者懇談會、全國融和團體大會出席派關係者懇談協議會
囑託會	一	眞身會囑託會協議

理事會　一　六年度豫算及事業協議
計　一二回

三、講習會

會名　開催期日　開催地概況
講習會　五年七月五日より四日間　京都市　出席者三〇名、講師武内了温

四、講演會、映畫會其他

會名　開催回數　參會者　備考
講演會　二六　二、四五〇(其他)　兵庫縣二、京都府三、京都市一、大津市一、講師武内了温
映畫會　二　三〇〇(其他)　兵庫縣下、講師同前
琵琶會　一　二〇〇　京都市大谷派本願寺内
計　二九　二、九五〇(其他)

五、講師派遣

名稱　主催者　開催回數　備考
宗教家懇談會　京都府親和會　四回　京都府二、京都市一、大津市一、講師武内了温
社會講座　兵庫縣清和會　四　兵庫縣下、講師同前
講習會　奈良縣昭和會　一　奈良縣下、講師同前
講演會同　一　同　松本興仁

六、支書宣傳

種目　對象　備考
「滿身會々則」「差別のつみ人」「解放令記念日に際して」　講演會、講習會參會者　其他の機會配布

「農村と寺院」「融和運動の宗教に對する態度」　地方寺院僧侶　寺院の活動を促す

八、獎勵助成

事業名　施行團體及施行者　備考
隣保事業　滋賀縣浦生郡武佐村　坂井藤吉
同　大分縣大分市旭町青年會、同市南勢家町隣保館
同　京都府下井手町正蓮町　平原光親
同　滋賀縣河瀨村　蒲池一義
敎化事業　京都市東七條隣保館佛式結婚獎勵助成
計　五件

第二節　地方的融和團體

一、京都府親和會

本會は融和事業は單に部落其のものゝ改善に止まらず、更らに一般民側の因襲的觀念の除去に對して運動を起し、兩々相俟つて、同胞間の親睦融和を圖らねばならぬとなし、大正十二年七月融和促進協議會を開き、融和團體を組織することに一決し、八月二十八日賤稱廢止の記念日をトして成立を吉ぐる事となつた。

一、要　覽

1　趣意書

惟ふに　先帝畏くも四民平等を宣明し天地の公道を弘布し給ひしより既に五十餘年なるに拘はらず、今尙積年の弊習に泥み一部の者に對し社會的偏見を以て之を區別するの因襲其跡を絶たず、渾然たる融和の點に於て缺くる所あるが如きは遺憾之に過ぎず、而も其の根蒂を深き因襲的差別觀念に存するの點夥からざるに稽へ益々世人の自覺に俟つもの多きを覺えずんばあらず、而して此の種の陋習たる其由來に於て何等合理的根據あるにあらざるのみならず共存共榮の天理に背き、社會の進展を妨ぐること少なからざるなり、今や內外の情勢協同一致益々國勢の進展を期すべき秋に當りて、吾人同志玆に本會を組織し同胞相愛の大義に基き、相互の人格を尊重し速に協同諧和の實を擧げ相倚り相扶けて益々社會の福祉を增進せむとす。

冀くは同感有志の士、幸に吾人の微意を諒とし進んで本會の趣旨に賛同せられ其の成果を期せむことを。

2　會　則

第一條　本會ハ京都府親和會ト稱ス
第二條　本會ノ事務所ハ之ヲ京都府廳內ニ置ク
第三條　本會ハ因襲的觀念ヲ除去シ同胞ノ親和向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ
一、同胞融和親愛觀念ノ宣傳
二、融和相愛ヲ妨ク可キ事象ノ除去
三、其他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
第五條　本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ本會ニ加入シタル者ヲ以テ會員トス

第四章　融和團體の組織と個別的活動

第六條　本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名　副會長　二名
理事　三十名以內　協議員　約五百名

本會ニ相談役ヲ置キ會長之ヲ委囑ス
第七條　會長副會長ハ理事會ニ於テ理事ハ協議員會ニ於テ之ヲ選舉シ協議員ハ會長之ヲ囑託ス
役員ノ任期ハ二ケ年トス
第八條　會長ハ會務ヲ統括シ本會ヲ代表ス
會長ハ理事會及協議員會ノ議長トナル
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代表ス
第九條　理事ハ理事會ヲ組織シ豫算其他重要會務ヲ審議ス
第十條　協議員會ハ每年一回之ヲ開ク
但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時之ヲ開會ス
協議員會ハ會務ノ報告ヲ受ケ理事ノ選舉本會則ノ改廢並ニ決議ヲナシ會長ノ諮問ニ應ス又本會事業ニ關シ會長ニ建議スル事ヲ得
第十一條　本會ニ幹事若干名書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス
第十二條　本會ハ必要ニ應シ支部ヲ設クルコトヲ得支部ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム
第十三條　本會ノ經費ハ奬勵金寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

3　役　員

會　長　佐上信一　副會長　戶塚九一郎
副會長　土岐嘉平　理　事　福田虎亀

理事　泊　武治　同　森田　茂
同　後藤　環爾　同　大谷　瑩誠
同　藤岡開治郎　同　大澤德太郎
同　高木半兵衛　同　平井　正憲
同　高木喜平次　同　渡邊豐次郎
同　松下源三郎　同　佐藤子之助

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算　總額　一六、六一八圓

（內譯）歲入——補助金一一、三六一圓（國庫五、三〇〇圓、府五〇〇圓、其他一、〇六一圓）、雜收入一四六圓、貸付償還金一、六七一圓、借入金五〇〇圓、前年度繰越金二、九四〇圓

歲出——事務費二、九三一圓、會議費一、〇九〇圓、事業費四、四三八圓（講演會費八九五圓、懇談會費五二五圓、講習會費一、七〇〇圓、文書宣傳費八一八圓）補助費（支會及町村補助二、〇〇〇圓、視察團補助三〇〇圓、青英奬勵一、七〇〇圓、副業補助一、四〇〇圓）借入償還金一、六七一圓貸付金一、〇〇〇圓、豫備費八八圓

2　事業計劃

（一）講演會（市町村、學校、軍隊、各種會合等）、（二）懇談會、（三）講習會（幹部講習會、副業講習會、內部講習會）、（四）婦人文化講習會、（五）協議員總會、（六）理事會、（七）事象調査、（八）優良地區視察、（九）青英奬勵、（一〇）副業奬勵、（一一）學業資金貸付、（一二）斡旋並調停（移住、轉居、就職、差別事件）

一、研究、調査

會名	回數	參會者	備考
小學校教員研究會	五	一四一	講師三好豐太郎等

二、諸會議

會名	回數	參會者	備考
協議會	七	二五三	京都市其他
宗教家協議會	五	三七〇	講師下村泰之助其他
近畿融和團體協議會	四	七	聯盟委員會三回
全國大會出席者打合會	一	一六	京都市
協議員總會	一	三〇〇	講師綿貫哲雄
支會役員會	一	六〇	同　三好伊平次
懇談會	一九	八七〇	綴喜郡美豆村其他
方面委員懇談會	一	四〇	京都市東七條
警察署長懇談會	一	三一	京都市
小學校教員懇談會	一	一二〇	京都市枳殼邸
青年座談會	三	一四〇	京都市壬生其他
理事會	一	一二	府廳
計	四五回	二、三一九名	

三、昭和五年度施行事業

三、講習會

會名	回數	參會者	備考
內部講習會	一七	一、五五〇	加佐村八雲村其他
青年一夜講習會	一二	九三九	竹野郡豐榮村其他
青年臨海講習會	一	八〇	興謝郡由良村
婦人講習會	四	一八〇	京都市高岸町其他
婦人一夜講習會	一	八〇	相樂郡瓶原村
婦人文化講習會	三	三二六	相樂郡加茂町
相互修養會	一	三五	京都市東九條
計	三九回	三、一九〇名	

四、講演會

會名	回數	參會者數	備考
講演會	二四	三、一一〇	縣下各市町村
婦人講演會	二八	三、三五五	同
映畫講演會	一七	七、三五〇	同
琵琶講演會	一八	八、五〇〇	琵琶演奏中岡繁次郎、和田旭草氏
佛教團講演會	一	七〇〇	船非郡園部町
校長會講演會	一	二〇	京都市
教員講演會	一	三〇	同
小學生講演會	一	四〇〇	京都市陶化校
住宅講演會	一	一五〇	京都市
計	九二回	二三、六二〇名	

五、文書其他の宣傳

種別	數量	對象	備考
物語記念融和ピラ配布	一〇、〇〇〇枚	府下	融型發行のものを購入配布す

第四章　融和團體の組織と個別的活動

六、差別裏書除去、差別事件調停

事象の分類	事件の內容	發見發生の月日	方法	備考
氏子關係	同一氏子なるに拘らず講宴の列席を拒否す	五年四月一五日	同六月二六日	森梁香出張兩者の意志を疎通せしめ共同飲食實行せしむ
就職關係	同一組合員なるに拘らず組合工場の女工に採用せず	五年五月三〇日	同六月三日	天田郡下豐富村
氏子關係	同區內居住者なるに拘らず永年加入を拒否せり	五年四月一日	同九月十二日	組合長を召集、次年度募集の際採用先取權を承認せしむ
				同郡上夜久野村
				不當なる加入條件を撤去せしめ無條件加入を行はしめ報告祭を擧行、宴會飲食す
				船井郡竹野村

七、職業紹介

施行事業	施行期日	場所	概況
ミシン裁縫講習生補給	自五年二月二〇日至同一二月五日	京都市田中町	一人當一日三〇錢を補給し、其技術を修得せしむ、補給者一〇人
同	同	同東三條	

竹細工講習會	自六年一月一二日至同二月二六日	紀伊郡深草町	工具材料等を給與し農家の副業として修得せしむ、補給者一〇人
醬油製法講習	六年一月一七日	天田郡福知山町	講師大島氏出張、受講者六〇名
竹細工講習會	自六年一月二〇日至同二月三日	加佐郡新舞鶴町	野々村貞吉氏派遣、補給者一〇名、三五名出席

八、善隣助成

施行事業	施行市町村	事業費總額	補助費	備考
教育奬勵	京都市外三八ヶ町村	一、四一〇圓	一、四一〇圓	高等小學七四名補習學校三〇名
共同作業場設置	加佐郡新舞鶴町	七二圓	二五〇	
産業改良具購入	天田郡雀部村	六〇	一〇〇	
同	熊野郡川上村	七八	二五〇	
支會及町村補助		一、八五二		融和促進計畫に對し補助奬勵せり。
計		三、七五二		

九、生業資金貸付

貸付事業別	貸付市町村	貸付金額	期間	利率	償還法	備考
鹿の子絞	紀伊郡深草町	一〇圓	一ヶ年据置共六ヶ年	年三分	一ヶ年据置五ヶ年	

一〇、功勞者表彰

氏名	住所	表彰者	備考
和田旭草	京都市新京極錦小路	京都府親和會長	紀念品及感謝狀贈呈
畑中乙松	同七條通油小路西入	同	

一一、視察

目的	視察地	期間	人員	備考
竹細工事業調査	船井郡千歳村	二日	一二名	紀伊郡竹田村有志
改善地區見學	紀伊郡深草町	一日	二〇名	船井郡支會
優良地見學	岡山縣下	三日	一〇名	紀伊郡深草町共立自治會幹部

一二、委員制度青年融和運動融和教育等の組織現況

イ、青年運動

名稱	所在	會員數	概要
更生會	船井郡五ヶ莊村	七〇名	昭和三年以來講演講習會等を開催し着實に効果を擧げつゝあり。兩者青年に依て組織す。

ロ、融和教育

京都市小學校教員融和問題研究會

京都市伊藤祟仁、清水陶化の兩小學校長等發起となつて京都市小學校教員融和問題研究會が組織された。之は小學校教員の立場から眞摯に融和問題を研究仕様といふのであつて京都市在住の小學校有志教員をもつて會員とし、事業としては座談會、講演會の開催、會誌發行等をする。會員は五十名内外であるが委員長には清水陶化校長、副委員長には第二錦林の河原調導が選ばれ研究の實績をあげ様と努めてゐる。因に之が第三回目の集りは五年十一月二十八日午後二時から陶化校で開催し伊藤校長の觀菊御令御召しの祝賀會を開き會則の制定役員の選擧を行つた。

會則

第一條　本會ヲ京都市小學校教員融和問題研究會ト稱ス

第二條　本會ノ事務所ヲ陶化尋常高等小學校内ニ置ク

第三條　本會ハ教育者ノ重責ヲ自覺シ融和精神ノ涵養ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、座談會

二、講演會

三、會誌刊行

四、其他必要ト認ムル事項等

第五條　本會ハ京都市内ニ奉職セル小學校教員ニシテ本會ノ趣旨ニ賛同シタルモノヲ以テ會員トス本會ニ顧問若干名ヲ置キ委員長之ヲ嘱託ス

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

委員長　一名

副委員長　一名

委員　若干名

評議員　若干者

第七條　委員長副委員長ハ委員會ニ於テ委員ハ總會ニ於テ選擧ス但シ役員ノ任期ハ一ヶ年トス

第八條　委員長ハ會務ヲ總括シ本會ヲ代表ス委員長ハ評議員會委員會及ビ總會ノ議長トナル副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長事故アル時ハ之ヲ代理ス

評議員ハ本會ノ趣旨ニ賛同セラレタル京都市内小學校長ニシテ委員長之ヲ推薦ス評議員ハ委員長ノ命ニ依リ評議員會ヲ開催シ會務ヲ審議ス

第九條　委員ハ毎月一回委員會ヲ開催シ會務ヲ審議ス

第十條　本會ハ春秋二回總會ヲ開キ會務ノ報告委員ノ選擧春秋會則ノ改廢並ビニ決議ヲ爲ス

第十一條　本會ニ會計係記錄係若干名ヲ置キ委員長委員中ヨリ任免ス

第十二條　本會ノ經費ハ補助金寄附金及ビ會費ヲ以テ之ニ充ツ會費ハ一ヶ月金十錢トス

本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

一三、他團體との聯絡提携に關する事項

聯絡團體名	聯絡事項	備考
京都旭草會	講演會	筑前琵琶を以て講演會を有效ならしむ。
希望社	講習講演宣傳	講師派遣、宣傳等
京都府聯盟		
京都府敎化團體聯合會	協議會、講演會、文書宣傳	各種の機會を利用す
方面委員會	融和問題研究會	京都市崇仁學區方面委員會主催、同會協議會出席

四、支會活動狀況

支會名	所在地	代表者	昭和五年度事業概況
何鹿郡支會	綾部警察署	四方豐藏	ビラ配布、講演等
綴喜郡支會	井手 同	宮永恒治	巡回懇談會、講演講習
南桑田郡支會	龜岡 同	俟野昌平	ビラ配布、結婚奬勵
相樂郡支會	木津 同	飯田	ビラ配布、講演、講習會
與謝郡支會	宮津 同	糸井品藏	諸會合に依る融和思想の普及
加佐郡支會	舞鶴 同	岩田正雄	講演、講習會、ビラ配布
船井郡支會	園部 同	奥村英一	講演、講習會、融和デーに於ける青年團員の映畫に於ける幕合講演
天田郡支會	福知山同	高木半兵衛	映畫及琵琶、講演會、改善地區視察旅行
中郡支會	峰山 同	石原緊吾	八月二八日管内各所に立看板、印刷物配布、内部講習會、協議員會
		管内順に婦人講演會、内部講習會開催	

二、大阪府公道會

他府縣では、概して府縣單位の團體からはじめて、然る後に郡市町村に亘つて支部を設置するといふ方針で進んでゐるが、大阪府では先づ郡單位の團體（誠和會）を組織し、その基礎の成りたる後に、更に是等を支部とする府單位の團體を結成す可く努力して來たが、三四郡に於ける既設團體たる誠和會を支部として、玆に昭和三年二月廿九日を以て同會を創立したのである。創立は他の關係府縣に比して甚しく遲れた感があるが、それは如上の理由に基いてゐて、創立後日尚ほ淺きも組織は良く完備し、堅實なる諸施設が着々進められつゝある。

一、要　覽

1　趣意書

國運發展の道は國民をして協同親和の實をあぐるに在り協同親和は社會連帶の觀念を養ふに如かず、一人の同胞其の處を得ざるものあれば何を以つて平和の發達を見るを得ん、畏くも　明治大帝は維新の初め五ケ條の御誓文を發せられ、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき宏謨を示させ給ひ、更に君民同治四民平等の大義を定めさせらる、爾來星移り歲變り玆に六十年諸般の文物制度は燦として光を放つ誠に聖代の恵澤と謂ふべし、然るに舊來の陋習猶ほ今尚蟬脫せず、慘苦に泣くの同胞を見る豈に忍ふべけんや。

今や世界の風潮は人類愛を叫び、社會の平和、民人の福祉に努むるの時、我に民風和せざるものあり、同胞誼を缺くものあらんか之れ自ら濟ふの所以にあらざるなり、宜しく眼を邦家の大局に着けて擧國一致以て共存共榮の實を擧げざるべからず、斯の心即ち聖旨に對へ奉るの道たるを信ず、冀くは人間性の尊嚴に目醒め因襲偏見の弊を排り、公明と平和を象徴する昭和維新の初めに吾人は日に進み日に新にして以て國家興隆の進運に副はんと欲す、同憂の士奮て賛同せられん事を望む。

昭和三年二月二十九日　　大阪府公道會

2　會　則

第一章　名稱及事務所

第一條　本會ハ大阪府公道會ト稱ス

第二條　本會ノ區域ハ大阪府下一圓トシ事務所ヲ大阪府社會課内ニ置ク

第二章　目的及事業

第三條　本會ハ我國建國ノ大精神ニ基キ同胞相愛ノ趣旨ニ則リ舊來ノ陋習ヲ改メ國民協同親和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、因襲的偏見ノ除去、同胞相愛觀念ノ普及宣傳
一、融和事業ノ講習會、講演會、講談會等ノ開催
一、融和事業ニ關スル調査、研究、視察
一、生業資金ノ貸付、教育ノ奬勵
一、會報並ニ參考資料ノ刊行
一、其他本會ノ目的達成上必要ナル事項

第三章　會員及役員

第五條　本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同スルモノヲ以テ組織シ會員ヲ分チテ左ノ二種トス

一、通常會員（年額一圓以上ヲ納ムル者又ハ一時金五圓以上ヲ納ムル者）
一、賛助會員（年額二圓以上ヲ納ムル者又ハ一時金十圓以上ヲ納ムル者）

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名　　副會長　二名
理事　若干名（内常任理事若干名）
參與　若干名
幹事　若干名（内常任幹事若干名）
支部長　若干名　　地方委員　若干名

會長ハ大阪府知事、副會員ハ大阪府學務部長並大阪市助役中社會事業事務擔任者ヲ推薦ス

理事ハ總會ニ於テ之ヲ選擧ス
理事ノ内常任理事ハ會員之ヲ選任ス
參與、幹事、支部長地方委員ハ會長之ヲ委囑ス
役員ノ任期ハ二ケ年トス、但シ重任ヲ妨ケス
補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第七條　會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理ス
副會員ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ之ヲ代理ス
會長副會長共ニ事故アルトキハ常任理事之ヲ代理スルモノトス

第八條　理事ハ理事會ヲ組織シ概ネ左ノ事項ヲ議決ス

一、歲入歲出豫算ヲ定ムルコト
一、同決算ヲ認定スルコト
一、本會ノ施設スヘキ事業計畫ヲ定ムルコト
一、本會則ノ改廢並諸規程ノ制定
一、基本金ノ積立及管理處分ニ關スル事項

一、其他重要ナル事項

第九條　參與ハ會長ノ諮問ニ答ヘ又意見ヲ述フルコトヲ得

第十條　幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務ニ從事ス

幹事ノ內常任幹事ハ有給トナスコトヲ得

第十一條　地方委員ノ職務並ニ設置ニ關スル規程ハ會長別ニ之ヲ定ム

第四章　會議及總會

第十二條　本會ノ會議ヲ分チテ理事會參與會幹事會及地方委員會トス

第十三條　各會議ハ會長之ヲ招集シ其ノ議長トナル

各會議ノ議事ハ出席員過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十四條　總會ハ每年一回之ヲ開キ本會諸般ノ事項ヲ報告スルモノトス

第十五條　理事會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ臨時急施ヲ要シ會長ニ於テ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ會長ハ之ヲ專決處分シ次ノ會期ニ於テ理事會ニ報告スヘシ

第五章　支　部

第十六條　本會ハ必要ノ地ニ支部ヲ置クコトヲ得

支部設置ニ關スル規程ハ會長別ニ之ヲ定ム

第六章　會　計

第十七條　本會ノ經費ハ左ニ揭クルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、會費　一、補助金　一、寄附金　一、其他ノ收入

第十八條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第七章　補　則

第十九條　本會ハ理事會ニ於テ四分ノ三以上ノ同意アルニ非ラサレハ解散ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス

第二十條　會員ニシテ本會ノ目的ニ違背シ又ハ其ノ體面ヲ汚スト認メタル者ハ除名スルコトアルヘシ

第二十一條　本會則ノ施行ニ關シ必要ナル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十二條　本會設立當初ノ理事ハ創立委員之ニ當ルモノトス

3　地方委員設置規定

第一條　本會ハ本會ノ目的ヲ達成セムカ爲メ必要ト認ムル地ニ地方委員ヲ設置ス

地方委員ハ名譽職トス

第二條　地方委員ヲ設置スヘキ地域及其ノ員數ハ會長之ヲ定ム

第三條　地方委員ハ其ノ地域ニ於ケル會員中ヨリ會長之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二ケ年トス

第四條　地方委員ハ會長ノ指揮ニ依リ其ノ地域ニ於テ本會ノ事業ヲ掌理スルモノトス地方委員ノ職務執行上必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

第五條　地方委員ハ必要ナル場合數ケ地域ヲ合シ委員會ヲ組織スルコトヲ得、委員會ニ關スル必要ナル規約等ハ其ノ委員會ニ於テ之ヲ定メ直ニ會長ニ報告スルモノトス

第六條　地方委員ハ其ノ職ヲ辭セムトスルトキハ直ニ會長宛之カ届出ヲナスヘシ、住所ノ移動アリタル場合又同シ

第七條　地方委員會ノ經費ハ適當ト認メタルトキ本會ヨリ支出ス

3　役　員

會　長（知事）　柴田善三郎　副會長（學務部長）蜂須賀善亮

副會長　兒玉孝顯　理事　大谷繁次郎（外五〇名）

參　與　渡邊信男（外三三名）

幹　事　小菅秀直（外三四名）

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算總額　一九、五〇〇圓

（內譯）歲入——補助金一〇、三五〇圓（國庫五、〇〇〇圓、府五、〇〇〇圓、中央融和事業協會三五〇圓）、會費五、〇〇〇圓、雜收入一五〇圓、繰越金四、〇〇〇圓

歲出——會議及總會費一、六四〇圓、事務費三、二二〇圓　事業費八、八九〇圓（講演會費七〇〇圓、講習會費二、七五〇圓、懇談會費四〇〇圓、國民融和日費一、〇〇〇圓、融和時報費八四〇圓、奬學費七〇〇圓、補習教育奬勵費五〇〇圓、調査研究費二五〇圓、視察費三〇〇圓、印刷費六〇〇圓、其他宣傳諸費五五〇圓、事業雜費三〇〇圓）支部補助費五、五〇〇圓、豫備費二五〇圓

2　事業計劃

（一）總會理事會及地方委員會　總會一回、理事會二回、幹事會三回、地方委員會十五ケ所、（二）講演會　大講演會町村學校其他活動寫眞利用、（三）懇談會　町村單位二〇回、（四）融和事業講習會二回、（五）婦人講習會　三〇回、（六）國民融和日宣傳、（七）育英奬勵　高等小學補習教育、（八）融和時報配布、（九）調査研究　融和事業、差別事件調査及研究會、（一〇）融和事業視察、（一一）支部事業助成、（一二）印刷物刊行配布　パンフレツト、リーフレツト等。

三、昭和五年度施行事業

二、諮會議

會名	回數	參會者	備考
總會	一	七〇〇	六年三月一四日、講演講師綿貫哲雄氏

決議　一、融和問題は自己自らを完成すると共に社會の總てを完成するものなることを一般に徹底せしむること。一、融和促進の爲め教育教化に關係ある人士の誠意ある助力の實現を期す。

地方委員會

指示	四	一一六	堺市、鳳町、八尾町、岸和田市

一、本會の趣旨徹底　二、內部同胞の就職斡旋　三、融和事業講習會に關する件

協議事項　一、聖旨の普及　二、會員倍加運動

研究事項　一、內部產業改善の具體的方法　二、內部自覺の適切なる方法

協議會	七	三九〇	小學校長、支部有志、區有志等
支部總會	五	七五〇	浪速、泉南、堺、三島、中河各支部
支部役員	四	四二餘	浪速、堺、南河內

研究會　二　一四六　融和問題青年研究會、市内學校長

懇談會　一四　五四五　小學校教員、役員、婦人、有志等

計　三七　二、六八九名

三、講習會

會名	回數	參會者	備考
融和事業講習會	二	二四〇	會期三日、北河内郡庭窪村、南河内郡川上村
婦人講習會	二三		各町村共二日乃至三日間、科目、融和問題料理洗濯實習
計	二五		

四、講演會

會名	回數	參會者	備考
融和問題講演會	五四	二四、五五〇餘	婦人、處女會員、教員、會員、青年團其他一般
映畫利用講演會	四四	三七、六七〇	一般婦人、處女會員學校其他一般
計	九八	七二、二二〇餘名	

五、文書其他宣傳

種別	數量	對象	備考
小冊子二種	八、〇〇〇部	會員其他一般	「融和の眞髓」「融和と人格」
融和時報	六六、〇〇〇部	同	中央融和事業協會合同發行毎月五、五〇〇部
融和日宣傳	（融和運動の全國的活動參照）		

六、差別事象除去、差別事件調停

事象分類	内容	事件發生地	調停月日	解決方法結果等
差別言辭	料理店にて失言	豐能郡東鄉村	五年四月一日	水平社員と協力して解決す
同	同	池田村	同　七日	本人並に監督人を訓戒し解決す
同	飲食中失言	同　細川村	同一九日	區長賛助員と協力解決す
同	自動車乘務員の失言	三島郡茨木町	同五月一一日	口頭謝罪す
同	會合中失言	北河内郡枚方町	同一五日	解決す
慕地關係	慕地の差別言辭	三島郡島飼村	同一七日	解決す
差別待遇	社交上の差別	北河内郡庭窪村	同七月四日	支部役員村有志と協力解決す
差別言辭	行商中差別	豐能郡中豐島村	同八月一八日	本人に訓戒して解決
學校關係	學童の差別	同　豐中町	同九月二七日	校長及理事と共同して解決す
區制關係	西鄉村との合併問題に關する差別言辭	同　枳根荘	同十月初旬より下旬に亘り	解決す
差別言辭		大阪市東區本町四	同一〇月二七日	口頭謝罪、解決す
同		同北區道本町	同一二月一日	同
同	地車の曳出中差別す	豐能郡東鄉村	同　四日	解決す、村長並に支部幹事に一任解決す
同	飲酒中差別す	同　細川村	同一六日	口頭謝罪、解決す

學校關係	學童の差別	同　西鄉村	同一七日	校長、村長、被差別者、區長、村會議員に一任し解決す
差別言辭	觀劇中差別す	同　池田町	六年三月一五日	警察署高等主任と協力解決す
同	同	同　歌垣村		警察署高等主任支部幹事、委員等と協力して解決す
計	一七件			

七、職業輔導

施行事業	施行期日	場所	概況
副業奬勵講習會	五年一月二一日	堺市立家事講習所	講習員五〇餘名手袋かゞり、饅頭包皮、毛糸編物等
同	同　二月四日	同	
同	同　一五日	同	

八、奬勵助成

施行事業又は團體	人員	補助費	備考
施行市町村			
青英奬勵	一八　四九	五八〇圓	高等小學、補習學校、一名十二圓
支部事業補助	一〇	五、三〇三	三島郡支部其他

九、生業資金貸付

貸付事業	貸付市町村	貸付金額	貸付期間	利率	備考
小賣商農業用品購入	泉南郡北中道村	三、〇〇〇圓	一〇ヶ年	四分二厘	

十、功勞者表彰

氏名	住所	表彰者
奥野德次郎	大阪府地方委員	大阪府公道會
吉田誠宏	同	大阪府知事

一三、他團體との聯絡提携

聯絡團體	聯絡事項	備考
社會事業敎化事業團體	講習會其他の場合出席を求む敎化事業講習會に融和問題を加ふ	其他印刷物配布等
宗敎家敎育者	懇談、協議會等の開催	印刷物配布等
水平運動關係者	差別問題發生の場合共同解決を圖る	

一四、其他

講習員派遣　中央融和事業協會主催指導者講習會に派遣五名

四、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者	五年度豫算及事業
北區支部	北區役所杉村信義	一、二一〇	事業は本部と同事業を各支部内に於て實施す
浪速區支部	浪速區役所木村愁	一、二三	
泉南支部	元泉南郡役所	福原正雄	一、二〇二
泉北郡支部	元泉北郡役所	古藤埼次郎	三六〇
三島郡支部	元三島郡役所内	田畑新吾	七〇

豐能郡支部　元豐能郡役所　森　寛　一、二一〇
北河内郡支部　元北河内郡役所　北野常次郎　七五
南河内郡支部　元南河内郡役所　米本忠五郎　三三
中河内郡支部　元中河内郡役所　小川　英一　三三
堺市支部　堺市役所　森本　仁平　一、二四九
東淀川區北支部　東淀川區出張所　津山　直一

三、神奈川縣青和會

大正十二年八月鎌倉町圓覺寺に於て縣主催の社會敎化講習會が開催された、此の時、多大の感激を受けた講習員が自發的に一つの團體を組織することを申合せた。偶々數日を經て九月一日の大震災に遇ひ、縣下一般に莫大なる被害を受け、爲に出先を擔かれた感があつたが、翌十三年の八月再び第二回の前記講習會が催された時、開會第四日に、同會場で本會の發會式が擧げられて、終に本團體の成立を見るに至り爾來夏季講座講習會、講演會、機關誌の刊行等の事業を行ひ尙縣下主要の地十一ケ所に支部を擁し多大の成績を擧げてゐる。

一、要　覽

1　設立趣意書

自治！　自律！　熱と愛！

そはまことに人格完成の要諦である、私共は玆に此の要諦を唯一の信條として、先づ自己自身の品性を高め、進んでは社會のあらゆる人々を熱愛せねばならぬ。至心の要求の前に喬ひ起つた。

現下の世相に直面すれば、私共は餘りにその心情を傷ましむる事實の多いのに驚く。けれども其の善にまれ惡にまれ、私共の組織する社會上の出來事に對しては、連帶責任の觀念を以て之に當らねばならぬ。而して私共の爲すべきこと、將又爲さねばならぬ仕事は甚だ多い。すべて社會連帶と人類愛の基調に立つて、社會上に於ける不合理な事象を改善し、心地よき社會、住よき世界とせねはならぬ。

かゝる聖なる念願を懷いて我が「青和」は生れた、我が「青和」の使命は實に重大である。既に地上に其の自覺の第一步を印した上は、我が「青和」の將來に對する責任の一に繫つて、私共の雙肩に在ることを切實に感ずる。まことに同じ理想の下に集つた同志である限り、希くば我が「青和」の聖なる念願をして圓滿成就せしめんことを。

大正十三年八月二十四日　　神奈川縣青和會

2　規　程

一、名　稱

第一條　本會ハ神奈川縣青和會ト稱ス

二、目　的

第二條　本會ハ自治、自律、熱ト愛ノ信條ニ基キ人格ヲ尊重シ同胞間ノ因襲的偏見ヲ脫却セシメテ融和ノ促進ヲ圖リ社會生活ノ理想タル共存共榮ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

三、事　業

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、融和促進上必要ナル調査研究
二、縣内ニ於ケル同一目的ノ團體ノ聯絡ヲ圖ルコト
三、總會、協議會、講演會、講習會等ヲ開催スルコト
四、人事相談、職業紹介等ノ需ニ應スルコト
五、會報及參考資料ヲ刊行スルコト
六、其他本會ノ目的ヲ達スル爲メ特ニ必要アリト認メタル事項

四、事　務　所

第四條　本會ハ本部ヲ神奈川縣廳内ニ置キ支部ヲ會員二十名以上ノ所在地ニ置ク

五、會　　員

第五條　本會ノ會員ヲ分チテ左ノ二種トス

一、正會員　本會ノ目的達成ノ爲ニ奉仕セントスル同志
二、賛助員　本會ノ目的ヲ賛助スル篤志家

第六條　本會ニ入會セントスル者ハ其ノ旨申込ミ會長ノ承認ヲ受クヘシ

會員退會セントスルトキハ其ノ旨會長ニ屆出ツヘシ

六、役　　員

第七條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會　長　一　名　　副會長　一　名
理　事　若干名　　評議員　若干名

第八條　會長副會長ハ理事トシ會長ハ神奈川縣學務部長副會長ハ神奈川縣社會教育課長ノ職ニ在ル者ニ委囑ス

第九條　理事ハ前條ニ依ル者ノ外正會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選擧ス

常務理事ハ理事ノ互選トス

第十條　評議員ハ左ノ各項ノ一ニ該當スル者ニ就キ會長之ヲ委囑ス

一、支部ニ於テ推薦シタル者
二、融和事業ニ關シ學識經驗アル者

第十一條　顧問ハ會長之ヲ推薦ス

第十二條　役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ第八條ニ依ル理事ハ此ノ限ニアラス、補缺ニ因リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條　會員ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス

第十四條　役員ハ任期滿了ノ場合ニ於テモ後任者ノ就職スル迄ハ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十五條　本會ニ左ノ職員ヲ置ク

書記　若干名　書記ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十六條　本會ハ毎年一回以上總會ヲ開ク

七、理　事　會

第十七條　理事會ハ臨時會長之ヲ招集ス

第十八條　理事會ノ職務權限左ノ如シ

一、評議員會ニ附議スヘキ事項ヲ議定スルコト

二、豫算ヲ議定スルコト
三、決算ヲ認定スルコト
四、基本金ノ積立及管理處分ヲ議定スルコト
五、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ理事會ニ附議シタル事項ヲ議定スルコト

八、評議員會

第十九條　評議員會ノ職務權限左ノ如シ
一、歳入歳出豫算ヲ議定スルコト
二、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ評議員會ハ諮問又ハ附議シタル事項ヲ議定スルコト
事業執行ノ狀況ハ決算ト共ニ之ヲ評議員會ニ報告スルモノトス
第二十條　評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得
第二十一條　第十二條及第十四條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス
第二十二條　役員會ノ議長ハ會長之ニ當リ會長事故アルトキ副會長ハ之ニ當ル
第二十三條　役員會ノ議事ハ出席役員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

九、會　計

第二十四條　本會ノ經費ハ會費補助金寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
第二十五條　本會々員ハ會費トシテ年額金一圓二十錢ヲ納ムルモノトス
第二十六條　本會ニ基本金ヲ設クルコトヲ得
基本金ノ積立及管理方法ハ役員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム基本金ハ役員會出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ處分スルコトヲ得
第二十七條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
第二十八條　本會々則ノ變更ハ總會ニ於テ出席會員三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルヲ要ス
第二十九條　本會支部ニ關スル規定ハ各支部ニ於テ定ム

3　役　員

會　長　九鬼三郎　副會長　小田成就
常務理事　植木俊助　理　事　小山忠義
理　事　保尚義　同　熊坂鶴松
同　栗原富敏　同　森崎和三郎
同　中津川定次郎　同　長島重三郎
同　田邊久衛　同　都倉義知
評議員　二八名　參　事　二四名

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算總額　六、〇九〇圓

（内譯）歳入――會費一、四四〇圓、補助金四、一〇〇圓（内務省二、五〇〇圓、縣一、五〇〇圓、育英奬勵一〇〇圓）寄附金一〇〇圓、雜收入五〇圓、繰越金四〇〇圓
歳出――事務費一、六八〇圓、事業費四、二〇〇圓（協議會費三五〇圓、講演會費五〇〇圓、講習會費五〇〇圓、指導奬勵費四〇〇圓、育英奬勵費一〇〇圓、支部助成費五〇〇圓、機關誌發行費一、二〇〇圓、國民融和日費三〇〇圓、パンフレット發行費二〇〇圓、融和資料調査費二〇〇圓）豫備費一一〇圓、特別會計繰入五〇圓

2　事業計劃

（一）總會並協議會　役員會、總會、支部協議會等。（二）講習會　婦人講習會（五回）相互修養會（五回）教育關係者研究會（五回）。（三）講演會　重なる市町村に十五回開催。（四）指導奬勵　支部其他市町村の圖書館等に寄贈、職業補導。（五）支部助成　十ケ支部助成並新設支部奬勵。（六）會報發行、融和時報配布、パンフレット發行、國民融和日、融和資料調査

三、昭和五年度施行事業

二、諸會議

會名	回數	參會者	備考
總會	一	六〇	下村講師講演、於中郡伊勢原町小學校
懇談會	一	四〇	於鎌倉郡小坂村圓覺寺
宗教家懇談會	一〇	三一四餘	各郡市每宗教家出席
教育者懇談會	一	三六	中愛甲兩郡内小學校教員
理事會	一	―	支部助成金、全國大會の件協議
計	一四回	四五〇名餘	

三、講習會

會名	回數	參會者	備考
一夜講習會	一	三〇餘	中村理事出席於鎌倉郡瀨谷村妙光寺
修養會	一	一五〇餘	中村、井上出席、於久良岐郡六浦莊小學校
計	二回	一八〇名餘	

四、講演會並映畫會

會名	回數	參會者	備考
映畫會	四	二、三〇〇名	於瀨谷、北下浦、宮前

五、文書其他の宣傳

種別	數量	對象	備考
機關誌「青和」	年六回	縣下會員	年六回發行
「融和時報」	三、二〇〇部	同其他	每月一、一〇〇部
パンフレット	二、〇〇〇部	同	下村春之助述「融和問題の早わかり」
リーフレット	一〇、〇〇〇部		
枝折	一五、〇〇〇部	縣下一般	國民融和日宣傳
手拭	一、五〇〇本	融和促進標語募集應募者四一一名	回數一、四六六回に及ぶ

六、差別事象除去、差別事件調停

事象、事件分類　教育關係
内容　秦野町曾屋小學校高等科第二學年女生徒間に於て内部の一女生徒に對し四、五名の外部女生徒が不用意に發したる差別的言辭を傳聞せる父親が憤慨の極差別兒童の父達に向つて之が糺

彈を爲さんとせるも涙を呑みて隱忍自重し之を植木青和會支部長に打ち明けたるを以て始めて事件の内容が明かとなりたるものなり。

發見、發生年月日　五年九月上旬

除去、調停年月日　約一ヶ月間

方法　上記の如く差別事象の發生を知りたる植木支部長は早速差別兒童の各家庭を訪ひて父母の反省懺悔を求め一方差別せる女生徒を教室に招致して諄々と其の非違を敎悔したる所生徒も心より之を懺悔せり、植木支部長は尙九月三〇日（昭和六年五月一日發行の「融和時報」第二頁參照）第二學年生徒全部に對し融和に付きての印刷物を配付すると共に約二時間に亘り力說したる結果一同泣いて懺悔せり、而して其の異常なる感激を全生徒に綴らせたるが其の感想文の全面に亘り深き理解の路を認むることを得たり。

八、實施助成

施行事業	施行市町村	事業費總額	補助貨	備考
講習會並懇談會補助	一〇ヶ村	三三五圓	支部に於ける講習會並懇談會費の補助	
青英奬勵金補助	久良岐郡六浦莊村	四〇	補習學校生徒一名に對し補助す	
計	一一ヶ村	三〇五		

十四、其の他

會名	回數	參會者	備考
第三回關東融和事業協議會	一	三三	於縣廳　一府八縣八團體
第二回全國融和團體聯合大會	一	二三	於東京日本青年館

四、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者	五年度事業概況	備考
六浦莊支部	久良岐郡六浦莊村	長島重三郎	修養會、總會、講習會、巡回文庫、傘融和宣傳	
宮前支部	橘樹郡宮前村	都倉　義知	講演會、總會、映畫會	
浦賀支部	三浦郡浦賀町	石渡　秀吉	講演會、懇談會	
北下浦支部	三浦郡北下浦支部	田邊　久衞	講演會、映畫會	
鎌倉支部	鎌倉郡小坂村	中村　無外	懇談會、パンフレット刊行	
瀨谷支部	鎌倉郡瀨谷村	小島　政八	相互修養會、講演會、映畫會	
秦野支部	中郡秦野町	植木　俊助	懇談會、映畫會、修養會、總會、傘備付	
高部屋支部	中郡高部屋村	小澤　光男	講演會、懇談會	
神田支部	中郡神田村	青木　樂治	講演會、懇談會	
酒匂支部	足柄下郡酒匂村	松木　平吉	懇談會、傘備付	
小鮎支部	愛甲郡小鮎村	外山　直善	懇談會、修養會	

四、兵庫縣淸和會

同會は大正十二年十月創立、事務所を縣廳内に置き、一市十三郡に支部を設置して全縣歩調を一にし、常に積極的にその事業を進めてゐる。

1　創立趣意書

人類平等は天地の公道にして亦實に明治維新諸政改革の眼目たり、一國文化の發達社會人類の進歩一に懸りて此の觀念に根源す　惟ふに我邦立國の精神たる君臣一系の體制は自由平等を原則とし國民は擧げて陛下の赤子にして此の間何等の差別觀念を容さず然るに武門執政の餘弊は自ら階級的差別觀念を誘致し永く一の慣習を成せり。

明治天皇英明御親政の初頭先づ此の弊を認められ五箇條の御誓文を下して國政の大綱を示し給ひ次で太政官をして四民平等の布達を發せしめ給ふ爾來歲月を閲すること既に五十餘年に及び國運の發展亦昔日の比に非ずと雖も因襲の久しき今尙舊來の陋習に囚はれ動もすれば國民諸和の實を擧げ得ざるの憾あるは實に人道上看過すべからざる所たるのみならず上仁慈なる叡慮に對し奉りても洵に恐懼に堪へざる所なり抑も差別觀念の存する所眞に文化の發達を期し難く眞に國家の富强を期し難し一部社會の孝が向上的精神を消磨し退嬰姑息の境遇に甘んずるが如き亦主として之に原因せるが如し吾人深く刻下の時勢に鑑みる所あり縣民の一致協力に依り從來の因襲的偏見の絶滅を期し各其の村を伸へ德を際くの機會を得しめ一方地方改善上必要なる各種の施設を講じ以て社會共榮の道を計り國民諸和の實を擧げむことを期す冀くは吾人の微衷を諒とせられ本會の爲め直接間接の援助を寄せられんことを。

2　規　程

第四章　融和團體の組織と個別的活動

第一條　本會ハ兵庫縣淸和會ト稱ス

第二條　本會ハ正義人道ノ觀念ニ基キ舊來ノ因襲的陋習ヲ打破シ同胞融和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、融和促進上必要ナル調査研究

二、縣内ニ於ケル同一目的ノ團體ノ聯絡助成ヲ圖ルコト

三、協議會講演會講習會等開催スルコト

四、人事相談、職業紹介等ノ需ニ應スルコト

五、會報及參考資料ヲ刊行スルコト

六、地方改善事業ノ指導奬勵ヲナスコト

七、其他理事會ニ於テ必要ト認メタル事項

第四條　本會ハ本部ヲ神戸市下山手通四丁目三十八番地（兵庫縣社會課内）ニ置キ支部ヲ各郡市役所々在地ニ置ク

第五條　本會ハ本會ノ目的ヲ贊助スル個人又ハ團體ヲ以テ會員トス團體加入ノ場合ハ其ノ團體員全部ヲ本會々員ト看做ス

本會々員中本會維持ノ爲メ寄附行爲ヲ以テ出捐スルモノヲ名譽會員、特別維持會員及維持會員トス

一、名譽會員　一時ニ二百圓以上又ハ毎年五十圓以上五箇年間納ムルモノ

一、特別維持會員　毎年會費五圓以上ヲ納ムルモノ

一、維持會員　毎年會費一圓以上ヲ納ムルモノ

第六條　會員タラムトスル者ハ住所氏名職業ヲ記載シ入會申込書ニ調印申込ムヘシ但シ團體ノ場合ハ團體ノ規約豫算團體員數役員氏名ヲ記載シタル入會書ニ代表者調印申込ムヘシ

第七條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁　一名　　理事　十名

委員　各郡市ニ若干名ツヽトス

理事ノ内一名ヲ會長二名ヲ副會長トシ一名ヲ常務理事トス

第八條　本會ニ顧問ヲ置ク事ヲ得

顧問ハ委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ囑託ス、顧問ハ本會ノ事業ニ關シ會長ノ諮問ニ應シ又自ラ意見ヲ述フル事ヲ得

第九條　總裁ハ委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ推戴ス

會長、副會長、常務理事、理事ハ委員會ノ議決ヲ得テ之ヲ選任ス、但設立當初ノ會長、副會長、常務理事、理事ハ發起人會ニ於テ之ヲ定ム

委員ハ各支部ノ選定ニ依リ會長之ヲ囑託ス

但支部ノ設置ナキ郡市ニ於テハ郡市長ノ推薦ニ依リ會長之ヲ囑託ス

第十條　總裁ハ本會ヲ指導監督ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

常務理事ハ事務ヲ處理シ會長副會長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十一條　理事會ハ會長之ヲ招集ス

理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル

理事會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十五條　委員會ニ於テ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一、歳入豫算ヲ定ムル事

二、決算ノ報告ニ關スル事

三、役員ヲ選舉スル事

四、規程改廢ニ關スル事項

五、基本金ノ積立及管理處分ニ關スル事項

六、其他重要ナル事件

第十六條　理事會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ會長ニ於テ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ會長ハ之ヲ專決處分シ次ノ會期ニ於テ理事會ニ報告スヘシ

第十七條　本會役員ノ任期ハ總テ二箇年トス

但シ再任ヲ妨ケス補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十八條　本會役員ノ任期滿了ノ場合ニ於テ其ノ後任者ノ就職スル迄ハ前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フ

第十九條　本會ニ事務執行ノ爲主事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託又ハ任免ス

主事ハ會長及常務理事ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌リ書記ハ役員ノ命ヲ承ケテ庶務ニ從事ス

第二十條　本會ノ經費ハ左ニ掲クルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、寄附金

二、補助金

三、雜收入

第二十一條　本會ニ基本金ヲ設ク基本金ノ積立及管理方法ハ委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

基本金ハ委員會出席員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ處分スル事ヲ得

第二十二條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十三條　本會ノ豫算ハ每會計年度開始前委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ其ノ終了後委員會ノ認定ヲ經ルモノトス

第二十四條　支部ニ關スル規程ハ各支部ニ於テ之ヲ定ム

第二十五條　本規程ハ委員會ノ議決ヲ經テ改廢スル事ヲ得

3　役　員

會　長（知事）　岡　正雄

副會長（學務部長）　田島　義士　同　川西清兵衛

常務理事（社會課長）　植場　鐵三　理事（縣議會長）　如七右衛門

同（神戸市社會課長）　木村　義吉　同　軌保　昇證

同　大森槇太郎　同　今出　茂吉

第四章　融和團體の組織と個別的活動

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算總額　一六、五〇〇圓

（内譯）歳入――補助金一四、二五〇圓（内務省助成金五、〇〇〇圓、縣補助金五、〇〇〇圓、縣教濟協會獎勵金三、〇〇〇圓、中央融和事業協會補助金一、二五〇圓）、會費五〇〇圓、寄附金一〇〇圓、雜收入一五〇圓、繰越金一、五〇〇圓

歳出――事務費四、一二〇圓、事業費一二、〇〇〇圓（支部事業獎勵費一、八四〇圓、青年獎勵費二、五〇〇圓、社會講座費五〇〇圓、指導者講習懇談會費八〇〇圓、婦人講習會費六〇〇圓、活動寫眞講演會費五〇〇圓、講演會費五〇〇圓、雜誌刊行費一、五〇〇圓、パンフレット刊行費二〇〇圓、視察調査費三〇〇圓、國民融和日宣傳費五〇〇圓、諸會合費一、〇〇〇圓、大會費一、〇〇〇圓、表彰費五〇圓、融和時報購入費二一〇圓）特別會計繰入金二二〇圓、豫備費一六〇圓

特別會計豫算（職業講習會補助）

歳入補助金――一〇、〇〇〇圓（縣職業講習會補助）

歳出補助金――一〇、〇〇〇圓（同）

2　事業計劃

三、講習會

種別	名稱	回數	參會者
計		二一	八五〇
宗教家懇談會		一	四〇
支部懇談會		一	一〇五
總會		一	八〇
支部會		六	一、〇五〇
郡會		一	五〇
町村會		一	四〇
部落會		一	二〇

種別	會名	回數	參會者	備考
京都府融和關係者		二、三五〇	二、三五〇	
川邊郡元役所	笑ふ協和問題	二	四〇	
加古郡加古川町其他	六年度豫算附議	二	四〇	
於朝來郡和田山町	融和問題	二	四〇	
加古郡加古川町其他

近畿融和聯盟委員會　一四、其他關係諸團體
講習事務打合會　一回　一三回
四回
於大阪市　他團體總會　一回
近畿融和聯盟中國六縣融和事業協議會　一三、其他諸團體との關係連絡に關する事項　同

十、功勞者表彰

氏名	住所	表彰	摘要
清水本見本	尼崎市蓮城内	兵庫縣濟和會長	同
要三郎	神崎郡栗賀村		同
政卷正治	神崎郡余部村		同
治治貫	飾磨郡飾西村		同
津名郡志筑町			同
石神	岡本		同

十一、其他團體との關係連絡に關する事項

團體名	摘要
近畿融和聯盟	
中國六縣融和事業協議會	

十二、其他諸講習會

講習會名	摘要
講習事務打合會	一回
四回	
於大阪市	他團體總會 一回

十三、其他團體との關係連絡に關する事項

團體名	摘要
近畿融和聯盟	
中國六縣融和事業協議會	

十四、其他諸講習會

講習會名	摘要
講習事務打合會	一三回
四回	
於大阪市	他團體總會 一回
阪神地方改善事業打合會	一回
近畿融和聯盟委員會	一回

八、獎勵助成

イ、教育獎勵

支奬部	教育獎勵	施行事業	施行市町村	人支員付	摘要
總支部	四四ヶ町村	三五名	常一人額		
事業補助	二口	二口額	倒		
額貸	三口	金突額付			
支部獎勵	一、二六〇	助	外洋服		
補	一、二一二	助	部事		
助	一、一二一	貸	高校		
貸	一、一六〇		等生		
備	員外支部に各經常費	附町貸金村は依賦する	小八學生	考	

ロ、

計	件數	金額
	三〇ヶ所	朝來郡與布土村
		多紀郡古市村
	六、三二一	一〇、〇〇〇

四、支部活動狀況

支部名	支城郡	所在地	代表者	摘要
支加東郡	支排保郡	支美方郡	支城崎郡	
戸部市	部郡	部郡	部郡	
社神戸市	元加東郡役所内	元排保郡役所内	元美方郡役所内	講演會、講習會八、一、一
會戸	東郡場合	保郡役所野	美郡役所忍	一、一、一
市	加東郡役所内	排保郡役所野	美郡役所忍	一、一、一
課役所	東郡場河合	保郡役所野	方郡役所忍	一、一、一
內所	東郡村合	排保郡役所野	方郡役所忍	一、一、一
內所	加東郡村合	排保郡役所野	美

創立す。爾來縣廳内に事務所を置き、主として縣下社會事業の連絡統一をはかり、併せて縣民一體の諧和親善を促進すべく、その活動を續けてゐた。

然るに大正十三年三月十八日の評議員會を經て、更に地方改善事業に對する積極的運動の機關とすべく、事業部を新設するに至つた、爾來事業部規程並に協和委員會協議會設置規程により、協和委員を委囑し種々の具體的運動を進めて融和實現のためにその活動を續けてゐる。

一、要　覽

1　趣意書

社會事業は社會連帶の思想を根抵として社會の疾患を除去し一般共同の福祉を增進せんが爲行はるゝ一切の努力なるが故に其の對象亦千差萬樣にして社會の進化に伴ひ益々複雜多岐に亘るべきは當然なりと雖而かも其の間一脈の統制を有し相提携して目的の達成を期せざる可からず、從來縣下に於ける斯業の發達相當見るべきものなきにあらざるも概ね臨機の施設に成るもの多く其の間連絡統制を缺き經營主體は互に個々渾自の主觀に立脚して時に或は孤立の狀態を持するものあり、又或は局部的重復蝟集せるものあり未だ何れも充分なる效果を發揮し得ざるの感なき能はざるを以て玆に新に埼玉縣社會事業協會を設立して既設社會事業の連絡統制を期し、施設相互の長短を補足すると共に普く大方の士と俱に社會の缺陷に對する綜合的合理的の研究調査を遂げ、更に新事

業の普及と進展とを圖り以て廣く斯業の效果を社會に補充せんとす希くば社會正義を愛し社會連帶責任の念を重んぜらるゝ江湖の諸士此の微衷を容れ奮て本會事業を翼贊せられんことを。

2　會　則

第一條　本會ハ埼玉縣社會事業協會ト稱ス

第二條　本會ハ事務所ヲ埼玉縣廳内ニ置ク

第三條　本會ハ埼玉縣内ニ於ケル各種社會事業ノ連絡統一ヲ圖リ併セテ縣民相互ノ融和親善ヲ促進スルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、社會事業相互ノ連絡ヲ圖ルコト

二、社會事業經營主體ト篤志家トノ連絡ヲ圖ルコト

三、社會事業ヲ指導誘掖シ且其經營方法ヲ幇助スルコト

四、社會事業ニ關スル講演會又ハ研究會ヲ開催スルコト

五、社會事業ニ關スル行政ヲ翼贊スルコト

六、融和促進ノ爲事業部ヲ置クコト

七、其他必要ト認ムル事項

第五條　本會ノ會員ヲ分チテ正會員賛助會員名譽會員ノ三種トス

正會員ハ縣下ニ於ケル社會事業經營主體トシ其ノ會費ハ毎年度豫算ヲ以テ之ヲ定ム

賛助會員ハ毎年金三圓以上ヲ五ケ年間醵出スルモノ又ハ一時ニ金十圓以上ヲ醵出シタルモノトス

名譽會員ハ本會ニ功勞アルモノ及學識經驗アルモノ又ハ金百圓以上ヲ醵出シタルモノニシテ特ニ評議員會ニ於テ推薦シタルモノトス

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會　長　一　名　　二、副會長　二　名

三、評議員　若干名　　四、理　事　若干名

五、主　事　若干名

第七條　會長ハ埼玉縣知事ノ職ニ在ル者ヲ推薦ス

會長ハ會務ヲ總理シ評議員會ノ議長トナル

第八條　副會長ニハ埼玉縣學務部長及埼玉縣會議長ノ職ニ在ル者ヲ推薦ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキハ之ヲ代理ス

第九條　評議員ハ會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス

第十條　評議員會ハ會長ノ諮問ニ應ヘ重要ノ會務ヲ審議ス

第十一條　評議員會ハ每年一回會長之ヲ招集ス、但シ必要ト認ムルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得

評議員四分ノ一以上ヨリ會議ノ目的ナル事業ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ會長ハ評議員會ヲ開クコトヲ要ス

第十二條　評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十三條　理事及主事ハ會長之ヲ委囑ス

理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理ス

主事ハ會長及理事ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

第十四條　理事及評議員ノ任期ハ二ケ年トス

但シ官吏ヨリ出テタル者ハ本縣在職期間トス

補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十五條　本會ハ書記若干名ヲ置ク

書記ハ會長之ヲ任免ス

第四章　融和團體の組織と個別的活動

第二條　本會事業部ノ趣旨ニ賛賛スル者ハ何人ト雖本會事業部正會員タルコトヲ得

第三條　本會事業部ノ會計ハ特別會計トシテ別ニ之ヲ處理ス

4　役　員

會　長　山中恒三
副會長　堤　新六　同　松平外與暦
評議員　高澤俊徳　理事　小川與之助
（外一九名）　（外三名）

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算　總額　六、九五一圓

（内譯）歳入――補助金六、四〇〇圓、（國庫三、〇〇〇圓、縣三、〇〇〇圓、中央融和事業協會四〇〇圓）預金利子五〇圓　寄附金一圓、繰越金五〇〇圓

歳出――事務費二、五二〇圓、事業費四、二八〇圓（懇談會補助費一五〇圓、講習講演會費二〇〇圓　映寫會費四五〇圓、調査研究費一〇〇圓、協和委員會費四〇〇圓、協議委員會費二〇〇圓、地方事業援助費三五〇圓、奬學費八九〇圓、懇談會費一〇〇圓、融和日費二五〇圓、會報費七九〇圓、職業補導費四〇〇圓）豫備費一五一圓

2　事業計劃

（一）調査研究　沿革調査　（二）協議委員會、協和委員會、懇談會補助　（三）講習講演會　講習會一回講演會二回　（四）映寫會（五）融和日、會報刊行（融和時報四、〇〇〇部）（六）奬學費　講

義錄配付、奬學金支給、地方事業援助（大里郡並ニ北埼玉郡兩支部）

三、昭和五年度施行事業

一、調査研究

種目	施行月日	場所	概況
部落調査	自四年四月至五年六月	縣下一圓	統計的ニ資産、教育戸數等ノ調査ヲナシタリ

二、諮會議

會名	回數	參會者	備考
協議委員會	二	三九	協議題、内部産業經濟方策内部自覺、青年指導方法等
協和委員會	九	三六八	内部産業經濟、青年子女普及、協議員選出等
懇談會	二〇	六四五餘	青年融和運動、町村融和事業、改善事業等
宗教家懇談會	二	五二	寺院融和施設、宗教家ト社會事業施設敎化運動等
計	三三回	一、一〇四名餘	

四、講演會

會名	回數	參會者	備考
融和事業講演會	一	一五〇	小川町、講師　中村至道氏
時局問題講演會	五	七〇〇	經濟問題　服部文四郎氏 融和問題　中央融和協會講師
計	六回	八五〇名	

五、文書宣傳

種目　數量　對象　備考

融和時報埼玉版　四八、〇〇〇部　縣下一圓　毎月四千部、中央融和協會合同發行
宣傳ビラ　六、〇〇〇枚　同　國民融和日實施
タイトル宣傳　同映畫館　同

八、奬勵助成

施行事業　施行市町村　事業費總額　補助金額　備考

融和事業一般　大里郡一圓　三二〇圓　一二〇圓　大里郡支部交付
同　北埼玉郡一圓　二六五　一五〇　北埼玉支部交付
融和問題座談會　群馬埼玉各一部　八〇　四〇　兒玉郡青年同盟主催
計　三ヶ所　六六五圓　三四〇圓

一一、視察

目的　視察地　期間　人員　備考

副業調査　千葉縣　三日　二名　養蚕事業の視察をなす

一二、委員制度、青年融和運動融和教育等の組織現況

一、委員制度

イ、組織　協和委員協議委員設置規程

一、本會事業部ハ協和委員ヲ置ク

二、協和委員ハ本會事業部正會員中ヨリ選任委囑ス

三、協和委員ノ數ハ地域ノ廣狹ト土地ノ狀況正會員ノ多少等ヲ斟酌シ各市町村ニ一名乃至四名ヲ置ク

四、協和會員ハ所在市町村ノ正會員ヲ代表シ本會事業部ノ施設ヲ徹底セシムル爲常ニ本會員並協議委員協和委員其他各種機關ト聯絡シテ其施行ヲ助成スルモノトス

町村長ニ協和委員ヲ囑託シ任期ハ町村長在職中トス

五、協和委員ハ所在市町村内ニ於ケル正會員ノ集會協議其ノ他本會事業ヲ助成スル爲計畫ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ本會ハ其ノ經費ニ對シ補助スルコトアルヘシ

六、各市町村ニ於ケル協和委員ハ隨時本會及郡支部ト圖リ會同スルコトヲ得但シ經費ヲ要スル場合ハ郡支部又ハ代理者ノ申請ニ依リ本會ハ經費ノ一部ヲ支出スルコトアルヘシ

七、協和委員ノ任期ハ三ケ年トス但シ補缺ニ依リ選任依囑セラレタルモノノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

八、協和委員會議ニ出席スル場合ニ於テハ他人ヲシテ代理セシムルコトヲ得ス、但シ町村長タル協和委員ハ其町村役場吏員ニ限リ代理セシムルコトヲ得

九、本會事業部ノ施設ニ關スル事項ヲ調査研究シ會長ノ諮問ニ應スル爲事業部協議委員會ヲ設置ス

一〇、協議委員ハ二十五名以内トシ關係官公吏郡支部長協和委員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

協議委員ノ任期ハ三ケ年トス但シ補缺ニ依リ囑託セラレタルモノ、任期ハ前任者ノ殘任期間トス

一一、協議委員職務ノ爲メ會議ニ出席スル場合ハ他人ヲシテ代理セシムルコトヲ得ス

一二、協議委員會ニ幹事若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

ロ、現　況

第四章　融和團體の組織と個別的活動

本會事業部協和委員本年度六月を以て任期滿了のため改選の結果從來五〇八名の委員四八二名となり引續き活動す。

二、青年運動

兒玉郡融和青年同盟　（昭和五年四月十四日創立）

創立まで

兒玉郡には、早くから無産運動の發達したところとして、無産運動の心理を知れる者あり、加ふるに水平運動の再興並に積極的融和運動を希望する者等ありて部落解放運動の積極化を期待してゐたが偶々去る總選擧の際、內部側より立候補せるものありて、一般的に大なる衝動を與へたることが動機となり、是等の內部青年が一丸となつて同盟を組織するに至つたのである。

宣言

吾等は不合理なる傳統的因襲と新時代の要求の上に差別の現存と幾多の憾みを重ねてゐる過去に於て、吾等の爲に幾多の運動がなされた。嘗ては吾等の同志に依つて叫れた自主的解放運動とその執つた社會的戰術が受難だつた爲に人間禮讃の思想は無理解なる大衆より忘れられ差別は內祕的となり、我等の苦痛は增すとも減じなかつた。

然しながら自主的解放運動と前後して起つた融和運動と、其の經費と努力は空しく支拂はれ「行詰り」の聲さへ聞くに到つた。

今や吾等は先人の跡を見つめて、すべての行詰まりから新らしき解放への道を辿る時代が來たのだ。解放！　これこそ吾等自からの自覺に依つて獲得しなければならない。

是れ以外に何處に解放があろうか？　吾等は心の奥深く絕對的人間價値を强く認識し、殘虐悲慘なる、社會罪惡と戰ひ此の痛苦より速に脫却せねばならない。吾等は新しき時代に立脚して內省自覺された運動を進展せしめ、自覺を擴め且つ深めて行かなければならない。折重なれる不合理の、因襲から我等自身の力に依つて、解放しなければならない。吾等は今蔑視と迫害より受けた痛さを通じて暗黑なる社會に虐げられつゝ在る弱者をも救濟すべき使命を痛感する、吾等の胸に高鳴る解放の叫びこそ、痛激なる苦痛と罪惡の暗の混潭たる社會の光明である、眞理を愛し情操を持つ同志諸兄よ、先づ自から傳統の鐵鎖を絕ち其處から熱と力が生れ、一切の正しい思想が醱酵する光輝ある、同志諸君よ！　暗雲を拂つて、黎明の天地を開拓するために、自ら解放奮起せよ！

昭和五年四月三日

兒玉郡融和青年同盟

綱領

一、吾々は差別的偏見、差別的イデオロギー及其の反映としての差別事象を克服し部落解放の全精神の貫徹を期す。

一、吾々は內部同胞の自覺意識を强調し以つて社會生活上の自由の獲得を期す。

一、吾々は人類平等の原理に立脚しより良き社會の完成を期す。

兒玉郡融和青年同盟

活動狀況

青年雄辯大會には青年同盟員は融和問題を題材とすることを申合せて、各町村に開かれる青年雄辯大會の機會を求めて巡廻的に出演してゐる。次に五年五月同縣社會事業協會の協和委員改選期に當つては、同同盟は委員の人選に付、町村長に希望意見として或は書面、或は幹部出張して融和問題の重大性を認識せしめた。

其他

本同盟の組織員は現今のところ部落青年のみであつて、縣協會とは別個のものである。併し事業費は、縣協會から懇談會費として若干補助を受けてゐる。

三、他團體との連絡提携

聯絡團體	聯絡事項	備考
縣教化團體聯合會	講習會講演會の合同開催	其他施設聯絡

四、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者	五年度事業概況	備考
大里郡支部	大里郡熊谷町役場	石坂養平	講演會、懇談會、視察研究調査宣傳、他との連絡、事件調停映寫會等となし活動す	
北埼玉郡支部	北埼玉郡忍町舊郡役所	出井兵吉	講習、講演、懇談會、視察及研究、映寫會功勞者表彰等をなし活動す	

前橋市臨江閣別館に於て發會式を擧行した。

爾來各種の事業を着々と進め堅實なる成績を擧げつゝある殊に同會はその組織に於て他の團體と異り、水平社幹部を役員に列し、特に內部同胞の自覺と相互の協調に努めつゝあるは同會の特色と見るべきものである。

一、要覽

1　趣意書

人間社會の發展は全人類が和衷協同して共存共榮の實を擧ぐるに存する。

國運の伸長も亦この人間の協和に基く。

長くも　明治大帝は四民平等を宣明し天地の公道を弘布せられ國民の歸趨を明示し給はれた。

爾來五十餘年今尙武門政治の餘弊たる因襲的差別觀念は其の跡を絕たず謂はれなき差別が行はれてゐる。

慨ふにこの地上に於て人間としての存在を無視さるゝ程悲慘なことはない。人間が人間を冒瀆する程恐しい罪過はない。人間性の掠奪は社會生活の本義に反するのみならず國運の伸張を妨げ社會の進展を阻害する。

今や內外の情勢は斯の如き罪過、斯の如き觀念の存在を許さない。この故に吾人同志は玆に群馬縣融和會を組織し人間性の復活と過去罪過の懺悔の融和運動を起し人間相愛の大旆の下に協同齊和の實を擧げむとするのである。

人間禮讃に燃ゆる上毛の士よ！　起て！　事積年の弊風に起因

六、群馬縣融和會

大正十五年一月十九日、各郡市長並に縣下有力者を集めて融和機關設置に關して協議した結果、同會設立の事が議決されたので、創立總會を開き、會則其他を決議し同二月十二日

するとも吾人同志は赤誠な傾注し勇往邁進此の使命を果さんとしてゐる。

同憂有志の士よ、吾人の微意を諒とし本會の趣旨に賛同せられ其の力を致されんことを。

大正十年二月　　群馬縣融和會

2　宣　言

國家社會の進展は之を構成する各人の協調諧和に存す而して各人の協調諧和は相互に人格を尊重し各自に責務を遂行するにあり

長くも　明治大帝は維新の當初五ヶ條の御誓文中上下心を一にし官民相一致し舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を昭示し給へり爾來五十有餘年上下協力國運の伸張昔日の比に非すと雖陋習尚其の跡を絶たす、時に同胞猜に関き協調諧和の實擧らす共存共榮の天理に背くが如き憾みあるは實に人道上の罪過たるのみならす上は仁慈なる叡慮に背き延て社會の平和を傷ひ國運の進展を阻害するものにして洵に痛嘆措く能はさる所なり今や内外の情勢國民協力一致益々社會の平和國運の伸展を圖り進で世界文化の發達に寄與すべきの秋に當り如此事相を見るは獨り我社會平和の憂患たるのみならす外は列强の間に伍して國家の隆昌を計る所以にあらす宜しく國民の自覺を促し同胞融和の實を擧げざるべからす。

吾人玆に同胞相愛の本義に則り各人相倚り相扶けて益々國家社會の福祉を增進せむことを期す。

大正十五年二月十二日　　群馬縣融和會

3　會　則

第一條　本會ハ群馬縣融和會ト稱ス

第二條　本會ノ事務所ハ群馬縣廳内ニ置ク

第三條　本會ハ人類相愛ノ原理ニ基キ舊來ノ陋習ヲ破リ同胞融和ノ徹底ヲ期スルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、同胞融和親善ノ宣傳並ニ因襲的偏見ノ除去

二、融和促進上必要ナル調査研究

三、其他必要ナル事項

第五條　本會ノ趣旨ニ賛同シ本會ニ加入シタル者ヲ以テ會員トス

第六條　本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名　　副會長　二名

理事　若干名　　評議員　若干名

第七條　會長ハ知事、副會長ハ學務部長及縣會議長ヲ推擧シ評議員ハ會長之ヲ嘱託ス

第八條　理事ノ内二名ハ社會課長及社會事業主事ヲ推シ他ハ評議員會ニ於テ之ヲ選擧ス

第九條　評議員會ニ於テ選擧セラレタル理事及嘱託セラレタル評議員ノ任期ハ各二年トス但再選ヲ妨ケス

第十條　補缺ニ依リ就任シタル役員ハ前任者ノ殘任期間トス

第十一條　役員ノ任期滿了ノ場合ニ於テハ後任者ノ就職スル迄前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十二條　會長ハ理事會評議員會ノ議長トナル副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十三條　理事ハ豫算其ノ他重要會議ヲ審理ス

第十四條　評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時之ヲ招集ス

評議員會ハ會長ノ諮問ニ應シ意見ヲ答申シ會務ノ報告ヲ受ケ理事ヲ選擧シ本會々則ノ改廢並決議ヲナス

第十五條　理事會及評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第十六條　本會ニ顧問ヲ置キ會長之ヲ委嘱ス

第十七條　本會ニ幹事主事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第十八條　本會ハ毎年一回總會ヲ開キ前年度ニ於ケル會務ノ報告ヲナス

第十九條　本會ハ必要ニ應シ支部ヲ設クルコトヲ得支部ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條　本會ノ經費ハ奬勵金寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十一條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

4　役　員

會　長（知事）　平田　紀一

副會長（學部部長）　小山　知一　　同（縣會議員）　都木重五郎

理　事（社會課長）　平本　義隆　　外四三名

評議員　一、二七七名

第四章　融和團體の組織と個別的活動

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算　總額　六、三〇八圓

（内譯）　歳入――補助金二、六〇〇圓（縣）、奬勵金二、五〇〇圓（國庫）、繰越金一、〇四八圓、雜收入一六〇圓

歳出――事務費一、三七〇圓、會議費三九七圓、事業費四、五一七圓（協議懇談會費四六四圓、講演會費四五八圓映畫利用　講演會費三七五圓、講習會費一、三七〇圓、宣傳費一、二五〇圓、研究會費一五〇圓、融和團體補助費三〇〇圓、關東融和事業協議會費一五〇圓）豫備費二四圓

2　事業計劃

（一）協議懇談會、町村單位一〇ヶ所、同乙種學事會區域三ヶ所、町村吏員協議懇談會郡單位一〇ヶ所、警察關係者協議懇談會一八ヶ所、宗教家神官協議懇談會五ヶ所　（二）講演會の開催　實業補習學校生徒及青年男女に對する講演會四〇ヶ所、女學校生徒に對する講演會一〇ヶ所、私立裁縫學校生徒に對する講演會一〇ヶ所工場從業員に對する講演會二〇ヶ所、部落講演會三〇ヶ所　（三）映畫利用融和講演會の開催　映畫並講演會町村單位二〇ヶ所、映畫並講演會費補助二〇ヶ所　（四）講習會の開催　農村經濟講座一ヶ所、夏季林間講習會一ヶ所、家庭講座二ヶ所、一夜講習會五ヶ所、長期向上講座二ヶ所、男女教員融和事業講習會一四ヶ所、中堅青年指導講習會一ヶ所　（五）宣傳　國民融和日に活動寫眞講演會及協議懇談會を開催印刷物の配布其他、雜誌（社會事業團體と

合同）年三回各三、〇〇〇部、融和時報（中央と合同）毎月一回各三、〇〇〇部、パンフレット年二回各二、五〇〇部　（六）研究會の開催三回　（七）融和團體補助　町村單位融和團體に對し助成金を交付二十團體　（八）關東融和事業協議會の開催一回

三、昭和五年度施行事業

一、調査研究

種目	回數	參會者	備考
研究會	一	二〇	役員

二、諮會議

會名	回數	參會者	備考
第六回總會	一	五〇〇	會長挨拶、會計報告、懇談會
協議懇談會	八	三一〇	役員、有志、部落有志、青年等
懇談會	三	一一五	町村長、小學校長、部落青年等
理事會	二	四五	
評議員會	一	三五〇	
計	一五回	一、三二〇名	

三、講習會

會名	回數	參會者	備考
部落中堅青年指導講習會	二	四三	縣單位
婦人融和事業講習會	一四	五〇四	郡單位
計	一六	五四七	

四、講演會

會名	回數	參會者	備考
融和講演會	六三	一一、〇四〇	村融和會發會式其他
部落講演會	一二	六〇〇	戸主、青年、處女
映畫利用講演會	二八	四〇、三三二	一般
計	一〇三	五一、九七二	

五、文書其他の宣傳

種別	數量	對象	備考
春光	三、〇〇〇部	縣下配布	一回
融和時報	二四、〇〇〇部	同	毎月　二、〇〇〇部

二、委員制度、青年融和運動、融和教育等の組織現況

青年運動

同縣には未だ縣單位の青年融和團體なきも各郡には左記の如き青年運動あり、夫々活動してゐる。

群馬郡青年修養團　（昭和五年五月二十一日創立）

創立まで

縣融和會の態度に憤たらざるものありとして、最近解放運動に何等無關心であつたところの部落青年が民間團體の必要を認めて自發的に奮起し、結成して同志を糾合せるものである。

活動狀況

講演會、研究會を開催し、尚各種の事業を爲してゐる。

其他

規約に依ると幹事は各支部に於て選出し、幹事中より團長、副團長を互選することになつてゐて、純然たる民間團體としての形態を備へてゐる。而して團の精神は左の綱領に依り、明らかなる如く、被差別同胞の自覺を基調としたものである。

一、陋習を打破し、國民諧和を期す。

一、吾等は内部同胞の自覺を强調し人間權の復活を期す。

一、吾等は人間性の原理に覺醒し「より善き社會」の完成を期す

尚縣融和會との關係は別個のものであるが事業費としては、その計畫に對して、同會より援助してゐる。

此の外『多野郡青年解放同盟』あり、更に之等の運動の爲め佐波郡にも『佐波郡青年聯盟』の結成を見るに至つた。

三、他團體との連絡提携

聯絡團體	聯絡事項	備考
縣社會事業協會	活動寫眞班　映畫利用講演會	
部落青年中心の團體	講演會、懇談會、研究會	

四、支會活動狀況

支會名	所在地	代表者	五年度事業概況	備考
大川支部	邑樂郡大川村	宮永喜十郎	五年一〇月二九日創立發起人會を開く　六年二月一日發會式を擧行し中村至道氏の講演あり	
倉賀野支部	群馬郡倉賀野町	須賀　保三		

七、千葉縣社會事業協會融和部

大正十五年二月本會設立の計畫を立て同年六月十八日發起人會を開催資金募集に着手、九月廿六日創立總會並發會式擧行、同日千葉縣振興會總會を開催し同會を本會に併合の件を議し同會基金貳萬五千八拾四圓八十錢及備品全部を本會に歸屬せしめ現在基本金十一萬七千七百五十三圓六十錢に達す。

而して昭和五年四月融和部を本會に設置し融和促進事業を實施するに至る。

一、要　覽

1　綱　領

縣下社會事業の聯絡提携を圖り時勢に順應する社會事業を調査研究し斯業の改良發達を期するを目的とす。

3　會　則

第一章　名稱及事務所

第一條　本會は千葉縣社會事業協會ト稱ス

第二條　本會ハ事務所ヲ千葉縣廳學務部社會課内ニ置ク

第二章　目的及事業

第三條　本會ハ縣下社會事業ノ聯絡提携ヲ圖リ時勢ニ順應スル社會事業ヲ調査研究シ斯業ノ改良發達ヲ期スルヲ目的トス

前項ノ目的ヲ達成スルタメ本會自ラ事業ノ施設經營ニ當ルコトアルベシ

第三章　會　員

第四條　本會ノ會員ハ本縣内ニアル社會事業團體及本會ノ趣旨ニ賛同シタル者ニシテ左ニ該當スル者ヲ以テ組織ス

賛助會員　金拾圓未滿ヲ醵出シタル者
正會員　金拾圓以上醵出シタル者
特別會員　金參拾圓以上ヲ醵出シタル者
名譽會員　一、金百圓以上ヲ醵出シタル者
二、本會ニ功勞アル者又ハ學識經驗アル者ニシテ特ニ評議員會ニ於テ推薦シタル者

第四章　役員

第五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク
役員ハ名譽職トシ其ノ任期ヲ二箇年トス　但シ重任ヲ妨ケス
一、會長　一名　千葉縣知事ノ職ニアル者ヲ推戴ス
二、副會長　二名　內一名ハ千葉縣學務部長ノ職ニアル者ヲ推シ一名ハ評議員會ニ於テ推薦シ共ニ會長之ヲ委囑ス
三、幹事長　一名　千葉縣社會課長ノ職ニアル者ニ會長之ヲ委囑ス
四、幹事　若干名　會長之ヲ委囑ス
五、評議員　若干名　總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉ス

第六條　役員ノ任期左ノ如シ
一、會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
會長ハ總會及評議員會ヲ召集ス
會長ハ總會及評議員會ニ議案ヲ提出シ其ノ議決ヲ施行ス
二、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ會長ノ定メタル順位ニヨリ之ヲ代理ス
三、幹事長ハ會長ノ命ヲ受ケ事務ヲ處理ス
四、幹事ハ幹事長ノ命ヲ受ケ事務ニ從事ス
五、評議員ハ會長ノ諮問ニ應シ又ハ重要ナル事項ヲ審議ス

第七條　本會ニ顧問若干名ヲ置キ會長之ヲ委囑ス
顧問ハ會長ノ諮問ニ應シ又ハ意見ヲ述フルコトヲ得

第八條　會長ハ會務ノ必要ニ應シ書記若干名ヲ置クコトヲ得
書記ハ幹事長及幹事ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

第五章　會議

第九條　本會ハ每年一回總會ヲ開キ左ノ事項ヲ行フモノトス　但シ必要アル場合ハ臨時總會ヲ開クコトヲ得
一、前年度中ノ事業及會計報告
二、議事
三、本則ノ定ムル所ニ依ル選舉

第十條　評議員會ハ每年一回通常會ヲ開キ臨時會ハ必要ノ都度之ヲ開ク
評議員會ニ於テ行フヘキ重ナル事項左ノ如シ
一、副會長ノ選舉顧問及名譽會員ノ推薦
二、豫算ノ議決及決算ノ認定
三、其他重要ナル事項

第十一條　會長ハ書面ヲ以テ評議員ノ意見ヲ徵シ評議員會ノ議決ニ代フコトヲ得

第十二條　會議ノ議長ハ會長之ニ當リ議事ハ總テ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニヨル

第六章　會計

第十三條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十四條　本會ノ資金ハ左記ヨリナル
一、本會ノ基本金及其利子
二、會員ノ醵金
三、補助金及寄附金
四、其ノ他ノ收入

第十五條　本會ノ經費ハ資產(但シ基本金ヲ除ク)ヲ以テ之ヲ支辨ス　但シ止ムヲ得サル場合ハ總會ノ議決ヲ經テ基本金ヨリ支出スルコトヲ得

第十六條　本會ノ資產ハ評議員會ノ承認ヲ經テ確實ナル銀行又ハ郵便官署ニ預入シ若ハ確實ナル有價證券ヲ購入シ會長之ヲ管理ス

第七章　支部

第十七條　本會ハ必要ニ應ジ支部ヲ置クコトヲ得

第八章　附則

第十八條　本會々則ノ施行ニ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

第十九條　本會則ハ總會ニ於テ出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ之ヲ改廢スルコトヲ得ス

第二十條　千葉縣振興會基金ノ寄附者ハ本會則第四條ニ準シ本會々員トス

4　役員

會長(知事)　堀田　鼎　副會長(學務部長)　竹田　武男
幹事長　岡　尊信　幹事　安田　龜一
書記　增田　正直　同　鈴木　斗人
同　橫川　孝平

第四章　融和團體の組織と個別的活動

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算總額　一、四九〇圓

(內譯)　歲入——繰入金五〇〇圓(一般會計より繰入)、補助金八〇〇圓(國庫五〇〇圓、中央融和事業協會三〇〇圓)寄附金五五圓、繰越金一三五圓

歲出——事務費二七〇圓、事業費一、一七〇圓、講話宣傳費二五〇圓「講話費一五〇圓、懇談費五〇圓、宣傳費五〇圓」授產奬勵費五〇〇圓「講習費一五〇圓、販賣斡旋費五〇圓、生業資金貸付三〇〇圓」生活相談費七〇圓、負擔金一〇〇圓「全國融和大會負擔金三〇圓、出席者派遣費五〇圓、融和時報負擔金二〇圓」補助費二五〇圓「敎育事業補助一〇〇圓、福利事業補助一五〇圓」豫備費五〇圓

2　事業計劃

(一)合同懇談會、(二)講話會、(三)宣傳　全國融和會、ポスター等、(四)職業輔導　授產講習會、(五)奬勵　生產品の販賣斡旋、敎育奬勵、融和團體補助

三、昭和五年度施行事業

二、懇談會

會名	回數	參會者	備考
融和懇談會	二回	村內有志者	印旛郡酒々井町 香取郡瑞穗村

四、講演會

會名	回數	參會者	備考
融和問題講演會	一回	八〇〇餘名	於男女師範學校講師三好伊平次

五、文書其他の宣傳

國民融和日宣傳（第三章　融和團體の全國的活動參照）

七、職業補導

施行事業　施行月日　場所　概況

延竹皮講習　自五年八月八日至同九日　印旛郡酒々井町　出席者四〇名

篠製造　自同七月一日至同五日　同　同　一〇〇名

竹篠製造　自同一二月二五日至同二六日　山武郡土氣本郷町　同　五〇名

計　三ヶ所　一九〇名

備考　一、目的　生活の基礎を確立し農村經濟の向上を圖る爲め生業の餘暇を利用する副業の奬勵をなすを以て目的とす。

二、講師及講習科目

社會問題としての職業指導　社會課長　岡　尊信

社會生活に就て　社會事業主事　安田龜一

副業の合理化　地方農林主事副業主任　大庭恭一

實習（篠製造）　實習（延竹皮内職）

八、奬勵助成

施行事業	施行市町村又は團體	事業費總額	補助費	備考
授産事業	酒々井町昭和會	二五〇圓	一〇〇圓	
教育事業補助	四ヶ町村	一〇〇	七二	
計		三五〇圓	一七二圓	

九、生業資金貸付

貸付事業別	貸付市町村	貸付金額	期間	利率	償還法	備考
生業資金	山武郡土氣本郷町	二〇〇圓	二〇ヶ月	日歩三錢	三ヶ月間据置後月三〇圓づゝ償還	
同	印旛郡酒々井町	二〇〇	同	同	同	五年七月一八日貸付
計	二ヶ所	八〇〇圓				

八、下野昭和會

不合理なる差別觀念を除去し同胞融和の實績を擧ぐるためになすべき事業の多いのは今更言ふまでもないが久しきに亘る因襲が齎らした該事業の難關を突破して目的を達成するには唯に行政廳の力にのみ頼ることなく民間に於ても自ら進んで大いに活動する必要がある。

此の氣運は從來本縣下に散在する町村單位の融和團體を一纏にした縣區域の連絡團體設立の聲を高め遂に昭和二年二月廿一日縣主催地方改善事業懇談會席上に於て本會設立の提議があつた。

會する者悉く之に贊して設立に關する一切を縣當局へ委任し當局は直ちに準備を進めて名稱會則を定め各共の位置に就て同年四月一日四十六名に對し協議員を委囑し五月十六日最初の協議員會を開き昭和二年度豫算及事業方法に就いて審議を了し玆に愈々活動を開始し寄附金を集め會員を募り、國庫栃木縣及中央融和事業協會の補助を得着々として基礎を固め現在に至つた。

一、要　覽

1　趣意書

正義と人道とに依り、共存共榮の社會を建設せんとするは、是れ人類の念願であるばかりでなく又使命でなければなりませぬ。

君臣一體を經とし同胞相愛の緯とする我が國情にありましては特に此の感を深うせざるを得ません。

明治天皇　御親政の初めに當り長くも五ヶ條の御誓文を御下しになり、國政の大綱を御示しになられました。其の一に

舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

と宣べ給ふたのであります。尊いで明治四年八月二十八日、太政官布告第六十一號を以て一部國民に對する稱呼を廢し、四民平等の令を發せしめ給ひました　叡慮の深遠なる寔に感激に堪えない次第であります。

爾來、年を閲すること五十有餘年、其間文物燦然として輝き、國運の隆昌亦他國に其の比を見ないのであります。然るに國民中未だ舊來の陋習に囚はれ、動もすれば融和親善の美を傷くるの狀態を生ぜんとするは、仁慈なる　叡慮に對し奉り、誠に恐懼に堪えざるのみならず、人道上看過すべからざる痛恨事でなければなりませぬ。

若し現狀を以て推移しましたならば、或は同胞相互間に於ける溝渠は、日に、月に、其の深さを增し、遂に國民の福祉を增進することが出來得ないではないかを、恐るゝものであります。

今上陛下　昭和元年十二月二十八日朝見の御儀に於いて、親しく文武百官を召され長くも　勅語を下し給ひ

況ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所

と宣べ給ひました。御聖旨を拜し寔に恐懼に堪えない次第であります。

本縣玆に稽ふるところあり、昭和二年一月二十一日懇談會席上融和促進團體設立の件を附議し、滿場の協贊を得まして、下野昭和會を設立した次第であります。

本會は一視同仁の聖旨を奉戴し、同胞の融和促進を圖り、共存共榮の實を擧ぐるを以て、目的とするのであります、卽ち同胞相愛の大義を闡明して、偏狹なる感情、固陋なる思想の打破に努め瞹視的觀念に基く差別待遇の根絶を圖り、以て縣民諸和の實を擧げ、國運の進展に貢獻せんとするのであります。

冀くは本會の趣旨と其の運動とに翼贊せられ、奮つて本會に入會せられんことを切望する次第であります。

第四章　融和團體の組織と個別的活動

2　會　則

第一條　本會ヲ下野昭和會ト稱ス

第二條　本會ノ事務所ハ之ヲ栃木縣社會課内ニ置ク

第三條　本會ハ一視同仁ノ聖旨ヲ奉戴シ同胞ノ融和促進ヲ圖リ共存共榮ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ遂行スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、融和促進ニ必要ナル調査研究

二、融和親愛ノ觀念ノ普及並因襲的陋習ノ除去

三、縣内ニ於ケル同一目的ノ團體トノ聯絡並助成

四、本會ノ目的ニ合致スル敎化奬學及救濟

五、協議會講演會講習會等ノ開催

六、人事相談、職業紹介斡旋

七、地方改善事業ノ指導奬勵

八、其他必要ト認メタル事項

第五條　本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ加入シタル左ノ會員ヲ以テ組織ス

一、賛助會員

賛助會員ハ本會ニ對シ金三十圓以上ヲ寄附シタル者トス

二、普通會員

普通會員ハ本會入會ニ際シ金二圓ヲ醵出スルモノトス

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會　長　一　名　副會長　一　名

理　事　若干名　協議員　若干名

相談役　若干名

第七條　會長ハ栃木縣知事ノ職ニ在ル者、副會長ハ栃木縣學務部長ノ職ニ在ル者ヲ推戴ス

相談役ハ協議員會ノ推薦ニ依リ會長之ヲ委囑ス

理事及協議員ハ之ヲ囑託ス

第八條　理事及協議員ノ任期ハ二ケ年トス

但シ再任ヲ妨ケス

補缺ニ依リ選任セラレタル者ハ前任者ノ殘任期間トス

第九條　本會役員ハ任期滿了スルモ其後任者ノ就任スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第十條　會長ハ本會ヲ代表シ會議ノ議長トナル副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アル時ハ其職務ヲ代理ス

理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

相談役ハ會長ノ諮問ニ應シ又ハ本會ノ事業ニ關シ意見ヲ陳フルコトヲ得

第十一條　本會ハ毎年一回協議員會ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時ニ開會スル事ヲ得

協議員會ニ於テ爲スヘキ事項左ノ如シ

一、相談役ノ推薦

二、歲入出豫算ヲ定ムルコト

三、歲入出決算ヲ認ムルコト

四、本會々則ノ改訂ニ關スルコト

五、其他會長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十二條　協議員ハ其地ニ於ケル融和ノ狀況ヲ調査シ本會ノ事業ノ普及ヲ圖ルモノトス

第十三條　協議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スルトコロニ依ル

第十四條　本會ニ事務執行ノ爲メ主事又ハ書記ヲ置キ會長之レヲ任免ス

第十五條　本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

一、醵出金、補助金及寄附金

二、其他ノ收入

第十六條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

3　役　員

會長(知事)	淺利　三郎	副會長(學務部長)	森部　隆
理事(社會課長)	見戸　浩巍	協議員	三六名

二、昭和六年度歲算並事業計劃

1　豫算總額　五、九五五圓

(内譯)　歲入――入會金二〇〇圓、助成金三、八〇〇圓(内務省二、五〇〇圓、中央融和事業協會四〇〇圓、縣九〇〇圓)寄附金二〇〇圓、雜收入五五圓、繰越金一、七〇〇圓

歲出――事務費九三〇圓、會議費一五〇圓、事業費四、三一〇圓(會報費一六〇圓、敎化宣傳費二、一五〇圓、育英奬勵費八〇〇圓、補習敎育費一五〇圓、産業奬勵費二〇〇圓、補助費六〇〇圓、懇談會費一〇〇圓、視察費一五〇圓)資金編入五〇〇圓、豫備費六五圓

2　事業計劃

第四章　融和團體の組織と個別的活動

(一)懇談會　一市五郡。(二)講習會　イ、國民融和日前後融和講習會數ケ所、ロ、青年講習會二ケ所。(三)講演會　イ、町村團體主催に講師を派遣す、ロ、活動寫眞、(四)文書其他の宣傳　イ、社會と人生、融和時報、ロ、國民融和日宣傳。(五)職業輔導並産業奬勵　宅地利用講習會五ケ所、種子及種苗の配布。(六)育英奬勵　三二名。(七)補習敎育　書籍雜誌類を購入し青年修養團に配布。(八)補助事業　融和團體事業奬勵、改善事業補助。(九)視察　優良地方改善施設見學、人員十名以内

三、昭和五年度施行事業

二、諮會議

會名	回數	參會者	備考
協議員會	一	三〇	昭和五年度歲出入豫算及施行事業の協議
産業奬勵協議會	一	五〇	於佐野町、融和團體の代表者參集主として副業に於て會議
融和事業關係者懇談會	一	五〇	縣下各關係者
計	三回	一三〇名	

四、講演會

會名	回數	參會者	備考
活動寫眞利用講演會	四	二、六〇〇	佐野町二回、皆川村旗川村

五、文書其他の宣傳

種目	數量	對象	備考
融和事業とは何か	三、〇〇〇部	縣下公共團體、學校、青年團等	

六、差別事象除去、差別事件調停

差別事件分類	内容	發見發生年月日	除去調停年月日	方法
神社加入問題	氏子たる資格を認めずとする大字民の決議に對する抗議	五年五月一日	五年一月一〇日	村長其他關係者立會の上大字有志と差別者との會見を行ひ正式加入する樣盡力しめたり其後祭典に自發的に參加す
失言問題	酒席にて失言したるもの	同一一月二〇日	六年三月二四日	相方會見せしめ失言を取消さしむ

計 二件

七、職業調導

施行事業	施行月日	場所	概況
棕梠表製作講習	自六年三月三一日至同四月六日	足利郡山前村大字山下	講習生二六名副業組合設立目下共同製作施設を講じつゝあり
改良製繩講習	自同三月二七日至同二八日	下都賀郡皆川村	組合員七名、機械購入の上副業組合を組織す

八、費用助成

施行事業	施行町村又は團體	事業費總額	補助費	備考
井戸改善並新設	下都賀郡皆川村昭和會	二四八、一五	一四	井戸八個
町村融和團體補助	一〇團體	二、七九、〇〇	一五	
育英奬勵	三五名		六五	
青年補習教育			七、二〇	青年融和團體一八に對し融和時報に關する書册を配布す

計 八八四四二〇錢

九、大和同志會

本會は大正元年八月左記の趣意をもつて創立され、奈良縣下を活動區域として融和促進に盡して來た古い歴史を有する融和團體である。現在事務所を奈良縣廳内に置き淺田好太郎氏を會長に推して副會長の吉川吉治郎氏中心となり、幹部一同熱心に活動を續けてゐる。

一、要覽

1 趣意書

近頃は人の心も非常に亂れて色々な問題を提げて騒ぎ廻り稍もするとトンデもなき事を惹き起しますのは誠に國家に取りて寒心に堪へない次第であります依て本會は最も剛健と質實とを旨とし輕佻詭激を戒め皇室中心主義を以て餘り急に走らず又は緩に失せず中正を以て精神振作に努め改惡遷善に力を致し忠良なる民風を作興し鴻大の 聖恩に感謝致したいのであります。然るに封建時代に於ける階級制度の陋習の今尚社會の一部に存在するのは昭和 聖代の一大痛恨事でありますれ者に正義人道に背き社會の全一的發達を妨ぐる計りでなく國家の將來に對し甚だ面白からざる現象であります故に徹底的融和を計らればなりませぬ眞の融和を體現するのは萬物同根四海兄弟の眞意を了得し互に理解と同情とを以て兄弟牆に鬩ぐの醜態を根絶し差別的觀念を去り各自に反省自覺し人間美を發揮せねばなりませぬ 明治天皇の御製に「諺あらば我を咎めよ天つの神民は我が身のうみし子なれば」と誠に畏れ多い事であります國民の一人一人の責任を上御一人に背負ふて下さるゝ仁慈の大御心であります此の大御心を奉戴すれば世の中と自分とを別々に見ないようにし一人の事件は其人一人の問題でなくして共同生活をして居るお互全體の責任でありますソコで一人でも苦んで居るものがあれば共に同情し助け合ふて行く處に人間美が現はれるのであります故に本會は官民の後援と理解を得て舊來の陋習を一掃し一視同仁の人間美を實現し大に文化の進運に伴ひ國運の發展を企圖し以て 聖恩の萬一に報謝いたしたいのであります庶幾くば同胞諧和精神振作に誠意ある諸賢は本會賛意のある處を諒察し以て理想を實現し社會の安寧維持に賛同助力せられん事を希望いたします。

2 主義方針

主義　皇室中心主義を以て忠良なる民風を作興する。
方針　漸進的に地方の改善に努力する。
目的　官民の後援と理解を得て親しい融和を體現する。

3 會則

第四章 融和團體の組織と個別的活動

第一條　本會ハ日本臣民タルノ大義ニ則リ舊來ノ陋習タル感情ヲ除去シ融和ノ體現ヲ目的トス

第二條　本會ハ大和同志會ト稱シ事務所ヲ奈良縣廳内ニ置ク

第三條　本會々員ヲ別チ左ノ四種トス

一、正會員ハ本縣在住者ニシテ本會ノ趣旨ニ賛同シ入會ノ手續ヲ了シタル者

二、特別會員ハ縣郡市町村ノ官公吏並ニ教育者宗教家及其他官公職ニ在ル者ニシテ本會ノ趣旨ニ賛同シ入會シタル者

三、名譽會員ハ奈良縣在住ノ名望家德望家ニシテ本會ノ推薦ニ依ル者

四、賛助會員ハ奈良縣在住者ニシテ既ニ本會ノ趣旨ニ賛同セル名望家德望家ニシテ本會ノ推薦ニ依ル者　但シ他ノ會員ニシテ賛助會員タルコトヲ得

第四條　本會ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、地方改善ノ施設並ニ融和促進

二、講習會講演會談話會懇談會ノ開催

三、機關雜誌ノ發行並ニ印刷物ノ宣傳

四、職業ノ指導並ニ紹介

五、育英事業奬勵

六、移住奬勵

七、支部設置並ニ指導奬勵

八、爭議協調諧和スル處置

九、各種ノ調査研究

一〇、各地融和團體トノ連絡提携

一一、其他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第五條　本會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

役員　一、總　裁　一　名（本縣知事）
二、顧　問　若干名（本縣三部長並本會ニ功勞アル者）
三、會　長　一　名
四、副會長　二　名（一名ハ縣社會課長トス）
五、幹　事　若干名
六、理　事　若干名
職員　一、主　事　一　名
二、會　計　一　名
三、書　記　若干名

第六條　顧問及正副會長ハ役員會ニ於テ之ヲ推薦ス

第七條　幹事理事主事會計並ニ書記ハ會長之ヲ嘱託ス

第八條　總裁及顧問ハ樞機ニ參與ス、會長ハ會務ヲ總理ス、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス副會長ノ代理順位ハ會長之ヲ定ム、幹事ハ役員會ノ議員トナリ第十五條ノ決議權ヲ有ス、理事ハ本會ノ事業執行ニ參與ス

主事ハ本會ノ事務ヲ處理シ正副會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

會計ハ會長ノ命ニ從ヒ會計事務ヲ掌リ書記ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第九條　役員ノ任期ハ三ケ年トス　但シ再選ヲ妨ケス

役員ニ於テ缺員ヲ生ジタルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ定ム補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十條　本會ノ役職員ハ總テ名譽職トス

但シ主事會計書記ノ報酬ハ會長之ヲ定ム

第十一條　本會ハ春季ニ總會ヲ開ク必要ニ應ジ臨時總會ヲ開クコトアルベシ

第十二條　本會ノ役員會ハ年三回、理事會ハ年六回支部長會ハ年二回開催スルモノトス

但シ必要ニ應シ會長之ヲ招集スルコトヲ得

第十三條　本會ノ經費ハ賛助會員ノ醵金國庫及縣費ノ交附金並ニ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

但シ賛助會員ヨリ基本金完成迄當分ノ間一ケ年金壹圓以上醵金スルモノトス

第十四條　本會ノ會議ハ左ノ三種類ニ區分ス

一、役員會　二、理事會　三、支部長會

第十五條　役員會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

一、會則ノ設定改廢

二、豫算ノ議決・決算ノ承認

三、經費ノ賦課徴收ニ關スル事項

四、其他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十六條　理事會ニ於テ本會ノ事業執行上ニ關スル諸般ノ事項ヲ協議シ又ハ調査研究ヲナスベキモノトス

第十七條　支部長會ハ各支部並ニ本部トノ連絡提携ヲ圖ル爲メニ開催スルモノトス

第十八條　總會ニ報告スベキ事項左ノ如シ

一、會務ノ報告　二、豫算決算ノ報告　三、其他會長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十九條　役員會及總會ハ會報ヲ以テ之ヲ告示ス

第二十條　會議ハ役員半數以上出席スルニアラザレバ決議スルコトヲ得ズ

但シ定刻一時間後迄ニ出席者定數ニ滿タザルトキハ此ノ限リニアラズ

第二十一條　役員ノ權限ニ屬スル事項ニシテ緊急ヲ要シ會長ニ於テ招集スルノ遑ナシト認メタルトキハ會長之ヲ專決處分シ次ノ會議ニ於テ役員會ノ承認ヲ求ムルモノトス

第二十二條　會長ハ會議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス

第二十三條　會議ハ出席員ノ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ定ム

第二十四條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

第二十五條　會員ニシテ本會ノ目的ニ違背シ又ハ其ノ體面ヲ汚スト認メタル者ハ除名スルコトアルベシ

第二十六條　事務ノ整理監督ノ爲メ必要ナル規定ハ役員會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ定ム

第二十七條　本會ハ必要ニ應シ各郡市町村ニ支部ヲ置ク

附　則

本會則ハ昭和五年一月十四日改正シ即日之ヲ施行ス

大和同志會

◇我等の呼び

國家の隆昌を圖り社會の圓滿なる發達を促すには必ずや社會構成の各成分を全一的に進展せしめねばならぬ。

吾人帝國に生を享けたるもの同じくこれ　陛下の赤子にして夙しく是れ同胞である、然るに社會的因襲は區畫せる醜惡なる差別觀念は今尙除かれず相愛すべき同胞をして憑ぐまれざる境遇になかしめ冷酷なる人生を怨嗟せしめつゝあり、これ實に國を念ひ人を愛するものゝ看過すべからざる大問題ではないか。

人間が人間を冒瀆することは悲しむべく社會的罪惡であり最高なる人間の心靈を傷くる恐しき荊棘である、此の戰慄すべき社會的罪惡を淨化して相愛すべき同胞が儼然として輝く榮光に法悦すべき愛に滿てる國家社會を實在せしめねばならない、これは國民全體の重大なる責務である。

此の社會的病根を絶つには人間礎石を基調とする宗教的信念により不合理なる荊棘を刈り取り以て相倚り相扶けて醇化せる社會生活を樂しむにあり。

醒めよ。國民國史をして光あらしめよ　陛下の赤子よ。

4　役　員

總　裁　石黒英彦　　顧　問　早川三郎
顧　問　二見直三　　同　中野善敎
同　松井庄五郎　　會　長　淺田好太郎
副會長　甲斐庸生　　副會長　吉川吉治郎
理事兼幹事　廣田正敏（外一二名）
幹　事　飯田靖夫（外一〇三名）

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫　算　總　額　九、七〇六圓

（內譯）歳入——國庫下附金三、五〇〇圓、縣費同二、五〇〇圓、

中央融和事業協會同八五〇圓、雜收入一、三〇〇圓、會員醵金六〇〇圓、貸付償還金九五六圓

歲出——事務所費三、〇三〇圓、事業費五、五七四圓（幹事會費一五〇圓、理事會費七〇圓、支部長會費五〇圓、總會費二七〇圓、旅費八〇〇圓、表彰費八〇圓、講習會費三五〇圓、講演會費二〇〇圓、懇談會費一五〇圓、支部指導費四三〇圓、宣傳費一五〇圓、會報費三九四圓、調停費三〇圓、副業奬勵費一、五〇〇圓、育英奬勵費七〇〇圓、融和デー費一五〇圓、視察費一〇〇圓、移住奬勵費一四四圓、備品費一〇〇圓）借入金償還九五六四、豫備費一四四圓

2　事業計劃

（一）總會、（二）講演會　學校寺院工場等、（三）パンフレット刊行（四）會報刊行、（五）講習會　指導者養成、男女青年等數箇所、（六）幹旋調停　產業組合、住宅組合、公益質屋の設立、私住等の斡旋就職斡旋、差別事件解決等、（七）調査研究、（八）表彰、（九）會議

役員會支部長會、（一〇）優良地の視察、（一一）融和日實施、（一二）懇談會、（一三）奬勵助成　生業資金融通、內外移住者、育英

副業、市町村改善施設事業、市町村融和事業奬勵助成

三、昭和五年度施行事業

一、調査研究

種目	回數
副業指導	二
融和事業調査	二
講習會	一

二、講習會

種目	回數	參會者
融和事業指導者	一	七
講習會	一	一

概況

縣內及他府縣各地

講師	講習會名	施行期日	施行場所	講習科目	講師數	參會者數
副業指導融和事業指導者	講習會	至自同五年十月二三日	栃木縣宇都宮町	農業實習（ヒヾ五名、竹細工）	二	二七

四、講習會

種別	會名	回數	參會者	備考
融和問題講演會		七	四三、一〇〇餘	
融和日記念講演會		九	八三、一〇〇餘	
計		八三	五一、二〇〇	

五、其他の重要事項

種別	數	摘要	備考
會報發行	三〇、〇〇〇部	每月二時、縣內融和會員其他	
印刷物頒布	四、〇〇〇部	講習會講師用、要項の概略、融和問題に關する小冊子	
路傍演說	一二、二三五回	一般大衆	
講習會	五年七、八月中	生徒	

六、差別事件調査、差別事件解決

事件	數	摘要	備考
町村事件發生	一四	調査	
差別事件	二七	差別事件解決	
計	二七		

支部取扱	直接	摘要
一般	五	
二	八	
六	一	差別事件發生ニ際シ關係者ト懇談シ又ハ警察官ト協議シ或ハ關係者ヲ招致シテ訓戒ヲ與ヘ又ハ本人ヲ説得シテ解決ニ努メタリ
二	二	差別事件ニ關シ警察官ト協議シ或ハ關係者ヲ招致シテ訓戒ヲ與ヘ又ハ本人ヲ説得シテ解決ニ努メタリ
二	五	差別事件ニ關シ警察官ト協議シ或ハ關係者ヲ招致シテ訓戒ヲ與ヘ又ハ本人ヲ説得シテ解決ニ努メタリ
一	一	差別事件ニ關シ警察官ト協議シ或ハ關係者ヲ招致シテ訓戒ヲ與ヘ又ハ本人ヲ説得シテ解決ニ努メタリ
二	五	差別事件ニ關シ警察官ト協議シ或ハ關係者ヲ招致シテ訓戒ヲ與ヘ又ハ本人ヲ説得シテ解決ニ努メタリ

（備考）別表內容不詳ニ付ては前年度に於ける差別事件解決の方法に準じ警察官と協議の上關係者を招致し訓戒を與へ又は本人を説得して解決に努めた旨報告し來れり

四、融和團體の組織と個別的活動

一、副業指導

種別	數	摘要
副業指導	二七	
融和事業調査	一四	
講習會	二七	

二、講習會

講師	講習會名	施行期日	施行場所	講習科目	講師數	參會者數
副業指導融和事業指導者	講習會	至自同五年十月二三日	栃木縣宇都宮町	農業實習（ヒヾ五名、竹細工）	二	二七

三、講習會

種別	會名	回數	參會者	備考
融和問題講演會		七	四三、一〇〇餘	
融和日記念講演會		九	八三、一〇〇餘	
計		八三	五一、二〇〇	

四、講習會

種別	會名	回數	參會者	備考
融和問題講演會		七	四三、一〇〇餘	
融和日記念講演會		九	八三、一〇〇餘	
計		八三	五一、二〇〇	

五、其他の重要事項

種別	數	摘要	備考
會報發行	三〇、〇〇〇部	每月二時、縣內融和會員其他	
印刷物頒布	四、〇〇〇部	講習會講師用、要項の概略、融和問題に關する小冊子	
路傍演說	一二、二三五回	一般大衆	
講習會	五年七、八月中	生徒	

六、差別事件調査、差別事件解決

事件	數	摘要	備考
町事件村發生	一四	調査	
差別事件	二七	差別事件解決	
計	二七		

支部取扱	直接	摘要
一般	五	
二	八	
六	一	差別事件發生ニ際シ關係者ト懇談シ又ハ警察官ト協議シ或ハ關係者ヲ招致シテ訓戒ヲ與ヘ又ハ本人ヲ説得シテ解決ニ努メタリ
二	二	差別事件ニ關シ警察官ト協議シ或ハ關係者ヲ招致シテ訓戒ヲ與ヘ又ハ本人ヲ説得シテ解決ニ努メタリ
二	五	差別事件ニ關シ警察官ト協議シ或ハ關係者ヲ招致シテ訓戒ヲ與ヘ又ハ本人ヲ説得シテ解決ニ努メタリ
一	一	差別事件ニ關シ警察官ト協議シ或ハ關係者ヲ招致シテ訓戒ヲ與ヘ又ハ本人ヲ説得シテ解決ニ努メタリ
二	五	差別事件ニ關シ警察官ト協議シ或ハ關係者ヲ招致シテ訓戒ヲ與ヘ又ハ本人ヲ説得シテ解決ニ努メタリ

（備考）別表內容不詳ニ付ては前年度に於ける差別事件解決の方法に準じ警察官と協議の上關係者を招致し訓戒を與へ又は本人を説得して解決に努めた旨報告し來れり

七、生業資金貸付

種別	事業	貸付數	貸付金額	利率	償還法
洋馬裝行商目	事業	別付	金貸付	年三分	償還法
傘車裝商用品	事業	別付	金貸付	年三分	償還法
行商、牛理物行	事業	別付	金貸付	年三分	償還法
三	事業	別付	金貸付	年三分	償還法
五、六〇〇	事業	別付	金貸付	年三分	償還法
五	事業	別付	金貸付	年三分	償還法
六〇	事業	別付	金貸付	年三分	償還法

八、融和團體の助成

種別	施行事業	數	摘要
人事幹旋	町村帶施行事業	二	總事業補助費
人事幹旋	町村帶施行事業	三	總事業補助費
人事幹旋	町村帶施行事業	二、四

一〇、功勞者表彰

氏名	住所	表彰者
山中善藏外四名及一團體	磯城郡初瀨町（其他）	大和同志會長

一一、視察

目的	視察地	期間	人員	催	備考
副業改良と地方融和狀況	京都府下	三日間	三人	各地の副業狀態と融和狀況及び內部自覺の狀況を知らんとして、縣社會課と共同して各地の視察をなせり	
	大阪府下	三	六		
	岡山縣下	三	二		
	埼玉縣下	五	五		
計	四府縣	一四	一六		

一二、他團體との聯絡提携

聯絡團體名	聯絡事項	催	備考
近畿二府五縣及各團體	事業遂行上の協議會等	係員出席	一四回

一四、其他講師派遣

會名	主催者	回數	備考
講演會講習會	縣下各地團體及近府縣同	五〇	縣內一五回、近府縣三五回
全國大會出席	一回	一七名	全國融和團體聯合

四、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者	五年度事業概況	備考
大正村支部	大正村役場內	西川茂史	講演講習其他本部事業に準ず	
西松本支部	大正村西松本	中川範司	同	
石上支部	丹波市町石上	松本玉治郎	同	
磯城支部	香久山村役場內	岡橋清右衞門	同	
初瀨支部	初瀨町役場內	山中善藏	同	
川西村支部	川西村下永	福井駒藏	同	
川東村支部	川東村支部內	水原民藏	同	
計	三一支部			

一〇、三重縣社會事業協會

融和部

三重縣社會事業協會は大正十二年四月、三重縣下の感化救濟其他の社會事業相互間並に社會事業家と、一般社會との聯絡を圖り、且つ其健全なる發達を期する目的のもとに創立せられたものであるが、同會では別記の如く十二年十二月より融和部を特設して縣下の融和問題解決に努めてゐる。

一、要覽

1　會則

第一條　本會ハ三重縣社會事業協會ト稱ス

第二條　本會ハ事務所ヲ三重縣學務部社會課內ニ置ク

第三條　本會ハ三重縣內ニ於ケル感化救濟其他ノ社會事業相互並社會事業ト一般社會トノ聯絡ヲ圖リ且其ノ健全ナル發達ヲ期スルヲ以テ目的トス

第四章　融和團體の組織と個別的活動

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、毎年數回懇談會ヲ開クコト

二、社會事業ニ關スル講演會ヲ開催スルコト

三、社會事業ト篤志家トノ聯絡ヲ圖ルコト

四、社會事業ヲ指導誘掖シ且ツ其ノ經營方法ヲ幇助スルコト

五、社會事業ニ關スル行政ヲ翼贊スルコト

六、其他役員會ノ議決ニ依リ必要ト認メタル事項

第五條　本會ハ毎年一回總會ヲ開キ前年度中ノ事務及會計ニ關スル報告ヲ爲シ其他必要ナル事項ヲ議決ス

第六條　本會ハ會員ヲ分チ特別委員及普通會員ノ二種トス特別會員ハ本會ニ功勞アル者及學識名望アル者又ハ特別出資其ノ他ノ方法ニ依リ本會ノ事業ヲ援助スル者ノ中ニ就キ役員會ノ議決ヲ經テ推薦ス

通常會員ハ會費トシテ年五圓ヲ納ムルモノトス

第七條　本會ノ會員タラント欲スル者ハ住所氏名ヲ記シテ申出ヘシ感化救濟其他社會事業ニ關スル團體ニシテ本會ノ會員タラント欲スル者ハ其ノ團體ノ名稱及所在地ヲ記シ代表者ノ名ヲ以テ届出スヘシ會員ノ住所氏名又ハ團體ノ名稱所在地若ハ代表者ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ旨申出ツヘシ

退會セムトスルトキハ其ノ旨届出ツヘシ

第八條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會　長　一名

二、副會長　一名

三、理　事　五名

理事中常務理事一名ヲ置ク

會長副會長及理事ヲ以テ役員會ヲ組織ス

役員會ニ於テハ豫算決算其ノ他重要ナル事項ヲ議決ス

役員會ノ議長ハ會長之ニ當リ其ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第九條　會長ニハ三重縣知事ヲ推薦ス

副會長ニハ三重縣學務部長ヲ推薦ス

理事ハ總會ニ於テ之ヲ選擧ス

常務理事ハ互選ニ依ル

第十條　選擧ニ依ル役員ノ任期ハ二年トス

役員中ニ缺員ヲ生シ補缺ノ必要アルトキハ補缺選擧ヲ行フ

補缺員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第十一條　會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

第十二條　本會ニ評議員若干名ヲ置ク

第十三條　評議員ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ囑託ス

評議員中官公吏ノ職ニ在ル者ノ任期ハ其ノ在任期間中トス

評議員ハ本會ノ重大ナル事項ニ關シ會長ノ諮問ニ答申スルモノトス

第十四條　本會ハ必要ニ應シ主事ヲ置ク

主事ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

主事ハ會長之ヲ任免ス

主事ハ役員ノ指揮ヲ受ケ庶務會計ニ從事ス

第十五條　本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

一、會費

二、補助及寄附ノ金品

三、其ノ他ノ收入

第十六條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十七條　本會則ノ施行ニ必要ナル細則ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

2　融和部規定

會則第四條第六項ニ依リ本會內ニ融和部ヲ設ケ左ノ事業ノ行フ

一、融和促進ノ實行

二、講演會及講習會ノ開催援助又ハ懇談會ノ開催

三、文書ノ宣傳

四、縣外ノ視察

五、其他地方改善上必要ナル事項

3　役員

會長	市村竪三	副會長	白戸牛次郎		
常務理事	鳥井美之助	主事	山下嘉三太		
主事	岡政雄				

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算

總額　四、四〇〇圓

（內譯）

歲入——繰越金四〇〇圓、國庫補助金二、九〇〇圓、縣補助金一、〇〇〇圓、雜收入一〇〇圓

歲出　事務費一、一〇〇圓、事業費二、九〇〇圓（委員會費一〇〇圓、教育研究會費二〇〇圓、宣傳費六〇〇圓、講習會費九〇〇圓、講演會費一〇〇圓、青年同盟運動費三〇〇圓、指導講師費四〇〇圓、地方融和施設助成費一〇〇圓、調査研究費一〇〇圓、負擔費一〇〇圓）豫備費四〇〇圓

2　事業計劃

（一）調査研究　融和問題研究會年四回、（二）教育研究會　小學校教職員融和問題研究會五郡各一ヶ所、（三）融和委員會一回、（四）講習會　男子青年融和講習會四回、女子青年融和講習會四回、中堅同盟員移動講習一回、指導講師座內部自發喚起の爲九郡一六ヶ所、（五）講演會　活動寫眞利用講演會一〇ヶ所、（六）文書其他の宣傳　融和日宣傳、青年同盟大會、懇談、融和時報、小冊子印刷頒布　（七）青年同盟運動　運動費を配當し活動を促す（既設六郡）、（八）地方融和施設助成、市町村單位融和團體事業助成、（九）聯合運動　近畿融和聯盟、縣教化團體聯合會協同

三、昭和五年年度施行事業

一、調査、研究

種目	回數	參會者	備考
經濟調査	二三五		部落毎調査を集計基礎資料とむし
部落經濟調査會	一	一五	

種別	會の名稱	回數	參會者數	備考
懇談會の場合	員伊勢同盟南支部	一	一三	於花田村
	伊勢表生産組合	七		
	協伊勢表織物業組合	一	一〇	津市
	大融和幹部會	一	二五〇	津市
	聯合融和青年同盟會	一	三七	津市、夾村、比奈知村
	聯合融和委員會	八	一九二	津市、松阪市、山田、根四日市、尾鷲、可名、相可、宇治山田
	聯合融和委員會	一	二〇	相可名張町
	協伊勢表織物業組合	一	一〇	津市
	伊勢表生産組合	七		松坂町、櫛形村、川合
	員伊勢表同盟組合	一	二六	津市
座談會の場合	關わ北か濱ばの移住、徳教養成	八	二五四	津市

種別	會の名稱	回數	參會者數	備考
座談會の場合	融和問題研究會	一	二〇	於玉垣村
	融和青年同盟幹部會	一	一〇	於津市
	融和委員會	一	七三	等花田村、津市、玉垣村
	融和委員會	一	一八名	
	融和問題研究會	一	二三回	
	融和團體聯合協議會	一	一五	於津市
	融和團體聯合協議會	一	一〇

北海道移住者打合會	四	四五	有井村、鰺津村、津市	
計	三八回	八七二名		

其他市町村吏員融和問題打合會　各郡市町村　社會事業關係の事務講習會等に於ける融和問題の取扱、指導方針竝施設等協議

三、講習會

名　稱	回數	參會者	備　考
青年融和講習會	四	一四七	四鄉村、尾鷲町、玉垣村、稻生村
青年融和一日講習會	一	三五	一ノ宮村
女子青年融和講習會	一	一四〇	花田村
補習學校科外融和問題講座	九	五一一	河西村其他
わかばの朋一日講習會	一	八〇	中鯛村
計	一六回	九一三名	

四、講演會

會　名	回數	參會者	備　考
融和問題講演會	三	三五〇	宇治山田市、佐奈村
宗教家融和問題講演會	六	六〇	伊勢寺村、尾鷲、粥見、大三、常磐梅井戸、依奈古
飯南支部青年同盟講演會	一		松尾町
「月明の集ひ」講演會	一	一五〇	八幡村
活動寫眞講演會	二〇	九、〇〇〇	七栗村其他町村
計	三一回	九、五六〇餘	

五、女當其他の宣傳

種　別	數　量	對象	備　考
聖　戰	一、五〇〇部	縣　下	十一月、一月、三月各五〇〇部宛三回
千社札	一五、〇〇〇枚	同	融和配布日
北海道移住の栞	一、〇〇〇部	各部落	

六、差別事象除去、差別事件調停

事象事件	分類	內　容	發見發生年月日	除去調停年月日	方　法
道路新設位置に關する紛爭	差別に依る道路回避の爲	差別に依る道路回避の爲	五年六月一〇日	五年六月一三日	社會課長に依る無條件一任
部落內に於ける差別	共有財產を中心に部落を除外せる爲	共有財產を中心に部落を除外せる爲	同一二月三〇日	同一二月一〇日	山下主事に依る解決一任

七、農業講習

施行事業	施行月日	場　所	概　況
籐製造講習	自六年三月二日至同一二日	阿山郡城南村	終了生一八名組合を組織して毎月約九〇、〇〇〇本を生產す

八、奬勵助成

施行事業	施行市町長又は團體	事業費總額	補助費	備　考
イ、產業奬勵				
籐製造事業	安濃郡雲林院村籐生產組合	三〇〇圓	二〇〇圓	
傘骨生產事業	阿山郡城南村傘骨生產組合	五〇〇	三〇〇	

副業製繩事業	一志郡中原村田村副業組合	一、五〇〇	二〇〇	
貝釦生產事業	名賀郡依那古村自信會	二〇〇	一〇〇	
製繩事業	度會郡有田村谷村副業組合	三、二二八	一五〇	
木炭生產事業	安濃郡長野村木炭共同販賣組合	一、五二〇	一〇〇	
伊勢表共同販賣事業	一志郡桃園村大造伊勢表生產組合	一、七〇七	一〇〇	
籠生產事業	阿山郡城南村籠生產組合	三〇〇	一〇〇	
促成栽培助成	一志郡川合村八名		三三〇	
ロ、移住奬勵				
北海道移住助成	度會郡大內山村八名		一、六〇〇	
ハ、團體助成				
青年融和運動	三重縣融和青年聯盟		一〇〇	
融和團體助成	河藝郡一ノ宮村融和會		四〇	
同	多氣郡相可町明德會		二〇	
計	一三件		三、三四〇圓	

一一、視　察

目　的	視察地	期　間	人員	備　考
北海道移住奬勵	北海道地方	自五年六月二五日至同七月九日	九	歸縣後宣傳の結果一八家族移住ぜり

第四章　融和團體の組織と個別的活動

副業生產品調查縣外通　　年七　生產品販路擴張及新副業調查

一〇、委員制度　青年融和運動、融和教育等の組織狀況

一、委員制度

融和委員

イ、組織　融和委員設置規程

第一條　本會融和部ハ其ノ事業ノ目的ヲ達スル爲融和委員ヲ置ク

第二條　融和委員ハ必要ト認ムル地方ニ一定ノ人員ヲ限リ會長之ヲ選任ス

第三條　融和委員ハ名譽職トシ任期ヲ二年トス但シ補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第四條　融和委員ハ本會トノ聯絡ヲ保チ其ノ地方ニ於テ本會事業ヲ掌理スルモノトス

第五條　融和委員ハ相互ノ聯絡ヲ圖ル爲郡市又ハ數郡市ヲ區域トシテ地方委員會ヲ組織ス地方委員會ニハ其ノ互選ニ依リ常務委員若干名ヲ置ク

第六條　地方委員會ノ經費ハ必要ト認メタルトキ本會ヨリ之ヲ支出ス

第七條　融和委員ニハ別ニ定ムル所ニ依リ費用辨償ヲ支給スルコトヲ得

附　則

本規程ハ昭和四年一月十日ヨリ之ヲ施行ス

ロ、現　況

前記規定の通り融和委員を縣下必要なる市町村に二名乃至八名

を置き實行機關として活動す。昭和五年度に於ては經濟調査に當り其の對策及差別事件の解決に努め諸般の會合に列席して其の職能を發揮せり。

二、青年融和運動

三重縣融和青年同盟

イ、組　織

宣　言

今や我等の融和運動は輝かしき黎明を迎へ、自覺解放を基調とする新運動方針の下に全面的進出を開始した。

我等の胸に高なる解放の叫びこそは暗き社會を照す光明であり、明るき社會創造の推進力である。我等は眞に融和の完成を果すべく方に同盟を結成し凡ゆる苦難を克服しその實踐に生きん。

來れ、眞理を愛する青年同志よ。

來つて、我等の聖戰に參加せよ。

決　議

我等は青年の本分に立脚し、差別邪惡の絕滅を期する爲め、同盟員の信條として左記三ケ條を決議す。

信　條

一、建國ノ大義ニ徹シ、汝常ニ忠誠ナレ

一、同胞ノ意義ニ徹シ、汝常ニ純愛ナレ

一、社會ノ正義ニ徹シ、汝常ニ勇敢ナレ

規　約

第一條　融和ノ完成ヲ期スル爲三重融和青年同盟ヲ結盟ス

第二條　本同盟ハ青年融和事業講習生及其ノ紹介ニ依リ誓約加入スルモノヲ以テ組織ス　但同盟ノ趣旨ニ違背スルモノハ幹事會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルヘシ

第三條　本同盟ニハ郡市ニ支部ヲ置キ支部ニ部ヲ置キ町村ニ班ヲ置ク　支部ノ規約ハ別ニ之ヲ定ム

第四條　本同盟ニ各郡市支部ヨリ選出サレタル一名乃至三名ノ常任幹事ヲ置ク

第五條　本同盟ノ執行機關ハ大會及常任幹事會トス

第六條　經費ハ補助金寄附金ヲ以ヲ之ニ充ツ

ロ、現況

五年三月中勢北勢伊山と三青年融和同盟を結成し引續き八月南勢及紀伊に二同盟が組織され　1、同志の糾合　2、顯現的差別の撤廢に關して中心目標を置き不斷の活動を持續せるが六年三月其の第一回大會を開きて五同盟を解體して別項規約の如く三重縣融和青年同盟を結びて郡市に支部、町村に班を置くことゝし目下1、組織の確立　2、未開拓地への進出を重心として戰線の擴大化に努めつゝあり。

◇　青年同盟第一回大會決議

一、組織に關する決議(前揭宣言規約等)

二、活動方針に關する決議

差別の依存する社會根據を科學的に把握し、社會の推移的及地方の情勢に應じて其の絕滅を期す。

三、差別事件對策決議

村同盟員が確實なる調査を遂げ急遽之を支部に通知し、支部に於ては本部に通知する事、同時に支部各同盟員に通知し、緊急處理を講じ、大に社會的輿論の喚起につとむる事

四、官公吏對策決議

官公吏に對し、融和問題講習會を開き、融和思想の徹底を期せらるべく縣當局に希望す。

五、青年同盟進出に關する對策決議

間斷なく青年講習會を各地に開催して新らしき同志を獲得し、組織を鞏固ならしむると共に、常に本部との聯絡を緊密にし、戰線の擴大强化に努むる事。

2　若葉の朋

イ、組　織

若葉の朋協同組合規約

一、目的。組合は組合員の婦德を涵養し併せて相互の經濟を向上し堅實健全なる生活を體現するを以て目的と致します。

二、名稱と事務所。組合は若葉の朋協同組合と稱し事務所を津市中茶屋に置きます。

三、組合員　組合は本市内の本場表生産に從事する婦人を以て組織致します。

新たに組合に加入せんとする方は其の旨申出で總會の承認を得た上直ちに第一回の出資拂込をして蔵きます、組合を脫退せんとする方は其の旨申出で總會の承認を得て蔵きます、此の場合出資の持分は拂戻し致しません。但死亡に依る脫退又は脫退の事由止むを得ないと認めたるときは其の拂込濟出資金は返還致します。

四、事業。組合の事業は本場表生産に要する支部竹皮の共同購入と本場表製品の共同販賣及び組合員の吉凶に對し慶弔を致します。

前項の事業の外製品の改良、組合員の修養のため講習會又は座談會其他必要な事業を行ひます。

五、出資金。組合員は組合の搖きなき基礎を固めるため、一口以上の出資を致します。

出資金は一口金五圓とし組合設立と同時に金五十錢を拂込み第二回以後は毎月金十錢宛拂込むことゝ致します。

六、役員。組合の事業と事務を運用するため左の役員を置きます

幹事四名。幹事は組合長を互選します。

組合長は組合を代表し幹事は事業係二名會計係二名と致します

役員の任期は一ケ年とし定期總會で選擧を致します。

組合事業が圓滿な發達を圖るため相談役若干名を置き組合經營について諸般の相談に應じて蔵きます。

七、會議。組合の事業は總て組合員の會議によつて定めます。

會議は毎年一月中に開くものを定期の總會となし其の年内の事業計畫と豫算を相談する外毎月例會を催します。

八、會計。組合は毎年一月より十二月に至る一ケ年間の事業年度に於ける經費の收支決算並事業の成績を定期總會に報告致します。

組合の會計に剩餘金を生じた場合は四分の一は組合資金に積立て殘餘は組合員の販賣高に應じて割戻を致します。

組合の經費は共同購買販賣に依る手數料と補助金又は寄附金等を以て支辨致します。

第四章　融和團體の組織と個別的活動

九、附則。本規約の外必要な細部の事項は其の都度會議で定めます。

若葉の朋團主催の本場表講習會を機緣として相集ひました、私達四名は玆に津市若葉の朋協同組合を結成し右の各項を堅く盟約して、本組合の健かなる發達のために精進せんことをお誓ひ致します。

昭和六年六月八日

ロ、現　況

青年融和運動の一翼として女子青年融和運動の若葉の朋運動は五年十月百四十名の團員を以て組織され「全婦人の社會的自覺を喚起し明るき社會の建設を目的とす」をモットーとして同志を糾合し婦人對照に夙夜運動の徹底に努力しつゝあるも其の中心事業としてわかばの朋協同組合運動の下に部落經濟向上と自覺喚起の爲婦人のみの生産組合を起し前記の通り規約を定め實行せり。

一三、他團體との連絡提携

連絡團體名	聯絡事項	備	考
近畿融和聯盟	共同運動		
三重縣教化團體聯合會	教化運動に融和の徹底を期す		

一一、愛知縣社會事業協會

融和部

愛知縣では、大正十五年七月一日同縣社會事業協會內に、融和部を設置し、同年の六月縣下大濱町に於て開催された講習會出席者約五十名を以て會員とし、爾來本事業に贊同する者を會員に加へ、漸次發展に向つてゐる。

一、要　覽

1　趣意書

本會は夙に縣下に於ける少數同胞部落の融和改善に關する事業に從事し來れるか愈々融和事業の重大性を帶ぶるに至るや縣下に融和團體の必要を認め大正十五年六月縣下碧海郡大濱町に於て融和事業講習會を開催したるを動機として本會に融和部を設け融和事業の調査研究をなすと共に差別問題の解決融和の促進其の他必要なる事業を遂行し以て融和の實現を期せむとす。

2　會　則

第一章　總　則

第一條　本會ハ財團法人愛知縣社會事業協會ト稱ス

第二條　本會ハ事務所ヲ名古屋市中區新榮町愛知縣廳內ニ置ク

第三條　本會ハ社會事業ノ調査研究並經營ヲ爲スト共ニ愛知縣ニ於ケル社會事業ノ聯絡統一ヲ圖リ其ノ改良發達ヲ促進スルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、社會事業ノ研究會ヲ開催スル事

二、講演會講習會ヲ明催スル事

三、機關雜誌其ノ他必要ナル印刷物ヲ發行スルコト

四、社會事業ニ功績アルモノヲ表彰スルコト

五、社會事業從業員ノ慰安ヲ圖ルコト

六、必要ナル社會事業ヲ直營スルコト

七、社會事業ニ關スル行政ヲ翼贊スルコト

八、其ノ他理事會ニテ必要ト認メタルコト

第二章　資産及會計

第五條　本會ノ資産ハ基金及通常財産ノ二種トス

基金ハ左記資産並將來受クヘキ寄附金其ノ他ニシテ基金ニ編入スヘキ財産トス

一、金一萬九千九百五十四圓六十一錢　現　金

一、額面金一千圓四分利付國庫債券　基金ノ元本ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

基金以外ノ資産ハ總テ通常財産トス

第六條　資産ニ關スル現金ハ確實ナル銀行又ハ郵便官署ニ預入レ若ハ國庫證券其ノ他確實ナル有價證券ヲ購入ス

資産ニ屬スル現金ハ之ヲ不動産トシテ管理スルコトヲ得

第七條　本會ノ經費ハ左ニ揭クルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、通常財産及基金ニヨリ生スル收入

二、補助金又ハ寄附金

三、會費及事業ヨリ生スル收入

四、其ノ他ノ收入

第八條　本會年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第九條　歲入歲出ノ豫算ハ每年度開始前理事會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第十條　歲入歲出決算ハ翌々年度ノ歲入歲出豫算ヲ議スル理事會ニ提出シ承認ヲ經ルモノトス

第三章　會　員

第十一條　本會ノ會員ハ特別會員普通會員名譽會員ノ三種トス

會員ニ關スル規定ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第四章　役員及職員

第十二條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、理　事　九　名　　一、監　事　三　名

第十三條　理事中會長副會長並常務理事各一名ヲ置ク　會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

常務理事ハ常務ヲ掌理ス

第十四條　會長ハ愛知縣知事ノ職ニ在ル者ヲ推戴ス

副會長ハ愛知縣學務部長常務理事ハ愛知縣社會課長ノ職ニ在ル者ニ之ヲ委囑ス

第十五條　理事ハ前條ニ依ル者ノ外會長之ヲ囑託ス

監事ハ會長之ヲ囑託ス

第十六條　理事並監事ノ任期ハ三ケ年トス但第十四條ニ依ル理事ハ此ノ限ニアラス

補缺ニ囑託セラレタル理事監事ノ任期ハ前任者殘存期間トス

第十七條　役員ハ任期滿了ノ場合ニ於テモ後任者ノ就職スル迄前任者其ノ職務ヲ行フモノトス

第十八條　會長ハ理事會ノ議決ヲ經テ名譽職若ハ有給ノ職員ヲ置クコトヲ得

前項ノ職員ハ會長之ヲ囑託又ハ任免ス

第十九條　理事會ハ隨時會長之ヲ招集ス會長ハ理事會ノ議長トナル會長事故アルトキハ副會長議長トナル會長副會長共ニ事故アルトキハ會長ノ定メタル順位ニ依リ理事ノ一人議長トナル

第二十條　理事會ハ理事半數以上出席スルニアラサレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但同一事項ニ付招集再回ニ亘ル場合ハ此ノ限ニアラス

第二十一條　理事會ノ會議ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

附　則

第二十二條　本寄附行爲ノ變更ハ理事三分ノ二以上出席シタル理事會ニ於テ出席理事三分ノ二以上ノ同意ヲ經主務官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ爲スコトヲ得

3　役　員

會長（知事）	香坂　昌康	副會長（學務部長）	熊野　英
理事（庶務課長）	畠田　昌福	理事（名古屋市長）	大岩　勇夫
同（縣農會長）	堀尾　茂助	同（名古屋商工會議所會頭）	伊藤　次郎左衞門
常務理事（社會課長）	石井　政一		

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算　總額　一三、六〇〇圓

（內譯）　歲入――雜收入三、五四〇圓、繰入金三、二〇〇圓、補助金六、六〇〇圓（國庫二、六〇〇圓、縣費三、四〇〇圓、市町村四〇〇圓、中央融和事業協會其他二〇〇圓）寄附金二五〇圓、繰越金一〇圓

歲出――事務費八二一圓、事業費一二、三〇六圓、（隣保事業費一一、〇〇六圓、融和事業費一、三〇〇圓「獎勵費三〇〇圓、講習會費三五〇圓、講演會費一五〇圓、活動寫眞會費一〇〇圓、融和日宣傳費一〇〇圓、總會費一〇〇圓、協議會費二〇〇圓ヒ）、營繕費四三〇圓、豫備者四三圓

2　事業計劃

（一）協議會、（二）講習會　融和事業講習會、一般講習會五ヶ所、（三）講演會　巡回講演會一五ヶ所、（四）活動寫眞班の派遣、（五）國民融和日宣傳、（六）獎勵　育英、生活改善、融和促進事業、（七）隣保事業　イ、兒童部　ロ、診療部　ハ、敎化部　ニ、體育部　ロ、娛樂部　ヘ、婦人部　ト、相談部

三、昭和五年度施行事業

二、諮會議

會名	回數	參會者	備考
懇談會	一一	一八七	融和事業、地區整理、生業資金、公會堂等
協議會	四	八六	融和事業、共同浴場、移轉等に就き
地方委員會	一	一六	診療所施設其他に就き
計	一六回	二八九名	

三、講習會

會名	回數	參會者	備考
融和事業講習會	一	六五	於御津町出席者六五名
茶道生花講習會	二	四六	中央融和事業協會合同茶道、生花、作法の專門家を講師に依囑
計	三回	一一一名	

四、講演會

會名	回數	參會者	備考
融和講演會	九	約七二〇	融和事業精神、地方改善事業に就て

五、文書其他の宣傳

種別	數量	對象	備考
共存	融和時報	縣下關係者	地方自治團體と連絡を圖る

七、農業講習

施行事業	施行月日	場所	概況
下駄表編	昨年度以來引續き實施	幡豆郡西尾町本會隣保館	內部の技術優秀なる者を講師とし一般の約四十名に授産

八、失業救助

施行事業　施行市町村　事業費總額　補助費　備考

失業救濟　海部郡津島方面　二〇〇圓　一〇〇圓

貸自轉車購入　委員助成會

第四章　融和團體の組織と個別的活動

二箇所

施行事業	施行市町村	事業費總額	補助費	備考
失業救濟	海部郡津島方面	二〇〇圓	一〇〇圓	
貸自轉車購入	委員助成會			
計	二箇所	二〇〇圓	一〇〇圓	

八、失業救助

施行事業	施行市町村	事業費總額	補助費	備考
失業救濟	海部郡津島町	五〇圓	五〇圓	
自轉車貸與	六月一日	津島共存圓		

授產事業	名古屋市下奧田方面事務所	一二五	五〇
計	二箇所	三二五圓	一五〇圓

一一、視察

目的	視察地	期間	人員	備考
改善事業	大阪市及神戶市	五日間	五	
不良住宅改善	東京	三日間	二	
計		八日間	七名	

一二、委員制度、青年融和運動、融和敎育等の組織現況

イ、融和委員　各部落に定め融和事業に關し諸事協議をなすべく目下計劃中

ロ、青年融和運動　各青年團の合同を爲一層徹底せしめ融和運動に參加せしむる機會を多からしめ居れり。

ハ、融和敎育　縣佛敎會其他敎化施設方面の講習會等開催の場合は勉めて融和事業に關する一項目を加へる樣依賴し努力中なり。

一三、他團體との聯絡提携に關する事項

聯絡團體	聯絡事項	備考
水平社	隣保館委員委囑	以上の外敎化團體方面にも種々聯絡を執る
他團體方面委員	融和に關する講會合	

一二、靜岡縣社會事業協會

融和部

靜岡縣には大正九年三月一日設立に係る社會事業協會があるが、大正十三年十一月同會評議員會に於て融和部を新設するに決定した。更に同融和部としては近來縣下各町村に於ける融和問題に關か徹底を缺くことなきやを慮れ、大正十四年二月實行委員六十名を囑託し、關係町村の該委員を中心機關とし、專ら融和問題の解決に當らしむる方針を執つてゐる。

一、要　覽

1　趣意書

今次の大戰は精神界並に物質界に甚大の影響を與へ、今や世界は新なる進展を遂げんとして各種の社會問題相次で湧起し漸く紛糾を重ねんとす。從て是等の問題に對する攻究施設を俟つべきもの少なからずと雖、就中現代社會生活の生み出せる病的現象を攻察査究し、之が適切なる豫防救濟の方策を講ずるの最も緊要なるを認めずんばあらず。然れども我が國一般の實狀に鑑みるに、之に對する同情援助の實未だ充分ならず、斯の種事業に携はりつゝある志士仁人をして一般社會の協力援助を挨つの機會に乏しく、爲めに往々にして既設事業の進歩改善を圖り、又は焦眉の急に迫られつゝある新事業を施設し以て社會の缺陷を補正せんとするも之を爲すを得ず、志を抱いて之を空うするが如き事渉からざるは

甚だ遺憾とする所なり。されど時代の趨勢は永く斯る狀態に止まらしむべきにあらず、普く社會各方面を通じて共同生活の責務を自覺し、公私協力之が攻究を進め施設を促し、以て社會の健全なる發達に貢獻する所なかるべからず。玆に吾等同志相謀りて本協會を設立し、縣下に於ける社會事業團體相互の聯絡を圖ると共に斯業從事者並に社會各方面の人々と相携へて各種の社會問題に對する研究懇談の機會を得んとする所以のもの亦實に如上の目的に外ならず。大方の諸彦、冀くば吾等同志の擧に賛せられ本協會の存立をして眞に意義あらしむるに協力あらん事を。

2　會　則

第一條　本會ハ靜岡縣社會事業協會ト稱ス

第二條　本會ハ事務所ヲ靜岡縣廳内ニ置ク

本會ハ必要ニ應シ縣内須要ノ地ニ支部ヲ置クコトアルヘシ但シ支部ノ組織其他ノ事項ハ役員會ノ議決ヲ經會長之ヲ定ム

第三條　本會ハ靜岡縣内ニ於ケル感化救濟其ノ他ノ社會事業相互並社會事業ト一般社會トノ聯絡ヲ圖リ且其ノ健全ナル發達ヲ期シ並ニ社會改良ヲ圖ルヲ目的トス

第四條　本事ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、毎年數回懇談會ヲ開クコト

二、社會事業ニ關スル講演會ヲ開催スルコト

三、社會事業ト篤志家トノ聯絡ヲ圖ルコト

四、社會事業ヲ指導誘掖シ且其經營方法ヲ幇助スルコト

五、社會事業ニ關スル行政ヲ翼賛スルコト

六、其ノ他評議員會ノ議決ニ依リ必要ト認メタル事項

第五條　本會ハ毎年一回總會ヲ開キ前年度中ノ事務及會計ニ關スル報告ヲ爲シ其ノ他必要ナル事項ヲ議決ス

前項ノ總會ニハ第十三條第五項ヲ準用ス

第六條　本會ハ會員ヲ分チ特別會員及普通會員ノ二種トス

特別會員ハ本會ニ功勞アル者及學識名望アル者又ハ特別出資其ノ他ノ方法ニ依リ本會ノ事業ヲ援助スル者ノ中ニ就キ役員會ノ議決ヲ經テ推薦ス

通常會員ハ會費トシテ毎年金二圓ヲ納ムルモノトス

第七條　本會ノ會員タラント欲スル者ハ住所氏名ヲ記シテ申出ツヘシ

感化救濟其ノ他社會事業ニ關スル團體ニシテ本會ノ會員タラント欲スル者ハ其ノ團體ノ名稱及所在地ヲ記シ代表者ノ名ヲ以テ申出ツヘシ

會員ノ住所氏名又ハ團體ノ名稱所在地若ハ代表者ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ旨申届出ツヘシ

第八條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會　長　一　名　　二、副會長　二　名

三、理　事　五　名　　四、幹　事　若干名

理事中ニ常務理事一名ヲ置ク

會長、副會長幹事ヲ以テ役員會ヲ組織ス

第九條　會長ニハ靜岡縣知事ヲ副會長一名ハ靜岡縣學務部長ヲ推擧ス

理事一名ハ靜岡縣社會課長ヲ推擧シ常務理事トス

幹事ハ會長ニ於テ適當ト認ムル者ニ之ヲ委囑ス

第四章　融和團體の組織と個別的活動

副會長一名及理事四名ハ評議員會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選擧ス

第十條　選擧ニ依ル役員ノ任期ハ二年トス

役員中ニ缺員ヲ生シ補缺ノ必要アルトキハ補缺選擧ヲ行フ補缺員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十一條　會長ハ會務ヲ處理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ會長ノ指名ニ依ル其ノ一人之ヲ代理ス

理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理シ幹事ハ庶務ニ從事ス

第十二條　本會ハ評議員五十名ヲ置ク

第十三條　評議員ハ半數ハ會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選擧シ半數ハ會員中ヨリ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ囑託ス

評議員ノ任期ハ二年トス

評議員會ハ豫算決算其ノ他重要ナル事項ヲ議決ス

評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ召集ス場合ニ依リテハ會議ニ代フルニ書面ヲ以テ表決ヲ取ルコトヲ得

評議員會ノ議長ハ會長之ニ當リ其ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十四條　本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得顧問ハ役員會ノ決議ニヨリ會長之ヲ推薦ス

第十五條　本會ハ必要ニ應シ書記ヲ置ク　書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

書記ハ會長ヲ任免ス

書記ハ役員ノ指揮ヲ承ケ會務會計ニ從事ス

第十六條　本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
一、會　　費
二、補助及寄附ノ金品
三、其ノ他ノ收入
第十七條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
第十八條　本會則ノ施行ニ必要ナル細則ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム
第十九條　本會則ハ評議員會ニ於テ出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアルサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
第二十條　本協會創立ノ際ニ於ケル評議員ハ會長之ヲ囑託スルモノトス

3　實行委員設置規程

第一條　本會ハ地方改善ノ實ヲ擧クル爲メ必要ト認ムル地域ニ實行委員ヲ設置ス
第二條　實行委員ハ會長之ヲ囑託ス
實行委員ハ名譽職トス
第三條　實行委員ヲ設置スヘキ地域及其員數ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム
第四條　郡市ニ實行委員協議會ヲ開ク
協議會ハ每年二回之ヲ開キ地方改善ニ關スル諸問題ヲ研究シ又之カ實行上ノ促進ヲ計ルモノトス
第五條　實行委員ノ職務執行上必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム
實行委員執務事項

一、各郡若シクハ數郡聯合シテ一ケ年少クトモ二回ハ實行委員ノ會合ヲ開キ研究懇談ヲナスコト
但シ期日及場所等ハ其ノ郡度本會コリ通知スルモノトス
二、同一町村內ノ委員ハ事務所ヲ定メ三月十日マテニ本會長ニ申報アリタシ
三、同一町村內ノ委員ハ常ニ意志ノ疎通ヲ計リ事ニ當リテハ必ス相互聯絡ヲ採ラレタシ
四、委員ハ官公署、方面委員等ト常ニ聯絡ヲ採リ場合ニ依リテハ協議ノ上事ニ當ラレタシ
五、委員ノ取扱ヒタル事件ハ細大洩サス原因、解決ノ方法、結果ヲ記錄シ置キ其ノ都度會長ニ御通報煩ハシタシ
六、委員ハ協議ノ內容ハ總テ記錄ヲ作リ置カレタシ
七、會長ヘノ報告ハ委員連名ノ上提出セラレタシ
八、委員ニ於テ取扱ヒタル事件及協議セル件ハ如何ナル事情アルモ一般委員以外ノ者ニ發表ナササル樣致シタシ
但會長ノ承認ヲ經タル場合ハ此ノ限ニアラス

4　役　員

名譽顧問　關屋貞三郎　會　長（知事）　鵜澤　憲
副會長（學務部長）　濱田　壽一　副會長　中田　豫郎
常務理事（社會課長）　鈴木　雄市　理　事　佐竹　準堂
理　事　石丸　隣　同　補見　寬
同　明石　爲次

二、昭和六年度豫算並事業計劃

（內譯）　歲入——寄附金三〇〇圓、補助金二、七五八圓（國庫二、一二五圓、中央融和事業協會六三三圓）一般金計補充金一、二〇〇圓、繰收入五〇圓、繰越金五五〇圓
歲出——事務費二、一二六圓、事業費二、六一六圓（實行委員費一五〇圓、奬勵費六〇〇圓、講習會費一、〇五六圓、講習會費三〇〇圓、協議會費一五〇圓、文書宣傳費三六〇圓）準備費一一六圓

2　事業計劃

（一）實行委員　年一回二ケ所に於て協議會開催、（二）事業奬勵　臺灣及朝鮮方面へ草履の販路擴張、（三）講習會　イ、融和講習會男子部は四日間一ケ所、女子部は一日泊四ケ所、（ロ）產業講習會縣下四ケ所に於て養鷄講習會開催、（四）講演會　イ、中等學校講演會、縣下中等學校巡回講演　（ロ）一般講演會、縣下五ケ所に於て活動寫眞利用講演會開催、（五）協議會　イ、融和團體代表者協議會出席　ロ、販路擴張視察者協議會（臺灣朝鮮に草履販賣）ハ融和事業產業施設に關する協議會、（六）文書宣傳　機關雜誌「世の爲人の爲」發刊

三、昭和五年度施行事業

三、講習會

會名	回數	參會者	備考
融和事業講習會	二	一八二	講師下村、安藤、川崎町、金谷町に開催

第四章　融和團體の組織と個別的活動

女子青年團講習會　四　五二〇　蒲原、岡部、堀の內三ケ日町に開催
計　六　七〇二

四、講習會

會名	回數	參會者	備考
中等學校巡回講演會	一二	縣下中等女學校生徒	講師　安藤、勝亦

五、文書其他の宣傳

種別	場所數	量	備考
機關雜誌縣下			雜誌「世の爲人の爲」に融和記事揭載

國民融和日宣傳（第三章　全國的融和運動參照）

七、職業補導

施行事業	施行月日	場所	概況
養鷄講習會	自五年四月一六日至同一八日	小笠郡南山村	講師養鷄の日本社長高橋廣治氏受講者延二〇〇名
同	自同至同	一九日棒原郡二一日川崎町同	

八、視察

目的	視察地	期間	人員	備考
融和事業產業施設に關する協議會、（六）文書宣傳　機關雜誌「世の爲人の爲」發刊	大阪、神戶名古屋	自六年三月二四日至同二八日	九	
經濟施設視察				

一三、山梨縣共愛會

同會は左記趣意書に基づき大正十五年十二月十日に設立せ

られたものである。

一、要　覧

1　趣意書

人格尊重同胞相愛は、現世紀に於ける世界人道上の一大原理たり。畏くも　明治聖帝維新の大政を布き給ふや、夙に此の原理に基き舊來の陋習を革め、四民平等の高義を宣揚し給へり。爾來春秋既に半世紀、世相亦概ね昔日の態を留めずと雖も、因襲の久しき今尚國民相互間に動もすれば共愛の實を缺き、階級を云爲するものあるは、誠に遺憾とする所なり。

顧ふに、例令社會の一小部面たりとも、共愛觀念の存せざる鄉閭の存する所、到底眞の平和を望むべくもあらず。眞の平和を望むべからざる所、焉んぞ能く共存共榮の實を擧ぐるを得ん、既に共存共榮の實を擧げ得ずして何れの時か理想の文化理想の社會の建設を期待すべき。若し夫れ内共愛觀念を涵養せずして、外人種の平等を叫ぶも、其の效鮮きや蓋し止むを得ざる所と謂ふ可し。故に宜しく其の誤たる觀念を撤廢し、相共に自覺發憤して、速に其の謬見を滅却せざるべからず。

吾人深く時勢の推移に鑑み、玆に人道の大義に基く、因襲的階級觀念の撤廢を企圖し、眞に意義ある國民諧和、同胞共榮の實を擧げんことを期す。

希くば吾人の意の存する所を諒とせられ、其の目的の實現を翼賛せられんことを。

大正十五年十二月十日　　山梨縣共愛會

2　會　則

（昭和六年七月十三日改正）

第一條　本會は山梨縣共愛會ト稱シ事務所ヲ山梨縣學務部社會課内ニ置ク

第二條　本會ハ國民相互間ノ融和輯睦ヲ圖リ博愛共存ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事項ヲ行フ

一、講演會、講習會
二、教育敎化ノ振興
三、生活態樣ノ向上
四、經濟的並衞生施設ノ奬勵
五、會報發行
六、視察員ノ派遣
七、其ノ他評議員會ニ於テ必要ト認メタル事項

第四條　本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一、正會員　本會ノ目的ヲ賛シ毎年金五拾錢ヲ據出スル者
二、名譽會員　本會ノ目的ヲ賛シ一時ニ金二十圓以上ヲ醵出スルモノ

第五條　本會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

總裁一名　山梨縣知事ノ職ニ在ル者ヲ推戴ス
顧問若干名　總裁之レヲ囑託ス
會長一名、副會長二名　總會ニ於テ之ヲ選擧ス
評議員若干名　總會ニ於テ之ヲ選擧ス

理事若干名　會長之ヲ委囑ス

第六條　役員及職員ノ任期ハ三ケ年トス
但シ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
役員改選ノ際ハ再選ヲ妨ケス

第七條　役員及職員ノ任務左ノ如シ

總裁ハ本會々務ヲ總理ス
會長ハ本會ヲ代表シ會議ノ議長トナル
評議員ハ評議員會ニ出席シ豫算並ニ其他重要ナル事項ヲ審議ス
理事ハ會長ノ旨ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第八條　本會ハ毎年春季一回總會ヲ開ク　但シ必要ニヨリ臨時開會スルコトアルヘシ

總會ニ於テ擧行スル事項左ノ如シ

一、庶務會計ノ報告
二、評議員ノ選擧
三、講演、議事
四、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第九條　本會ノ經費ハ會員ノ醵金、寄附金、補助金並ニ其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十條　本則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ラサレハ改正セナスコトヲ得ス

附　則

一、本則施行ニ關シ必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム

3　宣　言

明治維新玆に六十年、其の間、爾來國民上下相倚り相扶け、和衷協同國運の發展を圖り、以て今日の盛世を見るに至れり。然りと雖も之れを内に顧みれば、倚偏僻固陋の感情に囚はれ、人類共愛の大義に悖り、動々もすれば國民諧和、同胞共榮の實を擧げんことを期す。

希くば吾人の意の存する所を諒とせられ、其の目的の實現を翼賛せられんことを。

大正十五年十二月十日　　山梨縣共愛會

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫　算　總　額　一、〇四八圓

（内譯）歳入――會費七〇圓、奬勵及助成金四五〇圓（内務省三〇〇圓、縣一〇〇圓、中央融和事業協會助成金五〇圓）
雜收入一〇圓、繰越金五一八圓

第四章　融和團體の組織と個別的活動

歳出――事務費四五圓、事業費九八三圓（教育奬勵助成費六五三圓、移住奬勵費一五〇圓、講習講話費五〇圓、總會及懇談會費五〇圓、派遣費三〇圓、調査費三〇圓、雜費二〇圓）豫備費二〇圓

2　事業計劃

（一）奬勵助成　教育奬勵一六人、移住奬勵、（二）講習講話會、（三）總會及懇談會、（四）講師派遣、（五）調査

三、昭和五年度施行事業

二、協會組

會名	回數	參會者	備考
評議委員會	一	九	五年七月一九日四年度決算、五年度豫算其他

五、文書其他の宣傳

國民融和日宣傳（中央融和協會パンフレット各關係町村配布）

八、奬勵助成

施行事業	施行市町村	事業費總額	補助費	備考
教育奬勵	三	五二八圓	五二八圓	北巨摩郡鹽崎村、中巨摩郡大井村、南都留郡谷村町

一四、滋賀縣昭和會

滋賀縣に於ける融和事業は、もと縣下自治團體の振興發展を期する目的を以て設立せられたる滋賀縣自治協會内に大正十二年以來融和部を附設して縣下に於ける融和促進施設を專ら進めて來たのであるが、更に積極的の活動をなすため獨立したる團體を設置するの必要なるを認め、昭和三年九月滋賀縣自治協會より獨立して本會を創立し、益々積極的に活動するに至つたものである。

一、要　覽

1　會　則

第一條　本會ハ滋賀縣昭和會ト稱シ事務所ヲ本縣社會課内ニ置ク

第二條　本會ハ廣ク同胞相愛ノ精神ヲ普及シ自治協同ノ美風ヲ顯致スルヲ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、講演會　講習會　懇談會等ノ開催

二、優良市町村視察

三、生業小資金貸付

四、育英奬勵

五、副業奬勵並助成

六、機關雜誌發行

七、功勞者ノ表彰

八、縣内ニ於ケル同一目的ノ團體トノ聯絡並助成

九、其他必要ト認ムル事項

第四條　本會ノ趣旨ニ賛同シ本會ニ加入シタル者ヲ以テ會員トス

第五條　本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名　副會長　二名

評議員　若干名　理事　若干名

第六條　會長ハ本縣知事ヲ推戴ス　副會長ハ内務部長學務部長ヲ推擧ス

評議員理事ハ會長之ヲ囑託ス

評議員ノ任期ハ二ケ年トス補缺ニ依リ囑託セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス

第七條　會長ハ會務ヲ統理シ總會並評議員會ノ會長トナル　副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第八條　評議員ハ第三條ノ事業其他ニ對キ會長ノ諮問ニ應ス

第九條　理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理ス

第十條　本會ハ必要ニ應シ書記ヲ置ク　書記ハ會長之ヲ任免ス書記ハ役員ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十一條　總會並評議員會ハ每年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタル時ハ隨時之ヲ開クコトアルヘシ

第十二條　總會評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第十三條　評議員ノ議定スヘキ事項左ノ如シ

一、歳入歳出豫算

二、決算認定

三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ評議員ニ諮問又ハ附議シタル事項

第十四條　總會ニ報告スヘキ事項

一、事業執行ノ狀況

二、其他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十五條　本會ノ經費ハ奬勵金補助金寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十六條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

附　則

右會則ノ條項變更セムトスルトキハ出席評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

2　役　員

會長（知事）	除野　廉雄	副會長、内務部長）	山口　荷章
副會長、學務部長）	大久保住吉	理　事（社會課長）	霜鳥　潜
理　事	向井和一郎	同	山田　幾次
同	和田保次郎	同	米澤　虎一
書　記	川崎　與城	評議員（三〇名）	

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算　總額　三、五五〇圓

（内譯）歳入――交付金三、一〇〇圓（國庫二、五〇〇圓、中央融和事業協會二〇〇圓、縣四〇〇圓）雜收入一〇〇圓、繰越金三五〇圓

歳出――事務費一八〇圓、會議費一〇〇圓、事業費三、二〇〇圓（協議會三五〇圓「研究會費一〇〇圓、懇談會費一〇〇圓、融和團體聯合大會費一五〇圓」調査費三〇〇圓「融和事業調査費一〇〇圓、視察費二〇〇圓」講習

評議員　一
計　二七回

三、諮問會

會名	開催回數	參會者	備考
改善講習會	一	一〇〇	庶內外部計畫的、効果經濟的興ふ
融和講習會	一	九六	管下各市町村に於ける融和事業
融和促進講演會	一	七五〇	和譯一伽郎、貧困中俊子、就定向井
青年修業會	一	三〇〇	修業證書授與式行事となす
計	四	一、二四六	

四、講演會

會名	開催回數	參會者	備考
映畫講演會	一	三〇〇	講師　中岡榮次郎
融和促進講演會	五	六〇〇	講師　同前、婦人琵琶流奏

五、支會奬勵費

種別	數	摘要	備考
リボーフスタッフレー	三、〇〇〇	校管下各市町村役場、近畿融和團體、青年團其他關係團體ニ對シ、リボーフスタッフレー三、〇〇〇ヲ配布シ、講演會、座談會ノ際ニ使用セシメ、外ニポスター並標語懸賞募集、教育勅語渙發四十週年記念ノリーフレット一

玉津村融和會　野州郡玉津村役場　西川吉次郎　講演、懇談、改善
河瀨村昭和會　大上郡河瀨村役場　宮内富次郎　講演、懇談
勝所町浩和會　蔵賀郡勝所町役場　守永彌惣次　懇談、改善
計　一〇ヶ所

一五、岐阜縣社會事業協會

融和部

岐阜縣では從來社會事業協會で地方改善事業を施設し來つたが、縣下の社會狀態に鑑み積極的に本事業の必要を認めらるゝに至り昭和二年三月同會に融和部を特設し爾來專ら縣民諸和親善の事業を遂行しつゝある。

一、要　覽

1　會　則

第一章　名稱及事務所

第一條　本協會ハ財團法人トシ岐阜縣社會事業協會ト稱ス

第二條　本協會ノ事務所ハ岐阜縣岐阜市司町一番地岐阜縣廳内ニ置ク

第二章　目的及事業

第三條　本協會ハ社會事業ノ聯絡普及並其ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條　前條ノ目的ヲ達スル爲メ本協會ニ於テ行フ事業ノ概目左ノ如シ

一、社會事業ニ關スル調査研究觀察ヲ爲スコト
二、講演會講習會ノ開催　講師派遣ヲ爲スコト
三、救貧及防貧事業ヲ銀督スルコト
四、公私社會事業ノ後援ヲ爲スコト
五、其ノ他必要ト認メタル事項

第三章　資産及會計

第五條　本協會ノ資産ハ在ノ各號ヨリ成立ス

一、寄附申込ニ係ル別紙財産目錄ニ揭クルモノ
二、財産ヨリ生スル收入
三、會員ノ寄附金
四、事業ヨリ生スル收入
五、其ノ他ノ收入

第六條　本協會ニ基本財産ヲ置ク

第七條　基本財産ハ評議員三分ノ二以上ノ同意アルニアラサレハ處分スルコトヲ得ス

第八條　基本財産及資産ハ確實ナル有價證券ヲ購入シ又ハ銀行預金、郵便貯金トシテ保管スルモノトス但特別ノ事情アル場合ニハ評議員會ノ同意ヲ得不動産ヲ買入レ又ハ社會事業ノ爲ニ貸付スルコトヲ得

第九條　本協會ノ經費ハ資産ヲ以テ之ニ充ツ

第十條　本協會ノ會計年度ハ每年四月一日ヨリ翌年三月三十一日

第四章　會　員

第十一條　本協會ノ會員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、有功會員　本協會ニ三千圓以上ノ出資ヲ爲シタル者又ハ特ニ功勞アリト認メ評議員會ニ於テ推薦シタル者
二、特別會員　本協會ニ五百圓以上ノ出資ヲ爲シタル者
三、通常會員　本協會ニ百圓以上ノ出資ヲ爲シタル者又ハ縣下社會事業從事者中會長ニ於テ推薦シタル者
四、賛助會員　本協會ノ趣旨ニ賛シ應分ノ醵金ヲ爲シタル者

第五章　機　關

第十二條　本協會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名　副會長　二名　理事　若干名　監事　二名

會長ハ岐阜縣知事ヲ推薦シ副會長、理事、監事ハ會長之ヲ囑託ス
副會長以下役員ノ任期ハ三箇年トス

第十三條　會長ハ本協會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
理事ハ本協會事業ノ立案審議ヲ掌ル、理事中一名ヲ常務理事トシ庶務及會計ヲ掌ル

第十四條　本協會ニ書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス書記ハ庶務及會計ニ從事ス

第十五條　本協會ニ評議員若干名ヲ置ク有功會員及支部長ノ職ニ在ル者ハ評議員トス
特別會員中ヨリ十名通常會員中ヨリ十名ノ評議員ヲ置ク
前項ノ評議員ハ會長之ヲ推薦シ其ノ任期ハ三箇年トス

第十六條　臨時急施ヲ要シ會長ニ於テ評議員會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ役員會ニ於テ之ヲ代決ス

役員會ハ會長、副會長、理事、監事ヲ以テ組織ス

第十七條　評議員會ハ每年一回通常會ヲ招集ス臨時會ハ必要ノ都度之ヲ招集ス

第十八條　評議員會ハ會長ヲ以テ議長トシ其ノ議事ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十九條　評議員ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、本協會ノ事業執行方法ニ關スル件
二、豫算決定ニ關スル件
三、決算認定ニ關スル件
四、其ノ他ノ重要ナル事項

第二十條　本協會ハ必要ノ地ニ支部ヲ置クコトヲ得
支部長ハ會長之ヲ囑託ス

附　則

第二十一條　本寄附行爲ハ評議員總數ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得主務官廳ノ認可ヲ得ルニアラザレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス

第二十二條　本寄附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

融和總覽

寄附行爲第四項ニ依リ本會内ニ融和部ヲ設ケ左ノ事業ヲ行フ

一、講演會、講習會、懇談會ノ開催
二、文書ニヨル宣傳
三、縣内外視察

四、其他地方改善上必要ナル事項

2　役員

會長理事	吉田勝太郎	副會長理事	藤原孝夫		
常務理事	高瀬五郎	理事	上松泰造		
理事	金田房吉	同	矢橋亮吉		
同	藏重久	同	岡田喜久治		
監事	桑原善吉				

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算　總額　三、三三一圓

（内譯）　歳入――奬勵交付金二、二五〇圓（國庫一、一〇〇圓、中央融和事業協會一五〇圓、縣費一、〇〇〇圓）繰入金八〇〇圓、雜收入一圓、繰越金二八〇圓

歳出――事務費一三〇圓、事業費三、一〇〇圓（職業補導講習會費五〇〇圓、講習會及講習會費一、五〇〇圓、懇談會費三〇〇圓、宣傳費二四〇圓、視察費二〇〇圓、奬勵費二〇〇圓、講習會派遣費二〇〇圓）負擔金一圓、豫備費一〇〇圓

2　事業計劃

（一）懇談會　地方單位のもの縣下一五箇所、（二）講習會　地方單位のもの五箇所三日間宛、受講者派遣、（三）講演會　婦人融和講演會縣下一五箇所、講師嘱託、（四）宣傳　融和時報、國民融和日（五）職業補導　イ、叺講習會（適當なる町村　二箇所三日間宛）、ロ、南部表傳習講習會　縣下二箇所二週間）、（六）産業奬勵　販路開拓、販賣斡旋（七）教育奬勵　（八）視察

三、昭和五年度施行事業

一、調査研究

種目	施行月日	場所概況
内部同胞經濟調査	自五年七月一日至同三〇日	縣下一市三ケ町村　内部其他適任者三十一名を調査員に嘱託し、世帶毎に調査す

備考　調査要目。一、世帶主（職業及其所得、健否、教育、宗派、娯樂、習癖、嗜好）二、世帶員の狀況（同上）三、經濟狀態（年收入、年支出、財産、財産狀況、納稅）四、調査員意見

教科書中關係教材の調査	六年一月	小學校四中等學校六	關係地の主なる小學校中學校に就き（參考編資料參照）

二、諸會議

會名	回數	參會者	備考
融和懇談會	一五		物質的改善事業精神的差別事象等に就き懇談

三、講習會

會名	回數	參會者	備考
青年講習會	二	一一七	美濃町、高田町
婦人講習會	四	三二五	美濃町、高田町、粟山町黒野村
融和事業從事者講習會	一	一三四	揖斐郡谷汲村
計	七回	五七六名	

四、講演會

會名	回數	參會者	備考
婦人融和講演會	三	七二〇	關町、高田町、黒野村

五、文書其他の宣傳

種別	數量	對象	備考
融和時報中部版	七八〇	縣下講習終了者、町村長、小學校長、奉仕委員等	
國民融和日（第三章　融和關體の全國的活動參照）			
婦人融和講演會宣傳	縣下	ポスター、リーフレット作製配布	

七、職業補導

施行事業	施行月日	場所概況
南部表傳習講習會	自五年一二月六日至同一二日	紹葉郡　講師一名助手五名・受講者七九名に材料を交付傳習せしむ

八、經濟助成

施行事業	施行關體事業費總額	補助費	備考
關體補助	飯老郡昭和會	五〇圓	本會主催講習終了者を以て組織す
同	同郡多藝村報德會	三八圓	青年、處女報德會發會式
補習教育奬勵	同處女會	一二	中央融和協會助成
計		一五〇	

九、視察

目的	視察地	人員	備考
融和事業視察	關東方面	六	第二回全國大會出席者

第四章　融和關體の組織と個別的活動

一〇、委員制度、青年融和運動、融和教育の組織現狀等

イ、融和教育

學校教育と融和問題との關係を縣下四小學校、六中等學校につき調査し、料編して「教科書と融和問題」を發行す

二、他關體との連絡提携

關體名	聯絡事項概況
愛國婦人會岐阜縣支部	農村社會事業としてその設置奬勵に努めつゝあり

四、支會活動狀況

支會名	所在地	代表者	備考
島村濟和會	稻葉郡島村	藤井了詳	
飯老郡昭和會	飯老郡關體事務所	大久保休吾	

一六、信濃同仁會

同會は成澤伍一郎、小根澤義山、成澤勇、中野節氏等の發起により、大正九年十月十七日、その創立をみるに至り、理事長には創立當初より引續き成澤伍一郎氏を擁し事務所を上田市役所内におき、信州の天地に差別撤廢、融和親善の花を咲かすべく、熱心に同仁の叫びをあげ來つたのである。同會發行機關紙「同仁」は、各地融和團體の雜誌中最も古い歴史をもつてゐる。

一、要　覽

1　趣意書

人生の目的は、同胞諧和し、萬人各其の志を伸張することを得て社會の全一的發達をなすにあらねばならぬ。然るに我國の現況を看るに、同胞の一部に對し其人格の基本價値を蹂躙し言ふに忍びざる賤視觀念を以て之を冷視し、剩さへ之な損斥し差別するの偏見陋習に囚へられたる者其數決して尠くない、此の偏見陋習たるや、啻に自己自らな冒瀆するのみならず同胞の一部を脅威し、其の精神を自屈に墮せしめ、其自然の進歩發達を阻害する人道上社會上の一大罪惡である。同胞の大多數は、この不合理なる因襲的感情に囚へられ乍ら、自己自らが賤き因襲感情の囚虜なることに氣付かず、無意識的に此の大罪惡を犯しつゝ來たのである。此の因襲は社會の全一的發達を妨げ、社會の安寧を破る精神的一大國病と言はればならぬ。此の國病を放任するときは啻に正義人道を破壞するのみでなく同胞乖離し破國の因ともならぬとも限らぬ。斯の故に社會を淨化し、正義人道の上に國家の基礎を鞏固ならしむべく、國民は一同に又一齊に猛省し、この因襲的束縛より蟬脫し此の社會的國家的病患を治癒せしめなくてはならぬ。醒めたる同胞よ、我等が從來無意識的に同胞の一部に加へ來りし、侮蔑の罪人格毀損の罪、社會の全一的發達な阻害したりし罪、人生の平和と榮光な傷け來りし等の諸の過去の社會的人道的罪惡な懺謝し深く之な改悔し、以て自らも因襲の束縛より解脫し他の束縛なも解放し、自からの穢れを淨め他の濟れなも掃ひ、同胞融和し一視同仁、四海兄弟の意義な實現し、以て我等の熱愛する祖國の基礎な健全鞏固ならしめ、而して列强環視の內に日東帝國の使命と光輝な發揚せしめやうではないか、之れ本會創立の趣意である。庶くば同胞融和人生諧樂に志な同じうする諸賢よ、本會の趣意に贊同し融和運動の爲に奮闘あらんことな。

2　宣　言

（昭和五年十周年記念大會に於て）

過去十年間我等は封建的賤視差別とそれに胚胎する社會罪惡な絕ち、國民融和の實現の爲めあらゆる力な湧して苦闘せり。

而も現在社會の實相な觀るとき此の誤れる社會意識は尙牢固として拔くべからざるものあり、我同胞に對し甚だしき精神的痛苦な與へ、直接間接に其の社會的進出と經濟的向上な阻止しつゝあり。

惟ふに、封建制度の遺弊に過ぎざりし人間賤視の陋習は、最近社會關係の推移と思想的分立の渦中に在りて新らしき存在意義なもつに至り、我同胞への桎梏な加重しつゝあり。

我等は先づ人間性の原理に徹し我同胞の置かれたる全生活の現實に立脚して其の運動な進め、我等にのみ負はされたる社會的使命な遂行せざるべからず。

我等は同志の一層鞏固なる團結の下に今後の融和運動なして單なる差別撤廢の精神的運動のみに止めず、全面的に進展せしむることに依つて僧和の社會の招來な期せんとす。

玆に信濃同仁會創立十周年記念大會な開催するに方り、我等の所信な披瀝して普くこれな天下に宣す。

3　綱　領

一、我等は內部同胞の自覺な喚起し經濟的社會的政治的自由の徹底な期す。

一、我等は嚴正なる科學的批判と對策に依り封建的賤視觀念の根絕な期す。

一、我等は人間性の原理に徹し帝國民衆共存共榮の實現と其の精進な期す。

4　會　則

（昭和五年十月十二日改正）

第一條　本會ハ信濃同仁會ト稱シ事務所ヲ上田市新參町（上田市役所構內）ニ置ク

第二條　本會ハ人生平等ノ大義ニ則リ將來ノ陋習タル不自然無理由ナル感情的差別ヲ撤廢シ融和親善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ目的ヲ達スル爲必要ナル各般ノ事業ヲ行フ

第四條　本會ノ趣意ニ贊同スル者ヲ以テ會員トス

第五條　會員ヲ分ツテ普通會員及維持會員ノ二種トス

普通會員ハ年額六十錢維持會員ハ同五圓ヲ本會ニ納入スヘシ

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置キ任期ヲ三ケ年トス

但シ再任ヲ妨ケス

一、理　事　十五名以內

一、本部委員　若干名

第七條　理事ハ本部委員中ヨリ互選シ理事中ヨリ理事長一名、副理事長一名、會計一名ヲ互選ス

第八條　理事長ハ會務ヲ統轄シ本會ヲ代表ス

第四章　融和團體の組織と個別的活動

副理事長ハ理事長ヲ補佐シ理事長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第九條　理事ハ理事會ヲ構成ス理事會ノ職務權限左ノ如シ

一、本會ノ事業ヲ行フニ必要ナル重要事項ノ議決

一、本部委員會ニ附議スヘキ事項ノ議決

一、決算ノ認定

一、其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項ノ議決

第十條　本會ニ顧問及相談役ヲ置クコトヲ得

顧問及相談役ハ理事會ニ於テ推薦ス

第十一條　本部委員ハ支會又ハ郡市協議會ヨリ選出ス

第十二條　本部委員ハ本部委員會ヲ構成ス、本部委員會ノ職務權限左ノ如シ

一、歲入歲出豫算ノ議決

一、事業計畫ノ議決

一、其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メ理事會ノ議決ヲ經タル事項ノ議決

第十三條　本會ニ左ノ四部ヲ置キ事業ヲ分掌ス

一、會務事業部

一、融和實行部

一、青　年　部

一、婦　人　部

第十四條　部ニ部長各一名ヲ置キ理事中ヨリ理事長之ヲ選任ス

第十五條　各部ノ部則ハ別ニ之ヲ定ム

第十六條　本會ニ左ノ職員ヲ置キ會務ヲ掌ル

一、融和主任　若干名　一、主　事　一名

一、書　記　若干名　一、囑　託　若干名
職員ハ理事長之ヲ任免ス

第十七條　本會ハ必要ナル郡市ニ支會ヲ設クルコトヲ得
支會ノ會則ハ第二十一條ノ規定ヲ除クノ外本部ノ承認ヲ經テ各支會ニ於テ別ニ定ム

第十八條　支會ノ設置ナキ郡市ニ郡市協議會ヲ置ク
郡市協議會ハ部會委員ヲ以テ構成ス

第十九條　郡市協議會ハ年一回開會シ其ノ郡市ニ於ケル事業計畫ヲ議決シ及事業ノ經營ヲ報告ス但シ急施ヲ要スル場合臨時會議ヲ開キ必要ナル議決ヲナスコトヲ得

第二十條　支會又ハ郡市協議會ノ事業ハ之ヲ本部ニ報告スヘシ

第廿一條　支會又ハ郡市協議會ヨリ選出スル本部委員ハ各部一名トス

第廿二條　本會ハ必要ナル町村（市ハ區）ニ部會ヲ置ク
部會ニ會務事業部、融和實行部、青年部、婦人部ノ委員各一名ヲ置キ本會ノ目的達成ニ努ムルモノトス

第廿三條　部會會則ハ本部又ハ支會ノ承認ヲ經テ各部會ニ於テ之ヲ定ム

第廿四條　理事會ハ年二回、本部委員會ハ年一回之ヲ開會ス
但シ理事長必要ト認ムル時ハ前項會議ノ臨時召集ヲナスコトヲ得

第廿五條　本會ハ必要ト認メタル時本部委員會ノ議決ヲ經テ大會ヲ開催ス

第廿六條　本會ノ經費ハ會費、補助金、寄附金、其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第廿七條　本會々則ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非サレハ變更スルコトヲ得ス

5　役　員

理事長	成澤伍一郎	副理事長	成澤　勇
會務事業部長	平坂　岩吉	融和實行部長	坂本　海堯
婦人部長	宮下　友雄	理事	成澤安太郎
同	武　森太郎	同	田中　邦治
同	小林　治雄	同	酒井　信治
同	小山市次郎	同	野澤健治郎
同	飯島幾太郎	本部委員	二四名
融和主任	東山　範明	同	竹前　致道
同	野澤健治郎	同	飯島幾太郎
主事	成澤　英雄	囑託	西澤　梅雄
囑託	兒平太郎治	書記	成澤　初男

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算總額　一一、九七〇圓

（內譯）歲入——會費三、四〇〇圓、補助金六、七六〇圓（國庫四、五〇〇圓、縣一、五〇〇圓、中央融和事業協會七六〇圓）寄附金一、三〇〇圓、雜收入一二〇圓、繰越金四〇〇圓
歲出——事務費二、四六〇圓、會議費八四〇圓、（役員會費五四〇圓「理事會費一〇〇圓、本部委員會費八〇圓、青年聯盟委員會費八〇圓、融和主任會議費二四〇圓」總會費三〇〇圓「青年聯盟大會費事業費」八、三七〇圓（補助費九七〇圓「奬學補助金七二〇圓、支會補助金二五〇圓」旅費六〇〇圓、融和主任費一、二〇〇圓、職業輔導費八〇〇圓、講習會費六〇〇圓、支會、郡市協議會新設費三〇〇圓、形式差別撤廢費三〇〇圓、宣傳費二、七〇〇圓「雜誌費一、一〇〇圓、講演會費四〇〇圓、懇談會費四〇〇圓、印刷費三〇〇圓「國民融和日費五〇〇圓」調査費八〇〇圓、研究費一〇〇圓）雜費二〇〇圓、豫備費一〇〇圓

2　事業計劃

（一）會議　理事會二回、本部委員會一回、青年聯盟委員會一回、支會及郡市の協議會一回、融和主任協議會一回、青年聯盟大會一回、（二）融和主任の巡回　融和主任五名各一區巡回の上內部の自覺經濟的社會的進出の指導斡旋並に指導的位置に在る人々に融和觀念の普及、（三）補助奬勵　支會補助、奬學補助三〇名、（四）職業輔導　長期職業輔導講習會二回、（五）講習會　中堅青年講習會一回、男女青年一日一夜講習會二〇回、（六）支會及郡市協議會新設三ヶ所、（七）殘存形式差別撤廢運動　形式差別殘存地十數ヶ所（八）宣傳　融和時報每號一千部、同仁思潮四千部、講演會　町村單位三〇ヶ所、巡廻映畫二八ヶ所、中等學校八〇校、製絲工場五〇ヶ所、懇談會五〇ヶ所、融和日、印刷物刊行、（九）部落經濟事情調査、（一〇）產業組合設立指導、（一一）講師派遣、（一二）地方改善事業、（一三）研究

第四章　融和團體の組織と個別的活動

三、昭和五年度施行事業

一、調査研究

種目	施行月日	場所	概況
內部實情調査	自五年一〇月三日至同一〇日	上伊那、下伊那、諏訪三郡中十四ケ所	內部の自覺程度日常生活意識を調査し、運動方針上得る所多し
實情調査	自同八月二日至同一六日	上伊那郡關係町村九、部落數一一、下伊那郡關係町村一一、部落數一六、諏訪郡關係町村二、部落數二	調査の結果差別事象の殘存せるを發見す、差別觀念は內面的には相當ある由
同	自同九月八日至同一八日	埴科郡中耒組織地六ケ町村	經濟的差別相當發見す
同	六年一月中		
研究會	五年七月二〇日 同八月一七日 同九月二日 （每月一回）	本部事務所	
計	調査四九箇所	計一二回	

二、諸會議

會名	回數	參會者	備考
各	一	三五〇	十月十二日上田市に開催會則改正、宣言綱領知事諮問答申、役員改選等

協議事項　農村貧地方改善事業費増額方請願の件
懇談事項　新運動方針に關する件
綱領　一、我等内部同胞の自覺を喚起し、經濟的社會的政治的自由の徹底を期す　一、我等は嚴正なる科學的批判對策に依り封建的賤視觀念の根絶を期す　一、我等は人間性の原理に徹し帝國民衆共存共榮の實現と其の精華を期す。

大會準備委員會　三　三六　大會組織、提出案、表彰、運動方針等協議
理事會　一一　一〇一　内常任理事會八回、緊急理事會一回
本部委員會　二　三四　部則、全國大會、豫算、計畫、新規事業等協議
本部役職員協議會　五　二六　補助増額、大會、融和日計畫等協議
支會幹事會　五　六三　町村部會、郡協議會、事業等協議
部會創立總會　七　二四〇餘　各部委員選出、運動方針、部會則協議
支會總會　一　一〇〇餘　中信支會開催、役員改選運動方針等協議
内部懇談會　四六　約一、〇〇〇餘　内部自覺、差別撤廢、經濟向上等に就き懇談
融和懇談會　二　二五　村内有力者と形式差別解決等懇談
青年聯盟支部懇談會　二八　約五〇〇　國民融和日自轉車宣傳隊及運動方法等、聯盟役員部員懇談、二八支部員

計　一一一回　二、四三五名

三、講習會

會名　回數　參會者　備考
中堅青年講習會　一　三二　更級郡篠ノ井町に開催

四、講演會

會名　回數　參會者　備考
融和問題講演會　一三　二、八五〇　講師、會役員、武内了温等

五、文書其他の宣傳

種別　數量　對象　備考
縣下會員、官公署學校、方面委員、婦人會、女子青年團幹部等
同仁思潮　七五、〇〇〇部　九回發行
融和時報　一二、〇〇〇部　同　每月一、〇〇〇部
リーフレット　約一二、〇〇〇部　同　國民融和日用
繪葉書　二、〇〇〇枚　同　同
國民融和日宣傳（第三章　全國的融和運動參照）

六、差別事象除去、差別事件調停

事象事件　内容　發見發生年月日　除去調停方法
温泉湧出口所有權問題　嘗て内部により專用されてゐた湯口が中途區の管理に委ねるに至り更に最近改築に際し内部に　五年六月八日　五年六月二十日　眞相調査の後内部の要求の正當なるを確め内部亦結束して區當局に直接區當局に接衝する着手せしより二十日間にして解決を見た其の間其の本會

無斷で行ひ他へ賣却或は貸與せんとするに至つた　中信支會役員會を八回内部懇談會を十三回開いた區當局亦評議會を開くこと七回に及んだ　同一〇月一〇日　二

戸主會、神社、清防、青年團、結人會問題　僅々五ケの部落が何れの町にも偏せず村に居りしも最近内部に權利を以て移りしが區當局に接衝の結果區役場と直接な關係にあつた　同七月八月上旬　一三日　本會野溝融和主任、小林幹事出張區當局に數回に亘り交渉の結果區役員會を經て八月一三日の總會に於て可決された　一一回　二、四三五名

他の形式差別解決の際神社問題は最困難にして一時保留の止むなきもの、氏子未加入　同一〇月一〇日　二　中信支會役員會を八回内部懇談會を十三回開いた區當局亦評議會を開くこと七回に及んだ

神社問題

神社、青年團、消防組、寺院問題　數年來の問題　同一二月一六日　川田村内部の宅地は區有にして無償料にして居住し居りし爲差別撤廢の支障となり居りしも最近内部に權利を以て移りしが解決に着手するに至つた　主として東山融和主任永年斡旋に努め内部亦結束して區當局に接衝した數回の役員會を經て一二月一六日の總會に於て無條件を以て解決した

神社、青年團、消防組問題　神社氏子に加入し居るも祭典に參加せしめず祭典執行として若干の醵金を出せしめざる問題　同一二月三〇日　東山融和主任、成澤主事出張、村長を伴ひ區當局に交渉の結果役員會總出にて漸く内部へ返す　數年以前より種々の準備運動をなしたが解決に至らず九月下旬東山融和主任出張駐在の上解決の衝に當りし結果方面委員其他の盡力もあり同日解決した

青年會、消防組及青年團共和せしめざりしもの　消防組及青年會共和せしめ　同　同一二月二〇日　同　永年の準備運動を經て三月三日懇談會開催關係役員に交渉の結果漸く解決す　六年三月四日

消防組問題

消防組に加入せしめず　同　同　村長一、學校生徒兒童三、婦人四、其他七　自五年四月一日至六年三月二五日　自五年四月一日至六年三月二五日　失言問題二、十一件　深く其の罪惡なるを記し、促せり、大部分は衷心より反省なせる樣見受く

計　三〇件

嘗て本會に於て幹旋各種形式差別を解決せる際本會役員の不在に乘じ内部より差別的證書を提出せしめしもの　五年一〇月二一日　同一〇月二三日　本會より武理事、東山融和主任、成澤主事出張、村長を伴ひ區當局に交渉の結果役員會を經て漸く内部へ返す

差別的證書取戻問題　同　同　同一〇月二一日　同一〇月二四日

第四章　融和團體の組織と個別的活動

七、職業補導

施行事業	回数	受講者	備考
竹細工講習会	三	三〇	場所　上田市柳原區 第一期　五年一月一〇日より十日間 第二期　六年一月一〇日より十日間 第三期　二月二一日より二十二日間
（参考綱　資料之部参照）			

八、経済助成

施行事業	施行開体	事業費総額	補助貸	備考
支会事務所貸補助	六支会	一四〇圓	小縣、更級、長水、上高井、下高井、中信各支会	
青年聯盟支部補助	青年聯盟自轉車宣傳参加支部に對し	五三	融和日運動参加	
計	七	一九三		

一二、委員制度、青年融和運動、融和教育等の組織現況

イ、委員制度

十周年記念大会に於て会則改正の結果各市町村に部会を設立の上会務事業部、融和實行部、青年部、婦人部の各委員を設置することになり九町村に實施した。

ロ、青年融和運動

信濃同仁会青年聯盟

1　組織　信濃同仁会青年聯盟規約

第一章　名稱及目的

第一條　本聯盟ハ信濃同仁会青年聯盟ト稱シ事務所ヲ信濃同仁会内ニ置ク

第二條　本聯盟ハ人格ノ其本價値平等ノ大義ニ則リ不合理ナル封建的差別觀念ヲ撤廢シ最高社會ノ建設ヲ以テ目的トス

第二章　事業

第三條　本聯盟ハ左ノ事業ヲ行フ

一、青年相互間ノ人間禮讃ヲ基礎トセル修養

二、差別事相潜在地ニ於ケル被差別者ノ精神的自覺策勵運動

三、差別事相撤廢ノ實際運動

四、全青年級ニ對スル融和觀念ノ宣傳

五、講習会講演会懇談会大会ヲ隨時開催ス

六、隨時隨所ニ於テ街頭宣傳ヲナス

七、其ノ他國民的反省運動並融和促進上適當ナル事業

第三章　組織

第四條　本聯盟ハ信濃同仁会ノ趣旨ニ賛同シ差別撤廢ノ實際運動ニ参加セムトスル青年ヲ以テ組織ス

第五條　本聯盟ハ五名以上ノ聯盟会員アル市町村ニ支部ヲ設置シ支部長一名ヲ選出セシム

但シ事情ニヨリ同一市町村ニ二箇所以上支部ヲ設置スル事ヲ得

第六條　本聯盟ハ各支部選出ノ支部長並信濃同仁会常任理事ヲ以テ委員会ヲ組織ス

第七條　委員会ハ本聯盟ノ決議機關ニシテ必要ニ應シ委員長ヲ招集ス

第八條　委員長ハ信濃同仁会理事長之ニ當ル委員長事故アルトキハ信濃同仁会常任理事之ヲ代理ス

第九條　聯盟支部ニ於テ協議会ヲ開キ若クハ計畫ヲ實行セムトスルトキハ信濃同仁会支部並ニ其ノ他支会ノ幹事長ニ報告スヘシ

第十條　本聯盟ニ幹事一名ヲ置ク幹事ハ信濃同仁会職員中ヨリ委員長之ヲ嘱託シ本聯盟ノ事務ヲ主管ス

第四章　会計

第十一條　本聯盟ノ経費ハ信濃同仁会経費ヲ以テ之ニ充ツ

第五章　附則

第十二條　各支部規約ハ委員長ノ承認ヲ經テ別ニ定ム

第十三條　本聯盟ハ必要ニ應シ總会ヲ開催スルコトアルヘシ

第十四條　本聯盟会員ニシテ不都合ノ行爲アリタルトキハ委員会ノ議ヲ經テ委員長之ヲ除名スルコトアルヘシ

第十五條　本聯盟規約ハ委員会ノ決議ヲ經ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

附記＝最近町村支部の著しい増加と共に郡市聯合会を新設する管從つて組織に關係ある點を中心に右規約は相當改正されることになつてゐる。

2　現況

青年聯盟は創立以來對内的事業（加盟者のカルトと訓練）を主として來たが國民融和日に於ける自轉車宣傳並に路傍演説は社會的に多大の反響を與へ相當の効果を收めた。現在支部及加盟者數左の如く近く郡市聯合会を設立する筈。

支部	三四	支部創立準備会	五	加盟人員	五八一

一四、其他

イ、融和主任の巡回

第四章　融和開體の組織と個別的活動

氏名	巡回日數	巡回市町村數	巡回要件
東山範明	二七〇	三〇二	各受持區域内市町村を巡回、役場吏員、學校職員、宗教家、社會事業家、其在方有力者等を訪問の上融和觀念の普及徹底に努め且つ内部の自覺策動的なし其の社會的、經濟的進出の指導斡旋となし差別事象の除去、差別事件の解決に努力す
野溝健治郎	七五	八九	他各種團體長、地
竹前政道	四八	六六	
飯島幾太郎	六七	七五	
計	三九七	五三二	

ロ、縣外出張

全國融和事業協議會關東融和事業協議會、全國融和團體聯合大會第一回準備委員會、第二回準備委員會、第三回準備委員會、全國融和團體聯合大會、中央融和事業協會評議員會へ出席、三三名

四、支會活動狀況

支會名	所在地	代表者	五年度事業概況
小縣支會	上田市役所	石巻肇次	幹事會、懇談會、差別事件解決
更級支會	更級郡中津村	武森太郎	幹事會、懇談會、講演會、差別事件解決
長水支會	長野市荒木	平坂岩吉	懇談會、講演會、差別事象及事件解決
上高井支會	上高井郡須坂町役場	田中邦治	懇談會、差別事象事件解決
下高井支會	下高井支會聯合事務所	小林治雄	幹事會、懇談會、差別事件解決
中信支會	松本市役所	坂本海兎	幹事會、懇談會、差別事件事象解決、調査

一七、富山縣融和會

富山縣と中央融和事業協會との共同主催で大正十五年二月二日から五日間に渉つて、融和事業講習會が開かれたが、この際の講習修了者が中心となつて本會の創立が計畫され、同年四月十日其の創立を見るに至つた。

一、要　覽

1　趣意書

人間が人間を蔑み差別すること程大きな罪惡はないと思ひます之は個人としても、亦國家としても、相容るゝことの出來ない事柄であります。

四民平等の御宣布ありてより六十年、現今共存共榮の要が叫ばれ、四海同胞の高唱せらるゝ折柄、我帝國内に於てかゝる忌はしき因襲の今猶存在することは實に聖代の恨事と謂はなければなりませぬ。特に我帝國が、世界に向つて人種平等の正義を主張しつゝありながら、内に此の陋習の存在することは大いなる矛盾と言はなければなりませぬ。

今日誰人と雖もかゝる差別が不穩當なる行爲であることに心附かないものはないのでありますが、たゞ感情として一抹のあるものが殘存してゐるので、之が過誤の根源をなしてゐるのであります。故に相互の融和は一君を率じて萬民飜然として融み合ふ同胞相愛の大義に徹し差別の感情を一洗することによつて其の實を擧ぐることが出來るのであります。

從つて之れが解決は從前行はれました施設によつてのみ十全な期待し得ないのでありまして、どうしても人心の胸底に潜む差別觀念の芟除を直接目的とする融和運動の必要を認めざるを得ないのであります。

本縣に於ては幸にして未だ他の地方に見るが如き忌むべき不祥事を見るに至らないことは兎に角慶賀すべき事柄ではあるが、表面平靜に見ゆる社會の裏には差別に泣き、蔑みに忍從しつゝある一部同胞のあることは否むことの出來ない事實であります。吾等は少くとも我が富山縣には斯る事象の根絶を期せんとして、玆に富山縣融和會の創立を見たのであります。

斯種の運動は單に一部分の人のみの活動によつて成果を收め得るものではないので、全縣民の渾然一體となることによつてのみ期待することが出來るのであります。

玆に縣下有識の士に愬へ、地上の淨化に精進せんとするこの運動に參加せられんことを切に希ふ次第であります。

2　會　則

第一條　本會ハ富山縣融和會ト稱ス

第二條　本會ハ同胞相愛ノ趣旨ニ依リ舊來ノ陋習ヲ改メ國民親和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛ノ觀念ヲ鼓吹スルコト

二、縣内町村ニ於ケル斯業ノ連絡提携ヲ圖ルコト

三、融和事業ニ關スル調査研究ヲナスコト

四、必要ニ應シ縣内各地ニ講演會講習會ヲ開催シ趣旨ノ徹底ヲ策スルコト

五、其ノ他役員會ニ於テ必要ト認メタル事項

第四條　本會ハ事務所ヲ富山縣廳内ニ置ク

第五條　本會ノ資産ハ左ニ掲クルモノヨリ成立ス

一、會員ノ醵出金

二、寄附金

三、補助金

四、其他ノ收入

第六條　本會ノ資産ハ確實ナル銀行若クハ郵便官署ニ預入ル、モノトシ特別ノ事情アル場合ハ役員會ノ議決ヲ俟テ處理スルモノトス

第七條　本會ノ經費ハ左ノモノヲ以テ支辨ス

一、資産及資産ヨリ生スル收入

二、其ノ他ノ收入

第八條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第九條　本會ノ豫算ハ年度開始前總會ニ於テ之ヲ定メ決算ハ當該年度終了後三月以内ニ監事ノ意見ヲ附シ次ノ總會ニ報告スルモノトス

第十條　第二條ノ目的ヲ賛シ年額五十錢ノ會費ヲ醵出スルモノヲ以テ會員トス但シ金五圓以上ヲ一時ニ醵出スルコトヲ得

前項醵出金額十圓以上ニ達シタルトキハ以後會員トシテ會費ヲ醵出セサルコトヲ得

第十一條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會　長　一　名　　二、副會長　二　名

三、理　事　若干名　　四、監　事　若干名

五、幹事及書記　若干名　　六、參　事　若干名

第十二條　會長ハ本縣知事ヲ推戴スルモノトス

副會長ハ内一人ハ本縣學務部長ヲ推戴シ他ノ一人ハ總會ニ於テ會員中ヨリ推薦スルモノトス

會長ハ會務ヲ統轄シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之カ代理ヲナスモノトス

第十三條　理事及監事ハ參事中ヨリ互選ス

本縣社會課長及社會事業主事ハ選擧ヲ用ヒスシテ理事タルモノトス

第十四條　理事中ニ常務理事二名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條　理事ハ本會ノ事業方法ニツキ審議ス

監事ハ事務執行及資産ノ狀況ヲ監査ス

第十六條　幹事ハ會長之ヲ委囑シ本會ノ庶務ニ從事スルモノトス

第十七條　參事ハ各郡市ヨリ選出シ重要ナル會務ニ參與ス

書記ハ會長之ヲ任命シ本會ノ事務ニ從事スルモノトス

第十八條　會員ヨリ推薦シタル副會長及役員ノ任期ハ二ケ年トス

但シ再任ヲ妨ケス

第十九條　本會ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委囑ス

第二十條　本會ノ會議ハ總會及役員會ノ二種トシ總會ハ每年一回

監事　中川松太郎　理事　松本俊三郎　外九名

参事　各部四名宛　四〇名

二、昭和六年度歳入歳出並事業計劃

1　豫算　總額　三、五七六圓

（内譯）歳入――會員醵出金八〇〇圓、奬勵金二、五〇〇圓（國庫補助金二、八〇〇圓、縣費五〇〇圓、中央融和事業協會産業奬勵助成金二〇〇圓）寄附金一圓、雜入三〇圓、前年度繰越金二四五圓

歳出――事務費九〇〇圓、會議費八五圓（總會費六〇圓、役員會費二五圓）事業費二、四四〇圓（會報費一五〇圓、宣傳費八五〇圓「融和日間」催費一五〇圓、映畫宣傳費二〇〇圓、文藝宣傳費五〇〇圓、講演講習費六八〇圓「講演會費三八〇圓、總人文化講習會費二〇〇圓、講習會等派遣費一〇〇圓」懇談協議會費一五〇圓、産業補導費四〇〇圓、視察費一五〇圓、表彰費二〇圓、雜費四〇圓）雜支出九五圓、積立金五六圓

特別會計生業資金歳入　總額　四四二圓

2　事業計劃

（一）會報發行「融和」、（二）融和日間催、（三）映畫宣傳、（四）文藝宣傳、融和時報、パンフレット、リーフレット、（五）講演會一六ケ所、（六）婦人文化講習會、（七）講習會等派遣、中央に於ける講習會其の他、（八）懇談會　約一六ケ所、（九）産業補導　副業奬勵分

之ヲ開キ役員會ハ必要ニ應シ臨時之ヲ開ク但シ役員會ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第二十一條　役員會ハ總會ニ提出スヘキ事項及會長ニ於テ必要ト認メタル事項ヲ審議スルモノトス

第二十二條　議會差指キ遽キ事項ニシテ役員會開催ノ遑ニ到ラサル場合ハ會長ハ理事會ヲ以テ之ヲ代決セシムルコトヲ得

第二十三條　總會及役員會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長故障アルトキハ副會長之ニ當ル

第二十四條　役員會ハ役員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第二十五條　役員會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニヨル

第二十六條　本會ハ會員四分ノ三以上ノ同意アルニ非サレハ解散スルコトヲ得ス

本會解散ノ場合ニ於ケル資産ハ役員會ノ決議ニヨリ本會ノ目的ニ類似セル目的ノ爲ニ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十七條　將來本會則ノ條項ヲ變更セムトスルトキハ出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

3　役　員

會　長（知事）	鈴木敬一	副會長（警務部長）	江連清夫
同	高尾亮太郎	常務理事（社會課長）	柴田高義
常務理事（兼主事）	安藤半背	幹　事	布村清治
幹　事	林　虎雄	同	齋藤常助
同	要　靜男	同	五平正村
同	監　雲	事	齋藤常助

三、昭和五年度繰越事業

一、講習會

講演會名	回數	參會者	備考
講演會並懇談會	一五回	約二、七二五名	講師　山本、佐々井
講演會映畫會	一〇回	約四、〇〇〇名	下映畫「君萬歳の旗の下に」
計	二九回	七、二〇五名	

二、講演會

講演會名	回數	參會者	備考
社會教化事業講習會	一回	四五名	講師　山本、佐々井

三、講習會

講習會名	回數	參會者	備考
講演會並懇談會	一回	約二〇名	講師三日間
講演會映畫會	一回	約四〇〇名	川口町市内の各町、高岡戸出町、福岡町、高岡市の催
計	二回	四四〇名	

四、講演會

講演會名	回數	參會者	備考
講演會並懇談會	一五回	約二、七二五名	講師三日間
講演會映畫會	一〇回	約四、〇〇〇名	下映畫「君萬歳の旗の下に」
計	二九回	七、二〇五名	

五、文藝宣傳其他の實施

種別	數量	對象	備考
融和時報	二、〇〇〇部	縣下關係方面	每月一、〇〇〇部
パンフレット	二、〇〇〇部	學會員、市町村、各小學校等	「融和運動の目標」

六、其他融和團體の組織と個別的活動

（第三章　融和團體の全國的活動參照）

一、國民融和日宣傳

二、融和時報

三、パンフレット

四、リーフレット

五、ポスター

六、其他

七、其他

八、其他

九、生業資金貸付

種別	貸付期間	利率	備考
事業資金融通	五年以内	年利三分五厘	
市町村貸付	三年以内	年利四分	
金組貸付	三年以内	年利四分	

十、生業資金貸付

種別	貸付期間	利率	備考
事業資金融通	五年以内	年利三分五厘	
市町村貸付	三年以内	年利四分	
金組貸付	三年以内	年利四分	

十一、其他

十二、其他

十三、其他

十四、其他

十五、其他

十六、其他

十七、其他

十八、其他

十九、其他

二十、其他

二十一、其他

二十二、其他

二十三、其他

二十四、其他

二十五、其他

二十六、其他

二十七、其他

二十八、其他

二十九、其他

三十、其他

三十一、其他

三十二、其他

三十三、其他

三十四、其他

三十五、其他

三十六、其他

三十七、其他

三十八、其他

三十九、其他

四十、其他

四十一、其他

四十二、其他

四十三、其他

四十四、其他

四十五、其他

四十六、其他

四十七、其他

四十八、其他

四十九、其他

五十、其他

五十一、其他

五十二、其他

五十三、其他

五十四、其他

五十五、其他

五十六、其他

五十七、其他

五十八、其他

五十九、其他

六十、其他

六十一、其他

六十二、其他

六十三、其他

六十四、其他

六十五、其他

六十六、其他

六十七、其他

六十八、其他

六十九、其他

七十、其他

七十一、其他

七十二、其他

七十三、其他

七十四、其他

七十五、其他

七十六、其他

七十七、其他

七十八、其他

七十九、其他

八十、其他

八十一、其他

八十二、其他

八十三、其他

八十四、其他

八十五、其他

八十六、其他

八十七、其他

八十八、其他

八十九、其他

九十、其他

九十一、其他

九十二、其他

九十三、其他

九十四、其他

九十五、其他

九十六、其他

九十七、其他

九十八、其他

九十九、其他

一百、其他

一百一、其他

一百二、其他

一百三、其他

一百四、其他

一百五、其他

一百六、其他

一百七、其他

一百八、其他

一百九、其他

一百十、其他

一百十一、其他

一百十二、其他

一百十三、其他

一百十四、其他

一百十五、其他

一百十六、其他

一百十七、其他

一百十八、其他

一百十九、其他

一百二十、其他

一百二十一、其他

一百二十二、其他

一百二十三、其他

一百二十四、其他

一百二十五、其他

一百二十六、其他

一百二十七、其他

一百二十八、其他

一百二十九、其他

一百三十、其他

一百三十一、其他

一百三十二、其他

一百三十三、其他

一百三十四、其他

一百三十五、其他

一百三十六、其他

一百三十七、其他

一百三十八、其他

一百三十九、其他

一百四十、其他

一百四十一、其他

一百四十二、其他

一百四十三、其他

一百四十四、其他

一百四十五、其他

一百四十六、其他

一百四十七、其他

一百四十八、其他

一百四十九、其他

一百五十、其他

一百五十一、其他

一百五十二、其他

一百五十三、其他

一百五十四、其他

一百五十五、其他

一百五十六、其他

一百五十七、其他

一百五十八、其他

一百五十九、其他

一百六十、其他

一百六十一、其他

一百六十二、其他

一百六十三、其他

一百六十四、其他

一百六十五、其他

一百六十六、其他

一百六十七、其他

一百六十八、其他

一百六十九、其他

一百七十、其他

一百七十一、其他

一百七十二、其他

一百七十三、其他

一百七十四、其他

一百七十五、其他

一百七十六、其他

一百七十七、其他

一百七十八、其他

一百七十九、其他

一百八十、其他

一百八十一、其他

一百八十二、其他

一百八十三、其他

一百八十四、其他

一百八十五、其他

一百八十六、其他

一百八十七、其他

一百八十八、其他

一百八十九、其他

一百九十、其他

一百九十一、其他

一百九十二、其他

一百九十三、其他

一百九十四、其他

一百九十五、其他

一百九十六、其他

一百九十七、其他

一百九十八、其他

一百九十九、其他

二百、其他

二百一、其他

二百二、其他

二百三、其他

二百四、其他

二百五、其他

二百六、其他

二百七、其他

二百八、其他

二百九、其他

二百十、其他

二百十一、其他

二百十二、其他

二百十三、其他

二百十四、其他

二百十五、其他

二百十六、其他

二百十七、其他

二百十八、其他

二百十九、其他

二百二十、其他

二百二十一、其他

二百二十二、其他

二百二十三、其他

二百二十四、其他

二百二十五、其他

二百二十六、其他

二百二十七、其他

二百二十八、其他

二百二十九、其他

二百三十、其他

二百三十一、其他

二百三十二、其他

二百三十三、其他

二百三十四、其他

二百三十五、其他

二百三十六、其他

二百三十七、其他

二百三十八、其他

二百三十九、其他

二百四十、其他

二百四十一、其他

二百四十二、其他

二百四十三、其他

二百四十四、其他

二百四十五、其他

二百四十六、其他

二百四十七、其他

二百四十八、其他

二百四十九、其他

二百五十、其他

二百五十一、其他

二百五十二、其他

二百五十三、其他

二百五十四、其他

二百五十五、其他

二百五十六、其他

二百五十七、其他

二百五十八、其他

二百五十九、其他

二百六十、其他

二百六十一、其他

二百六十二、其他

二百六十三、其他

二百六十四、其他

二百六十五、其他

二百六十六、其他

二百六十七、其他

二百六十八、其他

二百六十九、其他

二百七十、其他

二百七十一、其他

二百七十二、其他

二百七十三、其他

二百七十四、其他

二百七十五、其他

二百七十六、其他

二百七十七、其他

二百七十八、其他

二百七十九、其他

二百八十、其他

二百八十一、其他

二百八十二、其他

二百八十三、其他

二百八十四、其他

二百八十五、其他

二百八十六、其他

二百八十七、其他

二百八十八、其他

二百八十九、其他

二百九十、其他

二百九十一、其他

二百九十二、其他

二百九十三、其他

二百九十四、其他

二百九十五、其他

二百九十六、其他

二百九十七、其他

二百九十八、其他

二百九十九、其他

三百、其他

三百一、其他

三百二、其他

三百三、其他

三百四、其他

三百五、其他

三百六、其他

三百七、其他

三百八、其他

三百九、其他

三百十、其他

三百十一、其他

三百十二、其他

三百十三、其他

三百十四、其他

三百十五、其他

三百十六、其他

三百十七、其他

三百十八、其他

三百十九、其他

三百二十、其他

三百二十一、其他

三百二十二、其他

三百二十三、其他

三百二十四、其他

三百二十五、其他

三百二十六、其他

三百二十七、其他

三百二十八、其他

三百二十九、其他

三百三十、其他

三百三十一、其他

三百三十二、其他

三百三十三、其他

三百三十四、其他

三百三十五、其他

三百三十六、其他

三百三十七、其他

三百三十八、其他

三百三十九、其他

三百四十、其他

三百四十一、其他

三百四十二、其他

三百四十三、其他

三百四十四、其他

三百四十五、其他

三百四十六、其他

三百四十七、其他

三百四十八、其他

三百四十九、其他

三百五十、其他

三百五十一、其他

三百五十二、其他

三百五十三、其他

三百五十四、其他

三百五十五、其他

三百五十六、其他

三百五十七、其他

三百五十八、其他

三百五十九、其他

三百六十、其他

三百六十一、其他

三百六十二、其他

三百六十三、其他

三百六十四、其他

三百六十五、其他

三百六十六、其他

三百六十七、其他

三百六十八、其他

三百六十九、其他

三百七十、其他

三百七十一、其他

三百七十二、其他

三百七十三、其他

三百七十四、其他

三百七十五、其他

三百七十六、其他

三百七十七、其他

三百七十八、其他

三百七十九、其他

三百八十、其他

三百八十一、其他

三百八十二、其他

三百八十三、其他

三百八十四、其他

三百八十五、其他

三百八十六、其他

三百八十七、其他

三百八十八、其他

三百八十九、其他

三百九十、其他

三百九十一、其他

三百九十二、其他

三百九十三、其他

三百九十四、其他

三百九十五、其他

三百九十六、其他

三百九十七、其他

三百九十八、其他

三百九十九、其他

四百、其他

四百一、其他

四百二、其他

四百三、其他

四百四、其他

四百五、其他

四百六、其他

四百七、其他

四百八、其他

四百九、其他

四百十、其他

四百十一、其他

四百十二、其他

四百十三、其他

四百十四、其他

四百十五、其他

四百十六、其他

四百十七、其他

四百十八、其他

四百十九、其他

四百二十、其他

四百二十一、其他

四百二十二、其他

四百二十三、其他

四百二十四、其他

四百二十五、其他

四百二十六、其他

四百二十七、其他

四百二十八、其他

四百二十九、其他

四百三十、其他

四百三十一、其他

四百三十二、其他

四百三十三、其他

四百三十四、其他

四百三十五、其他

四百三十六、其他

四百三十七、其他

四百三十八、其他

四百三十九、其他

四百四十、其他

四百四十一、其他

四百四十二、其他

四百四十三、其他

四百四十四、其他

四百四十五、其他

四百四十六、其他

四百四十七、其他

四百四十八、其他

四百四十九、其他

四百五十、其他

四百五十一、其他

四百五十二、其他

四百五十三、其他

四百五十四、其他

四百五十五、其他

四百五十六、其他

四百五十七、其他

四百五十八、其他

四百五十九、其他

四百六十、其他

四百六十一、其他

四百六十二、其他

四百六十三、其他

四百六十四、其他

四百六十五、其他

四百六十六、其他

四百六十七、其他

四百六十八、其他

四百六十九、其他

四百七十、其他

四百七十一、其他

四百七十二、其他

四百七十三、其他

四百七十四、其他

四百七十五、其他

四百七十六、其他

四百七十七、其他

四百七十八、其他

四百七十九、其他

四百八十、其他

四百八十一、其他

四百八十二、其他

四百八十三、其他

四百八十四、其他

四百八十五、其他

四百八十六、其他

四百八十七、其他

四百八十八、其他

四百八十九、其他

四百九十、其他

四百九十一、其他

四百九十二、其他

四百九十三、其他

四百九十四、其他

四百九十五、其他

四百九十六、其他

四百九十七、其他

四百九十八、其他

四百九十九、其他

五百、其他

五百一、其他

五百二、其他

五百三、其他

五百四、其他

五百五、其他

五百六、其他

五百七、其他

五百八、其他

五百九、其他

五百十、其他

五百十一、其他

五百十二、其他

五百十三、其他

五百十四、其他

五百十五、其他

五百十六、其他

五百十七、其他

五百十八、其他

五百十九、其他

五百二十、其他

五百二十一、其他

五百二十二、其他

五百二十三、其他

五百二十四、其他

五百二十五、其他

五百二十六、其他

五百二十七、其他

五百二十八、其他

五百二十九、其他

五百三十、其他

五百三十一、其他

五百三十二、其他

五百三十三、其他

五百三十四、其他

五百三十五、其他

五百三十六、其他

五百三十七、其他

五百三十八、其他

五百三十九、其他

五百四十、其他

五百四十一、其他

五百四十二、其他

五百四十三、其他

五百四十四、其他

五百四十五、其他

五百四十六、其他

五百四十七、其他

五百四十八、其他

五百四十九、其他

五百五十、其他

五百五十一、其他

五百五十二、其他

五百五十三、其他

五百五十四、其他

五百五十五、其他

五百五十六、其他

五百五十七、其他

五百五十八、其他

五百五十九、其他

五百六十、其他

五百六十一、其他

五百六十二、其他

五百六十三、其他

五百六十四、其他

五百六十五、其他

五百六十六、其他

五百六十七、其他

五百六十八、其他

五百六十九、其他

五百七十、其他

五百七十一、其他

五百七十二、其他

五百七十三、其他

五百七十四、其他

五百七十五、其他

五百七十六、其他

五百七十七、其他

五百七十八、其他

五百七十九、其他

五百八十、其他

五百八十一、其他

五百八十二、其他

五百八十三、其他

五百八十四、其他

五百八十五、其他

五百八十六、其他

五百八十七、其他

五百八十八、其他

五百八十九、其他

五百九十、其他

五百九十一、其他

五百九十二、其他

五百九十三、其他

五百九十四、其他

五百九十五、其他

五百九十六、其他

五百九十七、其他

五百九十八、其他

五百九十九、其他

六百、其他

六百一、其他

六百二、其他

六百三、其他

六百四、其他

六百五、其他

六百六、其他

六百七、其他

六百八、其他

六百九、其他

六百十、其他

六百十一、其他

六百十二、其他

六百十三、其他

六百十四、其他

六百十五、其他

六百十六、其他

六百十七、其他

六百十八、其他

六百十九、其他

六百二十、其他

六百二十一、其他

六百二十二、其他

六百二十三、其他

六百二十四、其他

六百二十五、其他

六百二十六、其他

六百二十七、其他

六百二十八、其他

六百二十九、其他

六百三十、其他

六百三十一、其他

六百三十二、其他

六百三十三、其他

六百三十四、其他

六百三十五、其他

六百三十六、其他

六百三十七、其他

六百三十八、其他

六百三十九、其他

六百四十、其他

六百四十一、其他

六百四十二、其他

六百四十三、其他

六百四十四、其他

六百四十五、其他

六百四十六、其他

六百四十七、其他

六百四十八、其他

六百四十九、其他

六百五十、其他

六百五十一、其他

六百五十二、其他

六百五十三、其他

六百五十四、其他

六百五十五、其他

六百五十六、其他

六百五十七、其他

六百五十八、其他

六百五十九、其他

六百六十、其他

六百六十一、其他

六百六十二、其他

六百六十三、其他

六百六十四、其他

六百六十五、其他

六百六十六、其他

六百六十七、其他

六百六十八、其他

六百六十九、其他

六百七十、其他

六百七十一、其他

六百七十二、其他

六百七十三、其他

六百七十四、其他

六百七十五、其他

六百七十六、其他

六百七十七、其他

六百七十八、其他

六百七十九、其他

六百八十、其他

六百八十一、其他

六百八十二、其他

六百八十三、其他

六百八十四、其他

六百八十五、其他

六百八十六、其他

六百八十七、其他

六百八十八、其他

六百八十九、其他

六百九十、其他

六百九十一、其他

六百九十二、其他

六百九十三、其他

六百九十四、其他

六百九十五、其他

六百九十六、其他

六百九十七、其他

六百九十八、其他

六百九十九、其他

七百、其他

七百一、其他

七百二、其他

七百三、其他

七百四、其他

七百五、其他

七百六、其他

七百七、其他

七百八、其他

七百九、其他

七百十、其他

七百十一、其他

七百十二、其他

七百十三、其他

七百十四、其他

七百十五、其他

七百十六、其他

七百十七、其他

七百十八、其他

七百十九、其他

七百二十、其他

七百二十一、其他

七百二十二、其他

七百二十三、其他

七百二十四、其他

七百二十五、其他

七百二十六、其他

七百二十七、其他

七百二十八、其他

七百二十九、其他

七百三十、其他

七百三十一、其他

七百三十二、其他

七百三十三、其他

七百三十四、其他

七百三十五、其他

七百三十六、其他

七百三十七、其他

七百三十八、其他

七百三十九、其他

七百四十、其他

七百四十一、其他

七百四十二、其他

七百四十三、其他

七百四十四、其他

七百四十五、其他

七百四十六、其他

七百四十七、其他

七百四十八、其他

七百四十九、其他

七百五十、其他

七百五十一、其他

七百五十二、其他

七百五十三、其他

七百五十四、其他

七百五十五、其他

七百五十六、其他

七百五十七、其他

七百五十八、其他

七百五十九、其他

七百六十、其他

七百六十一、其他

七百六十二、其他

七百六十三、其他

七百六十四、其他

七百六十五、其他

七百六十六、其他

七百六十七、其他

七百六十八、其他

七百六十九、其他

七百七十、其他

七百七十一、其他

七百七十二、其他

七百七十三、其他

七百七十四、其他

七百七十五、其他

七百七十六、其他

七百七十七、其他

七百七十八、其他

七百七十九、其他

七百八十、其他

七百八十一、其他

七百八十二、其他

七百八十三、其他

七百八十四、其他

七百八十五、其他

七百八十六、其他

七百八十七、其他

七百八十八、其他

七百八十九、其他

七百九十、其他

七百九十一、其他

七百九十二、其他

七百九十三、其他

七百九十四、其他

七百九十五、其他

七百九十六、其他

七百九十七、其他

七百九十八、其他

七百九十九、其他

八百、其他

八百一、其他

八百二、其他

八百三、其他

八百四、其他

八百五、其他

八百六、其他

八百七、其他

八百八、其他

八百九、其他

八百十、其他

八百十一、其他

八百十二、其他

八百十三、其他

八百十四、其他

八百十五、其他

八百十六、其他

八百十七、其他

八百十八、其他

八百十九、其他

八百二十、其他

八百二十一、其他

八百二十二、其他

八百二十三、其他

八百二十四、其他

八百二十五、其他

八百二十六、其他

八百二十七、其他

八百二十八、其他

八百二十九、其他

八百三十、其他

八百三十一、其他

八百三十二、其他

八百三十三、其他

八百三十四、其他

八百三十五、其他

八百三十六、其他

八百三十七、其他

八百三十八、其他

八百三十九、其他

八百四十、其他

八百四十一、其他

八百四十二、其他

八百四十三、其他

八百四十四、其他

八百四十五、其他

八百四十六、其他

八百四十七、其他

八百四十八、其他

八百四十九、其他

八百五十、其他

八百五十一、其他

八百五十二、其他

八百五十三、其他

八百五十四、其他

八百五十五、其他

八百五十六、其他

八百五十七、其他

八百五十八、其他

八百五十九、其他

八百六十、其他

八百六十一、其他

八百六十二、其他

八百六十三、其他

八百六十四、其他

八百六十五、其他

八百六十六、其他

八百六十七、其他

八百六十八、其他

八百六十九、其他

八百七十、其他

八百七十一、其他

八百七十二、其他

八百七十三、其他

八百七十四、其他

八百七十五、其他

八百七十六、其他

八百七十七、其他

八百七十八、其他

八百七十九、其他

八百八十、其他

八百八十一、其他

八百八十二、其他

八百八十三、其他

八百八十四、其他

八百八十五、其他

八百八十六、其他

八百八十七、其他

八百八十八、其他

八百八十九、其他

八百九十、其他

八百九十一、其他

八百九十二、其他

八百九十三、其他

八百九十四、其他

八百九十五、其他

八百九十六、其他

八百九十七、其他

八百九十八、其他

八百九十九、其他

九百、其他

九百一、其他

九百二、其他

九百三、其他

九百四、其他

九百五、其他

九百六、其他

九百七、其他

九百八、其他

九百九、其他

九百十、其他

九百十一、其他

九百十二、其他

九百十三、其他

九百十四、其他

九百十五、其他

九百十六、其他

九百十七、其他

九百十八、其他

九百十九、其他

九百二十、其他

九百二十一、其他

九百二十二、其他

九百二十三、其他

九百二十四、其他

九百二十五、其他

九百二十六、其他

九百二十七、其他

九百二十八、其他

九百二十九、其他

九百三十、其他

九百三十一、其他

九百三十二、其他

九百三十三、其他

九百三十四、其他

九百三十五、其他

九百三十六、其他

九百三十七、其他

九百三十八、其他

九百三十九、其他

九百四十、其他

九百四十一、其他

九百四十二、其他

九百四十三、其他

九百四十四、其他

九百四十五、其他

九百四十六、其他

九百四十七、其他

九百四十八、其他

九百四十九、其他

九百五十、其他

九百五十一、其他

九百五十二、其他

九百五十三、其他

九百五十四、其他

九百五十五、其他

九百五十六、其他

九百五十七、其他

九百五十八、其他

九百五十九、其他

九百六十、其他

九百六十一、其他

九百六十二、其他

九百六十三、其他

九百六十四、其他

九百六十五、其他

九百六十六、其他

九百六十七、其他

九百六十八、其他

九百六十九、其他

九百七十、其他

九百七十一、其他

九百七十二、其他

九百七十三、其他

九百七十四、其他

九百七十五、其他

九百七十六、其他

九百七十七、其他

九百七十八、其他

九百七十九、其他

九百八十、其他

九百八十一、其他

九百八十二、其他

九百八十三、其他

九百八十四、其他

九百八十五、其他

九百八十六、其他

九百八十七、其他

九百八十八、其他

九百八十九、其他

九百九十、其他

九百九十一、其他

九百九十二、其他

九百九十三、其他

九百九十四、其他

九百九十五、其他

九百九十六、其他

九百九十七、其他

九百九十八、其他

九百九十九、其他

一千、其他

一千一、其他

一千二、其他

一千三、其他

一千四、其他

一千五、其他

一千六、其他

一千七、其他

一千八、其他

一千九、其他

一千十、其他

一千十一、其他

一千十二、其他

一千十三、其他

一千十四、其他

一千十五、其他

一千十六、其他

一千十七、其他

一千十八、其他

一千十九、其他

一千二十、其他

一千二十一、其他

一千二十二、其他

一千二十三、其他

一千二十四、其他

一千二十五、其他

一千二十六、其他

一千二十七、其他

一千二十八、其他

一千二十九、其他

一千三十、其他

一千三十一、其他

一千三十二、其他

一千三十三、其他

一千三十四、其他

一千三十五、其他

一千三十六、其他

一千三十七、其他

一千三十八、其他

一千三十九、其他

一千四十、其他

一千四十一、其他

一千四十二、其他

一千四十三、其他

一千四十四、其他

一千四十五、其他

一千四十六、其他

一千四十七、其他

一千四十八、其他

一千四十九、其他

一千五十、其他

一千五十一、其他

一千五十二、其他

一千五十三、其他

一千五十四、其他

一千五十五、其他

一千五十六、其他

一千五十七、其他

一千五十八、其他

一千五十九、其他

一千六十、其他

一千六十一、其他

一千六十二、其他

一千六十三、其他

一千六十四、其他

一千六十五、其他

一千六十六、其他

一千六十七、其他

一千六十八、其他

一千六十九、其他

一千七十、其他

一千七十一、其他

一千七十二、其他

一千七十三、其他

一千七十四、其他

一千七十五、其他

一千七十六、其他

一千七十七、其他

一千七十八、其他

一千七十九、其他

一千八十、其他

一千八十一、其他

一千八十二、其他

一千八十三、其他

一千八十四、其他

一千八十五、其他

一千八十六、其他

一千八十七、其他

一千八十八、其他

一千八十九、其他

一千九十、其他

一千九十一、其他

一千九十二、其他

一千九十三、其他

一千九十四、其他

一千九十五、其他

一千九十六、其他

一千九十七、其他

一千九十八、其他

一千九十九、其他

一千一百、其他

一千一百一、其他

一千一百二、其他

一千一百三、其他

一千一百四、其他

一千一百五、其他

一千一百六、其他

一千一百七、其他

一千一百八、其他

一千一百九、其他

一千一百十、其他

一千一百十一、其他

一千一百十二、其他

一千一百十三、其他

一千一百十四、其他

一千一百十五、其他

一千一百十六、其他

一千一百十七、其他

一千一百十八、其他

一千一百十九、其他

一千一百二十、其他

一千一百二十一、其他

一千一百二十二、其他

一千一百二十三、其他

一千一百二十四、其他

一千一百二十五、其他

一千一百二十六、其他

一千一百二十七、其他

一千一百二十八、其他

一千一百二十九、其他

一千一百三十、其他

一千一百三十一、其他

一千一百三十二、其他

一千一百三十三、其他

一千一百三十四、其他

一千一百三十五、其他

一千一百三十六、其他

一千一百三十七、其他

一千一百三十八、其他

一千一百三十九、其他

一千一百四十、其他

一千一百四十一、其他

一千一百四十二、其他

一千一百四十三、其他

一千一百四十四、其他

一千一百四十五、其他

一千一百四十六、其他

一千一百四十七、其他

一千一百四十八、其他

一千一百四十九、其他

一千一百五十、其他

一千一百五十一、其他

一千一百五十二、其他

一千一百五十三、其他

一千一百五十四、其他

一千一百五十五、其他

一千一百五十六、其他

一千一百五十七、其他

一千一百五十八、其他

一千一百五十九、其他

一千一百六十、其他

一千一百六十一、其他

一千一百六十二、其他

一千一百六十三、其他

一千一百六十四、其他

一千一百六十五、其他

一千一百六十六、其他

一千一百六十七、其他

一千一百六十八、其他

一千一百六十九、其他

一千一百七十、其他

一千一百七十一、其他

一千一百七十二、其他

一千一百七十三、其他

一千一百七十四、其他

一千一百七十五、其他

一千一百七十六、其他

一千一百七十七、其他

一千一百七十八、其他

一千一百七十九、其他

一千一百八十、其他

一千一百八十一、其他

一千一百八十二、其他

一千一百八十三、其他

一千一百八十四、其他

一千一百八十五、其他

一千一百八十六、其他

一千一百八十七、其他

一千一百八十八、其他

一千一百八十九、其他

一千一百九十、其他

一千一百九十一、其他

一千一百九十二、其他

一千一百九十三、其他

一千一百九十四、其他

一千一百九十五、其他

一千一百九十六、其他

一千一百九十七、其他

一千一百九十八、其他

一千一百九十九、其他

一千二百、其他

一千二百一、其他

一千二百二、其他

一千二百三、其他

一千二百四、其他

一千二百五、其他

一千二百六、其他

一千二百七、其他

一千二百八、其他

一千二百九、其他

一千二百十、其他

一千二百十一、其他

一千二百十二、其他

一千二百十三、其他

一千二百十四、其他

一千二百十五、其他

一千二百十六、其他

一千二百十七、其他

一千二百十八、其他

一千二百十九、其他

一千二百二十、其他

一千二百二十一、其他

一千二百二十二、其他

一千二百二十三、其他

一千二百二十四、其他

一千二百二十五、其他

一千二百二十六、其他

一千二百二十七、其他

一千二百二十八、其他

一千二百二十九、其他

一千二百三十、其他

一千二百三十一、其他

一千二百三十二、其他

一千二百三十三、其他

一千二百三十四、其他

一千二百三十五、其他

一千二百三十六、其他

一千二百三十七、其他

一千二百三十八、其他

一千二百三十九、其他

一千二百四十、其他

一千二百四十一、其他

一千二百四十二、其他

一千二百四十三、其他

一千二百四十四、其他

一千二百四十五、其他

一千二百四十六、其他

一千二百四十七、其他

一千二百四十八、其他

一千二百四十九、其他

一千二百五十、其他

一千二百五十一、其他

一千二百五十二、其他

一千二百五十三、其他

一千二百五十四、其他

一千二百五十五、其他

一千二百五十六、其他

一千二百五十七、其他

一千二百五十八、其他

一千二百五十九、其他

一千二百六十、其他

一千二百六十一、其他

一千二百六十二、其他

一千二百六十三、其他

一千二百六十四、其他

###

一〇、功勞者表彰

氏名　住所　表彰者

有澤與左衛門　中新川郡滑川町　富山縣融和會長

一八、鳥取縣一心會

大正十二年八月二十八日發の內務大臣訓令の趣旨に基き、同年十月三十日にその設立を見るに至り、左記趣意書の如く縣民一致の協力により縣下の融和問題解決に讓してゐる。

一、要　覽

1　趣意書

健全なる國家の基礎は國民相倶に國體の本義に基き人道の基調に從ひ共存親善の實を擧ぐるにあり一國文化の發達社會人類の進歩亦一に此に存す。

明治維新の初め　先帝長くも五箇條の御誓文を下し國政の大綱を示し舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を宣し給ひ尊て明治四年八月太政官布告を以て一部國民に對する稱呼を廢し一視同仁の令を發せしめ給ふ關來玆に五十有餘年上下相共に舊來の陋習を改むるに努め國運の進歩亦昔日の比に非らずと雖も然も尙因襲の久しき依然として舊來の陋習に捉はれ融和親善を缺くの憾あるは尙に遺憾とする所にして實に我國文化の發達を阻害し人道上看過すべからざる所なるのみならず上仁慈なる　叡慮に對し奉り尙に恐懼措く能はざる所なり。

今や世界の列國は人類相愛の大義に基き社會の平和人類幸福の增進に銳意努力しつゝあるの秋徒らに舊來の陋習に泥み差別的偏見に捉はるゝが如きことあらむか實に國家の進運を妨げ社會の平和を害ふこと大なるものあり吾人深く剴下の狀勢に鑑み縣民の一致協力に依り舊來の因襲的偏見を打破し益々協調諧和の道を講じ共存共榮の實を擧げむことを期す希くは縣民諸氏奮つて本會の事業に翼贊せられむことを望む。

大正十二年十一月

2　會　則

第一條　本會ハ鳥取縣一心會ト稱ス

第二條　本會ハ國體ノ本義ニ則リ人道ノ基調ニ從ヒ共存親善ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、同胞融和觀念ノ宣傳

一、修養並生活ノ改善ニ關スル事

三、其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

第四條　本會ノ事務所ハ之ヲ鳥取縣社會課內ニ置ク

第五條　本會ハ本會ニ入會シタル會員ヲ以テ組織ス

第六條　本會ニ左ノ役職員ヲ置ク

會長　一名　副會長　三名

評議員　二十七名　理事　若干名　內三名ヲ常務理事トス）

主事　若干名　囑託　若干名

第七條　會長ニ知事副會長ニ內務部長警察部長學務部長ヲ推擧ス

評議員ハ各支部二名　但シ鳥取、米子、倉吉支部ハ各三名）トシ內一名ハ支部長ヲ以テ之ニ充テ他ノ一名ハ支部會員ノ互選トス

支部長副支部長及評議員ノ任期ハ三ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

理事ハ會長之ヲ選任ス

主事及囑託ハ會長之ヲ任免ス

第八條　會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ之ヲ代理ス

評議員ハ評議員會ニ出席シテ本會ノ重要事務ヲ評決ス

理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

主事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

囑託ハ會長ノ指揮ヲ受ケ融和促進ノ事ニ當ル

第九條　本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ評議員會ノ推薦ニヨリ會長之ヲ委囑ス

顧問ハ會長ノ諮問ニ應シ本會ノ事業ニ對シ意見ヲ述フルモノトス

第十條　各警察管區ニ支部ヲ置キ支部長並副支部長各一名ヲ置ク

支部長及副支部長ハ會長之ヲ委囑ス

第十一條　支部ノ下ニ市町村單位ノ支會ヲ置クコトヲ得

支會ニハ支會長ヲ置キ支會長ハ支會總會ノ推薦ニヨリ支部長之ヲ委囑ス

第十二條　本會ハ每年度一回評議員會ヲ開ク但シ必要アルトキハ臨時之ヲ開クコトアルヘシ

評議員會ハ每年度總豫算其ノ他重要ナル事項ヲ審議ス評議員會ハ會長之ヲ招集ス

第十三條　本會ハ每年度一回總會ヲ開ク但シ必要アルトキハ臨時之ヲ開クコトアルヘシ

3　役　員

會　長（知事）　神田　純一

副會長（警察部長）　安井　章一

評議員　楠城　嘉一（外二六名）

常務理事（社會教育主事）　細川　隆理

理　事（保安課長）　佐藤　一郎

囑　託　同　高田傳四郎

同　同　駒井　力藏

主　事　內山　賢次

副會長（內務部長）　鹿野　三郎

（學務部長）　吉田　賢男

常務理事（社會課長）　高畠　資吉

理　事（地方課長）　內田三之助

（農務課長）　西澤哲四郎

同　松尾謙次郎

同　川口　慈敎

第四章　融和調査の組織と個別的活動

三、昭和六年度農業團體事業計劃

1　總　括

總額　六、〇四二圓

（内譯）歳入――國庫補助金三、三〇〇圓、青年義勇補助金四〇〇圓、繭補助金七〇〇圓、繰出金一、一〇〇圓、前年度繰越金五〇〇圓、繰越金一、〇〇〇圓、預金利子一〇〇圓、雜收入一〇圓、貨付金償還金一、八三四圓

歳出――事務所費一、五三〇圓、事業費二、八七〇圓、（講習費一〇〇圓、講習費三、一〇〇圓、宣傳費一五〇圓、印刷費三〇〇圓、調査費一、〇〇〇圓、產業奬勵費三〇〇圓、總會費一、〇〇〇圓、青年義勇八〇〇圓、支部補助費七〇〇圓、中國六縣聯合青年團幹事會費一〇〇圓、青年聯盟事業費一〇〇圓、中國六縣聯合聯盟協議會費六〇〇圓）會議費四五〇圓（活動寫眞費一九三圓、會費一、一五〇圓）雜費一九三圓

2　事業計劃

（一）講習會　總會、國民精神作興日其他、（三）講習會　幹部講習會一ヶ所、婦人講習會三ヶ所、（三）宣傳　國民精神作興日、（四）印刷物　精神作興ポスター等、（五）調査、（六）產業奬勵　副業奬勵講習會、（八）懇談會十ヶ所、（八）青年事業　五〇名、（九）支部補助　（一〇）青年聯盟事業、（一一）中國六縣聯合青年團代表者協議會

三、昭和五年度施行事業

一、講習會關係

種別	名稱	回數	參會者	備考
總會		一	一五〇	設立、解決ノ件、青年聯盟事業ニ關スル件

二、講習會關係

種別	名稱	回數	參會者	備考
講習會	農業經營講習會	一	一五	農業經營ニ關スル件
講習會	養蠶講習會	一	一五	養蠶ニ關スル件
講習會	養豚講習會	一	一五	養豚ニ關スル件
講習會	果樹園經營講習會	一	一五	果樹園經營ニ關スル件
講習會	農業簿記講習會	一	一五	農業簿記ニ關スル件
講習會	農業實行組合講習會	一	一五	農業實行組合ニ關スル件
講習會	農業倉庫講習會	一	一五	農業倉庫ニ關スル件
講習會	農業金融講習會	一	一五	農業金融ニ關スル件
講習會	農業勞力利用講習會	一	一五	農業勞力利用ニ關スル件
講習會	農業經濟講習會	一	一五	農業經濟ニ關スル件
講習會	農業實行組合幹部講習會	一	一五	農業實行組合幹部ニ關スル件
講習會	農業實行組合講習會	一	一五	農業實行組合

一九、島根縣和敬會

大正十三年十月簸川郡今市町に於ける地方改良講演大會の際、別府島根縣知事の內部同胞有志との懇談を動機とし、菅本精覺（安濃郡波根東村立善寺住職）、馬場愍輔（簸川郡長）、曾田達圓（簸川郡今市町大念寺住職）、士江喜代一郎（出雲同志會長）、藤澤熊市（出雲同志會役員）、井戶內平藏（出雲同志會役員）等の斡旋の下に、縣下一般に對し同志を募りて融和團體を組織することゝなり、大正十四年二月二十五日同會の創立總會を開催し、爾後各種の施設を講じてゐる。

一、要　覽

1　宣　言

人類平等ハ天地ノ公道ニシテ、賤視的差別ノ撤廢ハ社會國家ノ幸福ヲ增進スル所以ナリ、明治天皇御親政ノ初頭、長クモ五箇條ノ御誓文ヲ下シテ國政ノ大綱ヲ示シ舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘキ旨ヲ宣シ給ヒ尊テ太政官ヲシテ一部國民ニ對スル稱呼ヲ廢シ、四民平等ノ令ヲ發セシメ給フ。寔ニ叡慮深遠感激ノ至リニ堪ヘサルナリ

爾來年ヲ閱スルコト五十有餘年文物燁然トシテ國運ノ隆昌亦昔日ノ比ニ非スト雖、因襲ノ久シキ依然トシテ舊來ノ陋習ニ囚ハレ動モスレハ融和親善ノ美ヲ傷クルノ事態ヲ生セムトスルハ洵ニ遺憾トスル所ニシテ、仁慈ナル叡慮ニ對シ奉リ恐懼措ク能ハサルノミナラズ、人道上看過スヘカラサル痛恨事ナリトス

若シ夫レ現狀ヲ以テ推移セムカ、同胞相互間ニ於ケル溝渠ハ日ニ月ニ其ノ深サヲ增シ、國家ノ富强ハ之ヲ期スルコト能ハス、國民ノ幸福ハ之ヲ望ムコト能ハサルヘシ、吾人ハ世界ノ大勢ト、我國刻下ノ情勢トニ鑑ミ、同胞親愛ノ大義ヲ闡明シテ、偏狹ナル感情ト固陋ナル思想ノ打破ニ努メ、賤視的觀念ニ基ク差別待遇ノ根絕ヲ圖リ、以テ社會共榮國民協和ノ實ヲ擧ケ國運ノ發展幸福ノ增進ニ貢獻セムコトヲ期ス

2　決　議

一、廣ク社會ニ對シ本會設立ノ趣意、目的ノ普及徹底ヲ期スルコト

一、吾人ハ徒ニ矯激ナル運動ニ與セス、一致協力シテ賤視的觀念ニ基ク差別待遇ノ根絕ヲ期スルコト

一、賤視的差別觀念ニ基キ動モスレハ閉塞セムトスル門戶ヲ開放シ、人材登用ノ實現ヲ期スルコト（大正十四年六月二十日）

3　會　則

第一條　本會ハ島根縣和敬會ト稱ス

第二條　本會ハ同胞相愛ノ大義ニ則リ徹底的ニ差別的因襲ヲ排除シ融和親善ノ美風ヲ作興シ以テ社會ノ福祉ヲ增進シ國運ノ伸張ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　前條ノ目的ヲ達スル爲本會ハ左ノ事業ヲ行フ

一、共存和敬ノ觀念ノ普及宣傳

二、本會ノ目的ニ合致スル事業ノ援助

三、爭議ノ仲決

四、先進地方ノ視察

五、功勞者ノ表彰

六、其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第四條　本會ハ本會ノ趣旨ニ贊同シタル者ヲ以テ組織ス

第五條　本會ニ功勞アル者又ハ融和事業ニ關シ識見アル者ヲ名譽會員ニ推薦スルコトアルヘシ

第六條　本會ノ事務所ハ之ヲ島根縣廳內ニ置ク

第七條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會　長　一　名　　副會長　二　名
幹　事　若干名　　地方委員　若干名
評議員　十四名　　書　記　若干名

第八條　會長、副會長ハ總會ニ於テ之ヲ推薦ス但シ副會長中缺員ヲ生シタル場合ハ評議員ノ決議ニ依リ之ヲ推薦スル事アルヘシ

幹事、地方委員、書記ハ會長之ヲ囑託シ評議員ハ總會ニ於テ之ヲ選擧ス

第九條　會長ハ會務ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

幹事ハ會務ヲ掌理ス

地方委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ部內ニ於ケル本會ノ事業ヲ助成シ

書記ハ會長ノ命ヲ承ケテ庶務ニ從事ス

評議員ハ會長ノ招集ニ依リ豫算其ノ他重要ナル事項ヲ議決ス

第十條　役職員ノ任期ハ書記ヲ除キ總テ二ケ年トス

第十一條　本會ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ評議員ノ決議ヲ經テ之ヲ推戴ス

第十二條　本會ハ每年一回總會ヲ開キ會務ノ報告、役員選擧及決議ヲ行フ但シ必要ニ應シ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第十三條　本會ノ經費ハ補助金、寄附金及雜收入ヲ以テ之ニ充テ當分ノ內會費ヲ徵收セス

第十四條　本則施行ニ必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム

4　役　員

會　長　恒松於菟二　　副會長　昌子亮一
副會長　永野俊雄　　幹　事　馬場愍輔
幹　事（專務）生松詮一（外七名）
評議員　福田源次郎（外一三名）

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算總額　七、六〇〇圓

內譯）**豫入**——國庫補助金四、〇〇〇圓、縣費補助金一、〇〇〇圓、中央融和事業協會生業資金借入金一、〇〇〇圓、生業資金償還金一九〇圓、中央融和事業協會敎育奬勵補助金一五〇圓、寄附金八五〇圓、雜收入一〇圓、前年度繰越金四〇〇圓

豫出——事務費一、二五七圓、事業費四、四〇八圓（講演會費一、一四〇圓、講習會費八〇〇圓、懇談會費二〇〇圓、視察費一五〇圓、會報發行費六四八圓、パンフレット發行費二八五圓、派遣費一五〇圓、功勞者慰勞費三五圓、地方委員費一二〇圓、職業斡旋費一〇〇圓、敎育奬勵費三〇〇圓、國民融和日費一〇〇圓、調査費一八〇圓

第一章　融和問題の組織と個別的活動
第二章　融和問題の組織
第三章　融和問題の組織と個別的活動
第四章　融和問題の組織と個別的活動

二、昭和五年度施行事業

一、調査

種目	施行月日	場所	概況
部落実態調査	自昭和五年四月二一日至同年五月二九日	九ヶ町村	実在資料地調査所（寺社役場、町村役場、公民館、青年会場、小学校、その他適当と認むる場所）

調査項目　（一）所在地並名称、（二）地勢位置及面積、（三）交通の状態、（四）世帯数及人口、（五）住居の状況、（六）職業、（七）生活状態、（八）教育の状況、（九）本会及時好、（一〇）衛生状態、（一一）風紀、（一二）中堅人物及施行者、（一三）共同団結事業、（一四）各種団体の状況、（一五）差別事象、（一六）改善若しくはせんとする事項、（一七）部落側の希望、（一八）部落の特徴

二、講習会

種別	数	対象
融和時報	四二〇〇部	郡県下官公署、其他
山陰版	〇〇部	〇毎月三、五〇部

種別	数量	備考
社会教化講演会	一九回	一、二〇〇人参会
社会教化講習会	一回	二〇〇人参会
青年一夜講習会	二回	一三七人参会
婦女講習会	一回	一六人参会
計	四回	二〇七名

四、講演会

種別	数量	参会者
社会教化講演会	一九回	一、二〇〇人

五、文書其他の宣伝

種別	数量	備考
融和時報	四二〇〇部	郡県下官公署、其他
山陰版	〇〇部	〇毎月三、五〇部

六、其他事業

種別	数量	内容
融和図書	一、〇〇〇部	融和問題ニ関スル図書
融和ポスター	一、〇〇〇部	融和ポスター
融和ビラ	一、〇〇〇部	融和ビラ
融和ポケット	一、〇〇〇部	融和ポケット

七、其他

種別	数量	内容
融和日宣伝	一、〇〇〇部	融和日宣伝ポスター

三、昭和五年度施行事業

一、調査

種目	施行月日	場所	概況
部落実態調査	自昭和五年四月二一日至同年五月二九日	九ヶ町村	実在資料地調査所（寺社役場、町村役場、公民館、青年会場、小学校、その他適当と認むる場所）、二名

調査項目　（一）所在地並名称、（二）地勢位置及面積、（三）交通の状態、（四）世帯数及人口、（五）住居の状況、（六）職業、（七）生活状態、（八）教育の状況、（九）本会及時好、（一〇）衛生状態、（一一）風紀、（一二）中堅人物及施行者、（一三）共同団結事業、（一四）各種団体の状況、（一五）差別事象、（一六）改善若しくはせんとする事項、（一七）部落側の希望、（一八）部落の特徴

二、講習会

種別	数量	対象
融和時報	四二〇〇部	郡県下官公署、其他
山陰版	〇〇部	〇毎月三、五〇部

種別	数量	備考
社会教化講演会	一九回	一、二〇〇人参会
社会教化講習会	一回	二〇〇人参会
青年一夜講習会	二回	一三七人参会
婦女講習会	一回	一六人参会
計	四回	二〇七名

四、講演会

種別	数量	参会者
社会教化講演会	一九回	一、二〇〇人参会

五、文書其他の宣伝

種別	数量	備考
融和時報	四二〇〇部	郡県下官公署、其他
山陰版	〇〇部	〇毎月三、五〇部

六、其他事業

種別	数量	内容
融和図書	一、〇〇〇部	融和問題ニ関スル図書
融和ポスター	一、〇〇〇部	融和ポスター
融和ビラ	一、〇〇〇部	融和ビラ
融和ポケット	一、〇〇〇部	融和ポケット

七、其他

種別	数量	内容
融和日宣伝	一、〇〇〇部	融和日宣伝ポスター

（一）教育奨励　一五名、（二）融和日施設

（イ）地方委員令、（ロ）職業斡旋　松江今市其他職業紹介所（ニ）地方改善費（一〇〇円）会議費三三〇円（総会費二〇〇円、評議員令費一三〇円）、生業資金貸付金一、〇〇〇円、生業資金貸付金一九〇円、設備費四一五円

2　非業計劃

（イ）講習会　三〇ヶ所、（ロ）講習会　社会教化講習会一ヶ所、青年一夜講習会四ヶ所、婦女講習会二ヶ所、（ハ）懇談会　要改善地区二〇ヶ所、中堅者二ヶ所、（ニ）視察、（ホ）令報奨行　毎月三千部、（ヘ）パンフレット発行　三千部、（ト）派遣、（チ）功績者慰労（リ）地方委員令、（ヌ）職業斡旋　松江今市其他職業紹介所（ニ）融和日施設

二、諮問

一、諮問

諮問	地域	諮問年月日
空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何	六五ヶ町村	昭和五年四月二一日
差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何	一一ヶ町村	昭和五年五月二一日
融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何	一六ヶ町村	昭和五年五月二一日

二、諮問ニ対スル答申

諮問	答申
空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何	別紙ノ通リ
差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何	別紙ノ通リ
融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何	別紙ノ通リ

三、諮問ニ対スル答申ノ説明

諮問	説明
空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何	空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何
差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何	差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何
融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何	融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何

四、諮問ニ対スル答申ノ参考

諮問	参考
空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何	空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何
差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何	差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何
融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何	融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何

五、諮問ニ対スル答申ノ実施

諮問	実施
空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何	空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何
差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何	差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何
融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何	融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何

六、諮問ニ対スル答申ノ効果

諮問	効果
空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何	空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何
差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何	差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何
融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何	融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何

七、諮問ニ対スル答申ノ説明

諮問	説明
空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何	空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何
差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何	差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何
融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何	融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何

八、諮問ニ対スル答申ノ参考

諮問	参考
空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何	空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何
差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何	差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何
融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何	融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何

三、諮問会

一、諮問会

会名	回数	参会者	備考
総会	一回	二〇〇人	師宣言、決議、協議事項（一、県民に融和問題の重大性を認識せしむる件、決議　吾人は一般民衆に対し融和問題の重大性を認識せしむべく一層努力せむことを期す。二、内部の発生理由を明確に調査し融和の有効適切なる方法如何。）

二、諮問会議

種別	諮問年月日	諮問事項	諮問者	答申年月日	答申
委員会	昭和五年四月二一日	空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何	島根県知事	昭和五年五月二九日	別紙ノ通リ
委員会	昭和五年四月二一日	差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何	島根県知事	昭和五年五月二九日	別紙ノ通リ
委員会	昭和五年四月二一日	融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何	島根県知事	昭和五年五月二九日	別紙ノ通リ

三、委員制度、青年融和運動、融和教育等の組織設置

種別	設置年月日	設置ノ理由	設置者	備考
第一条　島根県融和事業地方委員設置規程	昭和五年四月一日	島根県ニ於ケル融和事業ノ必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	島根県知事	
本会ハ融和親善ヲ図ル為必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	昭和五年四月一日	融和事業ノ必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	島根県知事	

四、諮問会議

種別	諮問年月日	諮問事項	諮問者	答申年月日	答申
委員会	昭和五年四月二一日	空家居一ヲ以テ調査ニ応ジ難キ事情アル者ニ対シ等リ適当ナル加入ノ方法如何	島根県知事	昭和五年五月二九日	別紙ノ通リ
委員会	昭和五年四月二一日	差別ヲ為シ又ハ為シタル者ニ対シ改悛ノ情顕ハレ被調査者ニ於テ之ヲ認ムルニ至リタル場合ニ於ケル措置如何	島根県知事	昭和五年五月二九日	別紙ノ通リ
委員会	昭和五年四月二一日	融和問題ノ組織ト個別的活動トノ関係如何	島根県知事	昭和五年五月二九日	別紙ノ通リ

五、委員制度、青年融和運動、融和教育等の組織設置

種別	設置年月日	設置ノ理由	設置者	備考
第一条　島根県融和事業地方委員設置規程	昭和五年四月一日	島根県ニ於ケル融和事業ノ必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	島根県知事	
本会ハ融和親善ヲ図ル為必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	昭和五年四月一日	融和事業ノ必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	島根県知事	

六、融和教育等の組織設置

種別	設置年月日	設置ノ理由	設置者	備考
第一条　島根県融和事業地方委員設置規程	昭和五年四月一日	島根県ニ於ケル融和事業ノ必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	島根県知事	
本会ハ融和親善ヲ図ル為必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	昭和五年四月一日	融和事業ノ必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	島根県知事	

七、委員制度、青年融和運動、融和教育等の組織設置

種別	設置年月日	設置ノ理由	設置者	備考
第一条　島根県融和事業地方委員設置規程	昭和五年四月一日	島根県ニ於ケル融和事業ノ必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	島根県知事	
本会ハ融和親善ヲ図ル為必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	昭和五年四月一日	融和事業ノ必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	島根県知事	

八、融和教育等の組織設置

種別	設置年月日	設置ノ理由	設置者	備考
第一条　島根県融和事業地方委員設置規程	昭和五年四月一日	島根県ニ於ケル融和事業ノ必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	島根県知事	
本会ハ融和親善ヲ図ル為必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	昭和五年四月一日	融和事業ノ必要ト認ムル市町村ニ地方委員ヲ置ク	島根県知事	

九、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

十、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

十一、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

十二、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

十三、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

十四、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

十五、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

十六、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

十七、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

十八、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

十九、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

二十、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

二十一、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

二十二、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

二十三、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

二十四、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

二十五、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

二十六、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

二十七、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

二十八、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

二十九、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

三十、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

三十一、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

三十二、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

三十三、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

三十四、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

三十五、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

三十六、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

三十七、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

三十八、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

三十九、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

四十、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

四十一、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

四十二、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

四十三、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

四十四、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

四十五、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

四十六、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

四十七、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

四十八、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

四十九、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

五十、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

五十一、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

五十二、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

五十三、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

五十四、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

五十五、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

五十六、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

五十七、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

五十八、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

五十九、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

六十、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

六十一、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

六十二、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

六十三、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

六十四、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

六十五、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

六十六、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

六十七、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

六十八、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

六十九、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

七十、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

七十一、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

七十二、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

七十三、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

七十四、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

七十五、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

七十六、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

七十七、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

七十八、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

七十九、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

八十、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

八十一、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

八十二、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

八十三、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

八十四、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

八十五、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

八十六、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

八十七、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

八十八、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業資金貸付	昭和五年四月一日	一、〇〇〇円	島根県知事	

八十九、生業資金貸付

種別	貸付年月日	貸付金額	貸付者	備考
生業

ヲ置ク

第二條　地方委員ハ市町村長小學校教員僧侶其他融和事業ニ理解アル者ニ就キ會長之ヲ囑託ス

第三條　地方委員ハ名譽職トス

第四條　地方委員ノ職務概ネ左ノ如シ

一、本會ノ趣旨ヲ體シ地方ニ於ケル融和親善ノ實績擧揚ニ努ムルコト

二、地方改善ニ努ムルコト

三、本會事業遂行上必要ナル事項ニ關シ報道ヲ爲シ又ハ意見ヲ開陳スルコト

四、其他本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項

第五條　本會ハ必要ニ應シ地方委員會ヲ開クコトアルヘシ

ロ、現況

地方委員一五名を設置す。

一三、他團體との連絡提携

聯絡團體名　聯絡事項　備考

縣下社會事業、社會教育、社會敎化　講演映畫

團體各學校、宗敎團體　文書宣傳等聯絡

二〇、岡山縣協和會

從來岡山縣には備作平民會、備作同志會岡山縣同志會等の諸團體ありたるも微々として振はず、融和問題は依然として未解決の儘放任せられたる觀あり、依て大正九年六月二十九日原田理太郎、池田賴太郎、幡司爲次郎、大原孫三郎、原澄治、津田明導、三樹樹三、小林久麿雄の諸氏倉敷市に會合して部落改善に關する協議を爲せり。續いて同年七月二十三日岡山縣物産館に部落改善有志會を開催して新團體組織の議を進め翌二十四日部落改善研究會を開催せり、越へて八月五日新團體創立委員會を開き、諸綱領を定め九月十九日愈々創立總會を開催して岡山縣協和會と稱せり、其の後着々として內容を充實し各種事業に努力しつゝ今日に至る。

一、要　覽

1　趣意書

自由と平等と博愛とこれ世界思想の主潮にして又實に天地の眞理也、言ふ勿れこれ西人の異說と、我聖人夙に四海皆兄弟といひ賢人萬物各一大極といへり然も階級の因襲は長く此の眞理を顧すことを爲さず　先帝是に於て此の舊來の陋習を打破し給ひ四民平等の大義を宣布し給ひき爾來玆五十餘年文物燦然百物皆暢ぶ、然も顧るに萬物一新の實未だ必すしも遂ぐるなく聖明の赤子にして薄遇に泣くもの多々、嗚呼鳶飛んで天に戾り魚淵に躍る然も人同じく生を玆に享けて志空しく遂げず今尙黑暗の裡に沈淪す實にこれ聖代の愧事に非ずや、頃者有識ロを開けば輒ち社會政策を唱へ或は勞働の思想を說く然も說いてこれに及ばず或は及んで一も爲すあるなし、吾人同志これを慨し玆に本會を組織して彼の公道を宣傳し以て同胞一視の觀念の實現を圖り又自ら內に革めて其の向上を期せんとす、斯人全國無慮一百數十萬かくて各其志を得ば帝國の幸何ぞ之に如かん、人道惟一人同じ、請ふし實くは同感有志の士幸に本會の趣旨に賛同し以て其の成を期せんことを。

2　宣　言

人間醜觀の陋習と同胞差別の惡風とは誤れる思想觀念と武門政治の暴戾なる政策とに起因せる封建的制度の遺弊に外ならず、民族的に將又文化的に何等の根據を認め得ざるものたるは誠に識者の夙に確認し世人の漸く承認せんとする處なり、卽ちその舊習に捉はれたる頑迷固陋の一部民衆が其の胸底に潛在せる因襲的賤視差別觀念を排除し人間同胞の罪過を敢てせざるものなり。

斯るが故に此等の惡風を芟除し不合理なる觀念を一掃せんとする融和運動は實に差別民衆の啓發を匡救するのみならず、實に一般民衆を其無意識的に陷入れる人道的罪惡より救濟するものなり故に融和運動は實に民衆の敎化を目的とせる一種の啓蒙運動なりと云ふべしされば今後に於ける我等の運動は一般大衆の蒙を啓發し其の猛省を要望するの方途に出づべし。

希くは親愛なる滿天下の同胞諸君吾等の衷情を諒察せられて目的の達成に滿腔の同情と援助とを賜らんことを。

3　會　則

第一條　本會ハ岡山縣協和會ト稱ス

第二條　本會ハ本部ヲ岡山市ニ置ク但シ必要ノ場所ニ支部ヲ置ク支部規定ハ別ニ之ヲ定ム

第三條　本會ハ同胞協和ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲總會又ハ役員會ノ決議ニ依リ適切ナル事業ヲ行フ

第四章　融和團體の組織と個別的活動

第五條　本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

會員ハ毎年金二十錢以上ヲ醵金スルモノ又ハ一時金十圓以上ヲ醵金シタルモノニシテ本會ノ趣旨ニ賛成シ其遂行ヲ期スルモノ

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會　長　一　名　　副會長　二　名

幹　事　若干名（內一名ヲ常任トス）

評議員　若干名　　地方委員　若干名

第七條　會長ハ岡山縣知事ヲ推戴ス、副會長ノ內一名ハ岡山縣學務部長ノ職ニアル者ニ委囑シ其ノ他ノ一名ハ總會ニ於テ之ヲ選擧ス幹事ハ會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス常任幹事ニハ岡山縣社會課長ノ職ニアル者ヲ委囑スルモノトス

地方委員ハ其地方ニ於テ選出シ會長ノ承認ヲ得ルモノトス、但時宜ニ依リ會長之ヲ囑託スルコトヲ得

評議員ハ總會ニ於テ之ヲ選擧ス

第八條　役員ノ任期ハ總テ二ケ年トス

第九條　會長ハ會務ヲ總括シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

幹事ハ會務ヲ處理ス

評議員ハ評議員會ヲ組織シ重要ナル事項ヲ決議ス

地方委員ハ其地方ノ事業ヲ助成ス

第十條　本會ハ毎年一回總會ヲ開催ス評議員會ハ必要ニヨリ會長之ヲ招集ス

但シ評議員四分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ評議員會開催ノ請求アルトキハ會長之ヲ召集スルコトアルヘシ

第十一條　本會ニ書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第十二條　本會ノ經費ハ基金利子一般寄附金、補助金會員醵金及ヒ其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十三條　本會則ハ總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非レハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

附　則

役員ハ任期滿了スト雖モ場合ニ依リ夫ノ總會ニ於テ選舉ヲ行フマテ繼續留任スルモノトス

4　役　員

會　長	中野　邦一	副會長	近藤瑱太郎
副會長	原　澄治	常任幹事	原　保雄
幹　事	西村丹次郎	（外三三名）	

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算　總額　七、八〇九圓

（內譯）　歲入——年醵金五〇〇圓、財產收入三〇圓、繰越金七八四圓、補助金六、二五〇圓（綱庫四、〇〇〇圓、縣費二〇〇〇圓、中央融和事業協會二五〇圓）寄附金二〇〇圓雜收入五一圓

歲出——事務費三、〇〇四圓、會議費二〇〇圓、事業費四、〇三〇圓（宣傳費一、三〇〇圓「文書宣傳費一、一〇〇圓、映畫費二〇〇圓」諮會費一、四〇〇圓「研究會費一五〇圓、講演會費三〇〇圓、懇談會費三〇〇圓、大會費二〇〇圓、講習會費四五〇圓」協和文庫費三〇圓、奬學費六〇〇圓、獨學青年奬學費二〇〇圓、融和團體負擔金及補助金三〇〇圓、臨時事業費二〇〇圓）豫備費五七五圓

2　事業計劃

（一）宣傳　文書宣傳、映畫宣傳、講演宣傳、（二）諸會　研究會、懇談會、講演會、雄辯大會、會員大會、講習會、女敎員會、（三）其の他　協和文庫費、兒童奬學、獨學青年養成、（四）支部奬勵補助、（五）差別事象調停、（六）調査

三、昭和五年度施行事業

二、諸會議

會名	回數	參會者	備考
幹事會	二	三一	縣會議事堂
有志會	一	二五	同
部落代表者懇談會	二	三〇	縣會議事堂及岡山市東中山下
幹事職員懇談會	一	一〇	社會課分室
青年同盟員懇談會	一	一五	岡山縣敎育會
縣視學懇談會	一	一七	縣廳內
計	九回	一二八名	

四、講演會及映畫會

會名	回數	參會者	備考
講演映畫會	三六	二五、九三〇	眞庭郡落合町其他町村學校

五、文書其他の宣傳

種別　數量　對象　備考

融和時報　五五、二〇〇　會員、市町村長、各學校長、男女青年團長其他　十二回

講演要項　二、五〇〇　各學校長、青年訓練所主事、警察署長

パンフレット　三〇〇　男女青年

リーフレット　二〇、〇〇〇　市町村、各學校、路傍配布

計　七八、〇〇〇

六、差別事件調停

事象事件分類	內容	發見發生月日	除去調停月日	方法	備考
共有地問題	明治初年林野山に對する地上權交付前迄自由に行使せる部落最寄山林が隣接一般部落有に歸せる場合に於ける地上權を交付當時部落民が地租を負擔したるに拘らず燃料其他經濟的損失大なるも部落戶數に相當なる反別の分割を要求す	昭和四年十月四日	昭和五年五月七日	本會關係者及町會議員全部上部落の實地踏査に最も近き山林五町歩を分割方法に於て會議し本會立會夫々關係代表者部落代表者懇談に通達の上滿場一致決す	本件は中水平社に於て接衝不能となりたるものなり

一、從來の滯納金に對しては二百十圓を四月末日限り殘金は皆納し消滅とすること

二、從來部落負擔戶數一一二戶分を將來は六戶と減ずる一方、辭表提出中の部落出氏子惣代は右辭表を撤回すること

右條件を氏子惣代會に附議圓滿解決す

神社問題	社寺滯納事件にして大正十一年以來各部落平等に負擔すべき神社維持費を部落の一戶分を四ケ年間八百五圓十二錢を滯納し寺院支障を來すべき問題解決しきもの	昭和三年十二月	昭和五年四月六日	關係區總會の決議に依り圓滿解決せり	
神事差別問題	同一氏神社祭典に際し部落民の供奉を許さず永年の問題なり	同五年九月二日	同五年二月八日	關係大字有志會、講演會開催	
神事差別問題	同一氏神社祭典に於ける神輿渡御に際し部落よりの供奉を差別す	數年前	同五年九月三日	關係區總會の決議に依り圓滿解決せり	
兒童罷休問題	兒童席次にから一、某小學校罷休問題 む事件、某小學校尋六受持敎員トラホーム操行、成績關係に基きて席次を改めし結果部落兒童一二名同席す依て部落會代表者出演講演會を開催し六年生擔任訓導、校長、村長、縣視學及水平社並協和會代表者出席す	同五年九月一〇日	同六年二月		

寺院復歸問題に關聯ぜる件

（水平社同人）個は差別的問題と爲し隣接學校の同情盟休に惹續大す

一、兒童盟休費は盟休問題關係者より支出すること

失言問題

1、某中等學校教頭、倫理講義中義俠精神に對する引例に於て失言

同　年　同五年　二月二日　二月九日

將來な慣み本件促進に盡力することゝす

2、岡山縣主催自治講習會々場に於て講習中の某は目下の拳力團員中には○○が多い云々と失言

同　六年　同六年　三月四日　三月六日

同講習員に對し原社會課長より二時間に亘る訓話をなす

3、某自動車助手對部落乘客間に於ける賃金問題に關し乘客に下車後○○と放言す

同年二月一八日　同年三月一一日

失言者に直接訓戒と同時に關係會社重役より運轉手助手に對し訓話將來を約す

4、氏神祭禮に興角力の際部落側の勝利に對し一般側一員○○と暴言す

同　五年　一月五日　同　五年　二月三日

村長以下村有力者の發起に依り村融和團體組織講演會の開催に依り圓滿解決す

5、秋季道路掃除の際擔任區域分割に際し○○と放言す

同　五年　九月二日　同　五年　九月一〇日

本人陳謝、有志者懇談會開催に依り將來融和促進を誓ふ

八、奬勵補助

施行事業	施行市町村	事業總額	補助金	備考
兒童奬學補助	五ケ村	六〇〇圓	五六〇圓	被補助者一九名
講義錄配付	五ケ村	二〇〇	一三四 同	一〇名
計	一〇ケ村	八〇〇圓	六九〇圓	

一二、委員制度、青年融和運動、融和教育等の組織現況

イ、青年運動

岡山縣協和會青年同盟

昭和四年末岡山縣教育會館で、本協會主催長期講習會に出席したる受講生十名の受講感想懇談會が開催されたが、此の席上、俄然賤視觀念打破の堆叫擧り、熱血火の如き純情は期せずして一大塊となり玆に同盟は結成された。

趣旨

人間が仲間の人間を差別し、賤視することの人道に悖り、正義に反するのは今更贅言を要しない。人類相剋の醜態こそは正に人生の冒瀆であり、此の世ながらの地獄である。然るに此の自明の道理が無視ぜられて、吾等の社會に、彌栄の昭和の御代に、その醜狀が白日の下に亂舞してゐる。卽ち所謂融和問題が是である。誠に悲しむべく、恥づべき文明の汚辱である。

政府は之に對して相當の處置を講じてその解決に意を用ひ、民間先覺有識の士も亦極力その促進に奔走してゐる。從つてその現狀は決して昔日の比ではない。けれどもその差別事象と賤視觀念とは封建的因襲の久しきに培はれて、人間感情の基底に膠着し、之を芟除根絶することは容易の業ではない。現況を以て推移するならば目的達成の日の猶遠き將來に隔れるを憂ふる、しかも問題の醜惡と慘憺とは一日の猶豫を許さず、何者かの出現して局面を展開せんことを特望するや切である。

此の秋に當つて吾等同憂同志の青年、玆に相結んで岡山縣協和會青年同盟を組織し、力を協せて融和の聖戰に參加し、正義の爲人道の爲、奪はれたる人間價値の獲得の爲に、奮鬪力戰を誓盟する。而して更に進んで全日本青年の奮起を促さんことを期するものである。

由來青年は正義を愛して理想に生くる。熱火と燃ゆる意氣はその本領であり、明澄汚なき純情はその特權である。況や義を見て邁進するの勇の無きはあるまい。吾等玆に同盟を結び、誓約を交すに當り、思を一にし道を共にせんとするの青年あらば、來り投じて協心同力、相共に融和の道途を精進せんことを希ふものである。

綱領

一、吾人は人間價値の平等を確認するが故に、因襲的差別賤視の非理を矯め、對等的人間相敬の醜狀を斷ち、以て共存共榮の理想社會の建設に邁進せんことを期す。

一、吾人は青年の熱意と若人の純情とを以て、自ら融和聖戰の第一線に力闘し、進んで全日本青年の奮起を曉鐘せんことを期す

規約

一、本同盟ハ岡山縣協和會青年同盟ト稱シ事務所ヲ岡山縣融社會課内ニ置ク

二、本同盟ハ青年ヲ通シテ縣下融和運動ノ展開ヲ期スルヲ以テ目的トス

三、本同盟ハ岡山縣協和會員ニシテ本同盟ノ趣旨ニ賛スル青年同志ヲ以テ組織ス

四、本同盟ハ庶務ノ爲互選ニ依リ委員長一名、委員若干名ヲ置ク

活動狀況

一、縣下某地寺院檀徒加入問題解決の爲め、關係四ケ町村の青年團の奮起を促し、遂に地元青年團を大衆運動化せしめた。

二、融和デーにリーフレット「岡山縣民に告ぐ」五萬枚を印刷配布路傍演說等をなす。

三、男女青年團、修養團等の會合に機會を利用して同盟の精神を普及し、延ては同志の糾合に努めてゐる。

四、融和問題に關する青年雄辯大會を開き、縣下各地より集る所の青年辯士、五十有餘、縣下一圓に一大センセイションを惹起した。

五、研究懇談會開催、出席者一五名

ロ、融和教育

一、研究委囑　小學校に於ける融和問題の取扱方法に關する研究を岡山師範學校原敎諭に依囑す。

二、融和教育懇談會　縣下小學校差別問題が縣下の教育者殊に小學校關係者に一大衝動を與へたので、同會はこの機會に於て徹底的に融和教育の對策を樹立するを必要とし、六年一月二十六日縣廳内に懇談會を開催、縣學務部長融和團體幹部參集協議の結果今尙學校關係内に於て屢々問題續成の事實に照してみる時に眞に小學兒童の幼稚なる念頭何等差別意識なしとして見のがす事は一

第四章　融和團體の組織と個別的活動

大不可なりとして將來一層之等兒童に對して斯業精神の普及徹底を期する前提として各郡市校長會に對して本件に係る指示事項を提出して充分なる指導方針の確立を圖るは勿論郡市教育會總會の際は必ず融和問題に關する講演をなし、以て各學校關係者をして格別關心を持たしむる樣協定された。因に郡市教育會は既に縣下に開催され縣教育會活動と相俟つて之が指導に當つてゐる。

一三、他團體との聯絡提携

聯絡團體名	聯絡事項	備考
中國六縣融和團體	中國六縣融和事業協議會	二回　會場後樂園
全國融和團體	全國融和事業協議會	二回　中央融和事業協會主催
全國大會參加團體	全國融和團體大會準備委員會	內務省社會局

四、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者	五年度事業概況	備考
三保村支部	久米郡三保村大字錦織一一九八	寺元　澤市	活動寫眞會一回　宣傳演說會一回　其他懇談會數回	
赤磐郡五城村融和會	赤磐郡五城村役場內	副會長　小坂　透	活動寫眞會一回　講演會二回、失言問題調停一回　其他懇談會數回	會長缺員中
勝田郡勝加茂村協和會	勝田郡勝加茂村役場內	藤井清次郎	總會一回　巡廻懇談會數回	

二一、廣島縣共鳴會

多年廣島縣を中心として融和問題の爲に活動を續けつゝあつた前田三遊、中村桂堂、河野龜市、上島定一、其他の諸氏に依つて、大正十年三月本會は組織された。爾來これら幹部の熱誠と活動とにより、倍々その實績を擧げつゝあつたが、一層完全に國民運動の形態を採ることゝし、從來の組織を改廢し、昭和六年四月より事務所を縣廳內に移し、更に運動分野の擴大を期して活動することゝなつた。

一、要　覽

1　趣意書

大正十年三月、斯道の先覺者故前田三遊氏は、同憂の士と相圖り廣島縣共鳴會なる融和團體を組織した。顧みるに、その當時は未だ黎明期で、融和問題の何たるかは社會的に認識されてゐなかつた時代である。此の秋に當つて、早くも社會正義の法劍を執り法鼓を擊つて人間の尊嚴を廣く社會に問ふたのは本會である。それは正さに青天の霹靂であつた。吾等は此の光輝ある本會の歷史に自らの誇りを感ずるものである。然し此の輝かしき歷史の裡にも、涙ぐましき草創の艱難があつた事を忘れてはならぬ。

爾來滿十年、其の間幾千の消長起伏なしとしないが、意氣と熱とをもつて綴る本會の歷史は多難なりし融和運動の尖端にあつて克く最善の努力を拂ひ、使命の遂行に齟齬を誤らなかつた事を告げてゐる。かくて社會の情勢は漸く一變するに至つた。問題の理解と輿論の喚起に成功したのである。融和運動の趨勢は今や之を必らずしも一部國民の運動として坐視傍觀するが如き態度を斷じて許さない時代になつた。卽ち本問題の解決は國民共同の責務なるを以て、之を國民運動として進展せしめんとする機運を醸成したのである。之は謂ふ迄もなく過去の努力に結果する社會の一大進化であるが、固より本運動は社會の現段階をもつて滿足する事は出來ない。

惟ふに、本會は過去十年間に亘り克く傳統の精神を確守し、一貫して民間團體としての特色を支持して來た。然しながら時運を洞察して、今後は完全に國民運動の型態を採ることにした。乃ち從來の組織を改廢して官民の合同を策し、國民の總動員に期待して差別の牙城を衝かんことを試みるものである。

本會の前途はかくして益々多忙である。殘存せる差別事象を絕滅すべき固より、更らに進んでは融和の障害たる封建的諸遺制の打破を敢行して、積極的に人類相愛の精神を振作すべく、運動分野の擴大と、新なる使命とを認識するものである。

さりながら、吾等の將來には幾多の困難あるを豫想せざるを得ぬ。渺なくとも融和問題に關する限り、相當長き年月に亘りて苦鬪すべく本會は約束づけられてゐる。希くは、面目を一新せる本會の意圖を諒とし、本會の活動を一層援助せられん事を。

2　規　約

第一章　名稱及事務所

第一條　本會ハ廣島縣共鳴會ト稱ス

第二條　本會ハ事務所ヲ廣島縣學務部社會課內ニ置ク

第二章　目的及事業

第三條　本會ハ正義人道ノ大義ニ則リ國民諧和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、融和促進上必要ナル調査研究
二、融和觀念ノ普及徹底
三、融和ノ障碍タルヘキ事象ノ除去
四、社會生活ニ於ケル機會均等ノ實現
五、差別紛爭事件ノ解決
六、機關誌並參考資料ノ刊行
七、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章　會　員

第五條　本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ加入シタル者ヲ以テ組織ス
會員ニシテ本會ノ目的ニ違背シ又ハ其ノ體面ヲ汚ス者アリト認メタルトキハ評議員會ノ議決ニヨリ除名スルコトアルヘシ

第四章　機　關

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會　長	一名
二、副會長	二名
三、理事長	一名
四、理　事	若干名
五、監　事	若干名
六、評議員	若干名

會長ハ廣島縣知事、副會長ハ廣島縣學務部長ノ職ニ在ル者及評議員會ニ於テ推薦シタル者、理事長ハ廣島縣學務部社會課長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ評議員ハ總會ニ於テ理事及監事ハ評議員會ニ於テ推薦シ會長之ヲ委嘱ス

役員ハ凡テ名譽職トス

第七條　會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

第八條　副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第九條　理事長ハ會務ヲ掌理シ理事會及評議員會ノ議長トナリ會長副會長共ニ事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第十條　監事ハ會務ノ執行及會計ノ狀況ヲ監査ス

第十一條　役員ノ任期ハ二年トス但シ再任ヲ妨ケス補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄尚其ノ職務ヲ行フ

第十二條　本會ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ理事會ノ推薦ニ依リ會長之ヲ委嘱ス

顧問ハ會長ノ諮問ニ應シ及意見ヲ述フルコトヲ得

第十三條　本會ニ主事、書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

主事及書記ハ理事長ノ指揮ヲ受ケ會務ニ從事ス

第五章　會　議

第十四條　理事會ノ職務權限左ノ如シ

一、評議員會ニ附スル提案ノ審議

二、豫算ノ追加更正ニ關スル議定

三、其ノ他重要ナル會務ノ議定

第十五條　理事會ハ必要ニ應シ理事長之ヲ招集ス

第十六條　理事會ノ議決スヘキ事項ニシテ緊急ヲ要スルモノアルトキハ理事長ニ於テ專決實施スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ次ノ理事會ニ之ヲ報告ス

第十七條　評議員會ノ職務權限左ノ如シ

一、歲入歲出豫算ノ議定

二、決算ノ認定

三、諸規程ノ議定

四、事業ニ關シ總會又ハ理事會ニ意見ノ提出

五、其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項ノ議定

第十八條　評議員會ハ每年一回以上理事長之ヲ招集ス

第十九條　本會ハ每年一回通常總會ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時開會スルコトアルヘシ

第二十條　會議ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六章　支　部

第二十一條　本會員ハ本會ノ支部ニ設置スルコトヲ得

支部ヲ設置セムトスルモノハ豫メ會長ノ承認ヲ受クヘシ

第七章　會　計

第二十二條　本會ノ經費ハ寄附金、補助金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十三條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十四條　本會ノ決算ハ事業報告ト共ニ每年總會ニ之ヲ報告ス

第二十五條　本規約ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條　本規約ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第二十七條　本規約ハ總會ノ承認ヲ經ルニ在ラサレハ變更スルコトヲ得ス

3　役　員

會　長	白根竹介	副會長	伊藤實哉
理事長	市來鐵郎	主　事	木村徹英
主　事	三田村文雄	書　記	關井昭

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算總額　一一、五二〇圓

（內譯）歲入——補助金六、九〇〇圓（內務省四、二〇〇圓、縣二、〇〇〇圓、中央融和事業協會七〇〇圓）雜收入二、六二〇圓、寄附金二、〇〇〇圓

歲出——事務費一、〇〇一圓、會議費七四〇圓（總會費三〇〇圓、役員會費四四〇圓）、支部費一、九二〇圓、事業費七、六八〇圓（講習會費二、〇〇〇圓、講演會費一、〇〇〇圓、國民融和日宣傳費四〇〇圓、會報費一、〇二〇圓、小冊子刊行費三〇〇圓、調査費三六〇圓、奬學費一、〇〇〇圓、研究會費三〇〇圓、調停費一、三〇〇圓）豫備費一七九圓

2　事業計劃

（一）會員募集　最少限七、〇〇〇名、（二）總會並役員會、（三）支部設置　二四支部、（四）講習會　指導者五ケ所、內部三ケ所、產業講習會二ケ所、（五）講演會　活動寫眞利用二五ケ所、內部自覺二五ケ所、（六）國民融和日宣傳、（七）會報發行　每月二回七、〇〇〇部、（八）小冊子刊行、（九）調査　殘存差別事象調査、（一〇）奬學五〇名年額一人平均二〇圓、（一一）研究　被差別差別者兩者合同二〇ケ所、（一二）調停

三、昭和五年度施行事業

一、調査、研究

種目	施行月日	場所	概況
差別事件調査	五年四月二八日	佐伯郡廿日市町	廿日市警察署長と同郡八幡村差別事件につき懇談
同	同五月一日	同郡八幡村	事件發生せる同村小學校に於て調査す
研究	同五月七日	同　村	差別事件の善後策につき協議研究す
調査	同五月二四日	安藝郡倉橋島村	防波堤につき一般と部落との間に紛爭あり調査す
同	同五年二九日	沼隈郡千年村	神社問題につき調査す
同	同五月三〇日	同郡神村	匿名變更問題につき調査
同	同九月三日	豐田郡久芳村	小學校兒童差別問題調査
同	同一〇月一六日	安藝郡渡子島村	青年團問題の調査

第四章　融和團體の組織と個別的活動

同	同一一月六、七日	同郡倉橋島村	防波堤の問題に端を發し同村祭禮に際し紛爭を生じたるにより之が調査並調停	
同	同一一月一八日	沼隈郡神村	匿名變更問題につき調査	
同	同一二月二日	安佐郡原村	女工差別事件の調査	
同	同一二月一三、一四日	豊田郡乃美村	小學校兒童差別問題調査	

二、講會關係

會名	回數	參會者	備考
懇談會	四	一〇〇餘	差別事象除去、行幸記念同、組織變更
幹事會	二	一〇〇	組織等
常任幹事會	二	五〇	決算、豫算、事業計畫
總會	一	三〇〇	
幹部會	一	常任幹事、支部長、相談役、縣社會課員	幹事長の件
職員會	四	職員、役員	常務幹事ノ件、資金募集、倉橋島事件
常務幹事會	五	十餘	九月行事
臨時總會	一	三〇〇	會則變更
計	二〇	八五七餘	

三、講習會

會名	回數	參會者	備考
自覺講習會	三	二二五	西條町、甲山町、油木町
幹部講習會	一	四〇	豊田郡支部幹部
青年講習會	二	一七〇	八重町、吉田町
指導者講習會	二	一七九	松永町、鞆町
計	八	六一四	

四、講演會

會名	回數	參會者	備考
融和問題講演會	一二	四、〇七〇	阿佐都戸山村其他
自覺講演會	一〇	一、一三〇	佐伯郡觀音村其他
活動寫眞講演會	二一	一四、七五〇	比婆郡山内東村其他
計	四三	一九、九五〇	

六、差別事象除去、差別事件調停

事象事件分類	內容	發見發生の月日	除去調停の月日	方法	備考
學校問題	小學兒童間の差別事件及び教師差別事件	五月四月七日發生	五月七月一二日調停	學校當局、縣當局、本會との協議	佐伯郡八幡村
神社問題	神社氏子加入青年團講中等	同五月二八日發見	同一〇月二〇日除去	警察當局、村當局との協議	沼隈郡千年村
自治行政	匿名變更に對し一般側が之を拒否せる件		同一二月二五日	縣當局に依頼す	沼隈郡神村
學校問題	小學生間の言辭事件	同九月初旬發生	同九月三日調停	父兄、學校當局と懇談	豊田郡久芳村
軍隊宿舍	軍隊宿舍に關し差別したる事件	同九月中旬發生	同一〇月調停	村當局、警察署との協議	双三郡川地村
祭禮問題	神社の「ミコシ」がつぎを除外してゐる事象	昭和四年頃	同一一月一〇日除去	警察、村當局と協議	沼隈郡山手村
差別言辭	女工間に差別的言辭を弄して差別せし件	五年一一月一六日發生	同一二月二日調停	工場主、女工に講話す	安佐郡原村
學校問題	小學生間の差別事件	同九月初旬發生	同一二月一三日調停	父兄、學校當局との懇談	豊田郡乃美村

八、義勇助成

施行事業	施行市町村又は團體	事業費總額	補助費	備考	
教育助成	八	一二〇圓	六三圓	一人一五圓補助	
支部補助	九	七五〇	四五一・〇九	一支部五〇圓補助	

四、支會活動狀況

支部名	所在地	代表者	五年度事業概況	備考
山縣郡西支部	山縣郡戸河内村	藤井　權一	總會、差別事象調査	
同郡東支部	山縣郡大朝町	上田金次郎	總會、調査、調停	
安佐郡北支部	安佐郡安村	末　定	同	
佐伯郡支部	佐伯郡友和村	清水　德松	同	
世羅郡支部	世羅郡小國村	杉野　琢磨	同	
甲奴郡支部	甲奴郡上下町	岡田胖十郎	同	
豊田支部	豊田郡瀬戸田町	山本　五次		
同北支部	同郡河内町	八幡　實	幹部講習	
賀茂郡北支部	賀茂郡西條町	廣川　晉市	講演習一三回總會一回	

二二、山口縣一心會

同會は同胞融和促進のため大正十二年五月十一日に發せられたる縣諭告第一號の趣旨に基き、官民合同組織の有力なる全縣的融和機關設立の要を認め、同年七月計畫を立て十一月に至り、縣社會課內の議を纏めて基礎案を作成し愈々同年三月一日を以てその創立を見るに至り、爾來活動をつゞけてゐる。

一、要　覽

1　宣　言

人は人として等しく尊きものである。人は人として同じく生くべきものである。冒してはならない、瀆されてはならない、此の觀念から出發したる人類相愛は全人類の理想である。相互扶助は社會人の道德である。機會均等の國家人は要求である。まして同胞同民族、同國民間に於て其れは永劫變る事無き人道であり、正義であられねばならぬ。

長くも　明治天皇は夙に一視同仁の叡慮より　明治四年八月二十八日太政官布告を以て賤稱廢止を令せられた。然るに五十餘年後の今日、猶、未だ因襲上の差別的觀念と之に胚胎せる差別的事象とによつて、同胞の間忌はしき感情の溝渠を殘し、時に反目し

て愛ふべき諸種の事件を惹起するの跡を絶たざるは、先帝海岳の御聖旨に對し奉り恐懼措く能はざるものあるのみならず、人生の不幸之れより大なるはあるまい。是れでどうして、完璧無缺なる國民精神の振作が圖り得られうか。民族の安榮と社會の福祉とが望み得られうか。

人は横に並ぶ時にお互に手を握つて快く交る事が出來る。人は縦に並ぶ時にお互に力を合はして重いものを曳く事が出來る。其れはお互に地平線に立つからであり、力量に應じて負擔を分ち得るからである。其處に平等と自由とがある。斯くお互に統整ある平等と律度ある自由とによつて、初めて生活の幸福を頒つ事が出來るのである。

時代の旭陽は三竿の高きに昇つて居る、差別の關に眠れるものは覺めなければならぬ。閉ぜる賤視の扉は開かれなければならぬそして全ての者は、遍照善美なる親和の光に浴して、各の人生を手を取り合つて享ばなければならぬ。

その關を破り、其の光を齎し萬人協和の顯現に努むるこそ、洵に本會の使命である。

大正十三年八月二十八日　　山口縣一心會

2　綱領

一、侮蔑的親念を撤廢して人道の義を明にせんことを期す
二、排拒的感情を芟除して親和の美を完うせんことを期す
三、差別的事象を根絶して同榮の實を擧げんことを期す

3　會則

第一條　本會ハ山口縣一心會ト稱シ事務所ヲ山口縣廳内ニ置ク
第二條　本會ハ同胞融和ノ完成ヲ期スルヲ以テ目的トス
第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ
一、差別觀念撤廢ノ宣傳
二、人事相談
三、融和懇談會ノ開催
四、各種團體トノ提携聯絡
五、其ノ他必要ト認メタル事項
第四條　本會ハ市町村ニ分區ヲ置ク
第五條　本會ニ左ノ職員ヲ置ク

會　長　一名　山口縣知事ノ職ニアル者
副會長　二名　山口縣學務部長及同警察部長ノ職ニアル者
常務委員　一名　山口縣社會課長ノ職ニアル者
委　員　若干名　會長ノ委囑ニヨル者
幹事及書記　若干名　會長之ヲ任免ス
分區長　若干名　市町村長ノ職ニアル者ニ會長之ヲ委囑ス
分區委員　若干名　分區長ノ推薦ニヨル者ニ會長之ヲ委囑ス

第六條　職員ノ職務左ノ如シ
會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
常務委員ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理シ會長副會長ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
委員會ハ會長ノ諮問ニ應ヘ重要ナル事項ヲ調査審議ス
幹事ハ會長及常務委員ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理ス

書記ハ常務委員及幹事ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
第七條　委員ノ任期ハ二ケ年トス但シ再委囑ヲ妨ケス
第八條　本部委員會ハ會長ニ於テ分區委員會ハ分區長ニ於テ隨時之ヲ招集ス
第九條　本會ノ經費ハ奬勵助成金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス
第十條　本會ハ分區ノ事業ニ對シ助成金ヲ交付スルコトアルヘシ
第十一條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

3　役員

會　長(知事)　平井　三男　副會長(學務部長)　清水　谷徹
副會長(警察部長)本間　精
常務委員　足立　文男　幹事　木村　堯
幹事　島　敬治

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算　總額　四、八七五圓

(内譯)　豫入――繰越金五〇圓、補助金四、八〇〇圓(國庫三、八〇〇圓、縣費一、〇〇〇圓)雜收入二五圓
豫出――事務費一、一九九圓、會議費八〇圓、事業費三、四七四圓(講習會費一、一一〇圓、講演會費五二〇圓、懇談會費四六〇圓、囑託講師費三〇圓、融和週間費三五〇圓、融和事業大會費一二〇圓、表彰費三〇圓、青年聯盟費二〇〇圓、時報費二九四圓、パンフレット費一〇〇圓、視察旅費補給費一〇〇圓、諸會旅費補給費一〇〇圓
融和團體補助費六〇圓)豫備費一二二圓

2　事業計劃

(一)委員會　一回、(二)講習會　指導者講習會一ケ所、中堅者講習會三ケ所、家庭講習會五ケ所、婦人講習會六ケ所、青年講習會四ケ所、男女青年團修養會、(三)講演會　町村單位三〇ケ所、大講演會二ケ所、(四)懇談會　部落懇談會一〇ケ所、敎化關係者懇談會四ケ所、(五)囑託講師　五八人に依頼、(六)融和週間、(七)融和事業大會、(八)功勞者表彰、(九)青年聯盟　青年聯盟の擴充を圖る爲評議員會、研究會、巡廻講演會等を開催し印刷物を配付す、(一〇)文書宣傳　融和時報毎月二、五〇〇部、パンフレット二、〇〇〇部配付、(一一)先進地團體視察、(一二)諸會派遣、(一三)融和團體補助、(一四)事業調査、(一五)事件調停

三、昭和五年度施行事業

二、諸會議

會名	回數	參會者	備考
融和事業大會	一	二〇〇	協議題、融和事業關係者として縣内融和運動の徹底を期する爲の具體的方法如何
本部委員會	一		豫算、決算及事業計劃決議
部落懇談會	九		熊毛郡勝間、高水、三輪三ケ村内
敎化關係者懇談會	二	一一四	厚狹郡厚狹町、豐浦郡長府町、(郡單位)

第四章　融和團體の組織と個別的活動

融和時報　三〇、〇〇〇部　毎月二、五〇〇部発行　融和問題講演会　一回　三五、一〇〇名　他青年一年一般ノ主催会総会ト共ニ開催ス

融和問題講演会　三六回　五、一〇〇名　主催会総会ト共ニ開催ス

融和問題講演会　一回　一〇〇名　農繁期ニ佐賀村ニ於テ開催

合計　三六回　五、一〇〇名

五、その他の宣伝

種別	数	宣伝対象
融和時報	三〇、〇〇〇部	会員其他

四、講演会

講師	講演会名	回数	参会者
講師人事	融和問題講演会	四回	一、三三六名
講師人事	融和問題講習会	五回	三九〇名
講師人事	融和問題講習会	二回	一五〇名
講師人事	融和問題講習会	一回	一九名
講師人事	融和問題講習会	二回	一二七名
講師人事	融和問題講習会	一回	一〇名

合計　一四回　一、三三六名

三、講習会

名称	回数	参会者	備考
小学校教員及子弟ニ対スル融和問題講習会	一五回	三四一名	水平社幹部出席
青年ニ対スル融和問題講習会	一回	五〇名	水平社幹部出席
青年指導者講習会	二回	二二名	資料ト協同決議参考ノ為ニ照会ス
融和青年講習会	一回	一一七名	布佐地区ニ於ケル融和問題ノ取扱ニ関シ参考ノ為ニ照会ス
融和問題講演会	一回	一〇〇名	山口市ニ於ケル融和問題ノ取扱ニ関シ参考ノ為ニ照会ス
融和問題講演会	一回	一〇名	農繁期ニ佐賀村ニ於テ開催

合計　一一、三三六名

二、講演会

講師	講演会名	回数	参会者	備考
講師人事	融和問題講演会	五回	一、五八〇名	青年小学校教員及女子青年ニ対スル融和問題講演会
講師人事	融和問題講習会	二回	一一〇名	講師人事ニ対スル融和問題講習会

合計　七回　一、六九〇名

一、講習会

名称	回数	参会者	備考
融和問題講演会	一回	一〇〇名	農繁期ニ佐賀村ニ於テ開催

合計　一回　一〇〇名

第四章　融和團體の組織と個別的活動

一、委員制度、青年團、融和運動、融和教育の組織現況

イ、委員制度

山口縣一心會分會委員

縣内各市町村ニ本會ノ分會トシテ各分會内ニ分會委員ヲ置キ事業ノ連絡、進展ヲ計ル分會委員七七〇名

ロ、青年團、融和運動

山口縣一心會青年部

【現況】

宣言　青年團ノ歴史ト組織ノ変遷

同胞融和ノ運動ハ今ヤ一大轉換ノ時機ニ遭遇シテ居ル。過去ノ運動カ如何ニ苦闘ノ歴史ヲ繰返シテ來タカハ今更贅言ヲ要シナイ。此ノ苦難ノ連續ヨリ吾等ノ進ムヘキ途ヲ示スルモノデアリ將來ヘノ新正ナル出發ノ基調デアル。

純眞ナル青年ノ熱情ハ行詰リヲ感スル融和運動ヘノ刺戟剤デアリ、融和ノ新興ニ炬火ヲ點ジテ混沌タル社會ノ間ヲ照破スルハ我等青年ノ使命デナケレハナラヌ。

友ヨ。來レ。吾等ノ自發、自覺、蹶起以テ茲ニ同志ノ團結ヲ固メ融和完成ノ一路ニ邁進シヨウ。

右表明ス

昭和五年十月十五日　山口縣一心會青年聯盟

決議

一、吾等青年ハ吾人ノ意氣ト熱情ヲ以テ融和問題ノ絶對的解決ヲ期ス

一、吾等青年ハ正義ノ觀念ニ基キ因襲的迷妄ヲ打破シ差別事象ノ根絶ヲ期ス

一、吾等青年ハ融和運動ノ徹底ヲ圖ル爲本聯盟ノ擴充ヲ期ス

規約

第一條　本聯盟ハ山口縣一心會青年聯盟ト稱シ事務所ヲ山口縣庁内ニ置ク

第二條　本聯盟ハ青年相結束シテ同胞融和ノ完成ヲ期スルヲ目的トス

第三條　本聯盟ハ前條ノ目的ヲ達行スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、山口縣一心會役員及分區委員ト提携シ融和ノ完成ニ努ムルコト

一、融和問題ニ關スル青年ノ正シキ理解ヲ深ク爲メ講習會、懇談會等ヲ開催スルコト

一、差別事象ノ根絶ヲ圖リ問題惹起ノ場合ニハ之カ解決ニ努ムルコト

一、機關紙ヲ發行スルコト

一、其他必要ト認メタル事業

第四條　本聯盟ハ融和問題ニ對シ充分ナル理解ヲ有シ進ンテ本運動ノタメニ努力セントスル青年ヲ以テ組織ス

第五條　本聯盟ニ左ノ役員ヲ置ク

一、評議員　若干名　一、委員　若干名

第六條　評議員ハ會長之ヲ委囑シ毎年一回評議員會ヲ召集シ事業計畫其他重要事項ヲ議決ス

委員ハ會長之ヲ委囑シ各市町村ニ一名乃至三名ヲ置キ事業ノ促進相互ノ聯絡統一ヲ圖ル

【現況】

聯盟員總數　八五〇

聯盟員所在市町村數　六二

支部設立數　三

融和週間中青年聯盟主催、融和講演大會ヲ五ヶ所ニ開催（神井町、小郡町、厚狹町、楠町、右田村）

事業計畫

聯盟各地ニ於ケル事業ノ計畫ハ該土地々々ニ於テ聯盟員協議ノ上決定シ、自由ニ遂行スル方針ヲトツテヰルガ、聯盟本部トシテ決定シタル計畫ハ、

一、聯盟員擴充

イ、青年聯盟趣意書及融和リーフレットヲ作製シ、青年團員ニ配布シテ聯盟員ノ擴充ヲ圖ル事、

ルコト

一、機關紙ヲ發行スルコト

一、其他必要ト認メタル事業

第四條　本聯盟ハ融和問題ニ對シ充分ナル理解ヲ有シ進ンテ本運動ノタメニ努力セントスル青年ヲ以テ組織ス

第五條　本聯盟ニ左ノ役員ヲ置ク

一、評議員　若干名　一、委員　若干名

第六條　評議員ハ會長之ヲ委囑シ毎年一回評議員會ヲ召集シ事業計畫其他重要事項ヲ議決ス

委員ハ會長之ヲ委囑シ各市町村ニ一名乃至三名ヲ置キ事業ノ促進相互ノ聯絡統一ヲ圖ル

【現況】

聯盟員總數　八五〇

聯盟員所在市町村數　六二

支部設立數　三

融和週間中青年聯盟主催、融和講演大會ヲ五ヶ所ニ開催（神井町、小郡町、厚狹町、楠町、右田村）

事業計畫

聯盟各地ニ於ケル事業ノ計畫ハ該土地々々ニ於テ聯盟員協議ノ上決定シ、自由ニ遂行スル方針ヲトツテヰルガ、聯盟本部トシテ決定シタル計畫ハ、

一、聯盟員擴充

イ、青年聯盟趣意書及融和リーフレットヲ作製シ、青年團員ニ配布シテ聯盟員ノ擴充ヲ圖ル事、

(ロ)本年九月末日迄に縣下各市町村に於て聯盟支部の設立を圖ること。

(ハ)分區長(市町村長)小學校長青年團長、補習學校長に對し聯盟員擴充に關する協力を依頼すること

二、女子青年聯盟員に關するもの

(イ)補習學校を通じて擴充を圖ること

(ロ)女子委員を設置すること

三、聯盟の活動に關するもの

(イ)聯盟員の名簿を作製すること

(ロ)聯盟員入名門札を作ること

(ハ)總會大會を開催すること(年數回)

(ニ)研究會を開催すること

(ホ)聯盟員を以て講演隊を組織すること

一三、他團體との連絡提携

聯絡團體名	施行事業	施行期日	備考
水平社	幹部との懇談會	六年三月一一日	融和週間中開催の融和問題講演會に本會講師と共に水平社幹部の出演せるもの二ケ所

四、支會活動狀況

支會名	所在地	代表者	概五年度事業	備考
共和會	玖珂郡高森町	山本榮三郎	融和週間分區委員と提携して町内融和促進を計る。融和講習會開催(町と共同主催)	

二三、和歌山縣同和會

和歌山縣に於ける融和施設としては、從來縣費補助政策を樹て、所謂る部落改善施設を爲すに過ぎなかつたが、多年の因襲は到底斯種施設のみを以て解決すべきでなく、眞の融和は最も穩健な方法により、純眞なる理解を與ふべき精神運動に俟つべきを認め、其の機關として融和團體の組織に着手するに至つた。

大正十二年一月差別撤廢に關する告諭の發布、毎年三月一日の協調諧和日の施行等に依つて、融和團體設立の機運を促し次で縣下四十三ケ所に於て、郡當局協議會、町村協議會を開催したが、此の會合人員一千八百三十六人は所謂町村に於ける中心人物で、これら理解者を網羅し、漸くにして準備を了したるを以て、愈々會員募集に着手し大正十三年一月十九日創立協議會を開催し、三月十六日第一回總會を開催して諸般の基礎を固め、爾來各種の運動施設に盡瘁してゐる。

一、要　覽

青年聯盟東岐波村支部	吉敷郡東岐波村	村長部坂敎造	一二月二五日發會式擧行
同三輪村支部會	同三輪村	村長山城喜作	三月一五日發行式擧行
同陶村支部	吉敷郡陶村	青年團長前原耕作	同　前

1　同和會の精神

陛下の赤子として、日本國民として、而して人として、尊い血系を一つにした我七千萬同胞の人格は、斯くて亦、我縣民八十萬同胞の人格は、お互に全き唯一つのものである。其處には微塵の疎隔も間隙もあつてはならない。若しこの等しい尊い而して唯一つであるべき互の人格が、かりそめにも理由のない因襲、偏見我執それから物質上の懸隔、隔見、利己——左樣したくだらないもののために迷はされて我等同胞の心が、互に融合同和、一體一致を缺くことがあつたら、それこそ、我等は赤子として、何の申譯が相立つであらうか、時世は日に進む人心の自覺は月に伸びる。縣民の文化はます〳〵展け、その生活はいよ〳〵向上し密接する。而して社會の關係が歲に複雜となりつゝある。若し、このうちに我等縣民同胞のお互の心の何處かに、そうしたつまらない無自覺の啫が殘つてゐるとしたら、縣同胞の心が自づと隔離され反噬させられて動もすると社會人心は動搖の波風が焦たち、そこに幾多の不幸が釀され、八十萬縣同胞の平和と福祉は傷はれればならない。所謂「社會問題」なるものが紛糾し、解放とか改造とかの叫びが野に滿え、運動とか爭議とかゞ巷に起るとせば、卽ちその結果なのだ。それにつけても我等が何よりも第一に、くれぐれ警めなければならぬのは、夫等の思想言動が荷しくも、我等の生活幸福の源である我等の社會の秩序と平和を無みてはならないことである。謂ふ所の社會の秩序と平和——そこには飽までも國家公民とし、社會公人としてのお互の尊い義務と而して尊い權利に對してお互に心からの責任と尊重と正義と公正と規律と連帶とがなくてはならぬ、而して飽までも、人間同胞としてお互に心からの人格尊重と相愛相助と、禮節德義がなくてはならぬ。秩序の下に保れない解放も改造も如何なるものも、例へ其精神に於て如何に正しくとも、その結果は社會平和の破壞であり、同胞福祉の毀損であり、然らざれば人間の類廢である、斷じて謂ふ、總ての社會的事業は飽までも秩序和平ある改良建設であり、向上進歩であらればならぬ。

思へ——人は唯自分獨りの力で生れて來ては居らないばかりでなく如何に狂ふても獨の力で生きられない、ましてや獨ボッチで幸福に生きやうなどゝは夢にも出來たことではないのは、每日食てる飯粒一つの上にも觀面の事實でないか。我等は總ての同胞を等しく扶けることによつて、而して我等は總ての、同胞から等しく扶けられることによつて、我等の家も、業も身も心も共に幸福な完き、正しい生活を初めて營むことが出來るのだ、この社會連帶の尊い攝理こそ、この共存互助の尊い公德こそ、まこと人類社會共榮の礎なのである。

亦、思へ——人間は、唯自分のみを愛することのみによつて幸福に生きることが出來るか又自分のみを愛する心のみによつて眞に他人を扶けると共に他人からも眞に扶けてもらふことが出來るか、絶對に出來ないことは、自分の髮の毛一本の上にすら、それは觀面の事實でないか。我等は總ての他人を自分と等しく愛することによつて、總ての他人を我同胞として扶け、我等は總ての他人から等しく愛されることによつて、總ての他人から同胞として扶けらるゝのだ。この世道人心の尊い絆こそこの人間相愛の尊い

誠こそまことに正義人道の熱であり、光である。

我等が眞に同胞として、互により深く愛し合ひ、より強く扶けあふためには、先づ互の心が一切の陋習から洗ひ清められ、眞に至純な相互人格尊重の誠に徹して、その誠の心と心とによつてより深く相接し、より強く相觸れ、より厚く相知られねばならぬ。身を抓つて人の痛さを識る誠の心は人々が互の溫かい握手と抱擁から生れるものだ、その誠の心の岩根からこそはじめて、人間愛の泉は滾々として湧きに湧くそこに社會の平和が緣の芽をめぐみ正義人道の匂しい花が咲く。

八十萬縣同胞が等しくこの人間相愛の泉を掬み正義人道の花をかざし互の社會と生活の上に眞の平和と融和を完うするために勇ましく手に手を把つて立つの秋が來た、そこに我等同胞一切の榮光がある。

和歌山縣同和會はこの精神の下に生れ、この精神の上に立つ。

2　規　約

第一　本會ハ和歌山縣同和會ト稱ス

第二　本會ハ共存互助ノ本義ニ則リ益々融和親善ヲ厚クシ相互ノ福祉增進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三　本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、諧和團欒ニ關スル施設

二、產業發展ニ關スル施設

三、修養向上ニ關スル施設

四、其ノ他前條ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

第四　本會ハ當分ノ內事務所ヲ和歌山縣廳內ニ置ク

第五　本會ハ本會ニ入會ヲ申込ミタル會員ヲ以テ組織ス

第六　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會　長　一　名　副會長　二　名

評議員　三十二名（各郡市四名宛）

參與　若干名　幹事　若干名

第七　會長ハ本縣知事ヲ推シ評議員ハ各郡市ニ於ケル本會々員ノ互選トス

副會長ハ評議員會ニ於テ之レヲ選擧ス

參與ハ會長之ヲ指名ス

幹事ハ會長之ヲ選任ス

第八　會長ハ一切ノ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之レヲ代理ス

參與ハ會長ノ施設一切ニ參與シ意見ヲ陳フルコトヲ得

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

評議員ハ評議員會ヲ組織シ概ネ左ノ事項ヲ議決ス

一、每年度收支豫算

二、同決算ノ認定

三、本會ノ施設スヘキ事業

四、其ノ他重要ナル事項

第八ノ一　本會ノ會務ヲ處理スル爲メ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ左ノ職員ヲ設置スルコトヲ得

囑託　若干名　書記　一名

事務取扱　若干名

第九　評議員會ハ會長之レヲ召集シ其ノ半數以上ノ出席アリタル場合ニ會議ヲ開クモノトス

評議員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之レヲ本人ト見做ス但シ代理人ハ評議員タルヲ要シ且一人ニシテ二人以上ヲ代理スルコトヲ得ス

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ會長ニ差出スヘシ

第十　副會長及評議員ハ任期ヲ二ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

第十一　本會ハ每年一回通常總會ヲ開ク但シ臨時總會ヲ開ク事アルヘシ

第十二　本會ニ要スル經費ハ補助金寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之レニ充ツ尙不足スルトキハ會費ヲ徵收スルコトアルヘシ

第十三　本會ノ會計ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十四　本會々員ニシテ本會ノ趣旨ニ反スル言動アリト認メタルトキハ評議員會ノ決議ニヨリ退會セシムルコトアルヘシ

第十四ノ一　本會ハ各郡市ニ支會ヲ置ク

支會ハ本會ノ目的ヲ達スル爲其ノ支會ニ於テ必要ト認ムル事業ヲ行フ

支會ハ其ノ經費ニ充ツル爲必要アルトキハ會長ヨリ支會費ヲ徵收スルコトヲ得

本會ハ支會ヲ助成スル爲メ每年度豫算ノ定ムル範圍內ニ於ヲ經費ヲ交付ス

支會設置數及區域ハ別ニ之レヲ定ム

第十五　市町村其ノ他ニ於テ本會ト趣旨ヲ同フスル各種會同ヲ組織シ會長ニ於テ適當ト認メタルトキハ其ノ會ノ承諾ヲ得テ之レヲ本會事業ト見做シ本會ハ之レニ援助ヲ與ヘ常ニ相互ノ聯絡ヲ圖ルモノトス

第十六　本會規約ハ總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

3　役　員

會　長　藏原敏捷　副會長　永岡長三郎

副會長　山本賢助　評議員　（三十二名）

參　與　（四十八名）

主任幹事　貴志二彥　幹事長　今吉敏雄

幹　事　石清水一雄　幹　事　藤範晃誠

同　久保迪良　同　北谷義

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算　總額　一三、三一〇圓

（內譯）**歲入**――補助金一〇、三〇〇圓（國庫五、〇〇〇圓、縣四五〇〇圓、中央融和事業協會八〇〇圓）寄附金一〇〇圓雜收入一〇〇圓、繰入金一、〇〇〇圓、繰越金一、八一〇圓

歲出――會議費　七六〇圓、事務費四、八九五圓、事業費四、六一五圓（宣傳費一、一七〇圓、指導者研究會奬勵費八〇圓、調査懇談會費一五〇圓、講習會費三五〇圓、產業講座費一六〇圓、奬學費一、九〇〇圓、兒童講座費八五圓、奬勵費二〇圓、青年運動費六〇〇圓、雜費一〇〇圓）支會交付金一、六〇〇圓、生業資金貸付金一、〇〇〇

第四章　融和團體の組織と個別的活動

間、繰入の爲支出金三一五圓、豫備費一二五圓
特別會計　基金豫算總額　一〇四、〇〇〇圓
同　同仁隣保館豫算總額　四五四圓

2　事業計劃

(一)兒童講座　講座一〇ケ所及研究、(二)調査懇談會　一五ケ所(三)自覺講座、(四)講習會　短期二ケ所、青年三ケ所、産業講座八ケ所、(五)青年運動助成　眞生同朋光の朋五二團及聯盟助成、(七)印刷物宣傳　會報毎月四、〇〇〇部、融和時報五〇〇部、融和日印刷物宣傳等、(七)青英、就學奬勵　中等四名、小學五〇名(八)生業資金貸付、(九)支會事業補助　一六支會、(一〇)同仁隣保館經營　調査、講座、宿泊、會館使用

三、昭和五年度施行事業

一、調査、研究

イ、調査　全縣下に於ける經濟差別の事實を調査の結果、一一六件の差別事實を發見し特別なる事情にある三件を殘すのみにし、一一三件を解決す(差別事件事象解決の項參照)

ロ、研究　役職員研究會を隨時開催

二、講會議

會名	開催回數	參會者	備考
第七回總會	一	五〇〇	六年三月七日、有田郡湯淺町有田高等女學校
決議一　我融和運動の將來を荷負せる青年融和運動なして更に進展せしむる爲力强き大結成をなさしめよ。二、現下差別の中心を形成せる經濟差別の絶滅を期し進で內部經濟の基礎を確立せしめよ。三、全會員の總動員により未開拓地帶への徹底せる進出を圖り以て全縣下を淨化せしめよ。 我等同和會員は過去一ケ年を奮闘し來つた三條の目標を更に强調し徹底擴充せる組織的運動により其目的の達成を期す 兒童融和教育に關する決議(參考綱資料之部參照) 國民融和日に關する決議(略)			
支會役員會	一	二四	於縣廳內、各正副支部長常務者等參集
融和問題懇談會	三	二二五	日高郡藤田村、那賀郡東野上町
眞生同朋團設立協議會	二	三六	同　前
眞生同朋團結式	三	一六三	日高郡藤田村、那賀郡中野上村、日高郡切目村
光の朋團總會及結團式	二	一六〇	伊都郡岸上村、日高郡切目村
眞生同朋團總會	一	二七	伊都郡見好村
同聯盟協議會創立委員會	二	三六	伊都郡高野口町、日高郡御坊町
眞生同朋光の朋團記念會合	一	六〇	伊都郡橋本町
計	一六回	一、二三一名	

三、講習會

會名	回數	參會者	備考
眞生同朋講習會	三	一三六	日高郡南部町、那賀郡中野上村、東牟婁郡本宮村
光の朋講習會	五	二八二	切目村、安原村、南部町、由良村、東富田村
光の朋一日講習會	七	五九三	椒村、由良村、野口村藤田村、湯川村、朝來村、橋本町
光の朋一夜講習會	一	二〇	日高郡御坊町
眞生同朋一日講習會	六	三三八	大谷村(二回)、見好村湯川村、藤田村、志賀村
橋本町眞生同朋キャンプ講習	一	一〇	伊都郡九度山町
那賀郡南部眞生同朋融移動講習	一	二〇	有田郡糸我保田村
計	二四回	一、三九九名	

三、講習會(其二)講座

會名	回數	參會者	備考
青年講座	四	二〇五	講演、研究討議を行ふ宮前村、朝來村、東富田村、下芳養村

討議事項　一、兒童に對して如何なる程度に於て問題を知らしむべきや。二、差別事件に直面せる時の態度。三、內秘的差別を曝露せしむる方法。四、經濟差別除去の方法等。

成人講座	六	一八三	朝來村、東富田村、下芳養村、南部町、周參見町
婦人講座	五	三五〇	同　前
計	一五回	七三八名	

四、講演會

第四章　融和調整の組織と個別的活動

會名	回數	參會者	備考
映畫利用融和問題講演會	二五	二二、〇五〇	那賀郡粉川町其他
融和問題講演會	五	一、二一〇	南部町、田邊町、西牟婁町、本宮村
融和問題婦人講演會	一	一三〇	東牟婁郡本宮村
光の朋講演會	一	五五	西牟婁郡朝來村
計	三二回	二三、四四五名	

五、文書宣傳

種目	數量	對象	備考
會報「同和」發行	二一八、〇〇〇部	會員及縣下一般	總會號、眞生同朋運動號、光の朋運動號、會員配布號、青年運動號、教育勅語渙發記念號、幹部配布號、國民融和日縣下各戸配布號等
パンフレット發行	三、二〇〇部	同	「光の朋運動」「眞生同朋運動」其他
リーフレット發行	五〇、〇〇〇部	同	「同胞融和の完成へ」「今日は融和日です」
ポスター繪葉書發行	一二、〇〇〇枚	國	國民融和日宣傳用及青年運動宣傳用

六、差別事象除去、差別事件調停

差別事件解決

事象事件分類	內容	解決關係者	方法
差別言辭	神戸海員ホーム員和歌山縣社會課に於て差別言辭を發す	同和會	本人の反省を充分に促す

調停的差別	新宮町内部消防團に對する差別的内容の投書あり	青年團、同和會支會、警察署、同和會	警察當局の徹底せる調査を俟ちたるも事實擧らず差別徹廢、懇談會、講演等をなす
結婚問題	本縣出身姉妹が大阪府下の同じ村に嫁入し居りたるが身分判明離緣の問題起る	同和會支會、兩同和會、關係村長、大阪府公道會	姉は手切金により離緣は住居なか〳〵離婚せざることになり就職の世話をなす
學校問題	學閥勞作中差別的言辭を發す	眞生同朋團同和會	本人、父兄の反省、學校當局の善處（父兄會、其他兒童に對して訓戒）一般講演會、懇談會
差別言辭	入營兵見送り中差別言辭を發せるを内部婦人知る	眞生同朋團同和會	差別者の反省謝罪内部に對する差別事件發生に對する訓練講座
差別言辭	角力に關し差別的言辭を弄す毆打傷害を與ふ	同和會支部同和會	青年二名（罰金二十圓）刑に處せらる内部自覺講座と一般講演を開催す
差別言辭	工場内に於て内部職工に對し差別す	眞生同朋團同和會	差別者に對し眞生同朋團並に本會より訓戒會社に對して注意工場内の空氣一變良好となる
差別言辭	驛頭に於て藏枝に對し差別的言辭を弄するを驛伸仕聞く	長村同和會支會同和會	差別者住所氏名を詐稱し如何にも取調へたるも不明、差別事件發生時の訓練をなす

同	同	七五	同　同　同
同	東牟婁本宮村	一〇〇	三六　同　同
養蠶業資金	日高郡切目村	七五	三一　同　同
同	同	一〇〇	三六　同　同
農業資金	同	七五	三一　同　同
人力車業資金	伊都郡岸上村	一〇〇	三六　同　同
耕牛購入資金	同妙寺町	一〇〇	三六　同　同
計	八件	七〇〇圓	

二、委員制度、青年融和運動、融和教育等の組織現況

イ、委員制度

同和會市町村同和委員　委員設置規約

第一條　同和會ニ市町村同和委員會ヲ設ク、市町村同和委員ハ名譽職トス

第二條　市町村同和委員ハ其ノ地方ニ於ケル事業ニ關シ會員ヲ代表シテ諮詢ノ輔導誘掖ヲナスト共ニ本會諸般ノ事項ニ關シ必要ナル場合其ノ市町村ニ於ケル會員ヲ代表スルモノトス

第三條　市町村同和委員ハ町村ニ於ケル各大字（和歌山市ニアリテハ聯合總代區）會員中ヨリ其ノ大字ニ於ケル委員ヲ互選シ會員十名以内ノ場合ハ一名トシ以上十名ヲ增ス毎ニ一名ヲ加フルモノトス

第四條　市町村同和委員ハ任期ハ二ケ年トス

第五條　市町村同和委員ハ必要ナル場合其ノ市町村ニ於ケル委員會ヲ組織スルコトヲ得委員會ニ關スル必要ナル規約ハ其ノ委員會ニ於テ之ヲ定ム

第六條　市町村同和委員ヲ選定シタルトキハ本會長宛之カ報告ヲナシ其ノ移動アリタルトキ又同シ

第七條　市町村同和委員ノ要務ニ關スル費用ハ本會負擔ス

ロ、青年融和運動

一、眞生同朋團

1　眞生同朋團の精神

我等は青年として先づ我等自身の獨自の魂と肉の本質に目覺める。我等の魂と肉とは人間として時代の子として、民族の生命として何者よりも至純であり、希望にかゞやき、眞理と正義に顫づき、愛に燃え生きることを體認する。而してそこに我等の靈肉の獨自の自由と重力を感得する。

我等は青年として現代に選ばれたるものたるに於て自らの目醒めたる靈肉のドン底に祖國の眞の悠久にして無垢、純眞にして青春なる建國大精神の大脈膊を感受する。從つて我等は我等の生活に清新にして自由、敬虔にして快活なる民族精神の復活を熱望する。而して我等は青春の人として、自らな自然の最もすぐれた造化として、その魂の成長と伸展と、その肉の鍛練と純潔とに徹しすべての時、すべての所、すべての人と物とに我が青春の「喜び」をもて生かし生かされなければならない。

我等は斯くして、その靈肉を尊び生かし而してこの純眞なる靈肉の神聖なる勞働を通し我等青年として眞に完き團體生活の鍛練によつて現代現實の社會生活の上に、確固たる生存の意義を獲得

差別言辭	奈良縣旅興行者廣告廻り中差別す	同和會支會水平社同和會	本人に對し謝罪せしむるため謝罪廣告をなさしむ懇談會の開催

差別事象解決

縣下に於ける差別事象を調査しなる結果一一六件の差別事實を發見し特別なる事情にある三件を殘すのみにて一一三件を解決す。

事象分類	件數	事象分類	件數
特定產業に對し差別を認たもの	一六件	漁業上差別を認たもの	一件
組合事業上 同	三件	金融上 同	一件
就職上 同	三件	小作爭議等 同	三件
職業進出上 同	一件	内部職業自覺上同	八件
内部經濟上 同	三件	精神方面上 同	七五件
其他 同	二件	（直接經濟差別に關係もの多し）	
合計	一一六件		

小事象のみにて至極簡單に解決をなせしも三件は未解決（漁業上一、就職上二）

八、奬勵助成

施行事業	施行市町村事業費補助又は團體總額	備考
教育奬勵	五〇名	中等三名、實業八名、高等小學三九名
產業奬勵	三ケ町村	九〇〇・〇〇	園藝、製薦事業、養蠶組合助成

九、生業資金貸付

貸付事業別	貸付市町村	貸付金額	期間	利率	償還法	備考
魚行商資金	日高郡切目村	七五圓	三一ケ年	一步	月賦	

第四章　融和團體の組織と個別的活動

せんとするものである。而してそこに、我等の燃えに燃ゆる希望と正義と愛の力によりて、この暗黒なる社會を淨化し、聖化せんとするのである。

眞生同朋團に聖光あれ。

2　信　條

一、祖國の大義に徹し、汝、常に忠誠なれ
二、社會の正義に徹し、汝、常に勇敢なれ
三、同朋の眞義に徹し、汝、常に綱愛なれ
四、勞働の本義に徹し、汝、常に健全なれ
五、受難の男義に徹し、汝、常に敬虔なれ

3　團　規(準則)

第一條　本團ハ青年ノ熾烈ナル意氣ヲ以テ精神的融和實現ニ參加シ眞人生ヲ創造スルヲ目的トス

第二條　本團ハ中堅青年融和講習會又ハ縣下各地ニ於ケル縣同和會主催ノ講習受了者並ニ團員ノ信任ニヨリ宣誓入團セルモノヲ以テ組織シ團員五名以上アル地ニ於テハ團ヲ置ク

第三條　第二條中ノ團員ノ紹介者ヲ以テ本團ニ入團セムトスル者ハ宣誓書ヲ認メ紹介者タル團員連名ノ上常務委員ニ提出スヘシ

第四條　郡市ヲ單位ニ支部ノ聯盟ヲ設ケ聯盟委員若干名ヲ置キ聯盟委員ヨリ一名ノ常務委員ヲ互選シ以テ郡市ニ於ケル本團ノ事業並ニ事務ヲ處理ス

第五條　本團ニ於テハ左ノ事業ヲ行フ
一、各團ニ於テハ毎月一回以上團員會同シ意見發表國民體操等ヲ爲ス
二、本會ト協同シテ融和ニ關スル講習會ヲ開催ス
三、講演、講話懇談會ヲ開催ス
四、眞生同朋日ヲ制定シ全縣下一齊融和ノ徹底ニ勢ム
五、相互ニ研究就職其ノ他ノ扶助ヲ爲ス

第六條　ソノ他ハ縣同和會規約ニ準ス

4　眞生同朋團運動實踐范範

研究　團員ハ不斷ノ研究ニヨッテ運動上ノ信念ト實際的理論ノ獲得ヲ期セネバナラヌ

研究方法　一、パンフレット、リーフレットノ研究讀破
二、研究書ノ讀破
三、輪讀研究會ノ開催
四、相互研究會ノ開催
五、研究講座ノ開催

實動　團員ハ研究ニヨッテ得タトコロノ實際的理論ヲ實行實働ニ移サネバナラヌ

實働方法　一、團員皆加運動
二、團員向上運動
三、青年團、軍人會等ヘ融和精神普及運動
四、一般啓蒙運動
五、特別運動(國民融和日等)
六、兒童育成運動
七、共同勞働運動
八、組合運動

組織　團員ハ研究ニヨル實働ニ生スルタメニ完全ナル團結組織ヲ

眞生同朋團歌

ト調 4/4

一	5·5 6·5 5 5 | 1·1 1 2 1 6 | 5·6 5 3 32 | 1·5 1 3 2 5 |
	ウチヒラケ　チミチテ　ホリノメ　ヘツキユル　ウバラノザ
	てなとりぬ　すりてこ　ちなえの　さかえたる
	トホクトモ　ドキノノシ　サベツキ　リサハクヤジ
一	5 3 2·3 1 | 1 1 2 1 6 | 5·6 5 3 32 | ·5 1 3 2 5 |
	ゲニツヨシ　ハチノミチ　カガヤクアイ　セイギユエル
	しんぐんぞ　のうどうぶ　いまかたくなり　ひのしちか
	テテーシク　ムカヌキヌラツ　ヒガネキシトイ　ノイルンジセン
一	3 3 2·2 1 | 1·6 1 6 5 1 | 3 3 2·1 2 | 5 5 6·5 5 |
	ハキトキヨ　タレリレ　メストキト　ザイザヤイ
	よときよ　きたれり　すめとき　いざやいざ
	ヨキトキハ　タレリレ　メストキト　ザイザヤイ

第四章　融和團體の組織と個別的活動

ナサネバナラヌ

組織方法　一、町村團體ノ組織
二、郡市聯盟ノ組織
三、未組織地ニ對スル設置勸誘

5.　團　歌

一、蒲の座を　力に立て　氷の路を　打ち開け
燃ゆる正義　輝く愛　生命の道は　實に强し
いざやいざ　いざ進め　時來れり　よき時は
二、選ばれたる　衆の子ら　血なすより　手をとりぬ
同志の盟　今かたくなり　武歩堂々の　進軍ぞ
いざやいざ　いざ進め　時來れり　よき時は
三、邪惡は去り　差別きゆる　黎明時　遠くとも
全人類の　等しき願ひ　貫きぬかむ　雄々しく
いざやいざ　いざ進め　時來れり　よき時は

6　眞生同朋團の現狀

團員數　一〇、八六名　團數　三三　聯盟　四

二、光の團體

1、光の朋團の精神

女性の生命の本質は、誰が何といっても、はぐみそだてるところの愛であります。世はこれを母性愛とよんでゐますが、此の母性愛は、無限の力を持ってゐます。その特質は、與へることであり、犧牲になることであり、他の幸福を願ふところにあります。隨つて母と子との間に於ける愛は、相互扶助の法則の最初の形式であり、愛他主義の根幹と言ひ得るのであります。

かうした本質の上から考へたとき、女性こそは、一ばん人間禮讃の王座の眞近かにあるといはねばなりません。

更に、家庭に於ける母なる力の大きさ——或は隱れた力となり或は現はれた力となり、子女の生命、生活に全分の影響をしてゆく有樣は、そらろに怖ろしい程であります。

かうした事實に即して考へたとき、人間證據の第一の鍵を握るものは、女性であることを信ぜずには居れなくなるのであります隨つて、女性が光の朋運動を奉持することは、やがて、その生命の本質を表現してゆく、言ひ換へれば女性として眞實に生くる道を全ふすることになるのであります。

2、信　條

一、朝な夕な尊い自分を敬ひませう。
二、朝な夕な尊い愛に生きませう。
三、朝な夕な尊い望みに勵みませう。

3、規　約

光ノ朋ノ規約

第一條　光ノ朋ノ集ヒハ女性トシテノ純愛ヲ中心ト致シマシテ精神的融和實現ニ努力シ總テガ光ノ中ノ朋トシテ生キテユキマスコトヲ目的トシマス

第二條　光ノ朋ノ集ヒハ縣下各地ヲ開催サレマストコロノ縣同和會主催ノ講習受了者ヲ以テ組織シ會員五名以上アル地ニハ開ケ置キマス

第三條　開ニハ一名以上ノ奉仕ノ人(役員)ヲオイテオシゴトヲ處理シマス、都合ニヨレバ輔佐ノ人(男女ニカ、ハラズ)ヲモ置クコトガ出來マス

第四條　光ノ朋ノ集ヒデハ左ノヤウ仕事ヲ致シマス

一、各開ニオキマシテハ毎月一回以上集ヒヲ開キマシテ修養、研究ナドヲ致シマス

二、本會ト協同シテ講習會ヲ開キマス

三、光ノ朋日ヲ制定致シマシテ縣下一齊ニ光ノ朋ノ精神ノ徹底ヲハカリマス

四、其　他

第五條　ソノ他ハ縣同和會ノ規約ニ準ジマス

4、開　歌

光の朋の歌

一、この生命　太陽にもたぐへむ
純白なる　はなのわが身そ
光のとも　ひかりのとも
あゝ　われら光のともは
限りなくたふときいのち
ひたぶろに　まもりて生きむ。

二、大地に　生きとしいくる
もの皆は　幸なしれがふ
光のとも　ひかりのとも
あゝ　われら光のともは
限りなくたふときあいに
ひたぶろに　つとめて生きむ。

三、野の果ての　星よりとほく
海はらに　まされる努め
光のとも　ひかりのとも
あゝ　われら光のともは
限りなくたふときのぞみ
ひたぶろに　はげみて生きむ。

歌の朋の光

歌作曲　安藤　範井　見造　作詞

さとの夢　4/4　中等の調　ト調

強 | 3 ヴ 2 — | 3 5 | 1 7 1 | 2 — | 0 5 | 1 ニ | 5 ヒ | 0 5 — | 5 チ | 6 5 イ | 5 ノ | 5 コ |
中 | マ モ ウ ム ル ク | ヘ く ホ | グ い ト タ し リ モ と ヨ | | ピ ひ ヒ | キ シ | ヒ い ホ | | ニ に ノ | ヅ ち テ | ほ ノ | オ ノ |

弱 | 0 6 — | 3 | 5 | 1 — | 0 5 | 1 | 2 | 1 3 2 2 | 1 | 2 | 1 2 | 3 | 5 4 | 5 — | 5 |
中 | ア あ | モ も | ト と ノ の リ り | プ ふ メ | ヒ ひ ヒ | ナ ち サ | ハ さ マ ル は ニ | ミ が ト ガ れ ツ ワ し ル ノ な レ | ナ な ラ | ロ み バ | シ の ナ |

強 | 0 6 — | 3 | 5 | 0 6 — | 5 | 7 | 1 2 5 | 1 | 6 | 7 | 1 2 | 5 | 4 3 2 | 5 — | 6 |
中 | ア あ | モ も | ト と ノ の リ り | ヒ ひ ヒ | モ も | カ か カ | ト と ノ の リ り | ミ テ イ キ メ | カ か カ | リ り | ト と ノ の リ り | ニ に ニ | ル ー ブ ー ブ ー | タ た タ |

弱 | 0 2 — | 1 | 5 | 0 3 — | 5 | 4 | 2 5 5 | 1 | 3 | 4 3 2 | 5 — |
中 | カ か カ | ハ は ハ | モ も モ ト と ト ノ の ノ リ り リ | ヒ ひ ヒ | ラ ら ラ | カ か カ | ト と ノ の リ り | イ い ソ キ き キ ト と ト | フ ふ フ | ナ な ナ リ り リ | ギ ぎ ギ |

強 | 0 — | 1 | 5 | 0 3 — | 5 | 5 | 2 5 5 | 1 | 3 | 2 | 5 — |
中 | ム む ム | キ き キ イ い テ テ イ メ ミ | モ と ゲ | マ つ ハ | ニ に ニ | ル ー ブ ー ブ ー | タ た タ |

5、運　動

一、毎月の例會はなるべくかゝさずに開催すること。

1、例會々合日時は、あらかじめきめて置くがよいと思ひます

2、開催場所を時折かへることは氣分がかわつていゝことです。(學校、寺院、神社、開員私宅解放)

3、會合の内容は時々かへること(輪讀會、懇談會、野の集ひ等)

二、共同作業等によつて實際的な愛の關結をかためてゆくこと。

1、作業の内容は何でもよい、みんな平等に一生懸命にはたらけばよいのです。

2、にこやかに甲斐々々しく行はれるやうに考へればなりません。

かうした事實に即して考へたとき、人間禮讃の第一の鍵を握るものは、女性であることを信ぜずには居れなくなるのであります隨つて、女性が光の朋運動を奉持することは、やがて、その生命の本質を表現してゆく、言ひ換へれば女性として眞實に生くる道を全ふすることになるのであります。

2、信　條

一、朝な夕な尊い自分を敬ひませう。
二、朝な夕な尊い愛に生きませう。
三、朝な夕な尊い望みに勵みませう。

3、規　約

光ノ朋ノ規約

第一條　光ノ朋ノ集ヒハ女性トシテノ純愛ヲ中心ト致シマシテ精神的融和實現ニ努力シ總テガ光ノ中ノ朋トシテ生キテユキマスコトヲ目的トシマス

第二條　光ノ朋ノ集ヒハ縣下各地デ開催サレマストコロノ縣同和會主催ノ講習受了者ヲ以テ組織シ會員五名以上アル地ニハ開ケ置キマス

第三條　開ニハ一名以上ノ率仕ノ人(役員)ヲオイテオシゴトヲ處理シマス、都合ニヨレバ輔佐ノ人(男女ニカ、ハラズ)ヲモ置クコトガ出來マス

第四條　光ノ朋ノ集ヒデハ左ノヤウナ仕事ヲ致シマス

一、各開ニオキマシテハ毎月一回以上集ヒヲ開キマシテ修養、研究ナドヲ致シマス
二、本會ト協同シテ講習會ヲ開キマス
三、光ノ朋日ヲ制定致シマシテ縣下一齊ニ光ノ朋ノ精神ノ徹底ヲハカリマス
四、其　他

第五條　ソノ他ハ縣同和會ノ規約ニ準ジマス

4、開　歌

光の朋の歌

一、この生命　太陽にもたぐへむ
純白なる　はなのわが身そ
光のとも　ひかりのとも
あゝ　われら光のともは
限りなくたふときいのち
ひたぶるに　まもりて生きむ。
二、大地に　生きとしいくる
もの皆は　幸なしれがふ
光のとも　ひかりのとも
あゝ　われら光のともは
限りなくたふときあいに
ひたぶるに　つとめて生きむ。
三、野の果ての　星よりとほく
海はらに　まされる努め
光のとも　ひかりのとも
あゝ　われら光のともは
限りなくたふときのぞみ
ひたぶるに　はげみて生きむ。

歌の朋の光

歌曲　安藤
作歌　井範造
作曲　見貞吉

さゝやかの速さ　4/4　中等の調

| | | |

3、この作業によつて、團の經費が産み出されるならば此の上ありません。

三、組合事業によつて經濟上の利益を確把してゆくこと。

1、消費組合といふやうなものをつくつて各光の朋團の利益と共に各團員の利益を增進してゆくのです。（組織の方法に就ては、御相談下さい）

2、農事實行組合といふやうなものをつくつて利益の增進をはかるのです。（組織に就ては同上）

四、婦人會處女會などへ光の朋精神の普及を圖る事。

1、婦人會處女會などの會合で光の朋精神に就ての意見發表をするのです。

2、總會などに融和運動に就ての講演を開く樣に勸めるのです

五、兒童愛護の運動につとめること。

1、純心なる兒童に冷い差別をうけさせないやうに充分保護を加へるのです。

2、純心な兒童に誤れる差別意識を持たせないやうに充分な善戒を加ふるのです。

3、兒童身體上の健康にも充分注意を加へる事業が起されればなりません。

六、光の朋の歌を熾んに歌ふこと。

1、曲譜歌詞を印刷したものを本會に御要求下さい。

2、團の會合には必ず歌つて下さい。

3、團員ばかりでなく全町全村をあげて此の歌を歌ふやうにまで勞めて下さい。

七、團には日記を備へること。

1、團の一切の出來事を記入して置いて下さい。

2、會合の模樣、團員の動靜に就ては特に詳しく記入して下さい。

3、交代で感想文など記載して置くのもよいことです。

八、團の消息は必ず本會へ御通知のこと。

1、團役員の異動、團員の消息、會合の模樣等出來るだけ詳しく知らせて下さい。

2、特に何か變つた出來事（差別事件など）の起つた時には、必ず知らせて下さい。

九、會報「同和」を充分利用のこと。

1、會報「同和」の光の朋欄を出來るだけ利用のこと。

2、會報記載の文に就ての輪讀會、感想發表などをして下さい

十、經費に就ては本會と相談のこと。

1、事業を計畫して經費を要する時は、豫め本會と打合せ下さい。

2、本會では適實なものに對しては出來るだけ助成の方法を講じます。

6、光の朋團の現狀

團員數	一、三四一名	團數	二三

八、融和教育

施行事業	施行町村	參會者	備考
兒童講座兒童同和の集ひ	五ヶ村	八五五	開催回數六回

會名	開催地	參會者	備考
比井崎修養會	日高郡比井崎村	三〇〇	
田殿村婦人會總會	有田郡田殿村	三二〇	
大新講座	和歌山市	二五〇	
橋本町婦人會總會	伊都郡橋本町	三五〇	
見好青年總會	伊都郡見好村	二〇〇	
計	五回	一、四二〇名	

四、支會活動狀況

支會名	所在地	代表者	五年度施行事業
和歌山市支會	和歌山市（缺）	員	文書宣傳講演會
海草郡第一支會	楠見村楠見	增一	講演會、文書宣傳、産業奬勵
海草郡第二支會	鳴神村堀川辰之助		青年講座、兒童講座、講習員派遣、文書宣傳、講演會、青年運動助成
海草郡第三支會	安原村福本	舒彦	講習會、講演會、文書宣傳
那賀郡第一支會	池田村山田德太郎		講習會、講演會、文書宣傳、懇談會、路傍宣傳、青年運動助成、視察
那賀郡第二支會	東野上村柳淵	涉	講習會、協議會、懇談會、文書宣傳、路傍宣傳、青年運動助成
伊都郡第二支會	橋本町	小林德太郎	講演會、講習會、協議會、懇談會、文書宣傳青年運動助成
有田郡第一支會	箕島町	成川寿太郎	講習員派遣、文書宣傳講演會
有田郡第二支會	鳥屋城村上山	義男	文書宣傳、講演會
日高郡第一支會	御坊町南	傳一郎	講演會、講習會、青年講座、兒童講座、婦人講座、協議會、文書宣傳、青年運動助成、産業奬勵
日高郡第二支會	南部町植田	德松	講演會、講習會、青年講座、婦人講座、成人講座、文書宣傳、青年運動助成
西牟婁郡第一支會	田邊町北條	鐵心	講習會、講演會、青年講座、婦人講座、兒童講座、協議會、産業奬勵、文書宣傳、青年運動助成
西牟婁郡第二支會	周參見町田所四郎一		講演會、婦人講座、青年講座、文書宣傳
東牟婁郡第一支會	新宮町木村藤吉		講習會、講演會、協議會、文書宣傳、青年運動助成
東牟婁郡第二支會	西向村山本賢助		懇談會、文書宣傳

二四、德島縣融和團體聯合會

德島縣には從來町村に融和促進團體が設立されて夫々活動を續けてゐたが、縣下に於ける社會狀態は之等の獨立團體を

して聯合統一された統制の下に綜合的活動を爲すことを必要とするの機運が漸次濃厚になつて來た。玆に於て昭和三年五月九日德島市千秋閣に於て、町村長融和事業從事者及關係者百餘名を會同して融和事業懇談會を開催したが、その席上で德島縣融和團體聯合會を組織することを決定し、同年六月十八日遂に創立を見るに至つた。

一、要　覽

1　趣意書

正義と人道とに依り共存共榮の社會を建設せむとするは實に全人類の念願であり且つ其の重大なる使命でなければならぬと思ふが殊に

君臣一體を經とし同胞相愛を緯とする我が國體の如きに於ては特に此の感を深くせざるを得ぬのである。

長くも　明治天皇は夙に一視同仁の御叡慮より四民平等を宣明し天地の公道を弘布して以て國民の歩趨を明示し給ふたが御叡慮の深遠なる寔に感激に堪へない次第である、爾來年を閱すること五十有餘年其間文物燦然として輝き國運隆昌の勢亦他國に其の比を見ない有樣であるが、唯玆に遺憾なことは國民中今尙武門政治の餘弊たる因襲的差別觀念を持するものあり、謂れない差別的事象によつて同胞の間忌はしき感情の溝渠を殘し、時に之が相反目より生ずる憂ふべき諸種の事件が跡を絶たぬことである。

惟ふに人は人として等しく尊きものである。人として同じく生くべきものである。この地上に於て人間としての存在を無視せらるゝほど悲慘なことはない。人間が人間を虐使することほど恐しい罪過はない。實に人間性の掠奪は社會生活の本義に反するのみならず延いて國運の伸張を妨げ社會の進歩を阻害しつゝあること勿からむので今や內外の情勢は斯の如き罪過斯の如き觀念の存在を絶對に許さないのである。

今上陛下　御親政の初朝見の御儀に於て親しく文武百官を召され長くも勅語を下し給ひ

汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敎クセンコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所

と宣はせられたが今更ながら海岳の御叡慮寔に恐懼措く能はざる次第である。

本縣玆に鑑ふるところあり今回縣內各地の融和團體を綱合して融和團體聯合會を設立するに至つたが、本會は今後縣內各融和團體相互の連絡統一を圖り一視同仁の御聖旨を奉戴して人類相愛の大義を闡明し舊來の陋習を破りて同胞融和の徹底を期し以て縣民僧和の實を擧げ國運の進展に貢獻せんことを期して居るのである冀くば縣民諸士本會の趣旨と其運動とに翼贊せられ直接に本會事業の實現に力を副へられむことを。

昭和三年六月十八日

2　會　則

第一條　本會ハ德島縣融和團體聯合會ト稱ス

第二條　本會ハ德島縣內ニ於ケル市町村融和團體ヲ以テ組織ス

第三條　本會ノ事務所ハ之ヲ德島縣社會課內ニ置ク

第四條　本會ハ人類相愛ノ原理ニ基キ舊來ノ陋習ヲ破リ同胞融和ノ徹底ヲ期シ縣內ニ於ケル融和團體ノ聯絡統一ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第五條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛ノ觀念ヲ鼓吹スルコト

二、縣內ニ於ケル融和事業ノ聯絡提携ヲ圖リ之ヲ援助スルコト

三、融和事業ニ關スル講習講話ヲ爲スコト

四、融和事業ニ關スル調査研究ヲ爲スコト

五、其他前條ノ目的達成上必要ト認メタル事項

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會　長　一名
副會長　二名
理　事　若干名（內一名ヲ常務理事トス）
評議員　若干名

第七條　會長及副會長ハ理事會ニ於テ理事ハ評議員會ニ於テ之ヲ選擧シ常務理事ハ理事ノ互選ニ依ル評議員ハ市町村融和團體ヨリ各二名選出シ之ニ充ツ

役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ再任ヲ妨ケス

第八條　會長ハ本會ヲ代表シ會務ノ統轄ヲ爲シ會議ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第九條　常務理事ハ會長ノ命ヲ受ケ事務ヲ掌理ス

第十條　理事會ハ豫算其他重要ナル事項ヲ審議ス

第十一條　評議員會ハ每年一回會長之ヲ招集シ豫算決算其ノ他重要ナル事項ヲ議決ス

第十二條　理事會及評議員會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第十三條　本會ニ幹事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第十四條　本會ノ經費ハ醵出金、奬勵金、寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十五條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

3　役　員

會　長	土居　通夫	副會長	梁井　淳二
副會長	豐岡曾喜藏	常務理事	多田雄次郎
理　事	大畑　忠一	理　事	丹崎　弘一
同	三井　貞七	同	岸岡　順二
同	岡島　忠義	同	西岡　甚八
同	雲財和太郎	評議員	丹崎　弘一
			（外二九名）
幹　事	長谷部　豐	幹　事	林　忠
同	三木　倚夫	書　記	一宮　義一

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算　總額　二、七〇〇圓

（內譯）歲入——市町村融和團體醵出金二〇〇圓、補助金一、八〇〇圓（國庫九〇〇圓、縣七〇〇圓、中央融和事業協會二〇〇圓）寄附金三〇〇圓、雜收入三〇圓、繰越金三七〇圓

歳出――事務所費五七〇円、會議費八五円、事業費二、〇〇〇円（講習講話費二五〇円、大會費一五〇円、懇談會費一〇〇円、表彰費五〇円、調査宣傳費一五〇円、町村融和團體奬勵費二〇〇円、派遣費一五〇円、育英奬勵費五〇〇円、活動寫眞會費一〇〇円、刊行費三五〇円）

2　事業計劃

（一）融和事業實情調査、（二）大會　懇談會（町村又は縣下一般）、（三）融和事業講習會一回、婦人講習會一回、（四）講演會　郡市單位にて活動寫眞を利用し特に婦人及び師範學校に、（五）活動寫眞會、（六）融和デー宣傳、融和時報パンフレット、リーフレット刊行、（七）育英奬勵助成、町村融和團體助成、（八）表彰、（九）講習會其他へ派遣

三、昭和五年度施行事業

二、備會議

會名	回數	參會者	備考
德島縣融和團體聯合大會	一	一二〇	協議事項　一、差別言動取締に關する件。一、融和促進上差別取締令制定方請願の件。一、婦人融和促進に對する方策。一、慶弔儀禮所廢止に關する件

三、講習會

會名	回數	參會者	備考
融和事業講習會	一	社會事業關係者教員等	那賀郡立江町

三、講演會

會名	回數	參會者	備考
融和日宣傳	六	役場吏員、軍人、青年團、婦人會幹部	自六年三月十日至同三月十四日

五、文書其他の宣傳

種別　場所　數量　備考

融和日宣傳（第三章融和團體の全國的活動參照）

八、奬勵助成

施行事業	施行市町村	補助費	備考
敎育奬勵	八	六〇〇圓	三〇人、各二〇圓補助

一〇、功勞者表彰

氏名	住所	表彰者	
雲財和太郎	板野郡大山村	德島縣融和團體聯合會長	

一二、委員制度、青年融和運動、融和敎育の組織現況

青年融和運動

德島縣青年融和聯盟

同聯盟は昭和五年十一月五日德島市縣立光慶圖書館に於て創立總會を開催した。參會者は海部郡、美馬郡よりも來り四十餘名に達し、役員選定、宣言綱領の發表の爲協議に入り、

一、社會課に融和問題專屬の職員（關發）を一人常置するの建議

二、融和問題に關する縣下青年聯盟大會を開くことを決定した。

役員は委員長淺野文雄氏中央委員六名である。

綱領

一、聖旨ヲ奉體シ全一的社會ノ進展ヲ期ス

二、人格ノ基本的價値ニ自覺シ同胞親和ノ觀念打破ヲ期ス

規約

第一條　本團體ヲ德島縣青年融和聯盟ト稱シ本部ヲ　ニ置ク

第二條　本團體ハ綱領規約ニ基キ親和差別ノ撤廢ヲ期シ併テ同胞融和ノ實ヲ擧グルヲ以テ目的トス

第三條　本團體ハソノ目的達成ノタメ下記專門部ヲ置ク

一、庶務部　二、宣傳部　三、研究調査部

各部細則ハ別ニ之レヲ定ム

第四條　本團體ハ下記事業ヲ行フ

一、各專門部委員ノ調査研究ニ依リ內部同胞ノ自覺一般同胞ノ反省ヲ促カスニ必要ナル一切ノ行動

第五條　本團體ニ下記役員ヲ置ク

補導	若干名（社會課長、特高課長、社會事業主事等）
顧問	
相談役	警察署長市町村長小學校長
聯盟長	一名
中央委員	若干名
專門委員	若干名　役員ノ任期ハ二ケ年トス

第六條　顧問及相談役ハ本團體ノ諮問ニ應ズ聯盟長ハ總務ヲ監督シ中央委員ハ最高幹部ニシテ聯盟長ヲ互選ス　專門委員ハ專門部細則ニ依リ服務ス

第七條　本團體ノ經費ハ加盟員ヨリ徵收スル維持費並ニ補助金寄附金ヲ以テ之レニ充ツ　維持費額ハ總會ニ於テ定ム

第八條　本規約ノ改廢ハ總會出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第九條　總會ハ每年二回中央委員ノ決議ニ依リ聯盟長之ヲ招集ス

運動方針指示

一、同志ノ糾合運動

二、地方的特殊事件或ハ差別事象發生シタル場合ハ聯盟長ニ報告シ聯盟長ハ中央委員ト專門委員ヲ以テ特別委員會ヲ組織シ問題ニ當ラシム

三、各種團體ト聯絡協調シテ問題ノ認識ニ努メ各種會合ニハ積極的ニ宣傳スベシ殊ニ部落ナキ町村ニ對シ最モ深刻ナレ

四、研究調査部委員ハ內部ノ經濟狀態、自覺程度、社會ニ對スル惡度外部部落ヲ中心トシテ附近町村ノ狀態、部落ヲ有スル町村長ノ惡度及ビソノ町村ニ於ケル社會施設ノ調査研究

一三、他團體との連絡提携

聯絡團體名	聯絡事項	備考
德島縣敎化聯盟	一般敎化事業內に於ける融和事業	同聯盟に加盟
德島縣聯合婦人會	同會大會に於て融和事業協議	評議員久保つる氏議題提出、融和事業に關する申合せを可決す（別項參考編資料參照）

二五、讃岐昭和會

香川縣ではさきに香川縣一心會が在つたが、規模を大にして全縣下に普及せしむるの要を認め、昭和二年十月一日同會の創立を見るに至つたものである。

第四章　融和團體の組織と個別的活動

一、要　覧

1　設立の趣旨

人類の平等は我國建國以來の思潮にして社會生活の正義なりと言ふべし最近國際間に於て人種差別の撤廢を高唱する所以亦實に此に存す惟ふに健全なる國家の基礎は國民相共に社會生活の正義に據り建國の精神に則り人類愛に生活し共存共榮の實を擧ぐるところに存すと言はざるべからず而して一國文化の發達社會人類の向上人間生活の眞味亦實に此に在るものと謂ふべきなり。

熟々我國の國狀を顧るに封建時代に於ける不自然不合理なる施政の餘弊今尙除かれずして差別待遇をなすの陋習のあるありて之が爲隣保親善を缺き自然に地方の平和社會の安寧を害するの事相を見ること尠からざるものあるは誠に矛盾の甚しき世相にして正義人道に背き國運發展を阻止する一大疾患たりと言はざるべからず世には往々偏倚の陋習を打破する所謂融和運動を以て近代の新思想に匹敵するものなりと考ふるものなきにあらず如斯は實に不徹底の見解にして此の運動は正義人道の要求するところ其の淵源は實に君民一體萬民抱擁の大規模を示し給へる建國の大精神に基くものなり、而して此の大精神は亦歷代列聖の繼承せられ少しも變ることなかりしを忘るべからず、中世封建時代の弊制は會々此の大精神に陰翳を呈せしが明治維新の皇謨は舊來の陋習を破り天地の公道に基くべしとの聖鑑を垂れさせられ太政官をして四民平等賤稱廢止の制を布かせ給ひ聖斷以て其の陰翳を掃ひ建國の大精神を闡明せられ給ふ爾來年を閱する五十七年今尙其の弊革められず法令の制定は人權の平等に基調すと雖も依然差別は嚴存して何等の救なし吾人は現下の世相に直面して餘りに其の心情を傷ましむるの事實の多きを遺憾とす如斯は上軫廑に對し奉り洵に恐懼に堪へざる所にして人道上看過すべからざるところなり、斯る差別的言動の消滅せざる限り同胞全般の和平望む能はず國民の和平望む能はずして國民諧和の實擧ぐる能はず文化の發達期し難く國家の富强致し難し實に此の問題の解決は我が國民として最も緊切なる要務たるべし。

吾人は玆に於て社會生活の正義に依據し社會連帶責任觀念に自覺し同胞相愛の純情に立脚して又舊來の陋習を離脫し正義人道と愛國の至誠に憶念して以て偏見の絕滅を期し一視同仁四海兄弟の意義を實現すると共に又一面互に相扶け相導き健全なる自覺の下に習俗の改善と敎育の振興と産業の更張とを圖り以て社會の進運に伴ふことを期せしめざるべからず。

如斯兩々相助け相携へて不合理なる事象を改善し以て公明にして健全なる社會を構成するの緊要切實なるを痛感す是れ卽本會創立の趣旨なりとす。

希くは縣民諸賢本會創立の趣旨に贊同し直接間接に本事業の實現に力を副へられむことを。

昭和二年十一月

2　會　則

第一章　總　則

第一條　本會ハ人道ノ基調タル同胞相愛ノ本義ニ則リ舊來ノ陋習ヲ改メ融和親善ヲ厚クシ社會ノ福祉國家ノ隆昌ヲ期スルヲ以テ目的トス

第二條　本會ノ事務所ハ香川縣高松市内町九十六番地（香川縣廳内）ニ置ク

第三條　本會ノ事業ハ第一條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛觀念ノ鼓吹涵養

二、縣下融和事業團體トノ聯絡提携

三、融和事業ノ奬勵助成

四、融和親愛ヲ妨クヘキ事象ノ除去

五、融和事業ノ講習及講演會開催

六、融和事業ニ關スル調査研究

七、機關雜誌ノ發行其ノ他印刷物ノ配付

八、人事相談及職業輔導

九、學識ノ啓發

十、其ノ他協議員會ニ於テ必要ト認メタル事項

第四條　前條事業ノ實施ハ協議員會ノ議決ニヨリ之ヲ施行スルモノトス但會長ニ於テ施行緊要ト認ムル場合ハ理事會ノ同意ヲ得テ專決施行スルコトヲ得

第二章　資産及會計

第五條　本會ノ事業年度ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

本會ノ會計年度ハ事業年度ニ依ル

第六條　本會ノ資産ハ左ニ揭クルモノヨリ成立ス

一、指定アル寄附金ヲ除ク其ノ他ノ寄附金

二、指定ナキ補助金又ハ助成金

三、其ノ他ノ收入

第七條　本會ノ資産ハ確實ナル銀行會社又ハ郵便官署ニ預ケ入レ又ハ國債證券若ハ確實ナル有價證券ヲ買入ルモノトス

但特別ノ事情アル場合ハ協議員會ノ議決ヲ經テ不動産ヲ買入ルコトヲ得

第八條　本會ノ經費ハ資産及資産ヨリ生スル收入及指定アル寄附金補助金助成金其ノ他雜收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第九條　本會經費ノ收支豫算ハ年度開始前協議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ムルモノトス

經費決算ハ當該年度出納閉鎖後三箇月以內ニ監事ノ意見ヲ附シ協議員會ノ認定ヲ受クルモノトス

第十條　本會經費ノ出納ハ翌年度六月限リトス

第三章　機　關

第十一條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會　長　一　名

二、副會長　二　名

三、理　事　若干名

四、監　事　三　名

理事中ニ常務理事一名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條　會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキハ之ヲ代理ス常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ職員ヲ指揮シ會務ヲ掌理ス

理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務執行ニ任ス

監事ハ會務ノ執行及資産ノ狀況ヲ監査ス

第十四條　會長ハ香川縣知事ノ職ニ在ル者ヲ推薦ス

副會長ハ香川縣學務部長及香川縣會議長ノ職ニ在ルモノヲ推薦ス

理事及監事ハ協議員會ニ於テ之ヲ選擧ス

第十五條　選擧ハ無記名單記投票トシ得票多數ヲ以テ當選トシ得票同數ナルトキハ年齡ノ順序ニヨリ年齡同シキトキハ抽籤ニヨル

但協議員會ノ決議ニヨリ指名推薦ヲ以テ選擧ニ代フルコトヲ得

第十六條　理事監事ノ任期ハ四年トス

但官吏々員及議員ヨリ出テタルモノハ其ノ在職期間トス

補闕當選者ハ前任者ノ殘任期間トス

理事監事任期滿了ノ後ト雖モ後任者ノ就職スル迄尙其ノ職務ヲ執ル

第十七條　本會ニ地方幹事及地方委員若干名ヲ置ク

地方幹事及地方委員ハ會長之ヲ囑託ス

地方幹事ハ本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル其ノ地方ノ狀況ヲ調査報告シ必要ト認ムル施設ヲ本會ニ要求スルモノトス

地方委員ハ當該地方ニ於ケル融和問題ノ實狀調査紛爭ノ調停、自覺奬勵其ノ他融和促進ニ任ス

第十八條　本會ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ會長ノ諮詢ニ應ヘ又ハ意見ヲ述フルコトヲ得

顧問ハ協議員會ノ同意ヲ得テ會長之ヲ囑託ス

第十九條　本會ニ左ノ職員ヲ置ク

一、主　事　若干名
二、主事補　若干名
三、書　記　若干名
四、囑　託　若干名

主事、主事補及書記ハ役員ノ命ヲ承ケ庶務會計及指導誘掖ニ從事ス

囑託ハ役員ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二十條　本會職員ハ會長之ヲ任免ス

第二十一條　本會職員ニ對シテハ給料又ハ手當ヲ支給スルコトヲ得

第二十二條　本會ニ協議員五十名ヲ置ク

協議員ハ會長之ヲ囑託ス

協議員ノ任期ハ四ケ年トス

第四章　會　議

第二十三條　本會ノ會議ヲ分チテ理事會協議員會ノ二種トス

第二十四條　理事會ハ本會役員ヲ以テ之ヲ組織シ協議員會ハ協議員ヲ以テ組織ス

第二十五條　協議員會ハ會長ノ諮詢ニ應ヘ會務ヲ審議ス

第二十六條　本會ノ會議ハ會長之ヲ招集ス

第二十七條　理事會ハ會長ニ於テ必要ト認ムル場合隨時之ヲ開ク

但理事ハ會長ニ開會ヲ請求スルコトヲ得

協議員會ハ每年一回之ヲ開ク但會長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ監事ニ於テ會務會計ノ狀況ヲ報告スル必要アリト認ムルトキ若ハ協議員七名以上會議ノ目的ヲ示シテ開會ノ請求アリタルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得

第二十八條　協議員會ニ附議スヘキ議案ハ總テ理事會ニ諮問スルコトヲ要ス

第二十九條　協議員會ニ附議スヘキ事項左ノ如シ

一、會則ノ變更
二、收支豫算ノ議定及收支決算並會務成績ノ認定
三、理事及監事ノ選擧
四、諸規定ノ制定及改廢
五、契約締結
六、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ理事會ニ附議シタル事項

第三十條　會議ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ副會長ノ一人之ニ代ル會長副會長共ニ故障アルトキハ常務理事之ニ代ル

第三十一條　協議員會ハ協議員三分ノ一以上出席スルニ非ラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第三十二條　協議員止ムヲ得サル事情ニヨリ會議ニ出席スルコト能ハサルトキハ委任決議ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ代理者ハ協議員タルコトヲ要シ且ツ委任狀ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條　會議ハ出席ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十四條　議長ハ決議錄ヲ作成シ會議ノ日時場所及出席缺席者ノ氏名附議事項及決議ノ要項ヲ記載シ議長及議長ノ指名シタル署名委員三名以上記名スルモノトス

第四章　融和團體の組織と個別的活動

第三十五條　急施事件ニシテ會議ヲ開ク遑ナキ場合若ハ輕易ノ事件ハ書面表決ヲ以テ會議ノ表決ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ期日ヲ定メ回答ヲ求ムヘシ指定ノ期日迄ニ回答ナキモノハ原案賛成ト看做シ表決ノ數ニ算入スルモノトス

第五章　附　則

第三十六條　本會ハ相當ノ資産ヲ有スルニ至リタルトキハ之ヲ財團法人組織ニ改ムルモノトス

3　役　員

會　長（知事）　高橋　雄豺
副會長（學務部長）　八田　三郎
理　事　理事　津森　之治
理　事　酒見　忠勞　常務理事（社會課長）稻田　清二
監　事（地方課長）　相野田彌平　同　今井　浩三
同　末澤　平吉　外協議員　四四名

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算　總額　三、四六〇圓

（內譯）歲入――奬勵金二、六〇〇圓（國庫一、五〇〇圓、縣費一、〇〇〇圓、中央融和事業協會教育奬勵金一〇〇圓）寄付金一〇圓、雜收入五〇圓、繰越金八〇〇圓

歲出――事務費五八〇圓、會議費一五〇圓（協議會費五〇圓、地方幹事會費五〇圓、地方委員會費五〇圓）事業費二、六一〇圓（講習會費四五〇圓「從事員講習會費二〇〇圓、婦人講習會費一〇〇圓、中堅青年一夜講習會費一五〇圓」講演講話會費一五〇圓「講演會費一〇〇圓、

部落講話會費五〇圓」融和促進費三〇〇圓「懇談會費」、宣傳費三〇〇圓、敎養費一〇〇圓、奬勵費一、二〇〇圓、「町村融和團體設置奬勵費三〇〇圓、敎育奬勵費二〇〇圓、産業奬勵費七〇〇圓」視察費一〇〇圓、負擔金一〇圓、「敎化團體聯合會負擔金」豫備費一二〇圓

2　事業計劃

(一)從事員養成講習會　約七〇名四日間、(二)婦人講習會　町村單位生活改善及融和促進、(三)中堅青年一夜講習會　町村單位、(四)講演會、(五)部落講話會　内部の自覺向上、(六)融和促進懇談會、(七)融和日宣傳、(八)敎養　内部同胞、(九)町村融和團體設置奬勵、(一〇)敎育奬勵、(一一)産業奬勵、(一二)産業視察、(一三)其他

三、昭和五年度施行事業

一、調査、研究

種目	施行月日	場所	概況
融和敎育研究會	五年九月二六日	香川郡由佐村小學校	同校主催來會者同校職員一八名及村内有志計二二名、本會より加藤主事出席
同	同年一二月六日	同校	同上參加者二四名本會より加藤主事參加
同	六年三月一三日	同校	同校外六ケ町村校長職員其他三〇名本會より神保主事補參加講演

二、諮會議

會名	回數	參會者	備考
地方幹事及地方委員會	一	六四	本會事業進展に關し各種打合協議す

三、講習會

會名	回數	參加者	備考
第六回融和事業講習會	一	九五	講師中央融和事業協會三好伊平次、河上正雄
婦人講習會	三	八九	
中堅青年一夜講習會	一	一〇〇	講師　加藤主事
計	五	二八四	

四、講演會

會名	回數	參會者	備考
融和問題講演會	三二	六、〇八一	
國民融和日記念融和講演會	一	一〇〇	
計	三三	六、一八一	

五、文書宣傳

種別	數量	對象	備考
神社に於ける差別事象撤廢に關する通牒	關係町村長		
建國精神と融和問題	第四回古義眞言宗社會事業大會兼講習會出席者		
融和團體の指導方針			
融和問題の歴史的考察	八〇〇	縣下市町村、中等學校、各種團體	
融和ポスター	三五〇〇	縣下市町村各學校其他	

事象事件分類	内容	發見發生月日	除去調停月日	方法	備考
神社關係	香川郡由佐村神社問題	五年九月二〇日	由佐村區長會に於て決定	本會より加藤主事參會	
同	大川郡鴨部村神社問題	同年一〇月一日	關係者五〇名と協議曉に至り解決	同	
計　二件					

七、融業補導

施行事業	施行月日	場所	概況
麻裏表製造講習會	五年五月二六日―六月八日、同七月二六日―八月一日、六年三月一七日―三月三日	香川郡由佐村小學校	村内處女五〇名に對し麻裏製造の講習を爲す三回開講本會より經費五〇圓補助

八、奬勵助成

施行事業	補助人員	補助額	備考
敎育奬勵	四〇	一六〇圓	高等小學一一名、補習學校二九名

一三、他團體との連絡提携

連絡團體名	連絡事項	備考
香川縣敎化團體聯合會	講演會開催、パンフレット及リーフレット配付	五年一〇月三〇日より一一月三日まで敎化强調週間に於て實施
香川縣融明團	講演及パンフレット配付	同年一〇月二八日高松市弘憲寺に於て修養團講習會に際し實施

二六、愛媛縣善鄰會

愛媛縣に於ては從來融和事業に關して、縣は勿論郡市又は町村設置の融和團體等に依て、種々の施設計畫を試み、其の成績も漸次見るべきものがあつたが、大正十二年に至り縣を單位とする融和促進の機關を設け、縣下各郡市に設立されたる斯種團體の連絡統一を圖り、全縣的に融和を促進せしむる必要から本會を創立するに至つたのである。

爾來縣廳社會課内に事務所をおき、不斷の努力を以て會務の振興に從事してゐる。

一、要覽

1　綱領

一、同胞間の因襲的偏見を脫却せしめて善鄰融和を期すること
一、人類相愛の大義に基きて社會の平和幸福を增進すること
一、人格を尊重して圓滿なる社會に共存共榮を實現すること

2　會則

第一條　本會ハ愛媛縣善鄰會ト稱シ事務所ヲ愛媛縣廳内ニ置キ必要ニヨリ各地ニ支會ヲ設ク

第二條　本會ハ地方ヲ改善シテ相互諧和ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ賛同スルモノヲ會員トス
第四條　本會ハ第二條ノ目的ヲ達スルタメ斯ノ種ノ施設團體ト連絡ヲ保チテ左ノ事業ヲ行フ
一、相互善鄰ノ趣旨ヲ宣傳シ因襲的偏見ノ除去ニ努ムルコト
一、矯風敎化ノ振興ヲ圖ルコト
一、日常生活ノ改善ヲ促スコト
一、其他必要ト認メタル事項
第五條　本會ハ左ノ役員ヲ以テ組織ス其ノ任期ハ各々二ケ年トス
但シ補缺評議員及幹事ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス
一、會　長　一　名　本縣知事ヲ推薦ス
一、副會長　二　名　學務警察兩部長ヲ推薦ス
一、評議員　若干名　左記標準ニヨリ各郡市ヨリ會長之ヲ囑託ス
温泉、越智、喜多ノ各郡ハ各四名、宇摩新居周桑伊豫東宇和西宇和北宇和ノ各郡ハ各二名其他ノ郡市ハ各一名トス
但シ會長ノ意見ニヨリ增減スルコトアルベシ
一、幹事長　一　名　社會課長ヲ推薦ス
一、幹　事　若干名　會長之ヲ囑託ス
第六條　本會役員ノ任務左ノ如シ
一、會長ハ會務ヲ統括シテ本會ヲ代表ス
一、副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
一、評議員ハ評議員會ヲ組織ス
一、幹事及幹事長ハ會長ノ命ヲ受ケテ會務ヲ處理ス
第七條　本會ノ會合左ノ如シ

一、會員總會　事業ノ進展ヲ圖ル爲每年一回之ヲ開催ス
但シ必要アル場合ハ臨時ニ開催スルコトアルヘシ
總會ハ隨時所定ノ各郡市ノ會員代表者ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ
一、評議員會　隨時之ヲ開催シ經費豫算ヲ議決シ決算ヲ認定シ會長ノ諮問ニ答ヘ又ハ事業ノ遂行上重要ナル事項ヲ協議ス
一、幹事會　隨時之ヲ開催シ評議員會ノ委任ニ係ル事項評議員會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ急施ヲ要スル事件ヲ議決シ又ハ事務處理ニ關シテ簡單ナル事件ヲ協議ス
前各項ノ會合ハ會長之ヲ召集ス
第八條　本會ニ書記若干名ヲ置ク
第九條　本會ノ經費ハ國家公共團體其他ノ補助金寄附金等ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

3　役　員

會　長（知事）　笹井幸一郎　副會長（學務部長）　竹崎　米吉
副會長（警察部長）　柳井　義男　幹事長（社會課長）　關口　保
幹　事　菅　誠壽　幹　事　松本　龍衛
評議員　松田喜三郎　外三一名）

二、昭和六年度歳算並事業計劃

1　豫算　總額　八、四〇〇圓

（内譯）　歳入――諸收入七、九〇〇圓（寄附金一、九〇〇圓、補助金五、〇〇〇圓「國庫三、五〇〇圓、縣費一、五〇〇圓、中央融和事業協會敎育奬勵金六〇〇圓」雜收入四〇〇圓）繰越金五〇〇圓
豫出――經費七、九〇〇圓（事務費一、〇〇〇圓、事業費五、三五〇圓「宣傳費一、〇〇〇圓、會報費一、二〇〇圓、講習會費一、三〇〇圓、視察費二五〇圓、敎育產業奬勵費一、二〇〇圓、調査研究費四〇〇圓」會議費七〇〇圓「總會費三五〇圓、役員會費三五〇圓」補助費七〇〇圓、雜支出一五〇圓）豫備費五〇〇圓

2　事業計劃

（一）講師派遣、（二）講習、講話會　青年男女特に婦人方面、（三）中堅青年移動講習會　優良青年を參加せしむ、（四）懇談會　融和事業關係者、地方中堅者、（五）調査研究　部落產業狀態、他府縣の融和事業、（六）融和事業從事者の訓練　他府縣融和事業の施設並融和團體の活動狀況視察、（七）敎育奬勵　高等小學校在學者、（八）產業奬勵　市町村或は團體の副業經營助成、（九）國民融和日の宣傳、（一〇）評議員會其他の會合、（一一）四國四縣融和事業協議會、（一二）會報發行　每月會報「善鄰」發行、（一三）支會事業の助成、（一四）其他

三、昭和五年度施行事業

二、講會議

會名	回數	參會者	備考
南豫善鄰會	一	五〇〇	五年四月三日、於西宇和郡八幡濱町

研究事項　一、南豫善鄰會今後の活動に就て、一般民衆に對する因襲的賤視觀念の除去に就て、一、一部同胞の自覺向上に關する具體的方策。一、青少年並婦人に對して融和觀念を普及徹底せしむべき方策

會名	回數	參會者	備考
支會總會	六	六〇〇	今治市、宇和町、宇和島市、八幡濱町、大洲町
評議員會	一	二七	融和日事行狀況、融和促進に關する意見
融和事業協議會	一	二五	融和促進の最善方法、指導方針
社會事業協議會	一	三〇	新居郡西條町
融和促進懇談會	一	二七	越智郡、今治市
支會幹事會	一	二五	温泉郡道後湯之町
計	一二回	一、二三四名	

三、講習會

會名	回數	參會者	備考
婦人幹部善鄰一夜講習會	八	五一三	講師　日本女子聯合青年團講師鈴木珠
婦人文化講習會	五	三一八	講師　一如會講師山田清井
計	一三回	八三一名	

四、講演會

會名	回數	參會者	備考
融和問題講話會	三〇	七、〇六〇	西宇和郡八幡濱町其他
婦人善鄰講話會	五	六五五	温泉郡久米村其他
計	三五回	七、七一五名	

七、融和團體の組織と個別的活動

第四章　融和團體の組織と個別的活動

施行事業	施行月日	場所	概況
團扇製造	六年自一月至三月	宇和島市	家庭副業として團扇製造講習をなす受講者男女三六名

八、善鄰助成

施行事業	施行又は團體	事業費總額	補助費	備考
教育奬勵	温泉郡石井村高等小學校在學者某外四名	——圓	一二五圓	
事業費補助	越智郡善鄰支會	一、三五〇	三〇〇	
計		一、三五〇	五二五	

一一、親察

目的	親察地	期間	人員	備考
融和事業指導者養成	神戸、京都市其他	一〇日	一六人	

一二、委員制度、青年融和運動、融和政策等の組織現況

青年融和運動

愛媛縣解放青年同盟

愛媛縣の青年有志は階級闘爭的水平運動にも、同情的融和運動にもあきたらずとて昭和四年六月「解放青年聯盟」創立趣意書を發表して同志の糾合につとめ、五年一月善鄰會の中堅青年幹部講習會にて正式に本聯盟を創立し、月刊機關紙「甦生」を發刊して宣傳につとめ、又、寺院に於ける說敎講莚の席を借りて宣傳を爲す等の活動をなして居る。

其の綱領規約は次の如くである。

綱領

我等は人間の絶對的價値を認識するが故に不合理なる差別事象を絶滅しよりよき人間社會の建設と其の解放を期す。

規約

一、本聯盟は解決青年聯盟と稱す。

一、本聯盟は事務所を松山市出淵町に置く。

一、本聯盟は聯盟の綱領に依り適當なる研究及び事業を行ふ。

一、本聯盟の綱領に賛同する者は同人の推薦に依り入會することを得。

一、本聯盟の主旨に違反したりと認めたる者は同人三分の二以上の賛同を經て除名す。

四、支會活動狀況

支會名	所在地	代表者	五年度事業概況	備考
越智郡善鄰支部	今治市宮内	正友	總會、役員會、町村分會ノ設置奬勵、觀察、講話會、功勞者表彰等	
中瀧善鄰會	温泉郡小野村	森恒太郎	諸會合、觀察、講話會等	
喜多郡善鄰會	喜多郡大洲町	小倉通勝	同	
東宇和郡善鄰支會	東宇和郡宇和町	山内豐治	同	
西宇和郡善鄰支會	西宇和郡八幡浜町	安藤亟	同	
北宇和郡善鄰支會	宇和島市	岩田貞喜	同	

二七、高知縣公道會

同會は大正八年十一月、全國に於て未だ部落問題の叫ばれざる時既に率先創立せられ、國内に部落問題の輿論を喚起して以來、鋭意融和の促進に努め來つたが、十四年五月更にその會則を改正し、その陣容を整へるに至つた。

一、要覽

1　會則

第一章　名稱及事務所

第一條　本會ハ高知縣公道會ト稱シ事務所ヲ高知縣廳内ニ置ク幡多郡ニハ支部ヲ置キ事務所ヲ幡多支廳内ニ置ク

第二章　目的及事業

第二條　本會ハ聖旨ヲ奉戴シ融和事業ノ健全ナル發達ヲ期シ縣民相互ノ融和親善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、融和事業ニ關スル調査研究

二、融和事業ニ關スル講習會講演會懇談會等ノ開催

三、融和團體ノ聯絡提携並指導奬勵

四、融和事業ニ關スル文書ノ發行

五、經濟敎育其他文化向上ニ關スル施設

六、其ノ他本會ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事項

第三章　會員

第四條　本會ノ趣旨ニ賛同シ入會シタル個人及團體ヲ以テ會員トス

第五條　本會員ヲ別チ左ノ三種トス

一、名譽會員　學識名望アルモノ又ハ本會事業ニ功勞アルモノニシテ特ニ評議員會ニ於テ推薦シタルモノ每年五圓以上ヲ醵出スルモノ又ハ一時金五十圓以上ヲ寄附シタルモノ

二、特別會員　每年金一圓以上ヲ醵出スルモノ又ハ一時金二十圓以上ヲ寄附シタルモノ

三、正會員　每年金三十錢以上ヲ醵出スルモノ又ハ一時金三圓以上ヲ寄附シタルモノ

第四章　役員及職員

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁	一名
會長	一名
副會長	三名
理事	一名
評議員	若干名
支部長	一名
委員長	若干名
委員	若干名

第七條　總裁ハ評議員會ノ決議ヲ經テ之レヲ推戴シ會長ハ知事、副會長ハ内務部長、警察部長、學務部長、理事ハ社會課長ノ職ニ

在ルモノヲ推薦ス

第八條　會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表シ評議員會ノ議長トナル　副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第九條　理事ハ會長ノ命ヲ承ケテ事務ヲ掌理ス

第十條　評議員ハ官公職ニ在ルモノ及ヒ篤志者中ヨリ會長之ヲ囑託シ尚各郡市ヨリ各一名宛總會ニ於テ選舉ス　前項ノ選舉ニヨル評議員ノ任期ハ三ケ年トシ補缺ノ場合ハ前任者ノ殘任期間トス

第十一條　支部長ハ幡多支廳長ノ職ニ在ルモノニ囑託ス　支部長ハ支部ノ會務ヲ統括ス

第十二條　委員長ハ各警察署長、委員ハ市町村長ノ職ニ在ルモノニ會長之ヲ委囑ス　委員長ハ警察署管内ノ事業ノ遂行ニ關與ス　委員ハ各市町村内ノ事業遂行ニ從事ス

第十三條　本會ノ會務ヲ處理スル爲左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任免ス

主事　若干名
幹事　若干名
書記　若干名

第五章　會議

第十四條　評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ召集ス其ノ議決事項左ノ如シ

一、歲入出豫算議決ニ關スル件
二、決算報告ニ關スル件
三、會則變更ニ關スル件
四、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

評議員會ノ議決ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十五條　總會ハ毎年一回之ヲ開キ事業及會計ノ報告ヲナスモノトス但シ會長ニ於テ必要ヲ認ムルトキハ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第十六條　本會ノ經費ハ補助金奬勵金寄附金積立金及會費ヲ以テ之レニ充ツ

第十七條　本會々費ハ毎年十月迄ニ其ノ年度分ヲ收入スルモノトス

第十八條　市町村委員ハ前條ノ會費ヲ取纏メ毎年十月迄ニ委員長ヲ經テ本會ニ送付スルモノトス但シ支部管内ニ在リテハ更ニ支部長ヲ經由スヘシ

第十九條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

附　則

本則ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
但シ本則中選舉ニ關スル規定ハ次ノ選舉ヨリ之ヲ施行ス

2　役員

會長(知事)　坪井　勳吉　副會長(内務部長)　田口　易之
副會長(警察部長)　鈴木　登同　(學務部長)　來原貫一郎
理事(社會課長)　櫛田　文男　主事　北代　實
主事　中村　惠幹事　水野　清雄
幹事　汲田松之助　書記　永吉　清喜
評議員　各課長、社會教育社會事業兩主事外二九名

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算總額　二二、一九五圓

(内譯)　歲入——會費一、〇〇〇圓、補助金一〇、一〇〇圓(縣四五〇〇圓、内務省三、七〇〇圓、中央融和事業協會一、九〇〇圓)寄附金二九五圓、雜入五〇〇圓、繰越金三〇〇圓

歲出——諸給三、四九一圓、會議費六五〇圓、(評議員會費二〇〇圓、總會費一五〇圓、協議會費三〇〇圓)事業費三、〇〇五圓(講習講話會費一、五五〇圓「幹部講習會費四〇〇圓、婦人講習會費一五〇圓、地方講習會費一五〇圓、講話會費二五〇圓、懇談會費一〇〇圓、職業輔導講習會費三〇〇圓、青年講習會費二〇〇圓」、諸費一、四五五圓「宣傳費五五〇圓、奬勵費五〇〇圓、表彰費三〇圓、會報費三〇〇圓、簡易文庫費七五圓」、補助費三、五〇〇圓(教育補助費三、〇〇〇圓、視察補助費五〇〇圓)雜出九一〇圓、積立金三三九圓、豫備費三〇〇圓

繰越金計　奥繰費金豫算　總額　一、七六八圓

2　事業計劃

(一)諮會議　評議員會總會、協議會一〇ヶ所、(二)講習講話會　幹部講習會、婦人講習會、地方講習會、講話會、懇談會、青年講習會、(三)職業輔導　副業講習會二ヶ所、(四)宣傳　會報其他の

三、昭和五年度施行事業

二、諮會議

會名	回數	參會者	備考
總會	一	四〇〇	於高知市役所、差別取締令を瞰情す(別項參考編資料參照)

協議事項　一、都市に於ける多數同胞の差別思想を消滅せしむる方法如何。二、縣下の指導委員は融和問題を如何にすれば完全すべきや具體的方法如何。三、本會を法人とすること。四、總ての差別的言動に對する法律的取締を爲す爲に差別取締法を國又は縣をして制定せしむる事。

評議員會	一	二三	通常豫算其他協議
四國四縣融和事業協議會	一	一八	四國融和事業關係者　本年度事業、神社問題、内部產業經濟、内部自覺、青年運動指導
協議會	九	四三三	安藝郡羽根村其他同會職員出席
懇談會	二九	一、六四〇	
計	四一回	二、五一四名	

三、講習會

會名	回數	參會者	備考
融和事業指導員講習會	二	一四三	土佐郡秦村、幡多郡具同村

文書圖民融和日、フイルム、(五)奬勵助成　團體三二、教育、高小生一二五人、義務生二五〇人、視察「北海道移住地視察十人」(六)表彰、(七)簡易文庫五ヶ所

地方講習會　一二　一、四六〇　講師本會職員及東元安子女史、會期各二日
婦人文化講習會　八　八〇〇　同　同　佐藤比和女史
計　二二回　二、四〇三名

四、講習會

會名	同數	參會者	備考
融和問題講演會	三五	四、七三五	安藝郡安藝町其他
活動寫眞利用講演會	五八	二七、二五〇	同　畑山村其他
特別講演會	四	六五〇	四國巡回講演會の內講師赤堀、山本
國民融和日講演會	七	三、〇三五	七郡下數ケ所、其他路傍講演
計	一〇四回	三五、六七〇名	

五、文書其他の宣傳

種目	數量	對象	備考
融和時報	二四、〇〇〇部	會員其他	毎月二、〇〇〇部中央融和事業協會合同
リーフレット	二五、〇〇〇枚	縣下各處女團其他	
懸賞募集（融和日に於ける）	〇〇〇	同	應募者三二八名、四等まで賞

七、職業補導

施行事業	施行期日	場所	機況
八ツ折草履	自六年二月一九日至同二八日	安藝郡安藝町西濱公會堂	講習會　二九名

八、奬勵助成

種別	施行市町村又は交附人員	事業費總額	補助貸　備考
教育奬勵	一七七人	二、二七〇圓	高等小學四二名補習學校三四名大學一名
部落改善施設	九團體	九四〇	三七七　一九九人
團體助成	二三團體	三六五	既設三新設二〇
計		三、〇一二圓	

九、生業資金貸付

事業別	貸付市町村	金額	期間	利率	償還法	備考
陸運業	安藝郡室戸町	二〇〇圓	二ケ年	年三步	月賦	三ケ月据置
木炭業	安藝郡羽根村	三〇〇	同	同	同	
魚行商	香美郡吉川村	一〇〇	同	同	同	
毛布類行商	長岡郡東豐永村	六〇	同	同	同	
製繩製莚業	土佐郡朝倉村	二〇〇	同	同	同	
シダ籠製造雜行商	土佐郡森村	五〇	同	同	同	
檜笠製造	吾川郡弘岡中ノ村	二〇	同	同	同	
速成栽培	高岡郡戸波村	三〇	同	同	同	
魚行商、竹細工穀物商	高岡郡高岡町	二〇〇	同	同	同	
養蜂業	高岡郡日下村	一〇〇	同	同	同	
養蜂業	高岡郡窪川町	一〇〇	同	同	同	

陸運業	幡多郡山奈村	一〇〇	同	同	同	
炭業	幡多郡三崎村	一〇〇	同	同	同	
魚行商	幡多郡入野村	二〇〇	同	同	同	
竹細工	香美郡赤岡町	一〇〇	同	同	同	
理髮業	安藝郡安藝町	五〇	同	同	同	
養蜂	幡多郡和田村	一〇〇	同	同	同	
陸運業	長岡郡介良村	一〇〇	同	同	同	
理髮業	安藝郡野根村	一〇〇	同	同	同	
洋食業	安藝郡和食村	一〇〇	同	同	同	
魚行商	幡多郡三崎町	一〇〇	同	同	同	
麻裏業	長岡郡長岡村	一〇〇	同	同	同	
魚行商	長岡郡古市町	四〇	同	同	同	
計	二二	二、九五〇				

一〇、功勞者表彰

氏名	住所	表彰者
濱田環	安藝郡奈半利町婦人融和會長	高知縣公道會長
文野松次	幡多郡三崎町小學校長	同

第四章　融和團體の組織と個別的活動

二八、福岡縣親善會

福岡縣に於ては夙に縣下の情勢に鑑み、融和親善の運動が強調されつゝあつたが、昭和三年四月には內務大臣の訓令があり、又縣に於ても同年六月融和問題に關する訓令を出し、縣下に於ける社會問題として重要視せらるゝに至り、同年六月十八日本事業に對する篤志者の會同を需め、隔意なき意見を交換した。然るにその席上に於て會々融和團體組織の必要を提唱せられ、之が創立を可決し、委員を擧げて創立準備に着手した。其後數回の委員會を經て趣意書會則を定め遂に創立を見るに至つたものである。

一、要覽

1　創立趣意書

畏くも　明治天皇は天下一人にても其の所を得ざるものあれば是即ち朕が罪なりとの大御心を懷かせられ御卽位元年には五ケ條の御誓文中に舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を宣明し給ひ同四年には四民平等の大義を公布し給へり。爾來六十年此間國運の發展に伴ひ百事面目を改め昔日の如き態を留めずといへども獨り一部同胞に對する因襲的差別觀念の存するありて融和の實を擧げ得ざることは人道上の一大恨事にして御聖旨に對し奉りても洵に恐懼に堪へざる所なり。

今や內外の情勢は國民の和衷協同により國運の進展を期すべき

時にして徒に兄弟墻に鬩ぐべき時にあらず。況んや我國は曩に平和會議に於て人道上より人種差別撤廢を提議したる國なり。如斯世界に對して人種平等を絶叫せる國民が内に於て一部同胞を差別するが如きは實に矛盾も甚しと謂ふべし。

吾人深く時勢の推移と曩に主基齋田、田植式の吉日なりし發せられたる縣訓令の趣旨とに鑑み玆に御大典記念事業として「福岡縣親善會」を組織し我二百四十萬縣民諸士の一致協力によつて舊來の陋習たる差別的偏見の打破に努め互に相倚り相扶けて共存共榮の實を擧げんことを期す。冀くは同感有志の士吾人の微衷を諒とし而つて本會の趣旨に贊同せられ直接間接援助あらんことを。

2　會　則

第一條　本會ハ福岡縣親善會ト稱ス

第二條　本會ノ事務所ハ當分福岡縣廳内ニ置ク

第三條　本會ハ各郡市ニ支部ヲ置クコトヲ得

第四條　本會ハ同胞融和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第五條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、融和促進上必要ナル調査研究

一、懇談會、講演會、講習會ノ開催

一、印刷物ノ刊行

一、融合問題ニ關スル調停

一、其他必要ト認メタル事項

第六條　本會ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ本會ニ加入シタルモノヲ以テ會員トス

一、正會員　會費年額五十錢ヲ醵出スルモノ

一、名譽會員　一時ニ金五十圓以上ヲ醵出スルモノ

第七條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會　長　一名　理事會ニ於テ之ヲ推薦ス

一、副會長　一名　理事會ニ於テ之ヲ推薦ス

一、常務理事　一名　理事會ニ於テ之ヲ推薦ス

一、理事　各郡市一名　總會ニ於テ之ヲ選擧ス

其他若干名　會長之ヲ囑託ス

第八條　理事ノ任期ハ二ケ年トス但再任ヲ妨ケス

任期滿了シタル理事ハ後任者就任ニ至ル迄其職務ヲ行フ

第九條　本會役員ノ職務左ノ如シ

一、會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

一、副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

一、常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理シ會長副會長共ニ事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

一、理事ハ理事會ヲ組織シ豫算其他重要會務ヲ審議ス

第十條　本會ニ主事書記及講師若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託又ハ任命ス

主事書記ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十一條　本會ニ顧問若干名ヲ置キ會長之ヲ推薦ス　顧問ハ會長ノ諮問ニ答ヘ又ハ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第十二條　本會ハ毎年一回總會ヲ開催シ融和促進ニ關スル協議又ハ報告等ヲナス　但必要ニ應シテ臨時總會ヲ開催スルコトアルヘシ

理事會ハ必要ニヨリ會長之ヲ召集ス

第十三條　本會ノ經費ハ左ニ揭クルモノヲ以テ支辨ス

一、會員ノ醵金　一、寄附金

一、補助金　一、其他ノ收入

第十四條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十五條　本會ノ豫算ハ年度開始前理事會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ理事會ノ承認ヲ經ルモノトス

第十六條　本會則ハ理事三分ノ二以上出席シタル理事會ノ議決ヲ經ルニアラサレハ改廢スルコトヲ得ス

前項ノ改廢ハ理事ノ三分ノ二以上出席スルニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス

3　役　員

顧　問（知事）　川澄　治馬　同（學務部長）　猪俣　喜藤

會　長（縣會議長）　林田春次郎　副會長　佐藤　準藏

常務理事（社會課長）　安藤　謙治　理　事　三二名

幹　事（市町村長）　三二〇名　囑　託　五　名

主　事　田中小八郎　書　記　青木　定吉

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫　算　總　額　七、一三〇圓

（内譯）　收入――基本金收入一〇圓、會費三〇〇圓、寄附金五〇〇圓、國庫補助金三、一五〇圓、縣費補助金三、一五〇圓雜收入二〇圓

支出――事務所費三、〇八六圓、會議費二五〇圓（總會費一五〇圓、理事會費一〇〇圓）事業費三、一七〇圓、（講習講演會費一、八七〇圓、調査視察費二七〇圓、會誌發行費三〇〇圓、印刷費六八〇圓、雜費五〇圓）基本金造成費四五〇圓、基本金募集費五〇圓、豫備費一二四圓

2　事業計劃

（一）青年一夜講習　一〇回市町村單位、（二）指導者講習　六回郡市單位、（三）活動寫眞一九回、（四）講演三〇回、（五）總會一回、（六）理事會二回、（七）國民融和日

三、昭和五年度施行事業

二、諮會議

會名	回數	參集者	備考
第三回總會	一	會長以下出席	同會提出議題一、融和運動の進展に關する具體的方策如何二、會員募集良策如何。
第三回理事會	一	決算、豫算、常務理事改選	
懇談會	一	部落と其町村有志者の會合	

三、講習會

會名	回數	參集者	備考
指導者講習會	二	九〇	京都郡行橋町、糸島郡前原町
青年一夜講習會	七	五二〇	講師　郡井伊介氏

四、講演會、活動寫眞會

第四章　融和團體の組織と個別的活動

會名	回數	參會者	備考
講演會	二一	市町村男女師範學校縣廳內其他	
活動寫眞會	一一		

五、文書其他の宣傳

種別	數量	對象	備考
パンフレット 融和講演資料	一、五〇〇	部各市町、村各學校縣廳內	
リーフレット 內務大臣訓令	一、五〇〇	同	

六、差別事象除去、差別事件調停

事象事件分類	內容	發見發生の月日	除去調停の月日	方法	備考
共有財産問題	朝倉郡夜須村に於ける多年の懸案たる兩區の抹草山問題	數年來	兩區の調査なし解決上種々努力しつゝあれども未だ解決に至らず	未解決	
差別言辭	學校建築中の大工が自己の汚れたる衣服を着けながら失言せり	五年八月七日	同	上田中主事に使を馳せ申込みたり、同主事は行き懇篤不心得なる說きたれば共に徹底的理解を得て無條件に圓滿解決を得たり	解決

七、職業調整（續篇）

施行事業	施行月日	場所	概況
就職斡旋	六年三月一二日	小倉市	小倉兵器製造所長に面談職工斡旋
同	同	同	小倉競馬倶樂部事務員同前

一一、視察

目的	視察地	期間	人員	備考
優良地視察	佐賀縣唐津町	七月一六、一七日	理事八名	諸岡豐治氏訪問七山村融和の實際を視察したり

一三、他團體との聯絡提携

聯絡團體名	聯絡事項	備考
糸島郡比崎村各宗聯合協會	講演及活動	其他縣廳內各部課との聯絡提携
田川郡方城村親善會	寫眞會	
內務省主催自治講習會		

二九、大分縣親和會

大正十三年八月大分縣郡市長會議に際し、縣知事より國民相互間の因襲的觀念を撤廢し、融和親睦の實を擧ぐるは喫緊の事なるが故に、速に融和促進機關を設置せられんことを望む旨指示する所あり、次で同年十一月、中央社會事業協會主催の地方改善事業講習會を縣下別府市に開催するや、會員多數の意見として、此機會に融和促進機關設置の議起り、講習會修了當日（大正十三年十一月二十日）縣內出席會員一同協議の結果本會を設立し、會長に縣知事を推戴し、會則の制定役員の選任等總て會長に委囑し、至急其の成立を希望する旨を決議した。越へて同年十二月三日、郡市長會議開催の機を捉へ、會則案を示して意見を求めたるに滿場之に同意し、縣民全體を以て會員となすことゝし、玆に同會の創立を見るに至つた。

一、要覽

1 創立趣意書

創立經過に記せる如き經過に依り創立するに至りたるを以て別に趣旨書を配布して其の贊同を求むる等の必要なかりしも其の趣意とする所は封建的階級制度撤廢せられてより既に半世紀を超えたる今日相愛すべき同胞をして社會的因襲に胚胎せる醜惡なる賤視觀念の爲めに人生の悲慘を痛苦せしめつゝあるは我が國家社會に取りて最も大なる痛恨事なれば之が解決を圖り眞の精神的文化を普及せしめんとするに在ること勿論なりとす。

2 會則

第一條　本會ハ大分縣親和會ト稱シ事務所ヲ大分縣廳內ニ置ク

第二條　本會ハ會員相互ノ融和親善ヲ計リ廣ク同胞相愛ノ精神ヲ普及シ自治協同ノ美風ヲ馴致スルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、講話會講習會懇談會等ノ開催

二、功勞者ノ表彰

第四條　本會ハ本縣內ニ居住シ本會ノ趣旨ニ贊同スル者ヲ以テ組織ス

第五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、總裁　一名
二、會長　一名
三、副會長　二名
四、支部長　若干名
五、評議員　若干名

第六條　總裁ニハ本縣知事ヲ會長ニハ本縣學務部長ヲ推戴シ副會長支部長及評議員ハ會長之ヲ囑託ス

役員ノ任期ハ三ケ年トス

第七條　會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

支部長ハ會長ノ指揮ヲ受ケ支部ノ事務ヲ掌ル評議員ハ重要事項ヲ調査審議ス

第八條　本會ニ幹事若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託ス

幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務及會計事務ニ從事ス

第九條　總會及評議員會ハ必要ニ應シ之ヲ開催ス

第十條　本會ノ經費ハ寄附金及補助金ヲ以テ之ヲ支辨ス

3 役員

總裁（知事）	阿部　嘉七	會長（學務部長）	川島　傳三		
副會長（社會課長）	石橋　豐德				
支部長	伊藤　謙作（外一〇名）				
評議員	三ケ尻義彦（外六名）				

幹事　小堀保行　幹事　小野擴
同　土師字同　秦久勝
同　村上三志勝

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算　總額　一、四一〇圓
（内譯）歳入――助成金一、三〇〇圓（國庫一、〇〇〇圓、縣費三〇〇圓）繰越金一〇〇圓、雜收入一〇圓
歳出――事業費九三〇圓（講習懇談會費三三〇圓、懇話懇談會費四〇〇圓、活動寫眞會費五〇圓、表彰費五〇圓講習會派遣費五〇圓、文書印刷費五〇圓）事務費四二〇圓、豫備費六〇圓

2　事業計劃
（一）講習會懇談會　副業手藝等二ケ所、（二）講話會懇談會　融和促進及精神修養等四ケ所、（三）活動寫眞會　五ケ所、（四）功勞者表彰、（五）講習會員派遣、（六）冊子配布

三、昭和五年度施行事業

二、諮會議
懇談會　七回　參會者一、五〇〇名　東國東郡國東町其他
三、講習會
講習會　三回　參會者二四〇名　科目　作法編物其他
四、講演會
講話會　七回　參會者二、〇〇〇名　別府市其他

五、支會其他の會傳

種別　數量　對象　備考
融和時報　每月三六〇部　縣下關係各方面　每月三六〇部

七、職業紹繪
施行事業　施行月日　場所　概況
講習會　自五年十二月二十一日　大分市　講習生　女子青年
至同　同月二十七日　南勞家　科目　文化子供服
同　自六年三月三日　同南大同　及毛絲編物
至同　七日分

一〇、功勞者表彰
氏名　住所　表彰者
平岡一策（外四名）　大分市春日町（其他）　大分縣親和會長

四、支會活動狀況

支會名　所在地　代表者　五年度事業概況　備考
東國東郡親和會　東國東郡國東町　佐藤武兵　縣親和會代表者警察署長共同

七、其他
全國融和團體聯合大會　出席者四名

三〇、佐賀縣社會事業協會融和部

佐賀縣にては、大正十五年七月二十八日社會事業協會内に左の通り會則を改正して融和部を新設した。

一、要覽

1　會則

第一章　總則

第一條　本會ハ皇太子殿下御慶事記念事業トシテ佐賀縣下ニ於ケル社會事業ノ普及發達並ニ聯絡ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第二條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一、社會事業ニ關スル調査研究並ニ宣傳ヲナスコト
二、社會事業ノ連絡ヲ計ルコト
三、社會事業ヲ實行シ又之カ助成ヲナスコト
四、融和事業ニ關スル施設ヲナスコト
五、前各號ノ外必要ト認メタル事項
第三條　本會ハ佐賀縣社會事業協會ト稱ス
第四條　本會ハ事務所ヲ佐賀縣廳内ニ置ク

第二章　會員

第五條　本會々員ハ本會ノ事業ヲ翼賛シ五ケ年以上毎年會費一口以上（一口ノ金額ヲ五圓トス）ヲ醵出スルモノヲ以テ會員トス
社會事業ニ功勞アル者又ハ社會事業ニ關スル學識經驗アル者ハ評議員會ノ議決ヲ經テ名譽會員ニ推薦スルコトヲ得
第六條　會員タラントスル者ハ住所氏名並ニ年醵金額ヲ具シ本會ニ申込ムヘシ
住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ旨通知スヘシ

第三章　役員

第七條　本會ニ總裁及左ノ役員ヲ置ク
一、會長　副會長　各一名
一、評議員　若干名
役員ハ總テ名譽職トス
第八條　總裁ハ佐賀縣知事ヲ推薦シ會長副會長ハ評議員會ニ於テ選擧ス、評議員ハ市部ハ市長郡部ハ各郡内町村長中ヨリ一名宛互選シタル者及各郡中ヨリ一名宛互選シタルモノトス
第八條ノ二　本會ニ幹事若干名ヲ置キ總裁之ヲ委囑ス縣社會課長ヲ以テ常任幹事トス
第九條　總裁ハ會務ヲ總理ス
會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ執行シ會議ノ議長トナル
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アル時ハ其ノ事務ヲ代理ス
幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理ス、會長副會長共ニ事故アルトキハ常任幹事其事務ヲ代理スルコトヲ得
第十條　會長副會長及評議員ノ任期ハ二ケ年トス
第十一條　補缺ニ依リテ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄尚其ノ職務ヲ行フモノトス
第十二條　本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得
顧問ハ總裁之ヲ委囑シ會長ノ諮問ニ應ヘ又ハ意見ヲ述ルモノトス
第十三條　本會ニ主事及書記若干名ヲ置ク
主事及書記ハ會長之ヲ任免シ手當ヲ給スルコトヲ得

主事及書記ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第十三條ノ二　各市町村ニ方面委員長、方面委員、及方面幹事ヲ置ク

方面委員長、方面委員、方面幹事ニ關スル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第四章　總會評議員會

第十四條　總會ハ毎年一回之ヲ開キ會務ヲ報告ス臨時必要ノ場合ニハ臨時會ヲ開クコトヲ得

第十五條　評議員會ハ必要ニ應シ之ヲ開ク、評議員會三分ノ一以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開ク事ヲ得ス但シ再開ノ場合ハ此ノ限ニアラス評議員會ノ議員ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

評議員會ニ於テハ本會ノ事業ニ關スル豫算決算其他重要ナル事項ヲ議決ス

緊急止ムヲ得サル事件ニ關シ評議員會ヲ開クコト能ハザル場合ハ會長ニ於テ專決處分スルコトヲ得

但シ次回ノ評議員會ニ於テ其報告ヲ爲スヘシ

第五章　削　除

第六章　會　計

第十七條　本會ノ經費ハ會費寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

本會ノ融和事業費ハ特別會計トス

第十八條　會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十九條　本會ノ經理ニ關スル細則ハ評議員會ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第七章　會則ノ變更及解散

第二十條　本會ハ總會ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ會則ノ變更ナスコトヲ得ス

第二十一條　本會ハ總會ニ於テ會員半數以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ解散スルコトヲ得ス

第二十二條　第一回總會開會ニ至ルマテ當分ノ間會長以下役員ハ總裁ノ指名ニ依ル

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1　豫算　總額　三、七九九圓

（內譯）**歲入**——融和事業收入三、七九九圓（國庫補助金一、一〇〇圓、繰入金一、二一四圓、繰越金一〇〇圓、中央融和事業協會教育助成金一二五圓、償還金二六〇圓、生業資金借入金一、〇〇〇圓）

歲出——融和事業支出三、七九九圓（事務費一、一七九圓　融和事業費二、五五五圓「講演懇談會費二〇〇圓、從事者養成費二〇〇圓、事業助成費三〇〇圓、宣傳費四五〇圓、教育奬勵助成費二四五圓、生業資金償還費二六〇圓　生業資金貸付費一、〇〇〇圓」豫備費六五圓）

2　事業計劃

（一）講習會　一回、（二）懇談會　市町村代表者、（三）從事者養成講習、中央融和事業協會講習會派遣、（四）事業助成　町村單位八團體、（五）宣傳　融和時報毎月一千部、フイルム購入、タイトル作製、（六）教育奬勵助成　高等小學、補習學校一〇名、（七）生業資金融通　五〇〇圓二ケ所

三、昭和五年度施行事業

二、講會讀

會名	回數	參會者	備考
評議員會	二	二三	意見發表、決算及五年度追加更正、講演
總會	一	三〇〇餘	會則一部改正
懇談會	一	八團體代表者	各町村の融和事業
計	四回	三二三名	

四、講演會

會名	回數	參會者	備考
講演會	一回	六、七〇〇	佐賀市東田代町其他映畫並用

五、文書其他の宣傳

種別	數量	對象	備考
融和時報	一二、〇〇〇部	縣下各方面	毎月一、〇〇〇部中央融和事業協會合同

第四章　融和團體の組織と個別的活動

三一、熊本縣昭和會

熊本縣に於ける融和狀勢は從來比較的良好で、顯現的差別事象もその跡を絶たんとするの實狀にあつたが、尙未だその痕跡の殘存するを認め、內秘的差別觀念の存するを無視することは出來なかつた。玆に於て昭和三年五月二十六日には縣訓令を發して縣民の反省を促し、尙引續いて八月二十八日の所謂解放令發布記念日には齋藤知事のラヂオ放送をなし、縣民諧和の實現を一層強調するに至つた。玆に於て從來縣の經營し來つた諸施設を一層充實せしむるの要を認め、遂に八月二十八日をトして同會を創設し、中央團體と連絡提携を計り縣民一致融和の實を擧ぐるに努力することゝなつた。

一、要　覽

1　趣意書

國運の進展は必ず國民の親和に本づく而して國民の親和は亦必ず全國民相互に人格を尊重して共存共榮以て社會生活の和平を圖るに在ることは今更申す迄もない事であります。

曩くも　明治天皇は深く是に御軫念あらせられ夙に五ケ條の御誓文を渙發し給ひ爾いで明治四年八月二十八日には太政官布告を以て四民平等の制を布かせ給ふたのであります。

爾來百事面目を一新して今日の隆昌を來たせるの時獨り社會の一部差別の陋習今猶ほ全く其跡を絶たず動もすれば淳厚斡旋の美俗を妨ぐるが如き觀なきにあらざるは洵に昭和聖代の一大痛恨事であります。かゝる條理に悖り人道に反する陋習弊風は之を芟除し盡して速かに親和愉悅の社會を顯現せしむべきは現代の國民共同の重大責任であつて最も緊切なる要務なりと固く信ずるのであります　本縣に於ては玆に見る所あり去五月二十六日には訓令第六十三號を發し特に縣民の反省自覺を促して融和に關する各般の施設に一層の奮勵を加へられ尙引續き八月二十八日の所謂解放令發布の　記念日には　齋藤熊本縣知事は親しく「ラヂオ」放送に依りて愛を基調とする國民偕和の理想實現を强調されたのであります。

此の一事に徵しましても現下幾多の社會問題中融和問題が如何に重大性を有するかゞ確に窺ひ知らるゝのであります。尤も本縣に於ける融和の情勢は頗る良好の域に達し今や不合理の差別事象も漸く其の跡を絶たんとするの實狀に在りまするけれ共、此の種の弊風は假令痕跡の存するも救ふべきに非ず必ず之を拂拭して眞實に同胞の融和親善を促進し以て社會の暗影を一掃し盡さればなりませぬ。然し乍ら此の弊風たるや全く人心の深奥に潛在する內秘的感情に起因するので之が拂拭淨化は決して容易の事業ではありませぬ。從來の施設經營を一層充實せしむるの要あると共に更に官民一致大いに奮闘努力して縣民相互の眞摯なる反省と徹底せる自覺とを喚起し相當年月をも假さなくてはならないと考へられるのであります。

尙中央地方相連絡提携歩調を一にして全國的の運動に參加しなくては到底その目的の完成は期し難いのであります。

是を以て本年八月二十八日をトし熊本縣昭和會を創設して中央融和事業協會と連絡を圖り各方面の援助と縣民一般の理解ある共鳴との下に同胞親和の大旨を揭げ差別的偏見の陋習弊風を絶滅し

て凡ての人々が相敬し相愛し愉悅と榮光とに輝き得る社會生活の顯現を眞摯追求し以て昭和の聖代に聊か貢獻せん事を企圖する所以であります。

大方の諸彦冀くは本會の意の在る處を諒せられ擧縣一致國民親和の實を擧ぐるため奮つて其の力を致されんことを切望して止まないのであります。

2　會　則

第一條　本會ハ熊本縣昭和會ト稱シ同胞親和ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス

第二條　本會ハ本部ヲ熊本縣廳內ニ置キ必要ニ應シ各地ニ支部ヲ設ク但シ支部規定ハ別ニ之ヲ定ム

第三條　本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、親和ニ關スル必要事項ヲ調査研究スルコト

二、親和ノ宣傳ニ努ムルコト

三、親和ノ實現ニ努ムルコト

四、其他必要ト認ムル事項

第四條　本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一、名譽會員ハ融和事業ニ關シ學識經驗アル者、本會ニ功勞アル者及金一千圓以上寄附シタル者ニシテ評議員會ノ推薦ニ係ル者

一、贊助會員ハ本會事業ノ促進ニ盡力シタル者及金百圓以上ヲ寄附シタル者ニシテ評議員會ノ推薦ニ係ル者

一、特別會員ハ本會ノ事業ニ關係アル名譽職者官公吏敎育者、宗敎家等及金三十圓以上寄附シタル者ニシテ評議員會ノ推薦ニ係ル者

一、通常會員ハ縣ノ推薦ニ依リ融和事業ニ關スル縣外視察若クハ縣外講習會ニ派遣セラレタル者及本會ノ趣旨ニ贊同シテ其ノ目的遂行ヲ期スル者

第五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、名譽總裁　一名

一、總　裁　一名

一、名譽顧問　若干名

一、顧　問　若干名

一、會　長　一名

一、副會長　一名

一、理　事　若干名

一、評議員　若干名

第六條　本會ハ細川侯爵閣下ヲ名譽總裁ニ、熊本縣知事ヲ總裁ニ推戴シ熊本縣學務部長ヲ會長トス

名譽顧問、顧問ハ會長之ヲ推薦ス

副會長及理事、評議員ハ會長之ヲ囑託ス

第七條　會長ハ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス

評議員會ハ豫算ノ決議決算ノ認定其他重要ナル事項ヲ審議ス

第八條　本會ハ每年一回總會ヲ開ク、評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス

第九條　役員ノ任期ハ二ケ年トス

第四章　融和團體の組織と個別的活動

種別	名称	設置年月日	目的	備考
同	白水村	一〇月八日	向上旺盛なし自主的	
同	吉村	一〇月三日	差別事象をなくし	
同	富村	一〇月三日	差別意識の向上旺盛にして、	
同	西合志村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	志々岐村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	泗水村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	大津町	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	菊陽村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	南関町	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	和水町	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	山鹿市	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	鹿本町	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	植木町	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	旭志村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	合志町	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	西合志村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	日吉村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	富村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	吉村	一〇月八日	差別事象なし共同	
同	白水村	一〇月八日	差別事象なし共同	

種別	名称	設置年月日	目的	備考
同	白水村	一〇月八日	差別事象なし自主的	
同	吉村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	富村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	西合志村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	志々岐村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	泗水村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	大津町	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	菊陽村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	南関町	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	和水町	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	山鹿市	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	鹿本町	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	植木町	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	旭志村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	合志町	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	西合志村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	日吉村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	富村	一〇月三日	差別事象なし共同	
同	吉村	一〇月八日	差別事象なし共同	
同	白水村	一〇月八日	差別事象なし自主的	

種別	名称	設置年月日	目的	備考
パンフレット	和水町人権啓発推進協議会	昭和五年度	人権啓発	対象 所在及び構成
同

地方敎化の要衝にある小學校に強て熊本縣並に昭和會は融和問題關係圖書を寄贈し多數閱讀する樣取計方を依頼してゐたが、果して多數讀者ありや否や充分の目的を達し得ぬおそれなしとしなかつたので、今回此の際に僅み實績を擧ぐる樣先づ關係小學校並に敎育支會に融和文庫として取纒め備へ付くることゝしてゐる。

一四、其他縣外視察員派遣

目的　開催地　期間　人員　備考

指導者養成　京都市　自九月二九日　四　中央融和事業協會主催
至一〇月一三日

三二、鹿兒島縣社會事業協會融和部

鹿兒島縣の融和事業は、從來同縣社會課並に社會事業協會に於て施設して來たが、近時縣下社會事情の變遷に伴ひ本事業を積極的に進展すべき必要を認め、昭和四年四月一日新たに同協會に融和部を獨立せしめ、主として內部の生活の安定福利の增進を計ることになつた。

一、要　覽

1、會　則

第一章　名稱及事務所

第一條　本會ハ財團法人鹿兒島縣社會事業協會ト稱ス

第二條　本會ハ事務所ヲ鹿兒島市山下町六八番地ノ一ニ置ク

第二章　目的及事業

第三條　本會ハ鹿兒島縣下ニ於ケル社會事業ノ普及發達並其ノ聯絡ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、社會事業ニ關スル研究調査ヲ爲シ必要ト認メタル各種ノ社會事業ヲ實行スルコト

二、社會事業ニ關スル講演會又ハ講習會ヲ開催スルコト

三、社會事業ニ關スル行政ヲ翼贊スルコト

四、社會事業ノ後援ニ努ムルコト

五、社會事業從事者ヲ養成スルコト

六、會報其ノ他ノ印刷物ヲ發行スルコト

第三章　會　員

第五條　本會ノ事業ヲ翼贊シテ金品ヲ寄附シタル者及會長ニ於テ本會ノ事業ニ對シ功勞アリト認メタル者ヲ以テ會員トス

第四章　資産及會計

第六條　本會設立ノ日ニ於ケル資産ハ鹿兒島縣知事ヨリ交付ヲ受ケタル金二十二萬圓トシ之ヲ本會ノ基金トス

第七條　基金ハ國債證券又ハ確實ナル有價證券ヲ買入レ若ハ確實ナル銀行ニ預入レ又ハ理事會ニ於テ償還確實ト認メタル關係ニ貸付ケ利殖ヲ圖ルモノトス

前項以外ニ基金ヲ使用若クハ處分セントスルトキハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八條　本會ノ經費ハ基金ヨリ生スル收入補助金其他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第九條　本會ノ經費ニ剩餘金アルトキハ基金ニ編入スルモノトス
但シ必要ナル場合ハ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

第十條　本會ノ豫算ハ每年評議員會ノ議決ヲ經決算ハ其ノ認定ヲ經ルコトヲ要ス

第十一條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第五章　役　員

第十二條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事　七名
評議員　二十名

理事評議員ハ名譽職トス

第十三條　理事ハ鹿兒島縣知事鹿兒島縣學務部長鹿兒島縣會議長鹿兒島縣社會課長ノ職ニ在ル者ヲ推シ其ノ他ノ理事ハ評議員會ニ於テ推薦シタル者ニ付會長之ヲ委囑ス

第十四條　理事中ニ會長一名副會長二名常務理事一名ヲ置ク
會長ニハ鹿兒島縣知事タル理事ヲ推戴シ副會長ニハ鹿兒島縣學務部長タル理事鹿兒島縣會議長タル理事常務理事ニハ鹿兒島縣社會課長タル理事ヲ推シ會長之ヲ委囑ス
會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス
會長ノ職務ヲ代理スル副會長ハ學務部長タル副會長ヲ先ニス常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理シ會長副會長共ニ事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第十五條　評議員ハ會長之ヲ推薦ス

第十六條　理事評議員ノ任期ハ二ケ年トス但シ官吏及縣會議員ヨリ出サタル者ハ其ノ在職中トス

第十七條　補缺ニ依リ就任シタル理事評議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄仍ホ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十八條　本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得
顧問ハ會長之ヲ囑託ス
顧問ハ本會ノ事業ニ關シ會長ノ諮問ニ應ヘ又ハ意見ヲ述フルモノトス

第十九條　本會ニ幹事書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス
幹事ハ上司ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス

第六章　理事會及評議員會

第二十條　理事會ハ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス
理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル

理事會ハ會長ノ諮問ニ應ヘ重要會務ヲ審議ス

第二十一條　評議員會ハ每年一回之ヲ開ク但會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得評議員會ノ議長ハ會長之ニ當ル
評議員會ハ評議員四分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス但シ同一事項ニ付再回招集ノ場合ハ此限ニ非ラス

評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル場合ニ依リテハ會議ニ代フルニ書面ヲ以テ表決スルコトヲ得

第二十二條　本部附行爲ノ施行ニ必要ナル細則ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム

第七章　支部及分區

第二十三條　本會ハ各郡市ニ支部ヲ置ク

支部長ハ郡市長ノ職ニ在ル者ニ之ヲ委嘱ス

第二十四條　本會ハ各支部ノ下ニ分區ヲ置キ其ノ區域ハ町村ノ區域ニ依ル分區長ハ町村長ノ職ニ在ル者ニ之ヲ委嘱ス

附　則

第二十五條　寄附行爲ハ理事評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得主務官廳ノ認可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第二十六條　本會設立當時ニ於ケル理事左ノ如シ

會長理事　中川認

副會長理事　紀伊覚平

同　山下卓馬

常務理事　村地信夫

3、役員

會長(知事)　山口安憲　副會長(學務部長)堀口功

副會長　岩切太郎吉　理事　秦山萬次郎

理事　兒玉實良　同　佐藤茂助

常務理事(社會課長)　岡本三郎助　評議員　奥龜一

外一九名

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1、豫算總額　一、九七〇圓

(内譯)　歳入ー一般會計繰入金八六九圓、補助金一、一〇〇圓、(國庫七〇〇圓、縣費二〇〇圓、中央融和事業協會二〇〇圓)繰越金一圓

歳出ー事業費一、九七〇圓(協議費一九〇圓、活動寫眞費一〇圓、視察員派遣費三〇〇圓、就學奬勵費一二〇圓、育英奬勵費八〇〇圓、講習會派遣費四〇圓、講習會費四〇〇圓、選奬費一〇圓、融和時報頒布費一〇〇圓)

2、事業計劃

(一)協議會、(二)活動寫眞會、(三)視察員派遣六名、(四)就學奬勵補助　地區貧困者兒童二四名、(五)育英奬勵補助　中等學校、(六)講習會派遣、(七)講習會副業に關する講習三ヶ所、(八)選奬(九)融和時報發行

三、昭和五年度施行事業

一、調査

種目	施行月日	場所	概況
要改善地區調査	鹿兒島縣外八郡		調査要目、生業、副業生計、金融機關利用狀況、教育、既設改善事業、調査完了

二、講會諸會

名稱	開催回數	參會者	備考
第二回鹿兒島縣融和事業協議會	一	一〇一	六年二月二〇日、鹿兒島市

協議題　一、融和觀念を普及徹底せしむる良法如何。二、要改善地區の産業經濟を向上せしむるに最も適切なる施設如何三、融和促進上要改善地區に教育を普及徹底せしむる良法如何(以上縣提出)。一、部落民の同姓改變に關する件。二、要改善地區内部道路に關する件。三、要改善地區内夜學者數地に關する件。四、國民融和日を本縣の實情に鑑み有意義ならしむる方法如何。五、融和事業として内部の産業經濟向上施設方法如何。六、青年子女に融和思想を普及徹底せしむる方法如何(以上町村及委員提出)。

懇談會　四　改善事業視察を兼ね諸種の懇談をなせり

四、講演會

會名	開催回數	參會者	備考
映畫會並講話會	四		生活改善、社會教化映畫

五、文書其の他の宣傳

種別	數量	對象	備考
融和時報九州版	縣下關係方面	中央融和事業協會合同發行	

國民融和日宣傳(第三章融和團體の全國的活動參照)

八、奬勵助成

施行事業　寵行市町村

交付人員　事業費總額　補助費　備考

地區文化施設　一　六〇〇圓　二〇〇圓　伊佐郡水野村飲料水、堀壓電燈係引込

教育奬勵　二四名　中等六名兒童一八名　七八二、七二

計　九八二、七二

九、生業資金貸付

事業別	貸付市町村	貸付金額	期間	利率	償還法	備考
駄馬購入	伊佐郡大口町	一〇〇圓	二ヶ月	無利息	月賦	一世帶五〇圓を最高とす二名分
同	薩摩郡入來村	一五〇	同	同	同	同三名分
計		二五〇				

一〇、功勞者表彰

氏名	住所	表彰者
田中廣次	日置郡市來公民學校教諭	鹿兒島縣社會事業協會長

一二、視察

目的	視察地	期間	人員	備考
要改善事業一般社會事業	廣島、岡山、香川、愛媛の四縣	六年一月一九日同一月二八日	六	

第五章　其他團體と融和問題

第一節　教化事業團體に於ける融和問題

一、教化事業調査會と融和問題對策

昭和五年十一月十日、十一日の兩日教化團體聯合會主催の

下に開催したる第六回全國教化事業關係代表者大會に於て、香川縣教化團體聯合會より

國民諧和親善に關し教化團體として執るべき方策如何

なる協議題の提出あり、右大會に於て愼重審議の結果諧和親善に關する問題は現下主要なる社會問題にして、教化團體として大に努力すべきものと認むるを以て中央教化團體聯合會に於ては中央融和事業協會と協議を遂げ適當なる方策を講ぜられたし

と決議したが、同聯合會では右の趣旨に基き中央融和事業協會と協議の上原案を決定し、六年五月九日之を教化事業調査會に附議し審議の結果、左の方策を決定し同聯合會加盟の各教化團體に宛夫々通知した。

國民融和親善に關し教化團體として執るべき方策

一、教化團體主催の講習會には可成融和問題に關する科目を加ふること。

二、講演會、協議會、懇談會等に際しては努めて差別的偏見除去の趣旨を徹底せしむること。

三、國民融和日運動には可成參加すること。

四、差別事件の調停斡旋、差別事象の撤廢等に關しては出來得る限り努力すること。

五、機會均等の實現に對し一層懇切なる指導後援を爲すこと。

六、人格平等の思想を普及せしむること。

二、第二回全國教化團體打合會に於ける融和問題

中央教化團體聯合會主催の下に昭和五年六月二十五日から二日間、文部省會議室に於て第二回道府縣教化聯合團體事務主任者打合會が開催されたが、その協議事項の一として

國民諧和親善に關し教化團體として執るべき方策に關する件

が附議せられた。

本事項は四年同會主催の第六回全國教化事業關係者代表者大會に於ける「國民諧和親善に關し教化團體として執るべき方策如何」の協議題に對する決議の趣旨に基き同會に於て本協會と協議し、更に教化事業調査會に於て決定せる國民諧和親善に關し教化團體として執るべき方策」（前項所載）を議案として提出したが滿場異議なく、右決定事項の趣旨の徹底を期することゝなつた。

尙同打合會に於ける主なる意見は次の通りであつた。

○地方教化聯合團體中に融和團體の加つてゐない地方は速に加入せしめられたい。

○中央教化團體聯合會の寄附行爲の中に、その事業として融和問題を挿入せられたい。これが明記せられないことに依つて、地方の教化團體では融和事業を行ふも行はざるも差支なき樣に考へ、又融和問題の主旨を眞に解せぬ者がある。尙本年の教化事業講習會の科目として本問題を入れられたい。

○教化團體で、融和問題に關するポスター、リーフレット等を配布することは融和問題が國民全體の運動と觀られ適切なることである。

○差別してゐること差別されてゐることを知ることが、問題の解決を最も速かならしめるものである。其の方法に付ては愼重なる態度が必要である。

○青年處女の講習會に、本課目を加味することは、後に良き結果を生するものである。

尙座長松井同會常務理事は最後に左の意見を述べて本事項の打合を終つた。

融和問題に對しては、將來充分力を入れる方針である。其の解決には深い信念が必要である。教化團體としは、種々の場合に融和問題を織り込み、出來る丈け適切な方法を講ぜねばならない。尙ほ今回の聖上陛下には靜岡縣行幸の際濱名郡吉野村長の融和事業の特志家北村竜三郎氏を召されて拜謁を仰せ付けられ、且つ又御陪食の榮を拜したことは、本問題が如何に國家的に重大問題であり、そして皇室に於かせられて如何に本問題を御軫念あらせられてゐるかを拜察することが出來るものである。更に諸氏の御勉勵を希望する。

三、第七回全國教化事業大會に於ける融和問題

昭和五年十一月十九日より東京日本青年館に開かれた第七回全國教化事業關係代表者大會に於ける協議事項

教化統制機關の機能を發揮するに最も有効適切なる方策如何に對し左記の通り決定事項中に融和問題を加へられた。

決　議

近時國民思想惡化ノ傾向日ニ顯著ナル憂ニ堪フベキモノアリ、今ニシテ之ガ教化對策ヲ講ゼズンバ、恐ラクハ悔ヲ千歲ニ遺スニ至ラン、而モ現下ノ世相タル其ノ原因スル所、國民ノ經濟苦ニ出ヅルモノ極メテ多シ、從ツテ教化ト云フモ單ニ筆舌ノ末ヲ以テ能ク果シ得ベキニアラズ

宜シク共存共榮ノ本義ニ立脚シ、共同善、共同救濟、共同努力等ニヨル合理的社會ノ建設ヲ目標トシ、其ノ實踐躬行ヲ通ジテ我ガ國體ノ精華ヲ發揚シ、民風教化ノ實ヲ擧グベキナリ、

卽チ教化統制機關ハ須ラクコノ理想ニ基キ、其ノ全機能ノ發揮ニ努ムルタメ左記教化方針ヲ確立シ、其ノ施設ヲ講ズルヲ以テ最モ有効適切ナリト認ム

教化方針

一、國體宣揚ノ旗印ノ下ニ團結スルコト

二、教育勅語ノ御趣旨ヲ國民ノ日常生活ノ中ニ徹底セシムルコト

三、國民性ニ立脚シ、地方事情ニ適應シタル社會改善ノ實行ヲ期スルコト

1、共同社會觀念ノ樹立ト其ノ實現

イ、敎神崇祖並ニ鄕土愛精神ノ鼓吹

ロ、宗敎的信念ノ涵養、謝恩生活ノ勵行

ハ、融和親善ノ促進、差別ノ陋習打破

ニ、社會的責任ノ自覺ト其ノ實踐

ホ、共同救濟方策ノ實行促進
ヘ、合理的共同社會ノ實現ヲ目標トシ常ニ國民的意氣ヲ滲潤スルコト
ト、生活改善ノ實行促進
2、公民教育ノ徹底
イ、自治體ノ健全ナル發達
ロ、地方自治ノ政黨化防止
ハ、政治教育ノ普及、自治觀念ノ養成
3、家庭教化、婦人教化ノ重視
4、健全ナル「町村風」ヲ樹立シ、以テ民風作興ノ實ヲ擧グルコト
5、教化關係者ノ自覺、反省、修養

第二節　宗教諸團體に於ける融和問題

一、各宗代表者の宗教家融和問題懇談會

○中央融和事業協會、近畿融和聯盟共同主催にて宗教家融和問題懇談會を昭和五年十月十四日午後一時から京都府正廳で開催した。來賓戸塚學務部長、松村社寺課長、續市教育部長、吉村市社會課長を初め本山格以上の各寺院代表者

龜井門堂門跡執事三浦義薫、本圀寺西村唯妙、青蓮院井出良覺、妙顯寺明渡日正、萬福寺林義昌、勸修寺門跡德田定圓、光明寺田村歡陽、天龍寺、禪林寺藤原齡敎、知恩院福原隆成、興正寺堀井良隣佛光寺、大谷派本願寺下間空敎、本派本願寺花田凌雲、大德寺渡邊鴻圓、東福寺吉田清摘、南禪寺鈴木大鼎、建仁寺、項妙寺、黑谷光明寺大河內賢良、藥師寺橋本凝胤

赤堀本會常務理事の挨拶があつて、內海兵庫縣淸和會代表「部落問題の現狀」を述べ懇談に移り、各自忌憚なき意見を交換した。尙依頼事項

一、各宗設立ノ學校ニテ融和問題科外講演會ヲ開催サレタキコト
二、各種ノ講習會ニ於テ本問題ヲ講題トシテ挿入セシメラレタキコト
三、融和事業ニ從事スル僧侶ヲ調査シ優遇ノ方法ヲ講ゼラルルト共ニ差別言動ヲ弄スル僧侶等アリタル時ハ之ガ處置ニ付考慮ヲ拂ハレ度キコト
四、各宗機關雜誌ニ融和記事ヲ掲載サレタキコト
五、各宗社會課所管事務中ニ本事業ヲ加ヘラルヽト共ニ可成融和團體ヲ作ル樣セラレ度コト
六、國民融和日ニ對シテ布敎師ノ動員ヲナス等適切ナル施設ヲ講ジ趣旨ノ達成ニ努メラレタキコト

を提議しさきに近畿融和事業協議會で決議せる宗敎對策につき武內本願寺眞身會長の說明を試みたが滿場これを承認し、五時閉會をつげた。出席者は中央融和事業協會の外、滋賀、兵庫、大阪、大和、和歌山、三重、東西本願寺、京都の聯盟加盟團體の二十三名であつた。

二、高野山大學融和問題研究會

高野山大學內に從來個人として融和問題を研究してゐる眞面目な學徒もあつたが、昭和五年春中央融和事業協會から講師を派遣して同大學に於て講演をなしたるに端を發して高野山大學々生融和問題研究會なるものが組織されることゝなり、同年八月廿三日同大學講堂に於て、本協會の下村、奈良縣大和同志會の吉川、中岡の數氏並に山內各機關の要職、及びこの種の問題に熱心なる篤志家等多數參列し發會式が擧行せれた。

因に同研究會は會員學生二十數名の眞摯なる自發的研究意識に待つもので、理論の考究と共に實際的運動にも參加して、融和實現の爲に萬全の努力を拂らはんとしてゐる。

事業　研究懇談會

八月廿四日午後一時より山內橋池院に於て發會式參列のため登山中の吉川、下村の諸氏も加つて研究懇談會を催し、同會將來の方針に就いて協議研究するところがあつた。

發會式記念融和問題大講演會

同研究會發會式が擧行せられた同日の午後七時より山內金剛敎會本部に於て創立記念融和問題大講演會が開催されたが、折柄避暑並に參詣の爲め登山中の全國に涉る道俗七百名參集、多大の反響のもとに十一時盛會裡に閉會した。

三、古義眞言宗と融和問題

昭和五年五月八日高野山上同宗大學新校舍に於に、融和問題大講演會を開催したが、出席者は總務、部長等同宗としての最高幹部をはじめ、高野山大學長、並に諸敎授、同宗中學校長並に職員、學生等滿堂の聽衆、講師下村春之助氏の「佛敎と融和問題」と題する二時間餘に亘る講演あり、多大の感動を與へた。

引續いて、來る六日五日の香川縣高松市に於て開催の同宗大會に於て、五日間の社會事業講習會が開かれたが、その科目の中にも融和事業を加へ、同じく下村氏の「宗敎と融和事業」と題する講義があつた。

四、香川縣佛敎融和聯盟

香川縣佛敎融和聯盟は佛敎の原理に立脚して融和問題の解決に盡すべく昭和六年二月十一日紀元節の佳辰を卜して高松市に於て發會式を擧げた。當日は午後二時より市佛敎會副會長岡覺修師の開會の辭に次で元讃岐昭和會主事加藤仁氏の熱烈なる講演あり。終つて書院に於て藤井正念師より本聯盟組織及規定理事長の選擧等を附議說明し、互選の結果理事長に藤井正念師就任する事となり又聯盟規定は原案通り承認し讀經ありて午後八時盛會裡に散會した。

香川縣佛教融和聯盟規定

第一條　本聯盟ハ香川縣佛教融和聯盟ト稱シ事務所ヲ高松市西瓦町覺壽寺内ニ置ク

第二條　本聯盟ハ佛教ノ原理ニ立脚シテ人格價値ヲ實現シ不合理ナル差別的偏見竝差別事象ヲ撤廢シ國家總親和ノ實ヲ擧ケ建國精神ノ徹底ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條　本聯盟ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フモノトス

一、研究、調査
二、講習會、講演會ノ開催
三、宣傳
四、差別事象ノ撤廢
五、差別事件ノ調停
六、其ノ他必要ナル事項

第四條　本聯盟ハ香川縣在住佛教徒ニシテ本聯盟ノ趣旨ニ贊同スル者ヲ以テ組織ス

第五條　本聯盟員ヲ左ノ三種ニ分ツ

一、名譽會員
本聯盟ノ趣旨ニ贊同シタル名望家、德望家又ハ本聯盟ニ特殊ノ功勞アルモノニシテ理事長ノ推薦シタル者
二、正會員
香川縣内各宗僧侶ニシテ每年金壹圓ヲ納ムル者
三、贊助會員
本會ノ趣旨ニ贊同シ有形無形ノ援助ヲ爲ス者

第六條　本聯盟ニ左ノ役員ヲ置ク

一、顧問　若干名　理事長ヨリ推薦ス
一、理事長　一名　正會員中ヨリ互選ス
一、理事　若干名　理事長ヨリ囑託ス
一、評議員　若干名　理事長ヨリ囑託ス
一、書記　一名
一、會計　一名

役員ノ任期ヲ三ケ年トシ但シ再選ヲ妨ゲス

第七條　本聯盟ハ每年一回總會ヲ開キ必要ニ應シテ臨時總會ヲ開ク

附則

第八條　本規定ハ昭和五年十一月三日ヨリ實施ス

五、熊本縣眞宗布教團

熊本縣の余田義雄氏を中心とする眞宗布教團では前年から縣下に於て融和問題講演會を開催して來たが、本年度に於ても五年八月同縣御船町法光寺外五ケ所、其他縣下各地に融和講演網を張つてゐる。講師は余田義雄師、栗田圭一師其他で國民の全てが御同行であり御同朋であると云ふ教團氣は聽衆のすべてを和ませ融和精神を普及する所が多い。

六、三重縣佛教會

宗教家に對し、宗教の根本精神を又其の社會指導の立場とより、融和運動に努力せらるべきことを機會ある每に要求

し、反省を求めて來たるにも不拘未だ特志的の人を除いては、につき協議したが、意見百出、希望等も出で、是等の意見を此の成果を見得なかつたが、三重縣佛教會總會は昭和五年五取纏め將來事業實施上の參考としたいからとて之を委員に附月八日宇治山田市にて開催せらるゝや同會より、協議事項とし、次で武内眞身會長から近畿融和團體協議會に於ける宗して前項の通り提案し滿場一致を以て可決された。

融和運動の普及徹底に關する件

融和運動は邦家社會問題中一日も等閑視すべからざる問題にして明治四年太政官布告以來制度上の差別待遇による不當なる壓迫を受くべき國民なく一視同仁四民平等なるべきに然も蓄き時代の因襲今猶其の跡を絕たず依然として賤視差別の惡風殘存し爲に其の社會生活上精神經濟の兩面に幾多の壓迫と脅威を受くる同朋あり仍て玆に本會員は今後融和の普及徹底の促進運動に努めむとす。

七、京都府下宗教家融和問題協議會

宗教家、特に佛教寺院住職に本問題の理解を進め、之が活躍に關し具體的方法を協議するため、五年七月來京都府下全體に涉り二三郡を單位として京都府親和會、一如會眞身會の三團體合同で三ケ所、親和會單獨で更に三ケ所計六ケ所で宗教家融和問題協議會を開催した。

各所共何れも七、八十名の出席あり盛會であつた。協議會の內容は

宗教家として融和問題解決に努力すべき具體的方法に付御意見承り度い。

決定申合

吾人佛教徒は融和問題に關し佛教精神に基き之が解決に力を致すべきは勿論、特に左記事項に一層努力するの要ありと認む。

記

一、融和問題に關する各自の正しき理解を一層深からしむること
一、宗教家自身の誤られたる優越觀念及び差別の情念を除去することに深き反省と懺悔となもつこと。
一、あらゆる機會に於て各宗派の信念を徹底せしむることに專念し、以て一味平等俱會一所の情念を涵養し差別的偏見を除去すること。
一、進んで差別事件の調停斡旋に努むること。
一、融和の障害となるべき事象の除去に努むること。
一、地方に於ける宗教家の講演會研究會等には本問題に關する科目を加ふること。

一、各種の佛教團に對し其の事業中に融利問題の一項を加ふる樣交渉すること。

八、高知佛教聯合會

昭和五年七月十八、十九、二十日三日間高知市中央佛教會館に於て夏期講習會が開かれたが、その內融和問題に關する講座を、龍谷大學教授藤音得忍氏が持たれた。

聽衆は主として僧侶並信徒の人々であつた。尙十九日夜は同講習會に招かれた講師　小山法城氏、藤音得忍氏を煩して高知新聞社高知縣社會事業協會本會共催で高知新聞社に於て社會思想講演會を催した。折柄降雨の際であつたが二百餘名の集會を見た。

第三節　婦人團體に於ける融和問題

一、德島縣聯合婦人大會に於ける融和問題

第九回德島縣聯合婦人大會は昭和五年十一月二十三日德島高等女學校に開催、百餘名の代表者並に大畑縣社會事業主事土居知事夫人等出席、

近時の世相に鑑み融和親善事業に就て一層婦人團體として活動すべき點如何

の議題に入り富岡町婦人會久保つるの氏の提案の說明と小濱スエノ(川西婦)七條よしゑ(小松島婦)敎賀、仙カズイ(撫江)等の諸氏夫々意見を述べ、更に久保氏は社會事業家として思ふ所を述べ左の申合せを決議した。

イ、各家庭に於て差別的思想を根絕する樣指導する事。

ロ、團體に加入を誘導する事

ハ、凡ゆる機會に於て接觸を圖る事

ニ、努めて雇傭する事

融和運動統計表(目次)

第一表　昭和五年度融和團體豫算及施行事業一覽
第二表　昭和五年度國民融和日運動統計
第三表　昭和五年度產業奬勵に關する施設統計
第四表　昭和五年度融業補導に關する施設統計
第五表　昭和五年度內部自覺に關する施設統計
第六表　昭和五年度團體及府縣取扱差別事件及事象解決統計
第七表　昭和六年度融和團體豫算及事業計劃一覽

第一表　昭和五年度融和團體豫算及施行事業一覽

團體	奬勵助成				生業資金貸付		委員制度	他團體聯絡(團體數)	其他
	產業		團體						
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	表彰	視察	融和教育		
中央融和事業	四二	九、七二八		一、〇四六、五五	三	一、一〇〇	二〇			一	
融和率											
本派本願寺			四	一、〇五〇							
大谷派本願寺			六	未詳							
德島縣融和團											
(香川縣)讃岐											
愛媛縣											
高知縣	八	一、三〇〇			三	二、九二〇	二				
福岡縣											
大分縣											
佐賀縣社會事											
熊本縣	四	(改善)一、二〇〇									
鹿兒島縣社會	八八	一三、〇三二(一〇〇)		一三六、一三九、〇九		三〇、三九〇、〇一		六八二、七二			
合	六六	三三、四三〇	三九	二二、一三九、〇九	三	二、九二〇	二	六八二、七二			

團體	委員制度	他團體聯絡(團體數)	其他
	青年運動		
	融和教育		
德島縣融和團			
(香川縣)讃岐	融和教育兒童講座	二	
愛媛縣	「青年融和聯盟」		
高知縣	「地方委員」	三	
福岡縣			
大分縣	「青年同盟」		
佐賀縣社會事			
熊本縣	「町村委員」		
鹿兒島縣社會	一回	三	
	「青年聯盟」		
	融和教育、融和文庫	一件	
	一回	二	
	二件		
	一件		
	委員制度	二三	
	青年運動	一〇	
	融和教育	三	

第一表　昭和五年度歳入歳出国庫債務負担行為繰越額及翌年度以降負担額調

区別	副業補助	研究	役員会員会議	協議会	総会	協議会諮問	共他	計	指導者講習	昭和講習	婦人講習	青年講習	内部講習	一般講習	共他	計	講演会	他映画講
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京府																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
(支庁)樺太																		
朝鮮総督府																		
台湾総督府																		
関東庁																		
南洋庁																		
中央職業協会																		
大日本青年団																		
日本連合婦人会																		
大谷派本願寺																		
本派本願寺																		
真宗大谷派																		
日本赤十字社																		
(支部)樺太																		
計																		

区別	講演会	他映画講
北海道		
青森県		
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県		
千葉県		
東京府		
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県		
山梨県		
長野県		
岐阜県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
滋賀県		
京都府		
大阪府		
兵庫県		
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県		
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		
(支庁)樺太		
朝鮮総督府		
台湾総督府		
関東庁		
南洋庁		
中央職業協会		
大日本青年団		
日本連合婦人会		
大谷派本願寺		
本派本願寺		
真宗大谷派		
日本赤十字社		
(支部)樺太		
計		

講演会 計 講演 他講演共 映画 他講演 計 講師 派遣 公民館 事業 文書 紙 図書 印刷物 他 宣伝 広報 掲示板 放送事業 差別待遇事件 苦情処理 募集 就職斡旋 人員 企画 労働 産業助成 計 作数 金額 作数 金額 作数 金額 賃金支払金額 生徒数

	実施	助成			貸生業資付金		表彰	視察	委員制度		その他	
	産業	厚生		計					青年教育運動	婦人（婦人部）組織		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額						
一	一	一	一	一	一	一	一	一回		一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	「地方委員」	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一回	「小学校教員研究会」	一	一	一件
一	一	一	一	一	一	一	一	一	「地方委員」	一	一	一件
一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一件
一	一	一	一	一	一	一	一	一回		一	一	一件
一	一	一	一	一	一	一	一	一回	「青年同盟」「協和青年同盟」「兄弟大王会都」	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	「部落会都市研究会」「協和青年婦人同盟」	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一回		一	一	一件
一	一	一	一	一	一	一	一	一回	「青年同盟」「協和青年同盟」「部落会都市研究会」「協和青年婦人同盟」	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一回		一	一	一件
一	一	一	一	一	一	一	一	一回	「実行委員」	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一回		一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一回	「青年同盟」「協和青年同盟」「部落会都市研究会」「協和青年婦人同盟」	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一回	協和教育調査	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	「町村同盟」「部落会都市協和青年婦人同盟」	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一回		一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一回	「地方委員」「委員会」	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	「青年同盟」「地方委員」「青年婦人会」「青年同盟」	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	「青年同盟」「分区委員」「青年婦人会」	一	一	一件
一	一	一	一	一	一	一	一	一	「青年同盟」「協和青年同盟」「青年婦人同盟」「青年婦人会」「青年婦人会」	一	一	一件
一	一	一	一	一	一	一	一	一	「青年婦人協和青年婦人同盟」「青年婦人会」「青年婦人会」	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	「地方委員」	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	「青年同盟」	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	「町村委員」	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一回		一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一件
一	一	一	一	一	一	一	一	一回		一	一	一件
一	一	一	一	一	一	一	一	一	「青年婦人協和青年婦人同盟」	一	一	一

| 第二表 昭和五年度国民徴和日運動統計（府県及徴和団体） | 徴和団体 | 徴和協会 | 徴和奉公団 | 徴和報国団 | 徴和協会 | 徴和協会 | 徴和協会

会議	其他集会	印刷物 宣伝 ツリートレ	ビラ	ポスター	交通宣伝 宣伝街頭	交通機関利用	タイトル映写三館	青年雄辯大会	自動車ヒラ配布	タイトル宣伝	飛行機ヒラ宣伝	電車内ポスター五枚	七電車九車輛	手状	所轄合同事業	其他	備考
支部	一回	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	宣伝	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七ノ十四
一	一	一〇、〇〇〇	一	一	宣伝	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	和日
一	一	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一	宣伝	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	週乃
一	一	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一	宣伝	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	間至
一	一	一〇、〇〇〇	一	一	宣伝	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	とす六
一	一	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一	宣伝	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	日
一	一	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一	宣伝	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一〇、〇〇〇	一	一	宣伝	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第三表　昭和五年度産業奨勵に關する施設統計

施行團體	奨勵團體數	施行事業	事業費總額	補助額
京都府親和會	三	共同作業場設置 産業改良具購入	二、〇五三圓	五〇
千葉縣社會事業協會	一	授産事業	二五〇	一〇〇
大和同志會	一六	生産品の向上・販路擴張、組合組織の奨勵	一、〇九一・七五圓	五〇〇
三重縣社會事業協會	九	蒲製造、傘骨生産、副業製繩、貝釦生産、木炭生産、伊勢表共同販賣・儀生産事業、促成栽培助成	九、三五五	一、三五〇

備考　政府の補助事業中、産業奨勵に關する事項、並に中央融和事業協會施行の産業奨勵に關する事項は夫々の施設事業の中に擧げてある。

第四表　昭和五年度職業輔導に關する施設統計

施行團體	施行事業數	施行事業	事業費總額	人員	補助額
京都府親和會	五	ミシン裁縫、竹細工、醬油製法講習會	一三五圓	一五名	一三五
大阪府公道會	三	副業奨勵講習會			五〇
		ミシン、奨學、作業場、動力農具、奨學、蓆叭、洋服學校、鼻緒、和服裁縫、植柄、裂編傘骨講習	二〇、一三		一、一五〇
兵庫縣靑和會	三				
千葉縣社會事業協會融和部	三	延竹皮、蓆製造 竹蓆製造講習	二八〇		
下野昭和會	二	棕梠表製作、改良製繩講習	三五		
大和同志會	二	副業指導講習會	五〇		
三重縣社會事業協會融和部	一	籠製造講習	一八		
愛知縣社會事業協會融和部	二	下駄表編、行商用自轉車貸與	一五〇		

第二表　昭和五年度國民精神作興ニ關スル事項（昭和五年四月一日調）

| 府縣 | 町村數 | 實施町村數 | 實施町村ニ對スル割合 | 實施町村ニ於ケル實施方法 | | | |

第五表　昭和五年度内部自覚に関する施設統計

府県	施設種別	施設事項	概況	参考事項
京都府	昭和会	内部講習会	一七回開催	一、三五〇名
新潟県	昭和会	講習部落委員研究会	一三回同	三団体
同		部落講演会	一一回同	約八〇〇名
福岡県	仁和会	内部懇談会	四六回同	約一、〇〇〇名
佐賀県	協和会	懇談代表者会	一三回同	一〇名
熊本県	昭和会	部落懇談会	六回同	三六名
鹿児島県	共鳴会	自覚講習会	三回同	三五名
同		自覚講演会	一〇回同	一、一五〇名
山口県	一心会	部落懇談会	九回	所三ヶ村にて内九ヶ
愛媛県	昭和会	部落懇談会	六回同	三六名
高知県	公道会	講習会	一回	一五名
大分県	昭和会	未解放婦人子供講習会及座談会	三回	一、三〇名
計	十四ヶ所		一三回	一、三五名

第六表　昭和五年度団体及府県取扱差別事件調査の概況統計

区別 / 団体及府県取扱差別事件	愛知県	愛媛県	熊本県	福岡県	和歌山県	山口県	鹿児島県	岡山県	鳥取県	富山県	福島県	京都府	新潟県	兵庫県	神奈川県	大阪府	京都府	計
取扱庁																		
警察官吏	一	一																二
保護司																		
保護観察官																		
保護司会																		
保護観察所																		
保護委員																		
保護地方委員会																		
保護司代理																		
保護観察官補																		
保護観察主事																		
保護観察官補																		
保護観察主事																		
保護観察官																		
保護観察所長																		
保護司

第七表　昭和六年度融和関係予算及事業計劃一覧

関係官庁	本年度予算額	昨年度予算額	増減	摘要
関係官庁合計	二九二、四八一	九五、八一一	一九六、六七〇	
内閣	三、二一一	三、二一一		
内閣恩賜財団済生会	一六、六一一	一六、六一一		
内閣恩賜財団同胞援護会	六、一一一	六、一一一		
内閣恩賜財団愛育会	一、一一一	一、一一一		
内閣恩賜財団軍人会館	三、一一一	三、一一一		
内閣恩賜財団大日本国防婦人会	一、一一一	一、一一一		
内閣恩賜財団軍人援護会	二、一一一	二、一一一		
内閣恩賜財団軍人遺族会	三、一一一	三、一一一		
内閣恩賜財団軍人傷痍記念館	一、一一一	一、一一一		
内閣恩賜財団軍人会館	二、一一一	二、一一一		
内閣恩賜財団軍人援護会	三、一一一	三、一一一		
内閣恩賜財団軍人遺族会	二、一一一	二、一一一		
内閣恩賜財団軍人傷痍記念館	三、一一一	三、一一一		
内閣恩賜財団軍人会館	七五、一一一	七五、一一一		
内閣恩賜財団軍人援護会	四、一一一	四、一一一		
内閣恩賜財団軍人遺族会	二八七、四八一	八一、八一一	二〇五、三五〇	
内閣恩賜財団軍人傷痍記念館	五、一一一	一、一一一		

組織	計	全日本港湾労働組合	全国金属労働組合	日本鉄鋼労働組合	全国港湾労働組合	全国繊維労働組合	全国電力労働組合	全国化学労働組合	全国自動車労働組合	全国造船重機労働組合	全国炭鉱労働組合	全国鉄道労働組合	全国海員労働組合	全国電気通信労働組合	全国教職員組合	全国自治体労働組合	全国建設労働組合	全国農林漁業労働組合	全国印刷出版労働組合	全国ゴム労働組合	全国映画演劇労働組合	全国放送労働組合	全国医療労働組合	全国ガス労働組合	全国出版労働組合	全国港湾労働組合	全国金属労働組合	全国繊維労働組合	全国電力労働組合	全国化学労働組合	全国自動車労働組合	全国造船重機労働組合	全国炭鉱労働組合	全国鉄道労働組合	全国海員労働組合	全国電気通信労働組合	全国教職員組合	全国自治体労働組合	全国建設労働組合	全国農林漁業労働組合	全国印刷出版労働組合	全国ゴム労働組合	全国映画演劇労働組合	全国放送労働組合	全国医療労働組合	全国ガス労働組合	全国出版労働組合
第三期	第二期	全日本港湾労働組合	全国金属労働組合	日本鉄鋼労働組合	全国港湾労働組合	全国繊維労働組合	全国電力労働組合	全国化学労働組合	全国自動車労働組合	全国造船重機労働組合	全国炭鉱労働組合	全国鉄道労働組合	全国海員労働組合	全国電気通信労働組合	全国教職員組合	全国自治体労働組合	全国建設労働組合	全国農林漁業労働組合	全国印刷出版労働組合	全国ゴム労働組合	全国映画演劇労働組合	全国放送労働組合	全国医療労働組合	全国ガス労働組合	全国出版労働組合	全国港湾労働組合	全国金属労働組合	全国繊維労働組合	全国電力労働組合	全国化学労働組合	全国自動車労働組合	全国造船重機労働組合	全国炭鉱労働組合	全国鉄道労働組合	全国海員労働組合	全国電気通信労働組合	全国教職員組合	全国自治体労働組合	全国建設労働組合	全国農林漁業労働組合	全国印刷出版労働組合	全国ゴム労働組合	全国映画演劇労働組合	全国放送労働組合	全国医療労働組合	全国ガス労働組合	全国出版労働組合
運動	第二期	全日本港湾労働組合	全国金属労働組合	日本鉄鋼労働組合	全国港湾労働組合	全国繊維労働組合	全国電力労働組合	全国化学労働組合	全国自動車労働組合	全国造船重機労働組合	全国炭鉱労働組合	全国鉄道労働組合	全国海員労働組合	全国電気通信労働組合	全国教職員組合	全国自治体労働組合	全国建設労働組合	全国農林漁業労働組合	全国印刷出版労働組合	全国ゴム労働組合	全国映画演劇労働組合	全国放送労働組合	全国医療労働組合	全国ガス労働組合	全国出版労働組合	全国港湾労働組合	全国金属労働組合	全国繊維労働組合	全国電力労働組合	全国化学労働組合	全国自動車労働組合	全国造船重機労働組合	全国炭鉱労働組合	全国鉄道労働組合	全国海員労働組合	全国電気通信労働組合	全国教職員組合	全国自治体労働組合	全国建設労働組合	全国農林漁業労働組合	全国印刷出版労働組合	全国ゴム労働組合	全国映画演劇労働組合	全国放送労働組合	全国医療労働組合	全国ガス労働組合	全国出版労働組合
和	二六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	二四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

（一印は準業計数にあらざるもの。）
（一印は準業計数にあるもの。）

欠

MISSING

第四編　水平運動

第四編　水平運動
第一章　概　說……三五五
第二章　全國水平社の組織…三五七
一、宣　言……三五七
二、綱　領……三五八
三、規　約……三六八
四、政　策……三七〇
第三章　昭和五年度中に於ける水平社の活動…三八一
一、全國水平社第九回大會……三八一
二、中央的諸會議……三九二
1　第六回常任理事會……三九二
2　第一回中央委員會……三九二
3　第二回中央委員會……三九三
三、地方的諸會議……三九三
1　大阪府聯合會大會……三九三
2　東京水平社第三回委員會……三九四
3　九州聯合會第一回委員會……三九四
4　大阪府聯合會執行委員會……三九五
5　山口縣聯合會大會……三九五
6　愛知縣聯合會支部代表者會議……三九六
7　東京支部常任委員會……三九六
四、主要闘爭方策……三九七
1　差別事件の頻發に對する闘爭……三九七
2　失業反對闘爭……三九八
3　創立十週年記念日闘爭……三九九
4　融和日反對闘爭……三九九
五、對差別事件闘爭……三九一
附
一、全國水平社役員……三九二
二、全國水平社本部並府縣聯合會所在地……三九四
1　岡山縣小學校事件……三九一
2　福岡縣甘木事件……三九一
3　奈良縣舟木事件……三九一
4　三重縣佐奈村共有地事件……三九二
5　大分縣日田朝日新聞事件……三九二
6　豐橋聯隊事件……三九二
7　長野縣議事件……三九二
8　佐賀市議事件……三九二
9　大分縣小學校長事件……三九二
10　三重縣財産權横領に關する事件……三九二

第一章　概　說

大正十年の春、奈良縣南葛城郡掖上村柏原の青年、阪本清一郎、駒井喜作、清原一隆（一名西光萬吉）の諸氏は、當時澎湃として漲れる無產階級解放の時代思潮に刺戟されて、部落解放の自主的運動の促進の爲めに「青年同志會」を組織した。

同年七月雜誌「解放」に佐野學氏は「特殊部落解放論」を發表して、特殊部落の解放は「先づ特殊部落民自身が其の社會的地位の廢止を要求することより始まらねばならない」と說いた。

かくて同年十一月、右の青年同志會の駒井喜作氏宅に水平社創立事務所を設け、水平社創立趣意書「よき日の爲に」と題するパンフレット數千部を發行して、翌大正十一年一月近畿各地を始め全國重なる地方に配布した。

其の頃大阪市の寺田蘇人氏等に依つて設けられた「大日本平等會」の發會式が大正十一年二月一日大阪中央公會堂に開かれた。水平社創立準備の人々は此の會に臨んで水平社創立を天下に宣言したのである。

かくて全國水平社は生れた。卽ち同年三月三日京都市岡崎公會堂に於て會員二千餘名のもとに「全國水平社創立大會」が開かれたのである。

爾來、水平社運動は漸次擴大せられた。卽ち十二年三月二日三日の兩日京都市に於て開かれた第二回大會には地方よりの參會者約千五百名、之に京都より約同數が加はつて參會者は凡て三千人を算へ、同十二年末には、京都、大阪、兵庫、三重、愛知、岐阜、長野、東京、埼玉、群馬、栃木、福井、鳥取、岡山、廣島、山口、和歌山、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本の三府二十縣に跨り二百四十餘の水平社を算ふるに至つた。而してこの運動の全國的瀰漫に依て差別紛議は至る所に頻々として發生し大正十二年中、兵庫、大阪、京都は各百件以上其の他全國總計千四百數十件に上つた。

次で大正十三年三月三日より三日間京都市に於て開催した第三回全國大會には地方水平社の數二百五十有餘社に上り、大會參加者は地方水平社の代議員七百餘名と傍聽者數二千名に上つたのである。

かく創立以來驚的に勢力を得た水平社運動は、第三回大會後其の實質的結成と統一をはからんとしたが、德川公に對する辭職勸告運動にからまるスパイ問題に端を發して、組織の不統一や運動費の問題等によつて內部に紛爭を生じて其の戰線は亂れんとした。仍て十三年十二月一日より三日間大阪に於て開かれた全國各府縣水平社執行委員長會議に於て戰線整理に就て協議し、南中央執行委員長、平野中央執行委員等に辭職を勸告し、同時に組織改革を爲さんとしたが、關東水平

社其他南派と稱せらる一派は右の大阪會議を認めず爲に內部の紛爭は愈々激烈となつた。

然るに大正十四年一月十八日夜、群馬縣世良田村に勃發した未曾有の事件は、かの內部の爭ひを止めしめて全戰線統一の機運を生んだ。

かくて、十四年五月七日八日大阪市に於て約四百名の代議員と約一千名の傍聽者參會の下に開催された第四回全國大會に於ては、從來の無組織にある運動を指導し、運動の大衆的組織と無產階級諸團體との提携による現實的運動が協議せられたのである。

然るに、大正十四年に於ける我國のすべての社會運動に現はれた實現流と理論派との二大分野化的傾向は、かく一應統一された水平社運動にも現はれたのである。卽ち全國水平社の青年同盟の一派は從來の左傾思想を、無產政黨組織運動熱に乘じて、より鮮明にするに至り、青年同盟は九月十八日に解體して同時に全國水平社無產者同盟を創立して、水平社運動の無產者運動化を高潮した。之に對して、水平運動の獨自性を自守する人々は、水平運動の純化と水平運動の本質への還元を主張して、十月十八日京都に於て全國水平社自由青年聯盟第一回協議會を開きて、水平運動をボルシェヴイキ化する不純分子の一掃と純水平運動への還元とを高調したのである。

かくの如くにして、その後の水平社運動は兩派の暗々裡の思想的鬪爭によつて餘り振はなくなつた。

此に於て沈滯せる運動を生氣あらしむべく、從來の唯單なる觀念的なる差別に對する鬪爭より更に進出して部落民の日常生活を擁護する經濟的政治的鬪爭に進ましめんとする第五回大會は十五年五月二、三の兩日福岡市大博劇場に於て全國各地の代表者等約千五百名參會のもとに開かれた。卽ち此の大會に於て綱領を一部改正して、階級鬪爭に進展することを示し、無產團體と共同戰線に立つことをより明にした。

かくて同年十月二十二日大阪市に「全國水平社勞農黨支持聯盟」が創立され、無產政治運動に進出したのである。

然るに曩に水平社運動の無產運動化を排擊した人々は、此の全國水平社本部の左傾化を慨して、昭和二年一月五日京都市南梅吉氏宅に於て新に日本水平社を創立したのである。

かくて、またもや水平社運動は分裂に分裂を重ぬるに至り運動戰線は增々沈滯するに至つた。

而して此の不振の運動を挽回し、全國的戰線の統一をはからんとして、昭和二年には十二月三日四日廣島市に於て第六回全國大會を開き、昭和三年には舊幹部も加はりて五月廿六廿七の兩日京都市に於て第七回全國大會を開催したが分裂せる二派の內部鬪爭は止まず戰線の統一を見るを得なかつた。

此に於て創立者であり舊幹部であつた坂本清一郎、泉野利喜藏、米田富等の諸氏の活動によりて昭和三年七月十五日奈良縣高田町に於て、全國府縣代表者會議を開いて、新運動方針書——純水平運動者と左翼水平運動者との主張を融和せる——を議定したが、尙此の新方針に反對するものありて戰線は依然として統一されず運動も振はなかつた。

更らに四年十一月四日名古屋市に於て開催された「第八回全國大會」を期として「解放聯盟」を解體して關東關西統一されて、此に形の上の統一は爲され、復活運動に力を致して來た。

然して昭和五年に於ては戰線の甦生復活は形の上に於て充分とは言へなかつたであらうが、特に無產階級解放運動の中に直接進出して行つたことが具體的事實として現れて來た。このことは五年十二月開かれた第九回大會宣言に於て「經濟的には封建的搾取形態」と鬪ひ、「生活權奪還と身分廢止の旗じるしを高く揭げて」「資本家地主の權力」に迫り、「全被壓迫民衆の一翼としての一部門を分擔し勇敢に鬪ふこと」等の文字に依つて明かに知ることが出來る。

然しながら糺彈事件の如きは漸次遲下の傾向にあつて、昭和三年六二〇件、昭和四年四八四件に比し、昭和五年中に於ける件數は二〇三件に激減してゐる。又其の解決條件も差別者の眞の理解に訴る等の方法が相當多い樣であるが、更に一面に於て糺彈方法が社會的又は政治的鬪爭に向ひつゝある方面も見遁すことは出來ぬであらう。

第二章　全國水平社の組織

一、宣　言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐げられて來た兄弟よ。

過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々とによつてなされた吾等の爲の運動が、何等の有難い效果を齎らさなかつた事實は夫等のすべてが吾々によつて又他の人々に依つて每に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勵ますかの如き運動はかへつて多くの兄弟を墮落させたことを想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは寧ろ必然である。

兄弟よ。

吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。墮劣なる階級政策の犧牲者であり、男らしき產業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮を剝ぐ報酬として、生々した人間の皮を剝ぎ取られ、ケモノの心臟を裂く代價として、暖かい人間の心臟を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の惡夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は洲れずにあつた。そうだ。そうして吾々は、この血を享けて、人間が神にかはらうとする時代に遇つたのだ。犧牲者がその烙印を投げ返す時が來たのだ